



平成30年7月

豪雨災害

呉市災害記録誌

広島県 呉市

発刊にあたって

呉市長 新原 芳明



呉市では、平成30年7月5日から8日にかけて降り続いた記録的な豪雨により、市内各所において土砂災害や河川の氾濫などが発生し、災害関連死を含め29名（令和2年3月31日時点）もの尊い命が失われるとともに、3,000件を超える家屋被害により、多くの市民の皆様が長期間、ご自宅を離れられ、避難所や応急仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされました。

ここに改めまして、犠牲になられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれました多くの皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、災害発生直後から、自衛隊や警察、国土交通省をはじめとする関係機関の皆様や多くのボランティアの方々、国、県、他自治体からの応援職員の皆様の災害対応へのご協力、そして、市内はもとより全国各地から寄附金や支援物資など多くのご支援を賜り、改めまして心より感謝申し上げます。

呉市では、豪雨災害からの一日も早い復旧・復興に向け、平成31年3月に「呉市復興計画」を、令和元年9月には、特に甚大な被害を受けた天応・安浦地区における復旧・復興に必要な施策などを取りまとめた「呉市復興計画（地区計画）」を策定しました。

この復興計画に基づき、引き続き、国や県、関係機関などの皆様のご協力をいただきながら、市役所・市民・関係者が一丸となって、ハードとソフト両面の施策を計画的に推進し、豪雨災害からの着実で力強い復興の実現に取り組んでおります。

近年、全国各地で自然災害が発生し、多くの人命や財産が失われています。

そして、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生や、地球温暖化による気候変動に伴う台風や集中豪雨の増加なども危惧されています。

こうした中、呉市を襲った豪雨災害の記憶を風化させることなく未来へ継承し、災害の教訓として活かしていくため、被害の状況やその際の災害対応など、当時の状況を整理し、災害の記録として取りまとめました。

この災害記録誌の発刊により、豪雨災害から得られた教訓や課題などが市民の皆様によく活用され、将来にわたる防災・減災対策の一助となることを願いまして、発刊の挨拶とさせていただきます。

発刊にあたって

第1章

気象の概要と 被害の状況

1 気象の概要	2
(1) 豪雨発生メカニズム	2
(2) 降雨量の推移	2
2 被害の状況	5
(1) 人的被害	5
(2) 住家等の建物被害	6
(3) 土木施設等の被害	22
(4) 公共施設等の被害	25
(5) ライフラインの被害	32
(6) 交通機関の被害	37
(7) 地域産業の被害	43

第2章

災害対策本部

1 災害体制の推移と災害対策本部の設置	48
(1) 本市の災害体制	48
(2) 災害体制の推移	48
2 災害対策本部の組織と活動	50
(1) 災害対策本部の組織	50
(2) 災害対策本部の活動	51
3 市議会の対応	65
(1) 市議会の災害対応	65
(2) 災害対応中の議会運営等	65
4 応援要請・協力要請	68
(1) 政府への支援要望	68
(2) 関係機関への要請等	69
5 視察対応	70
(1) 内閣総理大臣	70
(2) 国務大臣等	71
6 平成30年7月豪雨に適用された措置の状況	74
(1) 災害救助法の適用	74
(2) 被災者生活再建支援法の適用	75
(3) 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定	75
(4) 激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定	76
7 災害対応予算の編成、国の財政措置等	77
(1) 災害対応予算の編成	77
(2) 国の財政措置等	79

第3章

避難の状況

1 気象情報と避難情報の発令	84
(1) 気象情報と避難情報の時間経過	84
(2) 避難勧告等の発令基準の特例運用	86
(3) 避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域	87
2 避難所の開設	88
(1) 避難所の開設状況	88
(2) 帰宅困難者への対応	90
3 避難所における被災者支援	91
(1) 避難所の運営	91
(2) 避難所での健康管理, 心のケア, 衛生指導	92
(3) 炊き出し, 食料・生活必需品等の提供	94
(4) スポットクーラー等の設置	95
(5) 避難所への慰問	96
(6) 各種サービスの提供	97

第4章

救出・救護・ 保健活動

1 救出・捜索活動	100
(1) 市消防局及び消防団による活動	100
(2) 他機関による救出・捜索活動	106
2 医療・救護・保健衛生活動	110
(1) 医療・救護活動	110
(2) 保健衛生活動	113

第5章

被災者支援 活動

1 生活衛生に関する支援	120
(1) 断水地域への給水	120
(2) 消毒・防疫活動	134
(3) 愛玩動物の救護	136
(4) 災害廃棄物等の処理	137
2 被災家屋の調査・罹災証明書等の発行	142
(1) 罹災証明書等の迅速な発行に向けた取組	142
(2) 被災した宅地崖の相談, 現地調査	145
3 避難行動要支援者等への対応	146
(1) 避難行動要支援者, 在宅被保護者等の状況把握	146
(2) 在宅高齢者等の状況把握	146
4 一時的な住まいの確保	148
(1) 避難所からの円滑な移行	148
(2) 住宅の応急修理	149
(3) 公営住宅等の提供	150
(4) 応急仮設住宅の提供	151

5	本市への支援物資	154
(1)	支援物資の受入・配送	154
(2)	給油支援	155
6	その他の被災者支援	156
(1)	被災者支援窓口の設置	156
(2)	生活再建支援	158
(3)	被災児童・生徒への支援	165
(4)	応急復旧と今後の取組についての説明会	168
7	行幸啓	170
(1)	被災地のご視察	170
(2)	被災者・消防団員等へのご慰問	170

第6章

応急復旧対策

1	道路・河川	174
(1)	市道の応急復旧（崩土撤去等）	174
(2)	河川の応急復旧（埋塞土撤去等）	175
(3)	農林道等の応急復旧（崩土撤去）	175
(4)	幹線道路の応急復旧	176
(5)	孤立集落対策	177
(6)	自衛隊による応急復旧活動	179
(7)	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による支援	180
2	港湾施設	182
(1)	漂流物の調査・回収	182
(2)	港湾施設管理の権限代行	182
3	上下水道施設	183
(1)	水道施設	183
(2)	工業用水道施設	183
(3)	下水道施設	184
4	交通機関の対策	185
(1)	渋滞・交通対策	185
5	事業者の復旧支援	192
(1)	グループ補助金，持続化補助金説明会	192
(2)	ふっこう周遊割説明会	193
(3)	各種融資制度の認定書等交付	194
(4)	被災施設の復旧助成	195
6	農業者・漁業者への支援	196
(1)	経営体育成支援事業	196
(2)	水産多面的機能発揮対策事業	197
(3)	各種融資制度の認定書交付	198

第7章

国・県・他団体 からの支援

1 被災地への人的応援制度	200
(1) 初動期・応急期・復旧期	200
(2) 復旧期（中期以降）・復興期	207
2 本市への応援職員の派遣	208
(1) 被災市区町村応援職員確保システムによる派遣	208
(2) 専門職種による人的・技術的支援	210
(3) 他自治体からの人的・技術的支援	216

第8章

広がる 支援の輪

1 くれ災害ボランティアセンター	218
(1) くれ災害ボランティアセンターの設置	218
2 各地域における「共助」事例	222
(1) 自治会・まちづくり協議会等による「共助」の取組	222
(2) 学生による給水支援活動	223
3 地域ボランティアとの連携	224
(1) 各地区における子育て支援	224
4 その他の支援	225
(1) 本市に寄せられた寄附金等	225
5 本市に寄せられた励ましのエール	228

第9章

復旧・復興 に向けて

1 復興に向けた体制への切替	230
(1) 呉市災害復興本部の設置	230
(2) プロジェクトチームの設置	232
(3) 呉市災害復興部長会議の開催	234
2 呉市復興計画	235
(1) 復興計画の策定	235
(2) 復興計画の概要	236
(3) 地区計画の策定	238
(4) 地区計画の概要	240
3 復旧・復興に向けた市民等との意見交換	242
(1) 各地区自治会連合会等との意見交換会	242
(2) 災害時における支援団体との意見交換会	244
(3) 地元企業等との懇談会	245
4 被災者の見守り・相談支援	246
(1) 地域支え合いセンターによる被災者支援	246
(2) 在宅被災者への対応、遺族支援等	248
5 災害復旧事業の進捗状況	250
6 交通基盤の復旧	253
(1) 幹線道路	253
(2) JR 呉線	254

7	観光客を呼び戻す取組	255
8	平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式	257
9	災害の記憶を未来へ～水害碑の設置～	259

資料編

参考資料

1	発災から1年間の主な出来事と災害への対応	262
2	時系列表	276
	(発災から市災害対策本部設置期間の主な災害対応)	
3	国による支援	278

災害記録誌における表記等について

災害記録誌の本文及び図表中における表記等は次のとおりである。

- 1 特段の記述がない限り、年表記のない年月日は「平成30年」を示している。
- 2 呉市の表記については、「市」あるいは「本市」と表記している。
- 3 部局名（〇〇部〇〇課）に特段の自治体名の記載がない組織名称は、本市の組織であり、その名称がその後の組織改正等で変更している場合であっても、当時の名称で表記している。
- 4 施設名称についても同様に、当時の名称で表記している。
- 5 本文及び図表中における氏名は敬称を省略している。また、役職等についても当時の役職名で表記している。
- 6 法人名における「株式会社」等の表記については、一部で（株）などの略称で表記している場合がある。
- 7 時間の表示は、24時間表示（0時から24時）で表記している。
- 8 災害記録誌は、本市の災害対策本部設置期間における対応を中心に記録するとともに、災害発生から概ね1年程度の期間の出来事を掲載している。なお、災害記録誌における記載内容量とその当時の業務量が比例するものではない。
- 9 図表中において、一部の正式名称を略称で表記している。
平成：H、令和：R、ファクシミリ：FAX

第1章

気象の概要と 被害の状況

第1章 気象の概要と被害の状況

1 気象の概要

6月28日(木)以降、中国大陸から日本海を通過して北日本に停滞していた梅雨前線は、7月4日(水)にかけて北海道付近へ北上した後、翌5日(木)には西日本まで南下し、その後停滞した。

また、6月29日(金)に日本の南海上で発生した台風第7号は、東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日(水)15時に日本海で温帯低気圧に変わった。

これらの前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。

6月28日(木)から7月8日(日)までの総降水量が、四国地方で1,800ミリメートル(以下「ミリ」という。)、東海地方で1,200ミリを超えたところがあるなど、7月の月降水量平年値の2倍から4倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で、24時間、48時間及び72時間降水量の値が観測史上1位となるなど、広い範囲において長時間の記録的な大雨となった。

なお、広島県では、7月6日(金)昼過ぎから翌7日(土)の朝方にかけて大雨となり、県内では初めてとなる「大雨特別警報」が、安芸太田町を除く22市町に発表された。

(1) 豪雨発生メカニズム

気象庁では、今回の豪雨の発生要因を調査し、7月13日(金)に速報的に公表した後、8月10日(金)に開催された異常気象分析検討会の検討結果を踏まえ、同日、改めて豪雨発生気象要因について、次のとおり公表した。

7月5日から8日にかけての西日本を中心とした記録的な大雨の気象要因について解析した結果、西日本を中心に長期間かつ広範囲で記録的な大雨をもたらした気象要因は、次の3つと考えられる。

- (A) 多量の水蒸気を含む2つの気流が西日本付近で持続的に合流
- (B) 梅雨前線の停滞・強化などによる持続的な上昇流の形成
- (C) 局地的な線状降水帯の形成

ここで、(A)と(B)が主な要因であり、(C)の寄与が大きい地域もあった。

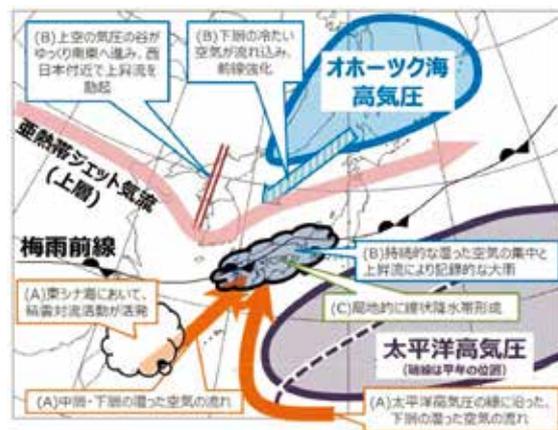


図 7月5日から8日の記録的な大雨の気象要因

(出典：気象庁「災害時自然現象報告書 2019年第2号」(平成31年3月5日))

(2) 降雨量の推移

本市では、7月5日(木)朝方から7日(土)朝方までの48時間雨量が、市内各地で500ミリを超えており、年間降水量の平均値が1,381ミリであることを鑑みると、この48時間で年間降水量の約3分の1以上の雨が降ったことに相当している。

同月6日(金)の18時から21時にかけての市内各地の観測値では、時間雨量約60ミリを観測しており、市全域での日雨量(6日0時～24時)においても累加雨量が300ミリを超え、特に、野呂川

ダム観測所などでは400ミリを超える雨量を観測した。

この激しい雨は、3～4時間程度で一旦、小康状態となったが、翌7日(土)3時から6時にかけて、時間雨量約50ミリの降雨により、被害を拡大させることとなった。

なお、発達した雨雲は、市域の西側から東側へゆっくりと移動したため、下のグラフのとおり西側の天応地区(天応観測所)と東側の安浦地区(野呂川ダム観測所)の雨量データにおいて、降雨量のピークに1時間程度の差が生じている。

下表は、市内の地域気象観測所3地点における観測史上1位を記録した降水量を示しており、倉橋では、最大1時間から72時間までの7項目全てにおいて観測史上1位を記録した。

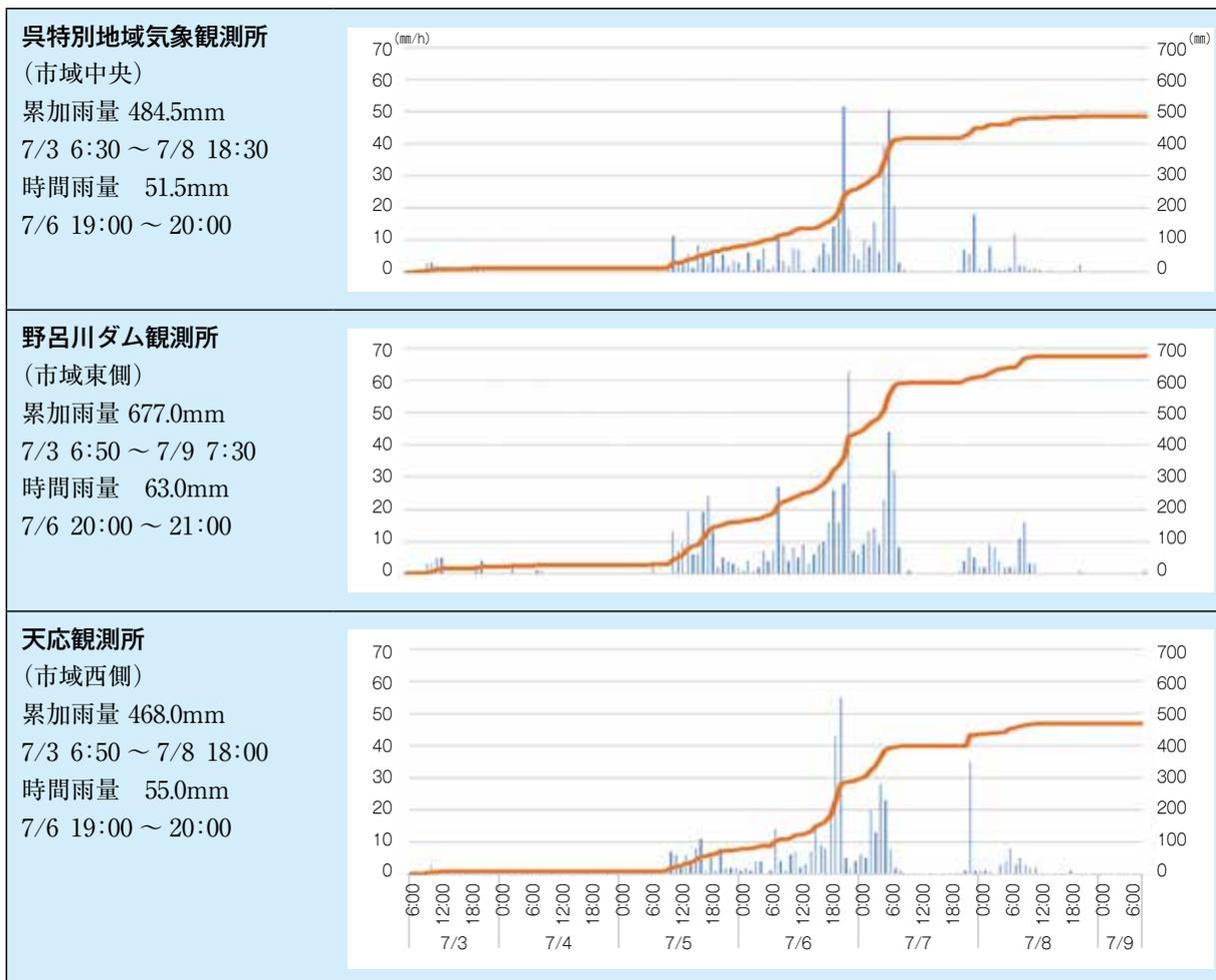


図 観測所3地点における降雨期間中の累加雨量(折れ線グラフ)及び時間雨量(棒グラフ)

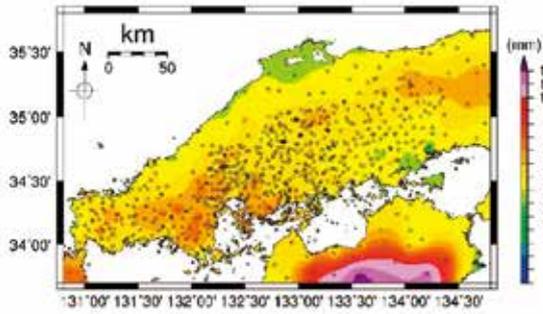
表 観測史上1位を更新した地点降水量(アメダス観測値による統計) (単位: mm)

	呉		倉橋		蒲刈	
	降水量	年月日	降水量	年月日	降水量	年月日
最大1時間降水量			59.5	46.0 (2013/08/25)		
最大3時間降水量			109.5	82] (1992/08/08)		
最大6時間降水量			136.0	113 (1980/07/09)		
最大12時間降水量	246.5	213.5 (2009/07/25)	230.5	150 (1980/07/09)	216.5	191.5 (2009/07/25)
最大24時間降水量	309.5	224 (1983/09/28)	290.5	193 (1983/09/28)	327.5	195.5 (2009/07/25)
最大48時間降水量	402.0	260 (1993/07/28)	388.5	286 (1980/07/11)	431.0	223.5 (2009/07/26)
最大72時間降水量	465.0	281 (1983/09/28)	456.5	328 (1980/07/11)	498.0	230.5 (2009/07/27)

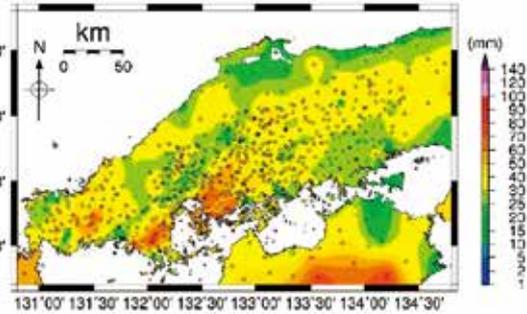
※1 各地点の右欄は、これまでの観測史上1位降水量及び括弧内に年月日を示す。

※2]: 欠測が含まれる(資料不足値)。

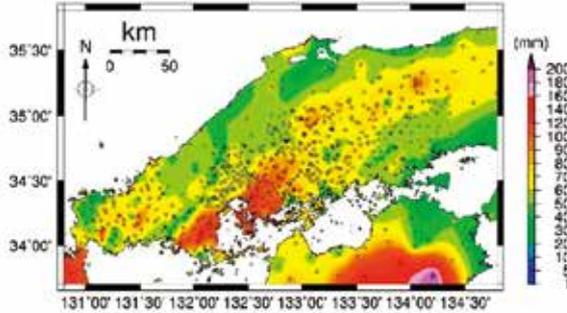
期間総降水量(6/28-7/8)



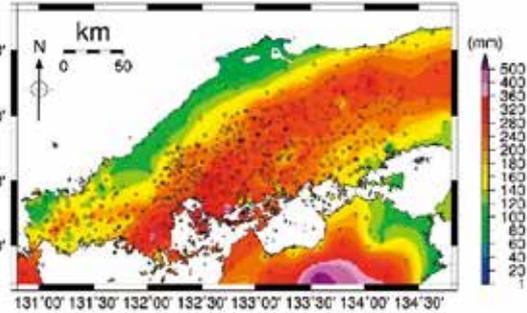
最大1時間降水量



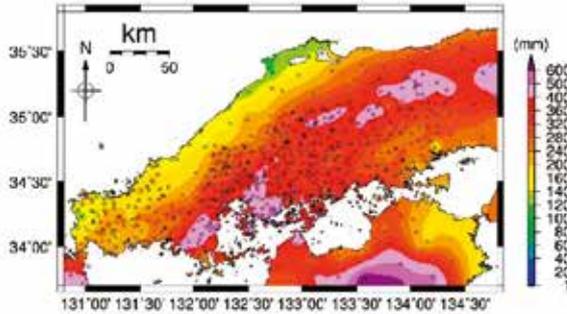
最大3時間降水量



最大24時間降水量



最大48時間降水量



最大72時間降水量

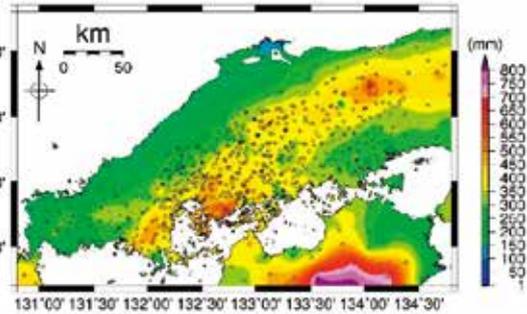


図 中国地方における地上雨量観測に基づく総降水量, 及び, 各継続時間最大降水量

(出典: 土木学会中国支部西日本豪雨災害調査団報告書)

コラム
~豪雨災害を通して~

相乗型豪雨災害のメカニズム

広島大学 防災・減災研究センター
特任教授 土田 孝



2018年7月豪雨による土砂災害の特徴は、圧倒的に降水量が多い状況での災害だったことであり、この点は、地形が変更したかと思うほどの被害が発生した2017年7月九州北部豪雨と共通しています。

広島県内で多発した土砂洪水氾濫は、土石流を発生させた後も強い降雨が長時間継続し、大量の水が土石流として流出した不安定な土砂を巻き込んで、河道を埋没させながら周辺の道路や低地に侵入して無秩序に流下していく現象であったと考えられます。

崩れた土砂が、さらに予想外の動きをすることが通常の土砂災害との違いであり、大学においては、水の研究者と地盤の研究者が協力して研究に取り組んでいます。このような豪雨が、西日本で2年続いて発生したことを踏まえ、私たちは今後も起こりうるものと考えて想像力を発揮し、ソフト対策、ハード対策の両面から備えていく必要があります。

2 被害の状況

(1) 人的被害

今回の豪雨災害による人的被害は、令和2年3月31日時点で死者が29人(うち災害関連死^{*}による死者4人を含む。)、負傷者が22人となっている。

なお、死者のうち、直接死25人についての「地区・被災場所別」の内訳及び「年齢・被災場所別」の内訳は、それぞれ次表に示すとおりである。

^{*}災害関連死：死亡の原因について、今回の豪雨災害との間に因果関係が認められたもの。

表 死者(直接死)の地区・被災場所別内訳

地区	死者数	自宅	自宅以外
天応	12人	6人	6人
安浦	4人	3人	1人
吉浦	3人	3人	
中央	2人	1人	1人
音戸	2人	2人	
阿賀	1人	1人	
蒲刈	1人	1人	
合計	25人	17人	8人

表 死者(直接死)の年齢・被災場所別内訳

年齢	合計	自宅	自宅以外
0～9歳	0人		
10～19歳	2人		2人
20～29歳	0人		
30～39歳	1人		1人
40～49歳	4人	3人	1人
50～59歳	2人	2人	
60～69歳	6人	5人	1人
70～79歳	5人	2人	3人
80～89歳	3人	3人	
90歳以上	2人	2人	
合計	25人	17人	8人

(注) 被災場所については、いずれも発見場所や死者の住所等から呉市で推定したもの。

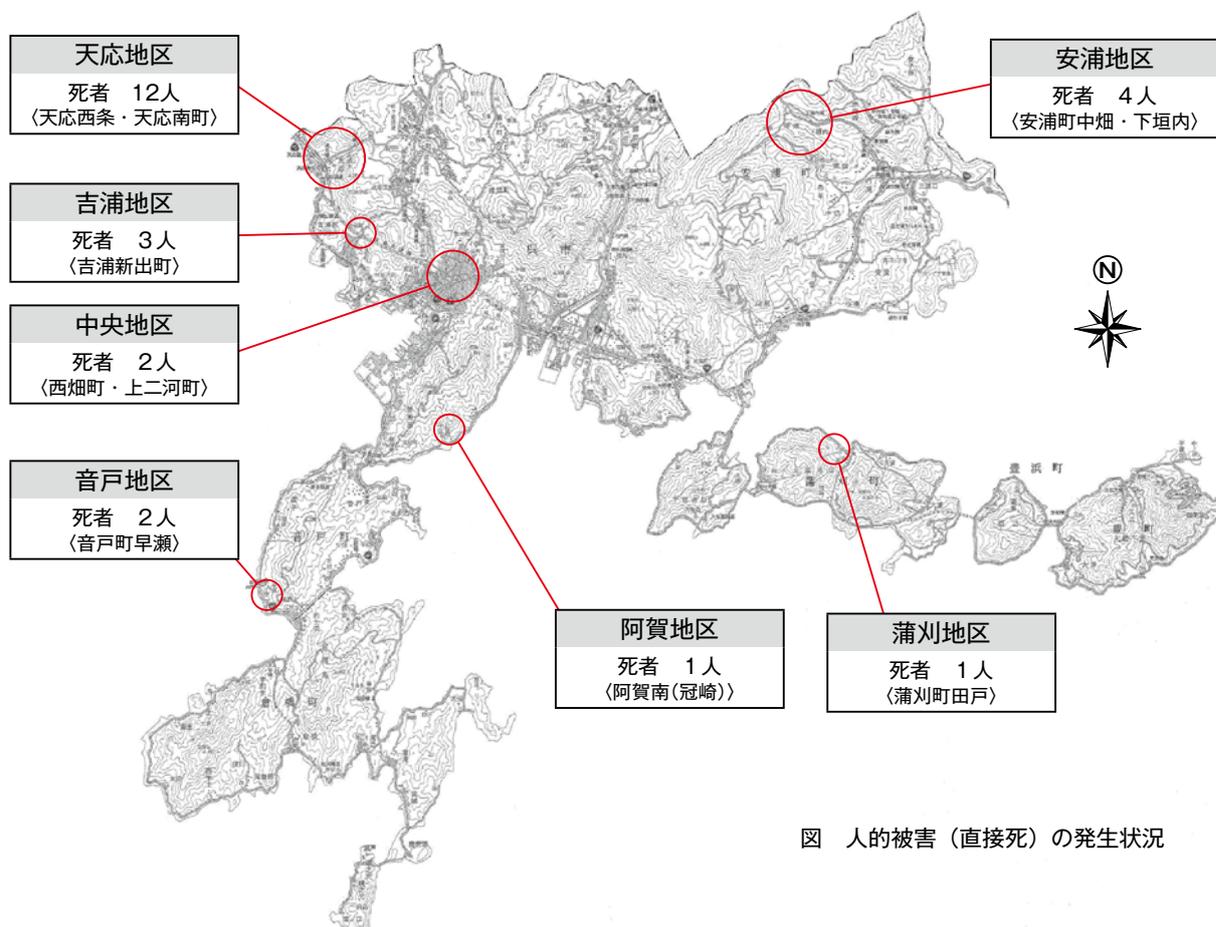


図 人的被害(直接死)の発生状況

(2) 住家等の建物被害

① 市全域

建物等の被害状況は、令和2年3月31日時点の罹災証明に係る現地調査結果で、建物が3,239件、土地が770件となっている。

これらの被害状況を地区別で見ると、建物被害の件数は、安浦地区(991件)、次いで天応地区(598件)となっており、この2つの地区で全体の約半数を占めている。

また、土地の被害件数では、安浦地区(147件)、倉橋地区(93件)、中央地区(74件)の順となっている。

表 罹災証明に係る現地調査完了件数(令和2年3月31日時点)

(単位：件)

被害区分		中央	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天応	昭和	郷原
建物	全壊	18	21	5	21	9	3	4	86	8	1
	大規模半壊	3	6		3	7			54	4	
	半壊	29	12	7	16	24	5	5	174	25	1
	一部損壊	126	37	12	63	110	9	16	165	91	7
	床下浸水	18	18	7	68	145	6	6	118	54	2
	その他				2	2	1		1	1	
	小計	194	94	31	173	297	24	31	598	183	11
土地	崩壊	40	4	14	15	10	8	7	4	27	6
	陥没	4	2		1	1		1		3	2
	埋没		1		1		2			4	
	流出	6	3	1	6	8	7	1	3	6	6
	その他	24	10	15	15	17	14	1	14	30	12
	小計	74	20	30	38	36	31	10	21	70	26
合計	268	114	61	211	333	55	41	619	253	37	

被害区分		下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊	合計
建物	全壊	3	9	16	29	10	71	9	1	324
	大規模半壊		1	3	5	2	45			133
	半壊	1	21	39	29	3	370	4	1	766
	一部損壊	9	89	90	57	23	346	6	6	1,262
	床下浸水	6	43	36	45	2	158	3	6	741
	その他				5		1			13
	小計	19	163	184	170	40	991	22	14	3,239
土地	崩壊	3	13	20	31	8	16	7		233
	陥没	2	1	3	6	1	7	1		35
	埋没	2	1			1	1			13
	流出	4	5	6	16	3	13	2	2	98
	その他	6	16	35	40	11	110	20	1	391
	小計	17	36	64	93	24	147	30	3	770
合計	36	199	248	263	64	1,138	52	17	4,009	

(単位：件)

(単位：件)

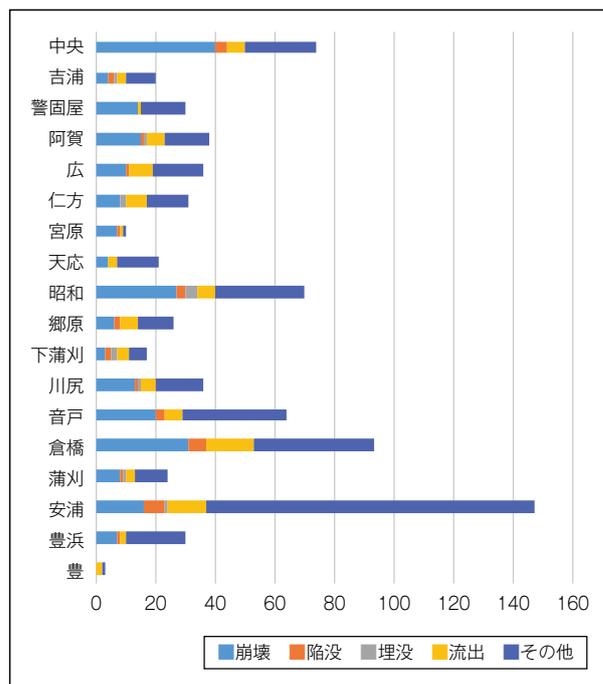
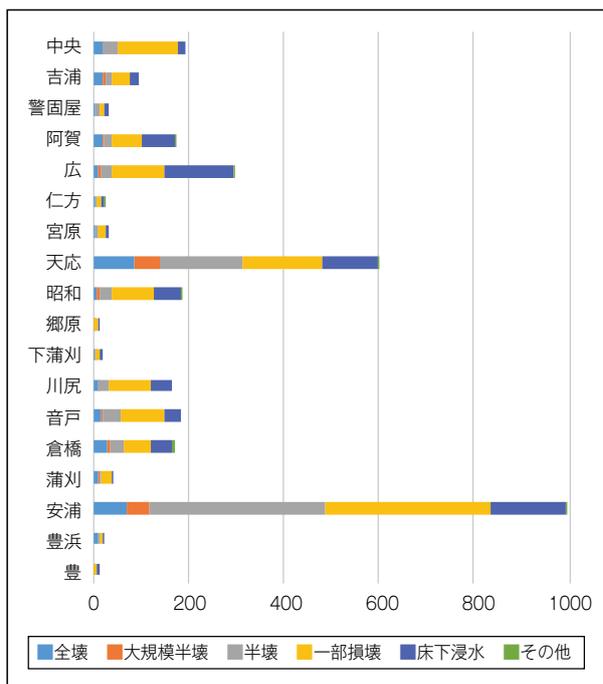


図 罹災証明に係る現地調査完了件数(左側：建物)，(右側：土地)

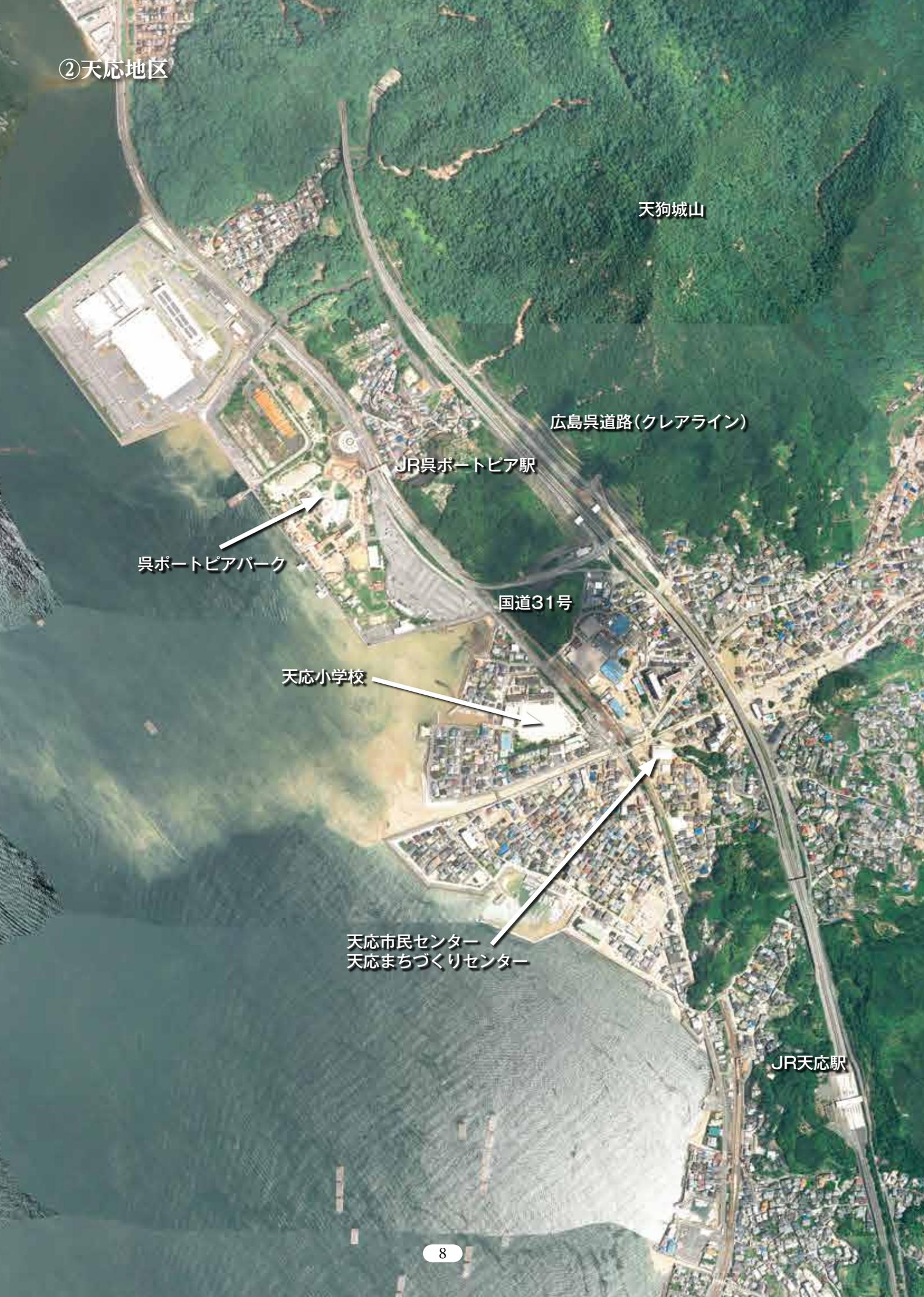


図 建物被害の発生状況

注1 建物被害の件数が100件以上発生した地区のみを記載している。

注2 円の大きさは、建物の被害件数に応じた大きさとしている。

②天応地区



天狗城山

広島呉道路(クレアライン)

JR呉ポートピア駅

呉ポートピアパーク

国道31号

天応小学校

天応市民センター
天応まちづくりセンター

JR天応駅

空中写真に見る被災直後の天応地区

深山の滝

大屋大川

背戸の川

(主) 呉環状線

天応中学校

烏帽子岩

天応地区

天応地区では、大屋大川や背戸の川の上流域で発生した多数の斜面崩壊・土石流による直接的な被害に加え、下流域では上流域から流出した土砂が河道を埋塞したことにより、土砂・洪水氾濫が発生し、大量の土砂が道路や住宅地に堆積したほか、地盤の低い地区では広範囲にわたり浸水被害が生じた。



土砂・洪水氾濫が発生し、住宅地に堆積した大量の土砂(天応地区の中心部・7/9撮影)

ア 背戸の川流域



土石流が発生した住宅地



河川に流れ込んでいる道路からの大量の泥水



土石流により流された家屋や自動車

イ 大屋大川流域



7月7日(土)朝方の大屋大川の氾濫状況(写真左：7:50上流側から撮影，写真右：7:45下流側から撮影)



水が引いた後に地域一帯を覆い尽くした大量の土砂や流木



土石流により崩壊した大屋大川上流(主)呉環状線



大量の土砂が堆積し砂に覆われた大屋大川



(主)呉環状線を流れる河川水



多くのがれきが積まれた宮町地区

③ 安浦地区

中畑

安浦町下垣内

安浦町中畑

市原

(主)矢野安浦線

野呂川ダム

野呂川

中切川

国道
185号

空中写真に見る被災直後の安浦地区

中畑川

JR安浦駅

安浦市民センター
安浦まちづくりセンター

安浦町水尻

安浦地区

安浦駅周辺地区では、中畑川、野呂川の氾濫により、約60ヘクタールに及ぶ広い範囲が浸水した。また、市原・中畑・下垣内の各地区では、山間部の至るところで土石流が発生し、集落や田畑へ大量の土砂や流木が流れ込み、集落へ至る道路も寸断された。このほか、水尻地区やその他の地域でも土石流が流入するなど、安浦地区全体で多くの建物等の被害が発生した。

ア 安浦駅周辺地区



河川の氾濫により多数の家屋が浸水



道路の境界が分からなくなるほどの浸水が発生



破堤した中畑川左岸



河川内に堆積した流木(中畑川)

イ 市原地区



土石流により携帯電話基地局や電気設備も損壊



家屋に押し寄せた大量の土砂と流木



数十人の住民が避難していた市原集会所(写真右下)



土石流の発生により大量の土砂や流木に飲み込まれた市原地区の家屋や農地

ウ 中畑地区, 下垣内地区



山全体に土石流の爪痕を残す中畑地区(写真中央)・下垣内地区(写真左)



大量の土砂が流入した農地(中畑地区)



(主)矢野安浦線に堆積した大量の流木(下垣内地区)

エ 水尻地区



道路下の水路が閉塞し団地内へ土石流が流入(写真提供：呉工業高等専門学校)

オ 野呂川ダム

広島県が管理する野呂川ダムにおいては、ダム周辺及び上流部への集中的な豪雨によりダムの水位が急激に上昇したことから、7月6日(金)の23時50分から翌7日(土)の10時24分までの間、異常洪水時防災操作^{※1}が行われた。

広島県では、県内各地において水害や土砂災害による甚大な被害が発生したことを受け、「平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会^{※2}」を設置し、同検討会において事象の検証・分析や今後の対策のあり方について検討され、平成31年1月に広島県知事へ提言がなされた。



土砂等が入流した野呂川ダム(8/4撮影)

※1 異常洪水時防災操作

洪水調節を行っている場合において、更に洪水時最高水位(サーチャージ水位)を超える予測の場合にダムからの放流量を流入量まで徐々に増加させる操作のこと。

※2 平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会

今回の豪雨災害の発生要因等を分析し、当面の対策と中・長期的な対策について検討するため広島県が設置した学識経験者等による組織。河川・ダム部会と砂防部会が置かれ、3回の検討会と計5回の部会が開催された。

【被害発生要因等の分析】

- 野呂川流域では記録的な豪雨を受け、河道に流れ込んだ土砂等で中畑川の越水・破堤や野呂川の溢水が発生
- 野呂川ダムでは洪水調節容量を使い切る見込みとなったため、異常洪水時防災操作を実施
- 情報や人的な支援が不足した状況下において操作を行う中で、貯水位を低下させようとした結果、操作には要領に沿っていない部分があったが、浸水シミュレーションによる検討を行った結果、浸水への影響は限定的であることを確認

【今後の対策】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ダムの洪水調整機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖内の土砂撤去による洪水調節容量の確保 ・野呂川ダム・野呂川・中畑川の必要となる洪水調節容量と河道配分量の決定と、それを踏まえた土砂や流木の対策も併せた抜本的な改修の実施 ・ダムの容量の有効活用に向けた検討の継続実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ソフト対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの異常洪水時防災操作時のサポート・バックアップ体制の確保及び通信手段の多重化等 ・的確な避難行動につなげるための水害リスクやダムの情報等の防災関係者や住民に正しく理解してもらうための取組や情報提供の内容・手段の充実 |
|--|---|

図 被害発生要因等の分析結果と今後の対策(野呂川ダム関係)

(平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方(提言)を基に作成)

④ その他の地区

天応地区、安浦地区以外においても、市内各所で発生した土石流・崖崩れなどにより、多くの箇所では建物の倒壊や、宅地・農地等への土砂・流木等の流入による被害が発生した。また、長時間の降雨による建物の浸水被害も多数発生した。

ア 吉浦地区(吉浦新出町)



土石流とともに流れてきた巨石



巨石により倒壊した家屋



土石流により倒壊した家屋



家屋に突き刺さった流木

イ 中央地区(中央4丁目～6丁目)



市役所北側の浸水状況(7/7・7:07撮影)

ウ 中央地区(西畑町)



△ 斜面崩壊による住宅被害 ▷



エ 昭和地区(焼山東)



◁△ 土石流が水路へ流入し多数の家屋被害が発生

オ 昭和地区(焼山西)



◁△ 外構や擁壁等の崩壊も数多く発生

カ 阿賀地区(阿賀南9丁目・冠崎地区)



家屋を飲み込んだ土石流



住宅街にあふれ出す無数の流木



倒壊した家屋と道路上に流入した土砂

キ 広地区(広長浜)



◁△ 斜面崩壊により県道へ崩れ落ちた家屋

ク 広地区(広小坪)



住宅地に流入した土砂



土砂による家屋の損壊

ケ 音戸地区(音戸町早瀬)



流木による家屋の倒壊



隣家へ押し倒された倒壊家屋

コ 音戸地区(音戸町先奥)



土石流によって崩壊した道路・河川



大規模な土石流により土砂が流入した国道487号

サ 蒲刈地区(蒲刈町田戸)



家屋下の擁壁が崩落



擁壁の崩落により倒壊した家屋

(3) 土木施設等の被害

① 道路・橋梁の被害

今回の豪雨により土砂崩れや土石流等が相次ぎ、市内各所で道路が被害を受けたことで、数多くの通行不能箇所が発生し、被災直後に発注した応急復旧工事の件数は市全体で約100件にも上った。

また、橋梁についても、流木や土砂等による被害が発生し、平成28年3月に架け替えが完了したばかりの木橋「真光寺橋」を含む15橋が流失した。



市道両谷2丁目2号線(広両谷2丁目)



市道郷原大積苗代線(郷原町)



市道見戸代17号線(下蒲刈町見戸代)



市道内海南谷線(安浦町内海南2丁目)



真光寺橋(広古新開9丁目)



流失した真光寺橋の一部
↓

大広橋(広古新開8丁目)

② 河川の被害

天応地区の大屋大川や安浦地区の野呂川、中畑川をはじめ、市内を流れる大小様々な河川において、上流部の急傾斜地などで山腹崩壊等が発生し、大量の土砂や倒木などが流入したことで、河道の埋塞や浸食、護岸の決壊等が生じ、これにより周辺や下流部における浸水被害を引き起こした。



辰川川(東中央4丁目)



白石川(広白石3丁目)



大積川(郷原町)



戸浜川(川尻町)



中畑川(安浦町中畑)



日之浦北川(安浦町安登)

③ 農林道等の被害

土砂崩れや土石流などが多数発生した安浦地区をはじめ市内各所において、農業活動のほか生活用道路としても利用される農道や、河川やため池等から田畑に水を引くための農業用水路が被害を受けた。

また、郷原町と野呂山頂上を結ぶ林道郷原野呂山線のほか、多くの林道も被害を受けた。



農道早瀬田原線(音戸町早瀬)



農道大番山田線(安浦町原畑)



農道豊島北部線(豊浜町豊島)



農道豊岡村線(豊町大長)



大地蔵水路(下蒲刈町大地蔵)



林道郷原野呂山線(郷原町)

(4) 公共施設等の被害

① 建物等の被害

今回の豪雨では、市が所有・管理する公共施設(公有財産)においても、土砂流入や床上浸水等の被害が発生した。

とりわけ、被害が甚大であった地域では、災害発生時には避難所や災害対応の拠点となるべき市民センター、消防出張所、保健出張所、集会所等といった施設が被災したため、発災直後には業務を継続できない状況となるなど、応急対応の機能を十分果たすことができなかった。また、道路等に敷設してある地域イントラネットのケーブル損傷などにより、一時的に被災地域との情報通信機能が途絶するなど、市民センター等での各種行政情報システムによる窓口事務等に支障が生じた。

なお、各施設の被害状況は、災害発生後から財務部管財課において公有財産の被害状況報告^{*}により集約しており、被災した施設等の主な内容は次表に示すとおりである。

表 公共施設等の被害状況(平成31年2月28日時点)

区分	被害施設数	主な被災施設(被災内容)
公共施設等	72施設	
行政施設(事務所等)	6施設	天応市民センター(土砂流入) 東消防署安浦出張所(床上浸水)等
生涯学習施設	10施設	老人福祉センター安浦内海会館(床上浸水、土砂流入) 総合スポーツセンター(土砂流入)等
学校教育施設	10施設	安浦小学校(床上浸水) 天応中学校(運動場に土石流入)等
医療福祉施設	5施設	安浦中央保育所(床上浸水) 倉橋保育所(土砂流入)等
環境衛生施設	12施設	呉市斎場、市営墓地(吉浦墓地等7施設法面崩壊) 芸予環境衛生センター(土砂流入)等
産業振興施設	3施設	グリーンピアせとうち(法面崩壊) くらはし産業館万葉の里(法面崩壊)等
市営住宅	10施設	音戸西栗尻住宅(土砂流入) 須川津ノ田アパート(土砂流入)等
その他の施設等	16施設	防災行政無線(破損)、防火水槽(土砂流入) 地域イントラネット(ケーブル損傷)等
普通財産	21施設	
市有地等	11施設	焼山町山林(法面崩壊) 長谷町市有地(法面崩壊)等
集会所等	10施設	旧倉橋東小学校(土砂流入) 三津口西自治会館(床上浸水)等
合計	93施設	

^{*}公有財産の被害状況報告

平成30年8月1日時点報告 公共施設等 63施設、普通財産 17施設(議会協議会で報告)

平成31年2月28日時点報告 公共施設等 72施設、普通財産 21施設

表 地域別の公共施設等の被害状況(平成31年2月28日時点)

(単位：施設)

	公共施設等									普通財産			合計
	行政施設	生涯学習	学校教育	医療福祉	環境衛生	産業振興	市営住宅	その他	小計	市有地等	集会所等	小計	
中央	1	1			4		1	1	8				8
吉浦			1		2				3	1		1	4
警固屋							1		1				1
阿賀							1		1		1	1	2
広		1	3	1					5				5
仁方							1	1	2				2
宮原										1		1	1
天応	1	1	1		1			1	5				5
昭和					1				1	4		4	5
郷原		1							1	1		1	2
下蒲刈								2	2				2
川尻										1		1	1
音戸			2	1			1	2	6				6
倉橋		2	1	1	1	1	2	1	9		3	3	12
蒲刈		1				1	1		3				3
安浦	4	2	2	2	1	1	2	6	20	2	6	8	28
豊浜								2	2	1		1	3
豊		1			2				3				3
計	6	10	10	5	12	3	10	16	72	11	10	21	93



床一面が泥水に覆われた天応市民センター1階ロビー (7/7撮影)



床上浸水した安浦中央保育所(7/7撮影)



△山間部や傾斜地に造成されている墓地施設は、法面の崩落などにより墓石の倒壊など大きな被害が発生した。
写真は塩屋墓地の被災状況(7/9撮影)



◇運動場に大量の土砂が流れ込んだ天応中学校は、天応小学校への仮移転を余儀なくされた。

② 公共施設等の休館

今回の豪雨により被害を受けた市内の多くの公共施設では、施設内へ流入・堆積した土砂の撤去や浸水による設備機器等の安全性の点検などのため、臨時休館を余儀なくされた。

また、道路等の被災により管理運営に携わる職員が参集できない状況となった施設では、臨時休館や一部利用の制限を、さらに、自衛隊災害派遣部隊の宿营地として提供した施設(総合体育館(オークアリーナ)、総合スポーツセンター等)では、当該期間中の一般の利用を制限し、その後、施設の復旧状況や周辺の道路事情などに応じて、順次開館した。

表 豪雨災害により臨時休館した市が所管(管理)する施設

【芸術・文化施設】

施設名	休館期間
呉市立美術館・松濤園・蘭島閣美術館・三之瀬御本陣芸術文化館	～7/10(火)
白雪楼・蘭島閣美術館別館・昆虫の家「頑愚庵」・貝と海藻の家・倉橋歴史民俗資料館・長門の造船歴史館	～7/17(火)
安浦歴史民俗資料館(南薫造記念館)	～9/11(火)

【文化財】

施設名	休館期間
入船山記念館	～7/9(月)
江戸みなとまち展示館・乙女座・若胡子屋跡・御手洗七卿落遺跡・船宿・旧柴屋住宅・旧金子家住宅	～7/10(火)

【社会教育施設】

施設名	休館期間
野外活動センター	7/7(土)
倉橋図書館	～7/8(日)
かまがり天体観測館・かまがり海と島の工作館	～7/9(月)
かまがり古代土器製塩体験施設・かまがり古代製塩遺跡復元展示館	～7/14(土)
安浦図書館	～7/17(火)
くれ絆ホール	～8/27(月)
川尻筆づくり資料館・野呂山セントラルロッジ	～9/7(金)

※各施設ともに7/7(土)から臨時休館

【スポーツ施設】

施設名	休館期間
蒲刈B&G海洋センター	～7/11(水)
倉橋グラウンド・倉橋体育館・倉橋テニスコート	～7/17(火)
大空山体育館・大浦崎スポーツセンター(体育館・グラウンド・テニスコート)	～7/18(水)
くらはし温水プール	～7/19(木)
大浦崎スポーツセンター(キャンプ場・駐車場)	～7/20(金)
市営温水プール	～7/21(土)
豊プール	～7/26(木)
川尻温水プール	～8/3(金)
川尻東プール	～8/10(金)
総合体育館(オークアリーナ)	～8/12(日)
総合スポーツセンター	～8/29(水)

【観光施設】

施設名	休館期間
大和ミュージアム・おんど観光文化会館うずしお・コテージかまがり・かまがり温泉やすらぎの館	～7/9(月)
グリーンピアせとうち	～7/13(金)
くらはし桂浜温泉館	～7/17(火)
くらはし産業館万葉の里	～7/19(木)
野呂山ビジターセンター・野呂山レストハウス	～8/31(金)
国民宿舎野呂高原ロッジ	～9/7(金)



館内に土砂が流入した安浦歴史民俗資料館



自衛隊災害派遣部隊の宿营地となった総合スポーツセンター

③ 学校等の休業

ア 市立小・中・高等学校

○ 臨時休業の決定

発災当日の7月6日(金)5時40分に大雨警報が発表され、市立小・中学校については各校の判断により、全校が臨時休業とし、市立呉高等学校については、一旦登校後、10時30分をもって授業を打ち切り、生徒に下校を促した。

翌7日(土)・8日(日)が学校休業日であったことから、市内の被災状況や学校施設等の被災状況などを踏まえ、同月7日(土)に教育委員会において、市立小・中・高等学校の同月9日(月)の臨時休業を決定し、電話により全校長へ伝達・指示した。

保護者への連絡は学校単位でメールを一斉送信したが、メール連絡ができない保護者に対しては、電話連絡または直接訪問等での連絡を試み、防災行政無線を利用して地域への周知を図った地区もあった。

○ 臨時休業の延長

7月8日(日)に校長役員会に所属する校長を招集し、交通網途絶による教職員の通勤困難、断水による給食の提供中止、学校施設の被災状況確認及び通学路の安全確認に時間を要するなどの理由から同月12日(木)まで市立小・中・高等学校の臨時休業の延長を決定した。臨時休業を延長することについて、同月9日(月)に市ホームページにも掲載し、市内全域へ周知した。また、同月13日(金)以降の再開については、各学校で総合的に判断することとし、一部の学校で引き続き臨時休業とした。

表 市立小・中・高等学校の臨時休業 7月6日(金)～7月20日(金)

(単位：校)

運営状況		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金
小学校	臨時休業	36			36	36	36	36	18				9	8	8	1
	開校	0			0	0	0	0	18				27	28	28	35
計		36			36	36	36	36	36				36	36	36	36
中学校	臨時休業	26			26	26	26	26	16				9	5	6	3
	開校	0			0	0	0	0	10				17	21	20	23
計		26			26	26	26	26	26				26	26	26	26
高等学校	臨時休業	1			1	1	1	1	1				1	1	1	1
	開校	0			0	0	0	0	0				0	0	0	0
計		1			1	1	1	1	1				1	1	1	1

7月6日(金)は、全小・中学校臨時休業。呉高等学校は、10:30から臨時休業

7月9日(月)～12日(木)は、全校臨時休業

臨時休業には、夏季休業を含む。

広島県呉市
報道発表資料

平成30年7月9日
教育部学校教育課(高橋・安部)
☎0823-25-3402

呉市立小・中・高等学校の臨時休業について

平成30年7月5日から降り続いた豪雨による呉市立小・中・高等学校の臨時休業日を平成30年7月9日(月)としていましたが、7月12日(木)まで延長します。

- 1 期間
平成30年7月9日(月)から平成30年7月12日(木)まで
- 2 理由
 - (1) 交通網が遮断されており、教員の全員出勤が困難な状況にあるため。
 - (2) 水道の復旧の見通しがたないことから、給食の提供ができないため。
 - (3) 学校施設の被災状況の確認とその復旧及び、通学路の安全確認に時間を要するため。
- 3 授業再開について
安全を確認した後、授業の再開が可能であれば、学校長の判断で、7月13日(金)から授業を再開します。
安全の確保が難しいようであれば、7月17日(火)以降に授業を再開します。

7月9日(月)付報道発表資料

○ 2学期開始日の繰り上げ

市立小・中・高等学校の2学期の授業開始日については、8月17日(金)以降、教職員の出勤状況、学校施設の被災、通学路の安全確保等、各学校の状況に応じ、それぞれが決定することとした。

これにより、7月6日(金)以降休業していた呉高等学校は2学期を8月17日(金)に繰り上げて開始することとなり、小・中学校については各校の状況に応じて同月20日(月)に小学校3校(仁方、音戸、波多見)、中学校1校(音戸)、22日(水)に小学校1校(白岳)が2学期を繰り上げて開始した。

イ 保育所等

○ 休所の決定

呉市立保育所(以下「公立保育所」という。)については、7月6日(金)7時45分に福祉保健部子育て施設課から全保育所へ施設の安全確認を指示して、通常どおり夕方までの保育を実施した。

当初は、翌7日(土)も通常どおり開所する予定であったが、豪雨による被災が深刻な地域もあったため、同日未明に、公立保育所の休所を決定し、早朝から全職員の安否確認を行った後に、6時から保護者へ休所について電話連絡を開始した。

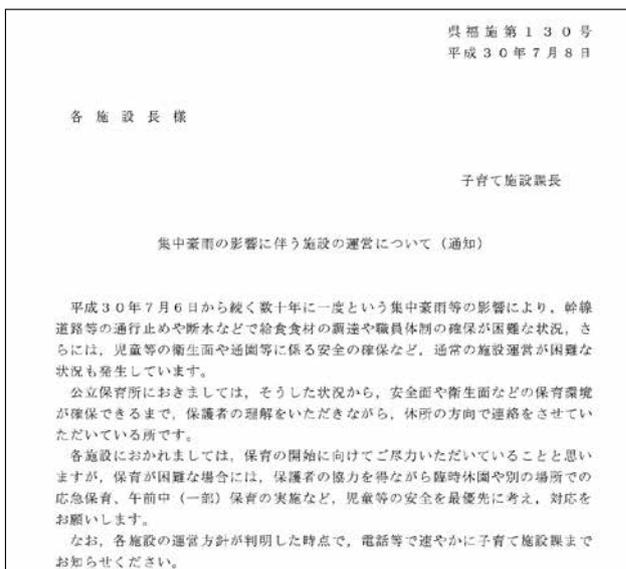
さらに、同日、市内の私立保育所に対して、臨時休所や応急保育等の対応について指示するとともに、各施設の被災状況についても確認した。

公立保育所においては、同月7日(土)に続き9日(月)についても休所とし、8日(日)に、別の場所での応急保育や午前中(一部)保育の実施など児童の安全を最優先とした対応について通知した。

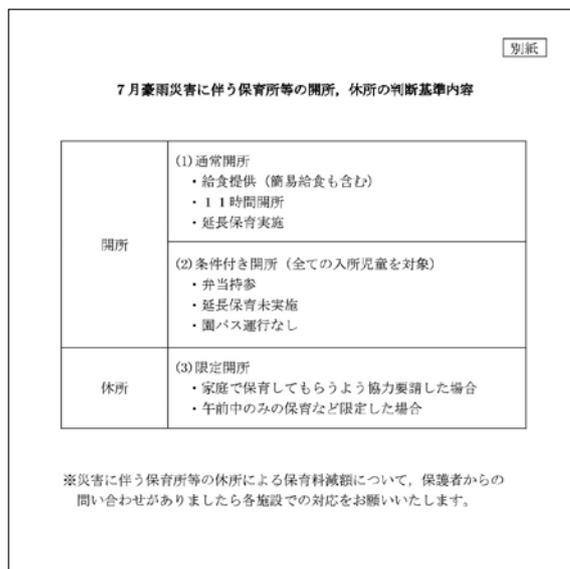
また、断水や道路事情などにより食材の調達ができない状況などから、弁当持参等による「条件付き開所」や保護者の勤務事情などにより自らが保育することができないことを考慮した「限定開所」など個々の保育所の実情に応じた保育を実施した。

その後、断水の解除や周辺インフラ等の応急復旧などにより、保育環境も徐々に整ってきたことから、同月19日(木)以降、全ての公立保育所において通常保育が再開された。

同様に呉市立幼稚園(ゆたか幼稚園)についても、同月7日(土)から17日(火)まで休園とし、18日(水)から通常教育が再開された。



7月8日(日)付通知(抜粋)



7月豪雨災害に伴う保育所等の開所、休所の判断基準内容

表 公立保育所等の運営状況 7月7日(土)～7月19日(木) (単位:所)

運営状況	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木
休所	14		14	11	10	9	9	9			1	0	0
条件付き開所	0		0	2	2	3	2	2			1	4	0
限定開所	0		0	1	1	1	1	1			4	0	0
通常開所	0		0	0	1	1	2	2			8	10	14
計	14	0	14	14	14	14	14	14	0	0	14	14	14

※ 保育所:13施設 幼稚園:1施設

○ 安浦中央保育所における応急保育の実施と保育の再開

安浦中央保育所では、7月7日(土)の6時から、前述のとおり保護者への連絡を開始したところ、電話対応中に当該施設への浸水が始まり、その場にいた職員は、緊急避難のため、近隣の市営住宅3階へ垂直避難した。

浸水解消後に施設の被災状況を確認したところ、浸水による損傷が著しいため、今後、当該施設において保育所を運営することは困難と判断した。

このため17日(火)から、当該施設に通所している児童については、グリーンピアせとうち(産業部観光振興課所管)における代替保育を実施し、8月6日(月)からは、旧三津口小学校(財務部管財課所管)における代替保育が開始された。

グリーンピアせとうちにおける給食については、簡易給食(パン、ジュース、バナナ等)で対応し、旧三津口小学校での代替保育については、洗浄・消毒により使用が可能となった安浦中央保育所で調理した給食を運搬し対応した。

9月28日(金)からは、浸水等により被災した施設の修繕工事に着手し、約5か月間の工事期間を経て、平成31年3月3日(日)に工事が完了し、同日に「安浦中央保育所復旧記念式」を開催した。

これにより、約8か月にも及ぶ児童の仮施設での保育は終了し、翌4日(月)からは元の施設での保育が再開された。

平成30年7月31日(火)
福祉保健部子育て施設課
電話 25-3174

安浦中央保育所保護者の皆様

安浦中央保育所被災に伴う仮園舎の開設について

安浦中央保育所の保護者の皆様におかれましては、平成30年7月豪雨により、当施設が被災(床上浸水)して以降、仮園舎(グリーンピアせとうち)への送迎等でご協力いただきありがとうございます。
このグリーンピアせとうちの仮園舎は8月4日(土曜日)までしか利用できないことから、旧三津口小学校を新たに仮園舎として開設することになりましたのでお知らせいたします。

1 今後の予定

- ・「グリーンピアせとうち」の利用は施設側都合により8月4日(土曜日)で終了します。
- ・**8月6日(月曜日)から「旧三津口小学校(1階)」で保育を開始します。**

2 自家用車での児童送迎について(お願い)

(1) 学校(仮園舎)周辺の道路は狭く、対向車すれ違いが困難なため、車の進入・退出時の経路を裏面の通り自主規制させていただきますのでご協力ください。

【進入経路】
園道 ⇒ 進業協同組合の信号から進入 ⇒ 突き当たりを左折 ⇒ 学校(仮)で右折
※ 学校(仮)正面の空き地を借り上げて整地します。坂の手前が広がるので車が方向転換しやすくなります。
※ 裏面図の駐車場③、⑥、⑦を臨時駐車場として借りています。大きい車等はこちらに駐車し、徒歩で登所されても結構です。

【退出経路】
学校(仮)を左折 ⇒ 対向車に注意しながら青矢印を右折 ⇒ 園道

(2) 車で学校(仮)を登り左に曲がらずに直進するとゲートを開いた駐車場⑧(旧三津口保育所跡地)があります。こちらで車の向きを変えて直進で校舎横駐車場⑨に向かってください。※ 向きを変えず、駐車場⑧に駐車して徒歩で登所されても結構です。
※ 朝夕の児童送迎時(各2時間程度)に交通誘導員を配置する予定です。

児童の送迎に際し、ご不便をおかけすることとなりますが、諸般の事情をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

7月31日(火)付保護者宛通知文(抜粋)



安浦中央保育所復旧記念式(H31年3/3撮影)

ウ 放課後児童会

7月6日(金)は、市内全小学校が休校となったため、その対応に合わせ、放課後児童会^{*}(以下「児童会」という。)も全て休会とした。

その後、市内全小学校が同月12日(木)まで休校となることが決定され、児童会においても、断水により児童の安全で衛生的な環境が提供できないため休会とした。

この休会期間中に、指導員の安否確認を実施するとともに、施設の被害状況などの報告を受け、各児童会の被害状況に応じた復旧作業に努めることとした。

その後、同月13日(金)から給水体制が徐々に整ってきたことに伴い、通学路の安全が確保されている児童会から順次再開し、同月20日(金)には、34児童会全てが再開することができた。

^{*} 放課後児童会

母子家庭や両親共働きなどで放課後に子供の世話ができない家庭を対象に設けられている保育制度で、学童保育ともいう。

表 児童会の運営について(時系列)

7月6日(金)	指導員宛に全児童会(34児童会)休会のFAX送信
7月7日(土)	全児童会(34児童会)休会決定を電話連絡
7月8日(日)	指導員宛に安否確認と被害状況把握のため電話連絡
7月9日(月)	7月9日～7月12日休会を指導員にメール送信
7月12日(木)	保護者宛に再開方針をメール送信 休会通知をホームページに掲載
7月13日(金)	指導員宛に再開方針をメール送信

表 児童会の運営状況 7月7日(土)～7月20日(金)

(単位：所)

運営状況	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金
休会	34		34	34	34	34	22	19			7	5	2	0
開会	0		0	0	0	0	12	15			27	29	32	34
計	34	0	34	34	34	34	34	34	0	0	34	34	34	34

(5) ライフラインの被害

① 上下水道施設の被害

ア 上水道

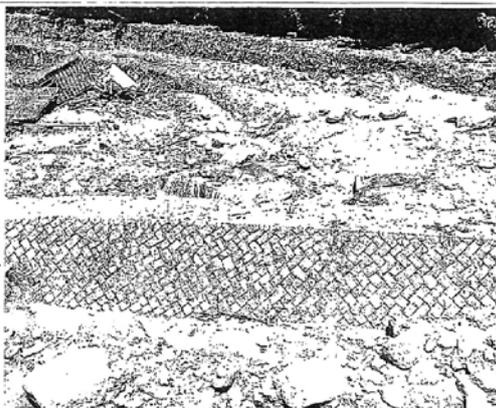
7月6日(金) 20時10分頃、広島水道用水供給事業及び太田川東部工業用水道事業における送水施設(6号トンネル)で水位低下が確認され、その後、送水が停止した。

この送水トンネルは、本市の水源水量の約7割を担う太田川からの水を宮原浄水場まで送水する施設の一部であり、送水の停止により、本市で大規模な断水が発生することとなった。

同月9日(月)、水位の低下は、送水トンネル管理施設である「小屋浦開閉所」の土砂流入によるトンネルの閉塞が原因であることが判明したため、広島県では翌10日(火)から土砂の搬出作業に着手し、同月12日(木)から送水が再開されることとなった。

なお、広島県の瀬野川浄水場(広島市安芸区畑賀町)から安芸郡熊野町を經由して供給されている昭和地区及び郷原地区は、断水を回避することができたものの、同じ送水系統である安浦地区においては、配水管の損壊等により一部地域で断水となった。

また、本来、宮原浄水場から送水している安芸灘地区については、下蒲刈町と蒲刈町向地区を除く地区において、同月7日(土) 23時17分に、大崎上島町からの送水系統(逆送)に切り替えたことで断水には至らなかったほか、太田川からの送水が途絶したものの、自己水源である二河川からの水を宮原浄水場で浄水処理することにより、中央地区の低地部も断水を回避することができた。



土砂崩れの被害を受けた小屋浦開閉所(中央) (広島県提供)



運び出し作業進める

西日本豪雨の影響で、広島県による島舌方面への水道用水の供給が止まった問題で、事業を手掛ける興企業局は10日、同県坂町小屋浦地区で地下の送水トンネルに土砂が流入していたと確認した。現地、土砂の取り出しを始めており、作業が終わり次第、トンネル内に水を流して管路に異常がないかを確認する。水が正常に届いていれば送水を再開できる見込みだ。(村田拓也)

豪雨でストップ 呉方面への水道用水供給 土砂流入は坂町小屋浦 送水トンネル開閉所

開閉所からは水が噴き出しており、この地点までは水が届いているという。重機を使って壊れた設備を取り除き、その後土砂

運び出す作業を進めている。土砂の流入量が分からないため、いつ撤去が終わるかの見通しは立っていないという。

トンネルは、海田町から広島市安芸区、坂町を經由して呉市までを結ぶ全長15.6キロ。興企業局は高さ、幅とも2層の半円形の管内のどこかに土砂が流れ込んだと詰まり、送水ができなくなったとみて調査していた。

9日には海田町三迫にあるトンネルの起点「西谷接合井」にポンプ車2台を置き、水を吸い出す作業を始めた。5日程度で抜き終わり、内部を点検する計

園という。不明だった土砂の流入地点が小屋浦開閉所と確認できたことで、点検が不要となる可能性もある。

この問題では6日後、トンネル内部で水位が急激に低下。3市1町の計7万9003世帯、16万7222人分の水を送れなくなった。現在も呉市と江田島市の計7万2611世帯、14万9597人分を届けられていない。呉市のうち安芸灘諸島と広島県大崎上島町、愛媛県今治市向けには7日、送水ルートを行原市方面から切り替えて

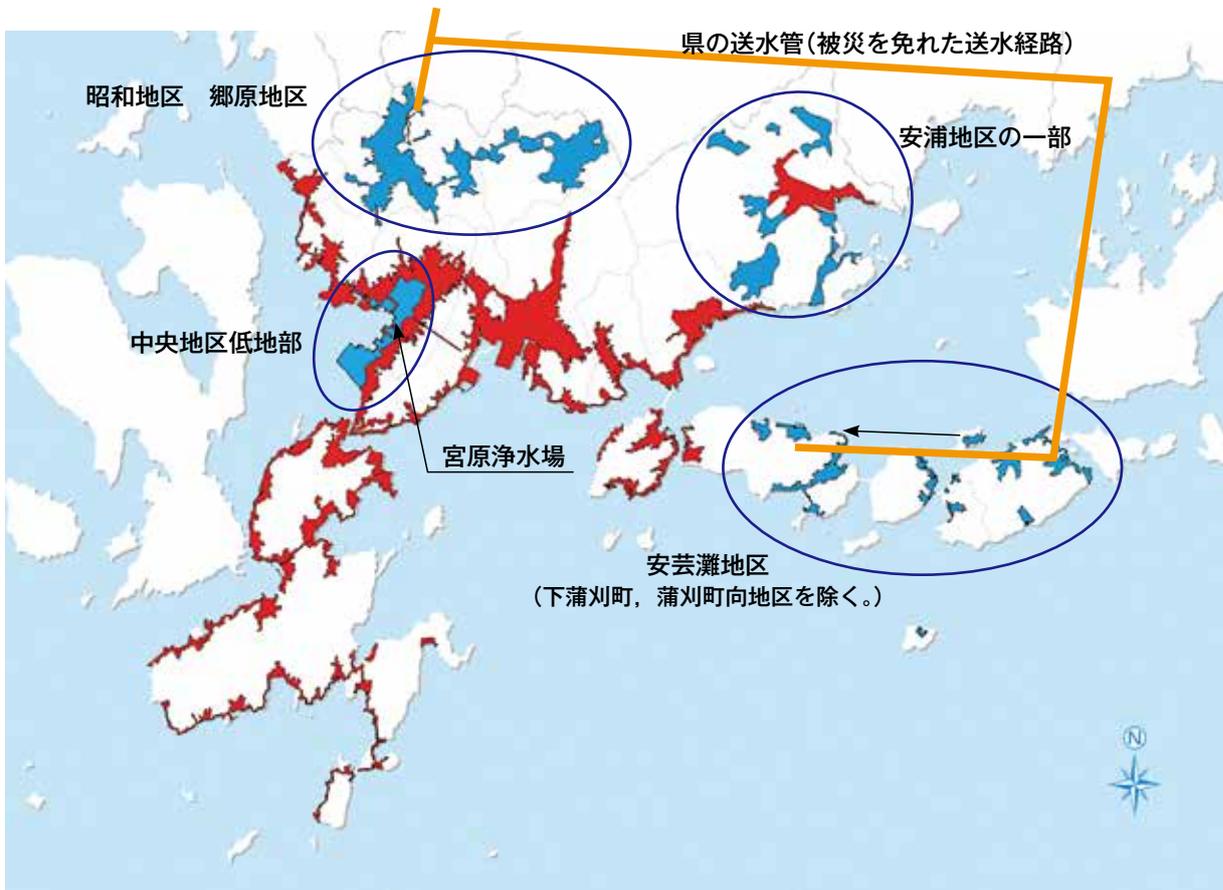


図 断水範囲(赤色)と通水範囲(青色)(7月8日時点)

今回の豪雨により、広島県の送水施設の被災だけでなく、本市が所有する上下水道施設等も市域全域にわたって被災し、広範囲での断水や水圧低下等が発生した。

このため、本市で断水の影響を受けた世帯数は、最大で約7万8千世帯(約15万人)に上り、特に、川尻地区においては、小仁方地区を除く地区内へ水道水を供給するための「柳迫第1ポンプ所」が土石流により全壊したため、代替となる仮設ポンプ所の整備による給水が開始された8月2日(木)まで、約1か月にわたり断水が続くなど、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすこととなった。

表 上水道施設の被害状況

区分	被害箇所数	主な被災施設
水道施設	20か所	柳迫第1ポンプ所
水道管路	251か所	天応西条配水管, 広石内地区配水管



被災前の柳迫第1ポンプ所



被災後の柳迫第1ポンプ所

表 水道施設等の被害の状況と断水解消までの推移

月日	水道施設等の被害の状況・断水等の状況	断水世帯数・人口の推移	
		世帯数	人口
7/6(金)	広島県送水施設(6号トンネル)の水位低下 太田川からの送水停止	-	-
7(土)	天応・吉浦・宮原・警固屋・倉橋・音戸・阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区の全部, 蒲刈・中央地区の一部が, 正午から断水 柳迫第1ポンプ所建屋等流出	78,006	153,520
10(火)	二河水源地からの取水により, 中央地区西部, 吉浦・天応地区の通水を開始したが, 漏水事故(晴海町)発生により19時に通水を中断	78,006	153,520
11(水)	広島県送水施設(6号トンネル)の損壊したゲートの撤去 漏水事故(晴海町)の復旧作業	78,006	153,520
12(木)	中央西部(低地部)の断水解消	75,504	149,125
13(金)	広島県送水施設(6号トンネル)から宮原浄水場への通水開始 中央西部(高地部), 吉浦地区の断水解消	68,122	134,360
14(土)	宮原浄水場給水開始 阿賀(低地部), 天応(一部), 蒲刈(向)地区の断水解消	62,828	123,495
15(日)	阿賀(高地部一部), 広(一部), 仁方(低地部), 宮原(一部), 警固屋(低地部), 中央(高地部一部)地区の断水解消	23,707	46,790
16(月)	中央(高地部一部), 宮原(一部), 警固屋(高地部), 広(一部), 仁方(高地部), 下蒲刈(下島・三之瀬), 天応(西条)地区の断水解消	16,197	32,989
17(火)	警固屋(見晴), 阿賀(冠崎・大入), 川尻(小仁方), 下蒲刈(大地蔵), 音戸, 倉橋(北部)地区の断水解消	8,199	17,250
18(水)	倉橋(南部)地区の断水解消	6,354	14,021
19(木)	倉橋(大迫, 鹿島)地区の断水解消	6,043	13,575
20(金)	安浦, 天応(西条・東久保), 倉橋(長谷)地区の断水解消	3,700	8,400
	※引き続き断水地区の復旧工事等を実施	3,277	7,470
8/1(水)	22時~川尻地区への給水開始	0	0
2(木)	13時 給水拠点設置終了 川尻(小仁方除く)地区の断水解消	-	-

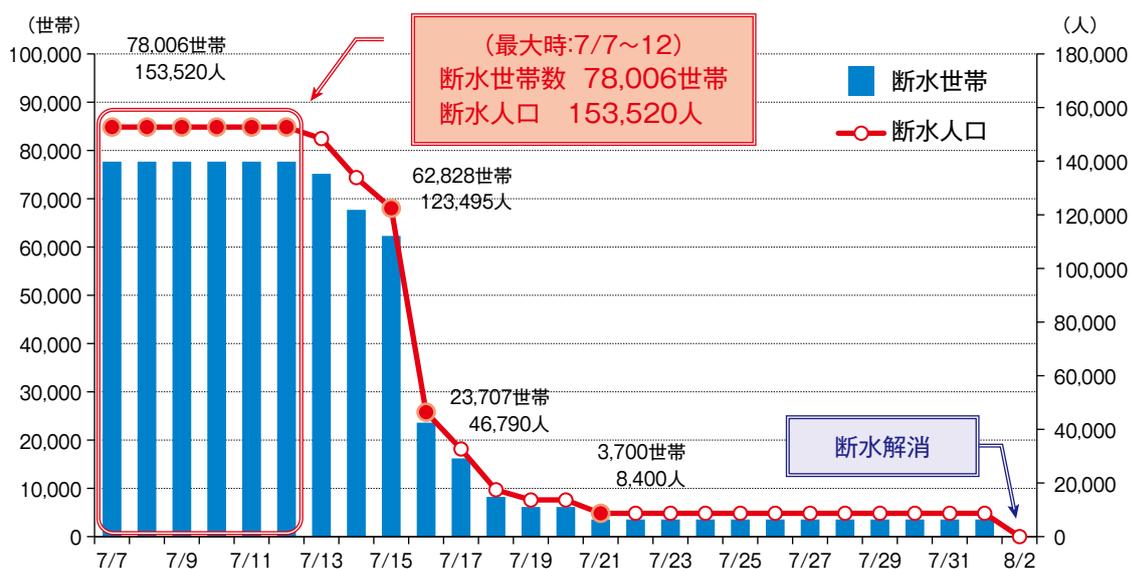


図 断水の影響を受けた世帯及び人口推移

イ 工業用水道

本市は、市内の6事業所に工業用水を供給しており、供給エリアは、太田川、二河川を水源とする呉地区(3事業所)と、主に黒瀬川を水源とする広地区(3事業所)に大別される。

前述のように7月6日(金)に発生した広島県の送水施設(6号トンネル)の閉塞によって、太田川からの送水が途絶したため、呉地区の工業用水ユーザーへの供給が一部停止した。

また、広地区についても、国道375号の上部で発生した土石流によって、調整池や管理棟等へ土砂が流入したため、基幹施設である「二級水源地」の機能が停止し、広地区の工業用水ユーザーへの供給が一部停止した。



土砂の流入により機能を停止した二級水源地

ウ 下水道

下水道施設では、天応地区の大屋大川上流部の崖崩れ・土石流等により、主要地方道呉環状線(天応～焼山間)に埋設している「天応焼山污水幹線」において、管きよの破断等が発生したほか、広地区においても国道375号上段原橋と並行していた「石内郷原污水幹線」が橋梁の全壊とともに破断するなどの大きな被害を受けた。

また、安浦地区をはじめとして、広範囲にわたる浸水や土砂流入等により、下水道管路の破損や閉塞が発生したほか、「横路ポンプ場」などの下水道施設や集落排水施設についても大きな被害が発生した。

表 下水道施設の被害状況

区分	被害箇所数	主な被災施設
下水道施設	13か所	横路ポンプ場, 月見公園ポンプ場
下水道管路	15か所	天応焼山污水幹線, 石内郷原污水幹線
集落排水施設	8か所	野路西・下島農業集落排水施設
集落排水管路	1か所	野路西農業集落排水管路



天応焼山污水幹線の被災状況(管きよの破断)

② 電気・ガス設備の被害

ア 電気

電気設備では、電柱の倒壊や高圧線の断線といった機器等の損壊などにより、多くの地区で停電が発生したが、7月13日(金)には、土砂崩れ等による立ち入りが困難な箇所を除き、概ね停電は解消した。

なお、今回の豪雨による電気設備の主な被害状況は、次のとおりである(安浦地区、豊地区及び豊浜地区を除く)。

- ・ 事故停電戸数：延べ17,653戸
- ・ 設備被害数：電柱149本、高圧線114条、機器24台、伐採26か所
- ・ 人命救助のための緊急停電数：延べ1,882戸



倒壊した電柱(安浦町市原)



斜面崩落による電柱の倒壊(倉橋町大向～西宇土間)

イ ガス設備

今回の豪雨においては、道路や敷地内に埋設しているガス管の破損や家屋の倒壊等によるガス漏れなどが10数件発生した。

広島ガス株式会社では、発災当初は被害の全容が把握できなかったため、7月8日(日)に市災害対策本部が公表した被害報を基に、発生している被害箇所と同社の供給エリアを照らし合わせ、重複する全ての箇所の調査を開始し、翌9日(月)に完了した。なお、その後も被害箇所が増加した部分について随時調査を実施し、ガス漏れや、ガスが出ないなどの通報を受けた場合は、現地に赴き破損箇所付近の閉栓等により対応した。

なお、今回の災害に伴うガス供給設備の爆発等の事故については報告されていない。



道路の崩落により露出したガス管(吉浦上城町)

(6) 交通機関の被害

① 幹線道路

本市と広島市とを結ぶ広島県道路や東広島市とを結び山陽自動車道へ直結する東広島・呉自動車道をはじめ、本市と周辺市町とを結ぶ重要な幹線道路や市内の各地区を結ぶ国道・県道など、その多くが土石流や斜面の崩落、倒木、冠水などによって通行不能となった。

表 幹線道路の通行規制状況

月日	時間	No.	路線名	道路管理者				通行規制状況	
				国	県	市	NEX CO		
7/5 (木)	11:10	①	(一)野呂山公園線		●			雨量超過による事前通行規制	
	0:40	-	(一)大崎下島循環線		●				
	4:40	-	(一)豊島線		●				
	7:50	②	東広島・呉自動車道(阿賀IC～黒瀬IC)	●					
	8:10	③	(主)呉平谷線		●				
			(一)瀬野呉線, 焼山吉浦線 (市)鍋土山手線			●			
	8:20	④	(一)広仁方停車場線		●				
	11:25	⑤	(一)豊島線(豊島北側)		●				災害による片側交互通行規制
	12:21	⑥	(一)大崎下島循環線(大浜)		●				災害による通行止め
	18:42	⑦	広島県道路(クリアライン)				●		雨量超過による事前通行規制
7/6 (金)	19:45	⑧	(一)焼山吉浦線(焼山～吉浦間)		●			災害による通行止め	
	20:20	⑨	(国)375号(石内)		●				
	20:45	⑩	(主)呉環状線(天応～焼山間)		●				
	21:05	⑪	(主)呉環状線(苗代～郷原間)		●				
	21:40	⑫	(国)31号(小屋浦・水尻)	●					
	21:50	⑬	(国)185号(安浦)	●					事前通行規制による通行止め
	22:00	⑭	(国)375号(上段原橋)		●				
	22:30	⑮	(主)呉環状線(阿賀南8丁目)		●				
	22:35	⑯	(一)小多田安浦線(女子畑～黒瀬)		●				
	22:40	⑰	(国)375号(郷原)		●				
23:00	⑱	(国)185号(仁方町川尻越)	●						
7/7 (土)	0:30	⑲	(一)上蒲刈島循環線(ウォーキングセンター)		●			災害による通行止め	
時間不明	⑳	(国)31号(吉浦トンネル西側)	●						
	㉑	(国)185号(川尻トンネル・黒地トンネル)	●						
	㉒	(国)487号(高須・波多見)		●					
	㉓	(主)矢野安浦線(安浦)		●					
	㉔	(主)音戸倉橋線 (田原・宇和木・室尾・渡子トンネル)		●					
	㉕	(主)呉環状線(警固屋8丁目・阿賀南9丁目)		●					
	㉖	(主)下蒲刈川尻線(下蒲刈中学校・ほとるの里)		●					
	-	(一)瀬野呉線(西谷町)		●					
	-	(一)野呂山公園線(板休)		●					
	㉗	(一)広仁方停車場線(広津久茂・仁方町戸田)		●					
	㉘	(一)倉橋大向釣土田港線(西宇土・大向・重生)		●					
	㉙	(一)中大迫清田線(尾立)		●					
	㉚	(一)上蒲刈循環線(向・田戸・宮盛・大浦)		●					
	㉛	(一)見戸代大地蔵線(大地蔵)		●					
	⑤	(一)豊島線(豊島北側)		●					
㉜	(一)川尻安浦線 (塩谷団地・日の浦トンネル南・川尻東2丁目)		●						
㉝	農道豊浜大橋・林道郷原野呂山線			●					

※(国) …一般国道, (主) …主要地方道, (一) …一般県道



国道375号(上段原橋付近)



主要地方道 呉環状線(天応～焼山間)



主要地方道 呉環状線(警固屋8丁目付近)



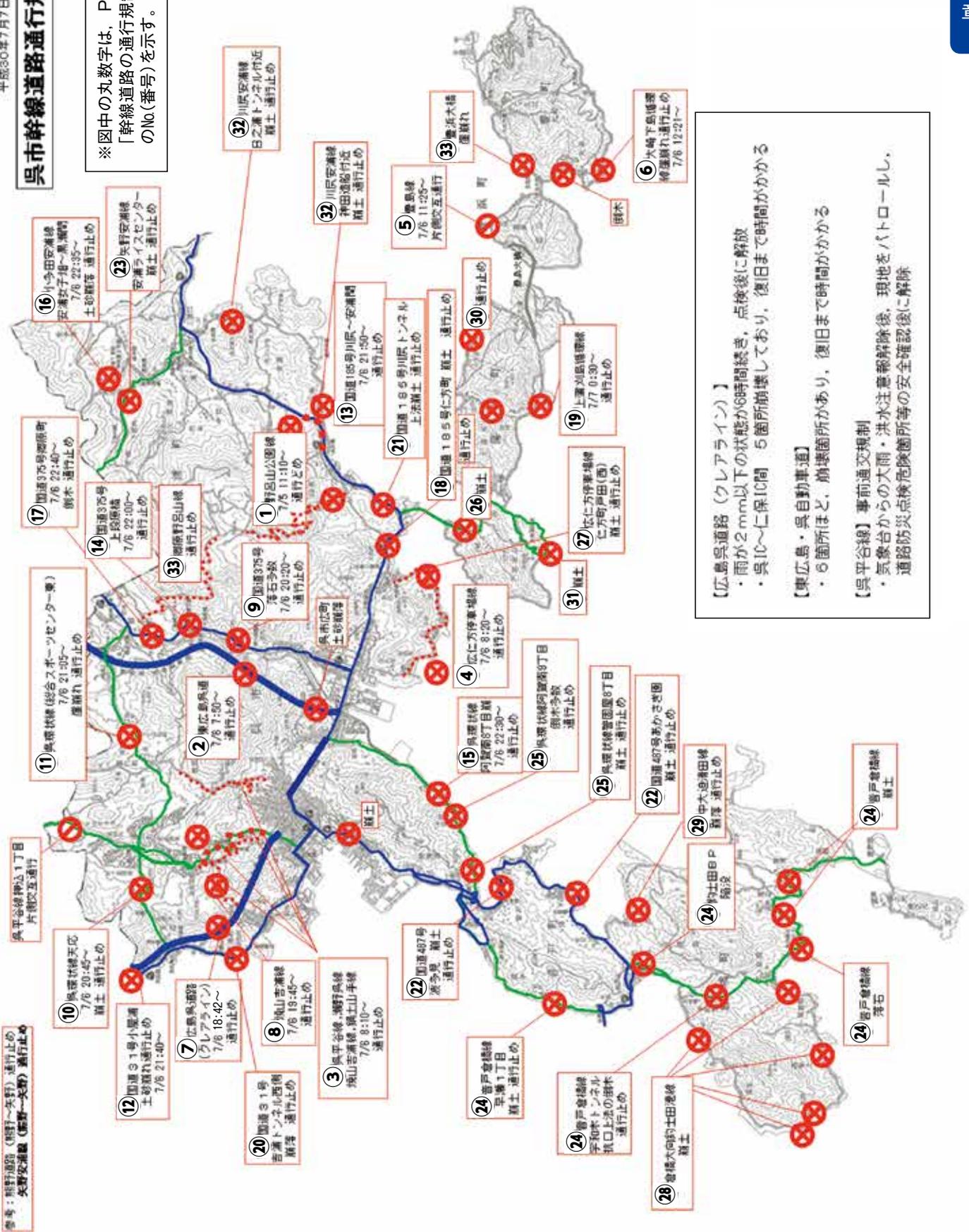
(一)大崎下島循環線(大長)



農道豊浜大橋線(大崎下島側)

呉市幹線道路通行規制

※図中の丸数字は、P37の表「幹線道路の通行規制状況」のNo.(番号)を示す。



【広島道路(クレアライン)】
 ・雨が2mm以下の状態が6時間続き、点検後に解放
 ・呉化～に保10間 5箇所崩壊しており、復旧まで時間がかかる

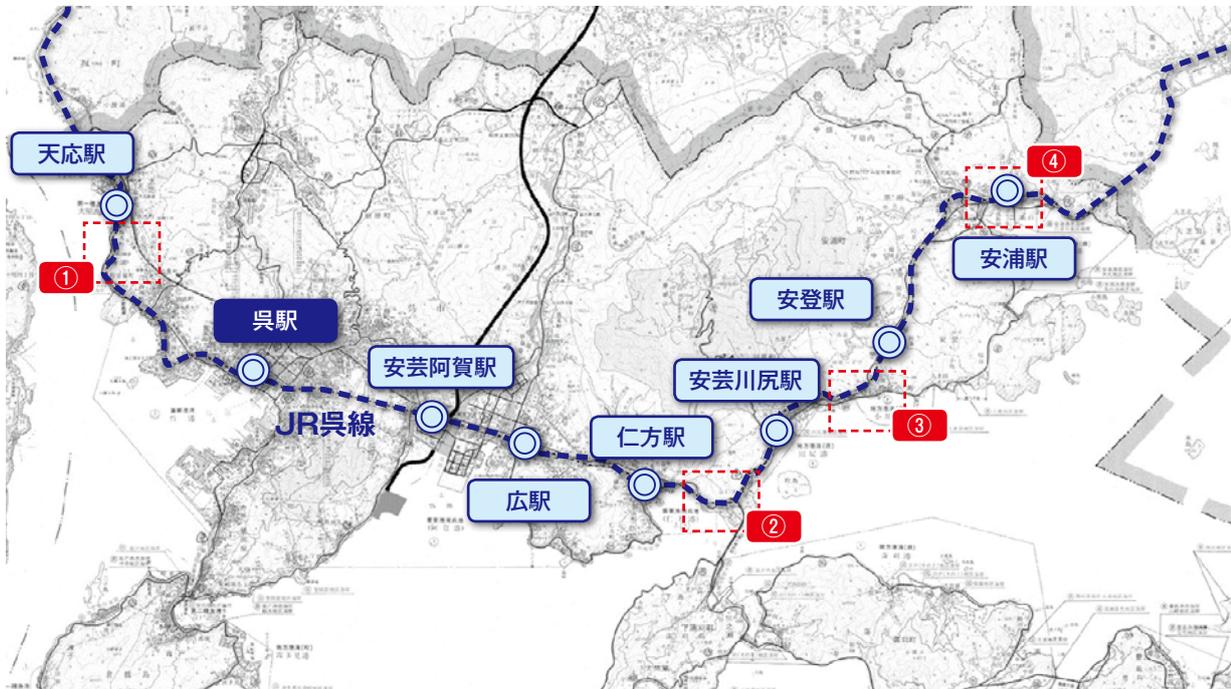
【東広島・呉自動車道】
 ・6箇所ほど、崩壊箇所があり、復旧まで時間がかかる

【呉平谷線】事前交通規制
 ・气象台からの大雨・洪水注意報解除後、現地をパトロールし、道路防災点検危険箇所等の安全確認後に解除

図 幹線道路の通行規制状況

② J R呉線

本市と広島市を直結し、市域を東西に貫く重要な公共交通機関であるJ R呉線においても、今回の豪雨により線路冠水や線路への土砂流入などが発生したため、7月6日(金)から全線運休となり、全線で運転が再開されるまでに約5か月もの期間を要した(12月15日(土)全線運転再開)。
(復旧の状況については、P254「J R呉線」を参照)



① 土砂流入により倒壊したコンクリート柱(天応駅付近)



② 土砂や倒木が流入した線路(仁方駅付近)



③ 崩落土で遮られた線路(安登駅付近)



④ 水没した駅舎(安浦駅付近)

③ 路線バス、生活バス等

7月6日(金)の早朝以降、市内の一部道路では雨量超過による事前通行規制が始まり、また、その後も降り続いた雨のために発生した土砂崩れなどの影響で多くの道路が通行止めとなったことで、市内を運行する路線バスや生活バス、乗合タクシーは運休を余儀なくされた。

なお、路線バスや生活バス、乗合タクシーとも、同月8日(日)以降、道路の復旧状況に応じて、運行可能な路線から順次、臨時ダイヤや臨時経路により運行を再開した。



呉駅前案内するバス運行事業者の職員
(写真提供：広島電鉄株式会社)

表 路線バス・生活バス・乗合タクシーの被災後の運休状況

区分	運行事業者	運行路線	運休期間
路線バス	広島電鉄(株)	宮原線 仁方川尻線 広長浜線	7/6(金)～7(土)
		阿賀音戸の瀬戸線 呉倉橋島線 吉浦天応線 焼山熊野苗代線 広島焼山線 辰川線 長の木長迫線 三条二河宝町線	7/6(金)～8(日)
		郷原黒瀬線	7/6(金)～16(月)
	中国ジェイアールバス(株)	西条駅～呉駅	7/6(金)～10(火)
	瀬戸内産交(株)	沖友～中国労災病院	7/6(金)～11(水)
生活バス	ひまわり交通(株)	下蒲刈地区生活バス	7/7(土)～9(月)
	(有)倉橋交通	倉橋地区生活バス	
	(有)野呂山タクシー	川尻地区生活バス	
	安浦交通(株)	安浦地区生活バス	7/7(土)～16(月)
	(有)なべタクシー	音戸さざなみ線	
	富士交通(株)	横路交差点循環線	
	(有)野呂山タクシー	白石白岳交差点循環線	
	朝日交通(株)	昭和循環線(北コース)	7/7(土)～8(日)
	(有)東和交通	昭和循環線(中央コース)	
	呉交通(株)	昭和循環線(南コース)	
乗合タクシー	平和タクシー(株)	あじさい号(吉浦地区)	7/7(土)～8(日)
	(有)なべタクシー	おでかけバス(警固屋地区)	—
高速バス	広島電鉄(株)	呉広島空港線	7/7(土)～10(火)
	広島電鉄(株)・ 中国ジェイアールバス(株)	クレアライン線	7/6(金)～12(木)
	さんようバス(株)	沖友～広島バスセンター	7/6(金)～19(木)

④ 深刻な渋滞発生

今回の豪雨では、本市と周辺市町とを結ぶ幹線道路や市内の各地区を結ぶ国道・県道の多くが被災したことで、本市の幹線道路ネットワークが寸断された。

このため、被災を免れた道路や応急対応等により早期に通行可能となった道路などへ車両が集中したことで、市内各所で深刻な渋滞が発生し、通勤や通学などの市民生活や生産活動の根幹である人流や物流に大きな支障を来した。



図 主要地方道呉平谷線の渋滞状況



国道31号渋滞状況(天応大浜2丁目：7/12撮影)



国道185号渋滞状況(仁方大歳町：7/9撮影)

(7) 地域産業の被害

① 商工業への被害

今回の豪雨災害は商工業にも深刻な被害をもたらし、市内に立地する工場等515社において土砂等の流入や浸水などによる建物、機械設備、製品、敷地等への被害や、断水による一時操業停止などの被害が発生した。

また、商店街等においても、中央地区6商店街(本通・中通・花見橋通・劇場通・三和通・市役所通)や栄町、吉浦地区において、店舗への土砂等の流入や浸水などによる建物や設備、商品等の冠水などの被害があった。

表 商工業の被害状況

区分	発生状況・被害場所	被害の内容
工場等	515社	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の流入や浸水等による建物、機械設備、製品、敷地等の被害 266社 断水による一時操業停止等 249社
商店街等	中央地区及び吉浦地区の商店街等	<ul style="list-style-type: none"> 店舗浸水、商品等の冠水等



浸水した中通商店街入口(市役所東交差点・7/7撮影)



浸水した吉浦地区の商店街(7/6撮影)



浸水したセーラー万年筆天応工場(7/7撮影)
(写真提供：セーラー万年筆天応工場)



水が引いた後の外注業者作業場(7/9撮影)
(写真提供：セーラー万年筆天応工場)

② 農林水産業への被害

農業関係では、土砂崩れや土砂の流入等により、51.4ヘクタールの農地に被害が生じ、農作物等の被害額は約1億6,100万円にも及んだ。

また、水産業関係では、市を代表する特産品の一つであるカキ養殖業が被害を受け、河口付近で養殖に使われるカキ抑制柵[※]338柵が流出・破損し、被害額は5,550万円に上った。

※ カキ抑制柵

潮の干満の影響を受ける場所に設置された柵で、稚貝が付いたホタテ貝を抑制柵に移動することでカキの成長を抑制して出荷時期を調整し、また、環境適応力のある強健なカキを生産することができる。

表 農林水産業の被害状況(推計値)

区 分		被害規模	被害額(生産額ベース)
農業関係	水 稻	35.5ha (69.1%)	33,500千円 (20.8%)
	野 菜	6.7ha (13.0%)	37,500千円 (23.2%)
	花 き	0.3ha (0.6%)	500千円 (0.3%)
	果樹等	8.9ha (17.3%)	81,025千円 (50.2%)
	畜 産	— (—)	8,838千円 (5.5%)
	合 計	51.4ha (100.0%)	161,363千円 (100.0%)
林業関係	林業経営	—	—
水産業関係	カキ抑制柵	338柵	55,500千円

※農業関係の()内の数値は、同項目の合計に占める割合を示す。



被災現場(安浦町市原地区・7/23撮影)



被災現場(天応西条2丁目・7/25撮影)



被災現場(黒瀬川河口・8/8撮影)

③ 観光への影響

今回の豪雨により広島呉道路やJR呉線などの交通インフラや一部の観光施設等が大きな被害を受け、また、風評被害も重なったことで、本市を訪れる観光客は大幅に減少した。

特に、災害発生月である7月には、本市の主要な観光施設である大和ミュージアムやてつのかじら館の来場者数が前年度比で約8割、7月から9月の合計では前年度比で約6割減少した。

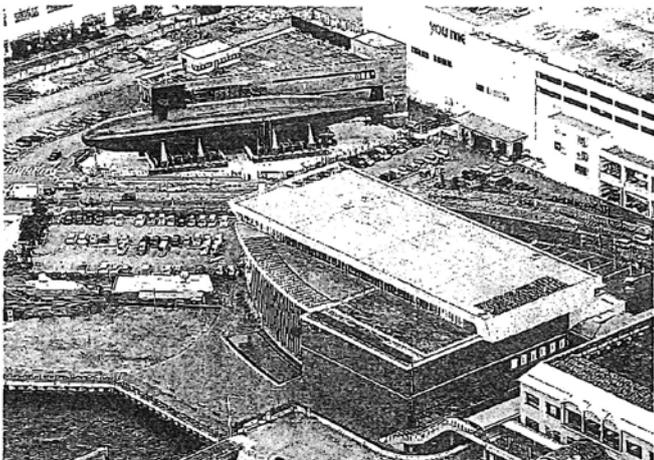
このため、豪雨災害からの復興に向けた本市の元気な姿を全国に発信し、大きく減少した観光客を再び呼び戻すことが喫緊の課題となった。

表 主要な観光施設の入場者数の推移(7月~9月)

(単位:人)

観光施設	7月			8月			9月			7~9月合計		
	H29	H30	前年度比	H29	H30	前年度比	H29	H30	前年度比	H29	H30	前年度比
大和ミュージアム	77,586	17,380	▲77.6%	141,528	55,988	▲60.4%	75,973	52,248	▲31.2%	295,087	125,616	▲57.4%
てつのかじら館	29,256	7,113	▲75.7%	54,400	21,304	▲60.8%	27,859	17,273	▲38.0%	111,515	45,690	▲59.0%
入船山記念館	1,640	339	▲79.3%	2,896	1,437	▲50.4%	2,649	1,823	▲31.2%	7,185	3,599	▲49.9%
桂浜温泉館	8,220	2,699	▲67.2%	10,182	7,387	▲27.5%	6,208	5,820	▲6.3%	24,610	15,906	▲35.4%
松濤園	957	203	▲78.8%	665	358	▲46.2%	1,383	941	▲32.0%	3,005	1,502	▲50.0%
御手洗休憩所	2,483	334	▲86.5%	1,932	666	▲65.5%	1,887	1,038	▲45.0%	6,302	2,038	▲67.7%

西日本豪雨 大和ミュージアム7月前年比77.6%減



西日本豪雨の影響で7月の観光客が激減した呉市の大和ミュージアム(手前)

呉市の大和ミュージアムの7月の来場者は前年同月比77.6%減の1万7380人だった。団体客の予約キャンセルも相次いだ。西日本豪雨で芸南賀茂地区へ観光客が激減している現状が浮き彫りになっている。

呉市によると、主な観光施設の7月の来場者数は、海上自衛隊呉史料館てつのかじら館も同75.6%減の7113人、入船山記念館も同79.3%減の339人だった。大和ミュージアムの上元新一郎事務局長は「なかなか予約が入らない状況が続いている。被災地の早期復旧に加え、観光面でも元の姿に戻していきたい」と話す。

大和ミュージアムでは20日、呉市などが舞台の漫画「この世界の片隅に」の原作者こうの史代さんとアニメ映画の片瀬須直監督がロケの裏話などを語る催しがある。当日午前9時から先着200人に整理券を配るが、どこまで来場者があるか先が読めない状況だ。

東広島市の酒蔵地区も同様に観光客はまばら。花火大会など行事の中止も相次ぎ、市によると、7月の観光客は約6万4千人で前年同月の3割ほどにとどまった。

竹原市では休暇村大久野島の7月の宿泊客数が前年同月比で約4割減の2874人。豪雨後のキャンセルが1500人を超えたという。国の重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)に選定されている町並み保存地区も閑散としている。

「この世界の」が連続テレビドラマ化され、7月中旬に放映も始まった。東広島市の日本酒をテーマにした映画「恋のしずく」も10月に全国公開される。観光への追い風が期待される一方で、JRの全線再開は山陽線が10月、呉線が来年1月の見込み。観光客の回復にはまだしばらく時間がかかりそうだ。

芸南賀茂観光に打撃

きょう「この世界」催し

第2章

災害対策本部

1 災害体制の推移と災害対策本部の設置

(1) 本市の災害体制

本市では、「呉市地域防災計画(平成29年8月修正)」において、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎ、又は被害の拡大を防止するための措置及び被災者への応急的救助の措置等を推進するため、災害発生危険度・緊急度に応じて、次のとおり災害対応における体制を定めていた。

表 呉市の災害体制(風水害)

体制	発令・設置基準
災害監視体制	・水防に関する気象等の注意報が発表されたとき
災害注意体制	・市域を含む地域に大雨警報若しくは洪水警報等が発表されたとき ・広島県から水防警報が発表されたとき、又は水位到達情報が通知されたとき ・台風の接近が見込まれるとき ・市域に高潮注意報が発表され、今後も潮位の上昇が見込まれるとき
災害警戒本部体制 (警戒体制)	・市域を含む地域に大雨警報若しくは洪水警報等が発表され、相当の降雨が予想される時 ・河川に氾濫注意情報が発表されたとき ・台風の接近が予想される時 ・市域に高潮警報が発表され、今後も潮位の上昇が見込まれ、被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
災害対策本部体制 (非常体制)	・総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき ・市域を含む地域に大雨警報若しくは洪水警報等が発表され、相当の降雨が予想され、かつ、相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・広島県から土砂災害警戒情報が発表されたとき ・本市を含む地域に特別警報が発表されたとき

(2) 災害体制の推移

本市では7月5日(木) 8時8分の大雨注意報発表を受けて災害監視体制をとり、水位や潮位、雨量等の水災に関する情報収集活動を開始した。

そして、翌6日(金) 5時40分の大雨警報発表による災害注意体制の発令、同日17時の災害警戒本部の設置と、気象の状況を踏まえて順次体制を整え、その間、避難準備・高齢者等避難開始や一部地域への避難勧告の発令等を行った。

その後、同日18時10分の土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、同日19時に呉市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。)を設置して以降、市内全域への避難勧告・避難指示(緊急)の発令、避難所の運営をはじめ、国・広島県等の関係機関との連携の下、人命救助や被災者の支援、断水地域への応急給水、被災箇所の応急復旧、災害廃棄物の収集・処理、交通対策等の災害応急対策を実施した。

表 気象・避難情報と災害体制の推移

日付	時刻	気象情報と避難指示等の内容	災害体制
7/5(木)	8:08	大雨注意報発表	8:08 災害監視体制
	16:33	洪水注意報発表	
7/6(金)	5:40	大雨警報発表	5:40 災害注意体制
	7:45	避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:市内全域)	
	10:06	洪水警報発表	
	18:00	避難準備・高齢者等避難開始発令(洪水:二河川)	17:00 災害警戒体制
	18:10	土砂災害警戒情報発表	
	18:20	避難勧告発令 (土砂:昭和・安浦・郷原)	19:00 市災害対策本部体制 ※9/11(火)廃止 呉市災害復興本部へ 移行
	19:10	〃 (土砂:市内全域)	
	19:30	〃 (洪水:二河川)	
	19:40	大雨特別警報発表	
	20:00	避難勧告発令 (洪水:黒瀬川)	
	21:05	避難指示(緊急)発令(土砂:市内全域)	
	21:15	〃 (洪水:二河川)	
	21:30	〃 (洪水:野呂川)	
	21:40	〃 (洪水:黒瀬川)	
7/7(土)	10:50	大雨特別警報解除・大雨警報発表	
		(※以降, 各気象情報・避難指示等は段階的に解除)	



ほぼすべての谷から土石流が発生したことを物語る爪痕(安浦町中畑地区)

2 災害対策本部の組織と活動

(1) 災害対策本部の組織

豪雨災害に迅速かつ的確に対応し、市民の安全の確保を図るため、7月6日(金)19時に市役所2階の防災会議室へ市災害対策本部を設置した。

市災害対策本部は、災害対策本部会議、同事務局及び各対策部等で構成し、本体制により災害応急対策などの様々な対応を行うこととなった。

災害対策本部会議は、呉市災害対策本部条例の定めるところにより、市長を本部長とし、災害応急対策などの実施上の重要事項等について協議して基本方針等を決定した。

また、市災害対策本部の事務局は総務部危機管理課に置かれ、危機管理監を事務局長とし、同課職員及び関係各課等から派遣された職員により、市災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集や報告を行うとともに、決定事項等について各対策部に周知を図るなど、災害応急対応等に係る事務を各対策部と連携して実施した。

そして、陸上自衛隊、海上自衛隊、国、広島県、広島県警察、気象庁(広島地方気象台)等の関係機関とも連携し、必要に応じて災害対策現地情報連絡員(以下「リエゾン」という。)等の災害対策本部事務局への派遣要請を行うとともに、共同して迅速な情報収集・分析等を行い、人命救助や搜索活動、給水支援をはじめ、被災者に対する各種支援を展開した。

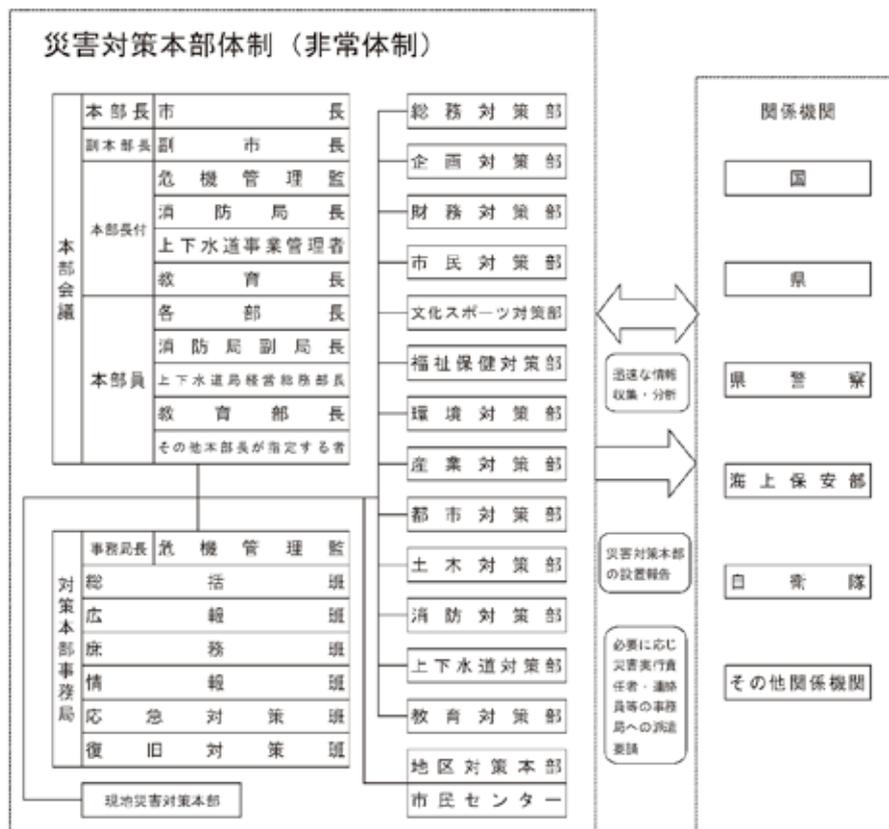


図 市災害対策本部組織図(出典:呉市地域防災計画(平成29年8月修正))

※平成30年7月豪雨における災害対応の教訓・課題等を踏まえ、令和元年度に呉市地域防災計画の大幅な改訂を行った。

(2) 災害対策本部の活動

① 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局は、前述のとおり、本部における災害応急対応に関する迅速な意思決定のための情報の収集・報告を行うとともに、決定された対策等について各対策部に周知を図るなど、各対策部や防災関係機関等と連携して災害応急対応に当たった。

表 災害対策本部事務局の組織体制と主な業務内容

区 分		主な業務内容
総 括 班		<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報等の収集や伝達 ○ 市民への避難勧告等の避難情報の発令や災害関連情報の伝達 ○ 事務局内の各班の調整 ○ 自衛隊，海上保安部，TEC-FORCE，DMAT等の応援要請及び広島県や防災関係機関との連絡調整 ○ 災害救助法の適用判断 ○ 防災行政無線等の通信機器の点検や修繕
広報・情報班		<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や報道機関への情報提供 ○ 災害に関する記録の作成(写真やビデオ等) ○ 災害情報や被害情報の把握，整理 ○ 災害情報等の分析や災害対策本部会議等の資料作成
庶 務 班		<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民からの問い合わせ及び本部窓口における受付対応(業者，市民，ボランティア等) ○ 市議会議員からの電話やメール等による要望等の受付・整理 ○ 本部従事職員の労務管理(勤務時間の調整等) ○ ボランティア活動支援者への「災害派遣等従事車両証明書」の発行
応急対策班	物資対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄食料の配分，供給 ○ 被災者に必要な食料，飲料水，生活必需品等の調達，配分，供給 ○ 国，広島県，他市町などへの救援物資の要請及び受入並びに物資輸送や集積場所の確保，在庫管理
	避難所対策 ※7/14(土) 避難所長期対策 班に改編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所との連絡調整 ○ 避難者のニーズに基づく水や食料，生活必需品の支援，クーラーや空気清浄機の確保，入浴支援(送迎付き)等 ○ 特に被害が大きかった天応地区(吉浦新出町を含む)，安浦地区及び長期の断水が見込まれた川尻地区の住民の生活環境の向上を図るため，7月19日(木)に本部直轄の地域特別対策チームを新設(→現地と対策本部や各対策部等との総合調整役として機能) ○ 避難者の応急仮設住宅への入居や被災住宅の応急修理等の調整
	救出救助対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の救出活動や行方不明者の捜索に係る支援部隊との調整 ○ 被災者の救出や行方不明者の捜索に伴う重機の手配及び支援従事者の宿营地等の確保
	医療・救護対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会，歯科医師会，薬剤師会等との連絡調整 ○ 他機関からの医療従事者や他市町からの保健師等の受援調整 ○ 避難行動要支援者に対する安否確認と福祉避難所への受入等の調整 ○ 断水となった医療機関への給水支援 ○ 浸水家屋や敷地の消毒のための消毒液や噴霧器，マスクの手配 ○ 遺体安置所の設置と一時保存に伴う腐敗防止措置の準備

区分	主な業務内容
復旧対策班 (住宅・廃棄物対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者への公営住宅や応急仮設住宅等の住宅の手配 ○ 道路や河川における障害物(土石, 流木等)の除去や応急復旧 ○ T E C - F O R C Eの活動場所等の調整 ○ 民家に流入した堆積土砂やがれきの撤去 ○ 災害廃棄物の収集運搬や一時保管場所の確保
孤立対策班 (孤立集落対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立している集落等の調査及びニーズ把握 ○ 孤立集落に対する水や食料など物資の搬送, 供給 ○ 孤立解消に向けた道路等の応急復旧の要請や手配
防災関係機関 (リエゾン)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上自衛隊や海上自衛隊, 国, 広島県警察から派遣されたりエゾンの被災現場等における応急救助や被災者支援等に従事する部隊等からの情報の収集・提供等の連絡調整 ほか

【凡例】 各班が災害応急対応に従事した期間のうち, 特に業務が集中した期間 各班が災害応急対応に従事した左記の期間を除く期間

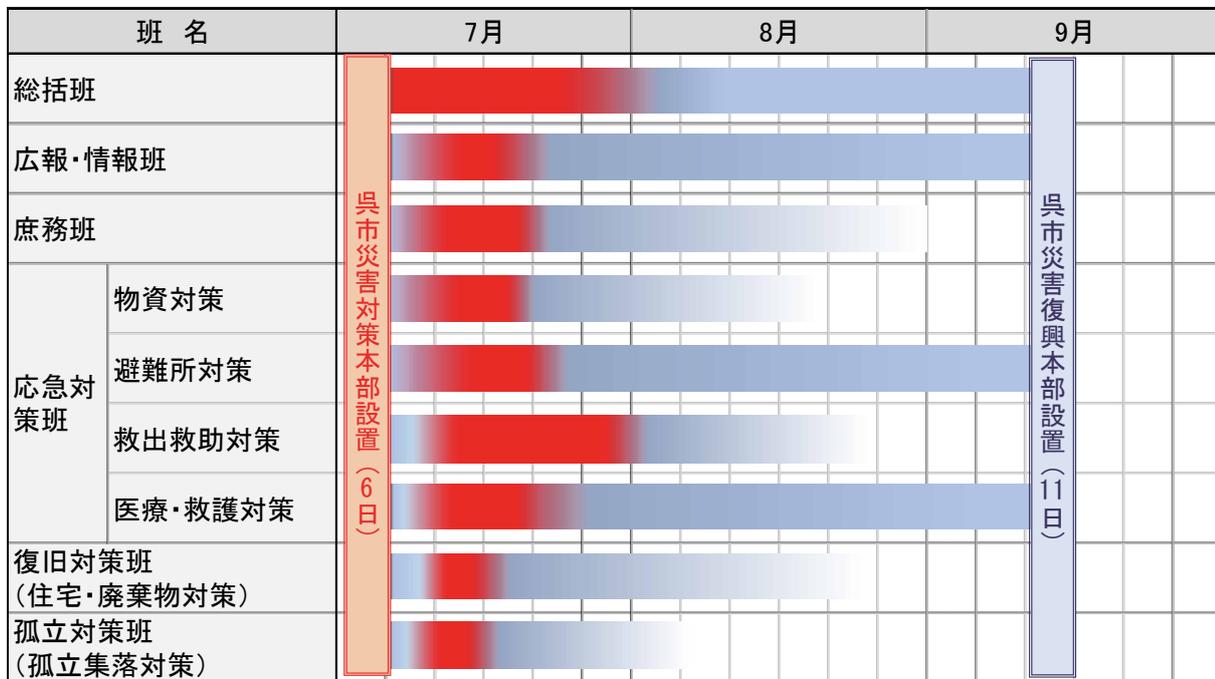


図 災害対策本部事務局の活動実績

※呉市災害復興本部を設置して以降は、「災害復旧・復興に向けた組織体制」として、分野別に8つのプロジェクトチームを置き、被災者支援や災害復旧等の取組を実施



災害対策本部事務局



毎朝開かれた事務局ミーティング

② 災害対策本部会議

本市は、7月6日(金)19時に災害警戒体制から市災害対策本部に体制を切り替え、災害応急対応に全力を傾注することとなったが、人命救助や被災者の支援、断水地域への応急給水、被災箇所の応急復旧など、対応すべき課題は山積していた。

このため、翌7日(土)4時に、第1回目の災害対策本部会議を招集した。

本部会議には、陸上自衛隊や海上自衛隊をはじめ、国や広島県、広島県警察、気象庁(広島地方気象台)等の関係機関にも参加を要請し、今後の災害応急対策に関する基本方針などを協議するとともに、災害対策本部及び関係機関等の取組や課題、今後の対応等の情報を共有することで、意思の統一による協力体制の構築を図ることとし、以降、9月11日(火)に市災害対策本部が廃止されるまでの間、原則として毎日15時に会議を開催した。



災害対策本部会議

平成30年3月に総務省が導入した被災市区町村応援職員確保システム(P200・201参照)により、兵庫県から派遣された災害マネジメント総括支援員(P208・209参照)から、「市民は情報が無いとストレスが溜まるため、災害対策本部の会議をオープンにして情報を公開すべき。」との助言を受け、7月13日(金)から本部会議を報道機関に公開した。

また、会議終了後には、記者会見を実施し、併せて、会議資料を市ホームページで公開することとした。



災害対策本部会議終了後の記者会見

③ 市長メッセージ

災害対策本部会議終了後の記者会見や会議資料の市ホームページへの掲載に加え、市長自らの声で市民や観光業をはじめとする中小企業・小規模事業者の方々、そして、職員に直接呼び掛けを行うため、市ホームページ等により「市長メッセージ」を発信した。

発災翌日の「市長メッセージ」

呉市民の皆様へ

このたびの豪雨によりお亡くなりになられた方に、心からお悔やみ申し上げます。また、負傷や被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。自衛隊や県にも出動をお願いし精一杯の救援をさせていただいているところです。また消防局を始め職員も救援と復旧にできる限りの努力をしております。上水道の断水や道路の不通により、市民の皆様に大変ご不便をおかけしております。市役所としても市民の皆様の日常生活を支え守るため、一日も早い復旧と復興に最大限の努力をして参ります。市民の皆様にも、お互い助け合っ対応していただきますようお願いいたします。また、節水にお努めいただきますようお願いいたします。

平成30年7月7日 呉市長 新原 芳明

発災から1か月後の「市長メッセージ」

呉市民の皆様へ

この度の豪雨(平成30年7月)災害によりお亡くなりになられた24名の方々そしてご家族の皆様に心からお悔やみ申し上げます。いまだになお、お一人の方の安否が分かっていません。ご家族やご友人の方々のご心痛をお察しいたします。また、負傷や被災された皆様、現在も避難所で生活されている皆様には、お見舞い申し上げます。

豪雨直後は交通網が寸断、陸の孤島となり、また、土砂崩れ等により、水道施設が各所で損壊、市内の各地域で水道が断水しました。また激しい洪滞により、市民の皆様に長期にわたりご不便をおかけしております。

この間、国・県・自衛隊をはじめ、多くの関係機関に支援・協力をいただきました。心から感謝申し上げます。

今後も引き続き、市民の皆様が被災前の当たり前の生活を取り戻せるよう、そして、呉市の復興に向け、呉市を災害に強い幸せで魅力ある都市として復活、再生できるよう、市民の皆様と力を合わせて全力を尽くして参ります。

平成30年8月6日 呉市長 新原 芳明

④ 情報発信・広報

発災以降、市民ニーズや被災者を取り巻く状況が時々刻々と変化していく中、本市においては、その時々により必要とする情報を迅速かつ的確に、そして分かりやすく提供していく必要があった。

そのため、総務部秘書広報課では、7月10日(火)から市ホームページのトップ画面を緊急災害時専用に切替え、気象や防災、避難場所、ライフラインなどのカテゴリごとに情報を整理して発信することとした(緊急災害時専用トップ画面は12月末まで継続)。

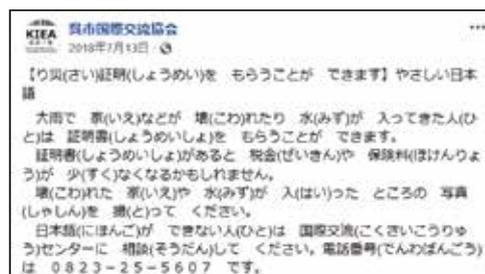
また、市公式フェイスブックや呉氏(くれし)公式ツイッターを活用して情報を発信することで、ホームページ掲載情報への誘導の役割を果たした。

そして、市内に在住する外国人への対応として、本市や国際交流協会のフェイスブックから、外国人が読みやすい「やさしい日本語」で避難情報や被災者支援制度に関する情報を発信した。

このほか、市政だより9月号への被災された方々に対する市長メッセージなどの掲載や「平成30年7月豪雨被災された方の生活支援(冊子版)」の折り込みに加え、財務部収納課による罹災証明書発送時の「被災された方の生活支援に関する問い合わせ対応窓口一覧」の同封やテレビ広報番組の活用などにより、被災者支援に関する各種制度等の周知に努めた。



緊急災害時専用トップ画面



国際交流協会のフェイスブックによる罹災証明書に関する情報発信

**今だからこそ考えたい
命を守るための“備え”とは**

「平成30年7月豪雨」は、本市においても甚大な被害をもたらしました。そして、8月9日～10日は台風の上陸が懸念され、避難所となる上、被害も多岐にわたります。大規模な被害に備えるための備えとして、今だからこそ、防災への備えを改めて考えたいと思います。

【ホームページ・Facebook】
呉市ホームページおよびFacebookでは災害に関するさまざまな情報を掲載します。スマートフォンなどでも手軽に確認することができます。
ホームページ: www.city.kure.lg.jp/
Facebook: www.facebook.com/kure.city

【NHKデータ放送】
災害時に呉市から発表される避難所情報などの避難情報および避難所の開設情報を、NHK総合テレビのデータ放送で確認できます。
テレビのデータ放送は、リモコンの「データ放送」ボタンを押すとご覧いただけます。

【防災行政無線テレビホンサービス】
防災行政無線放送で放送した最新の内容を確認できます。
無線を聞き過ぎた、聞き取りにくいときは
0180-998904
※通話料がかかります。
※030以外の番号は1分50秒、1分5.5秒、1分5.5秒、1分5.5秒以外のプランでサービス提供は利用できません。
この電話番号は呉市広報誌にも掲載しています。

被災された皆様、ご支援いただきました皆様へ

この度の豪雨(平成30年7月豪雨)災害により、24名の尊い命が奪われ、なお一人の方の安否が分かっておりません。お亡くなりになった方々そしてご家族に心からお悔やみを申し上げます。また、負傷や被災された皆様、現在も避難所での生活など厳しい生活を強いられる方々、心からお見舞いを申し上げます。

また、豪雨の直後から市内のかなりの地域で水道が断水となりました。特に川尻地区につきましては8月2日まで断水しておりました。多くの市民の皆様にも長期にわたりご不便をおかけしておりましたこと、そして今なお一部に水をお届けできないお宅があることをお詫言申し上げます。

豪雨直後には交通網が寸断され、呉市は陸の孤島となりました。今なお、JR呉線を始め、クレーン、国道375号など多くの道路が不通となっております。JR呉線の呉～広間が8月20日に暫定部分運転開始、9月中に広～坂間が運転再開との発表もありましたが、国道185号、国道31号を始め市内で渋滞が激しく、通勤通学に大変なご不便をおかけしております。

呉市では交通の専門家や企業経営者などをメンバーとした渋滞・交通対策チームを設置し、県や国土交通省、JR西日本と協議連携し、対策を進めてまいります。

この度の豪雨で、呉市災害対策本部を設置し、県・国・自衛隊など多くの関係機関の支援・協力をいただきながら、市職員も、応急対策や復旧に取り組みで参りました。今後とも引き続き、市民の皆様が被災前の当り前の幸福な生活が送れるよう、全力を尽くして参ります。

そして、呉市の復興に向け、専門家や市民の意見をよく聞いて計画を作り、呉市を災害に強い幸せで魅力ある都市として復活、再生して参ります。

平成30年8月2日
呉市長 新原 芳明

市政だより 平成30年9月号(8月10日発行号)

⑤ 各対策部の取組

今回の豪雨災害においては、災害対策本部事務局を中心に、総務・企画等の各対策部が連携し、避難所等への職員配置や他自治体からの応援職員の受入、渋滞・交通対策、道路等の応急復旧、災害廃棄物の収集・処理などの災害応急対応に当たった。

【ア 総務対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
総務部長	庶務班(総務課)、動員班(人事課)、秘書班(秘書広報課)、東京連絡班(東京事務所)
主な取組	
<p>○ 豪雨災害支援金(一般寄附金)の受納 豪雨災害支援金(一般寄附金)の広報、申込受付、受納手続、目録贈呈等の調整等 (P226「豪雨災害支援金(一般寄附金)」を参照)</p> <p>○ 被災者支援制度の取りまとめと市ホームページ掲載 各対策部が行う被災者支援制度を一覧表に取りまとめ、市ホームページへ掲載</p> <p>○ 庁舎及び来庁者駐車場運営管理 災害対応拠点としての施設環境の整備・管理運営</p> <p>(施設環境の主な整備内容)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点スペースへの転換活用 (くれ絆ホールの平土間化、地域協働スペースのボランティア拠点化等) ・ 来庁者駐車場出入りゲートの常時開放(7/9(月)～23(月)) ・ 庁内セキュリティの調整(ICカードの臨時作成等) ・ 電話回線の増設・移設、電子複写機の代替機設置等 ほか </div> <p>○ 市職員の動員 避難所・市民センター(天応・安浦・吉浦・川尻)への配置、応急給水への対応 ほか</p> <p>○ 他自治体等からの派遣職員の受入 被災市区町村応援職員確保システムや相互応援協定、地方自治法等に基づく他自治体等からの派遣職員の受入</p> <p>(派遣職員による主な支援の内容)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害マネジメント総括支援員、避難所等の運営支援、住家被災調査、給水、土木現地調査、罹災証明・災害見舞金受付 ほか (P208～「本市への応援職員の派遣」を参照)</p> </div>	

【イ 企画対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
企画部長	情報班(企画課・資産経営課・情報統計課)
主な取組	
<p>○ 住民説明会の開催 広島県と合同で、特に被害が大きかった天応・安浦地区において、応急復旧と生活再建に至るまでの工程等に関する住民説明会を開催 (P168・169「応急復旧と今後の取組についての説明会」を参照)</p> <p>○ ふるさと納税の活用 ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用した災害支援の寄附受付と鳥取県大山町(旧名和町)、茨城県常総市、石川県加賀市における代理受納 (P225「ふるさと納税を活用した災害復興支援金」を参照)</p> <p>○ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用 企業版ふるさと納税の対象事業として認定を受けた『住みたい行きたいまちづくり事業～平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて～』への企業からの寄附受付 (P227「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用」を参照)</p> <p>○ 視察等対応 内閣総理大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣等の視察等への対応 (P70～「視察対応」を参照)</p> <p>○ 渋滞・交通対策 今回の豪雨災害により発生した慢性的な交通渋滞に対応するため、都市交通の専門家や経済団体、関係行政機関からなる「呉市渋滞・交通対策チーム」を設置し、国・広島県等と連携・調整しながら、渋滞・交通対策を実施 (P185～「交通機関の対策」を参照)</p> <p>(渋滞・交通対策の主な取組) ※下線の取組は都市対策部において実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ バス利用・マイカー相乗り等の実施を呼び掛け(7/18(水)) ➤ バス・自転車・バイク利用の呼び掛け(7/20(金)) ➤ <u>呉駅西駐車場の開場時間の繰り上げ</u>(7/21(土)～10/31(水)) ➤ 広島県道路(坂北IC料金所)へのバス専用レーン設置(7/26(木)～9/27(木)) ➤ <u>災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」の運航</u>(7/30(月)～8/22(水)) (呉中央栈橋～川尻西港栈橋間) ➤ 企業通勤バスの広島県道路の優先通行(8/2(木)～9/27(木)) ➤ <u>災害時緊急輸送船「キャットクルーズ2」の運航</u>(8/7(火)～8/22(水)) (呉中央栈橋～仁方栈橋間) ➤ 「災害時バス位置情報提供システム」の試行運用(8/20(月)～9/7(金)) </div>	

【ウ 議会対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
議会事務局長	議会班(議会事務局庶務課・議事課)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害関連情報の集約及び災害対策本部事務局への伝達 (P65～「市議会の対応」を参照) 議員が入手した道路・河川等の被災状況等の情報を集約して災害対策本部事務局へ伝達 (※対応状況等について、本対策部から議員へ回答) 	

【エ 財務対策部における取組】

組織体制																			
部長	構成																		
財務部長	財政班(財政課), 管財班(管財課), 契約班(契約課), 調査班(収納課・資産税課・市民税課), 会計班(会計課)																		
主な取組																			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応予算の編成 (P77・78「災害対応予算の編成」を参照) 災害対応や復旧作業を迅速に行うための補正予算の編成 ○ 災害復旧事業に係る地方債の起債同意手続 災害復旧事業債の発行に必要な起債同意手続(災害査定等)の実施 ○ 公共施設等の被害状況の集約・報告 公共施設等の被害状況の取りまとめと報告 ○ 普通財産等の提供 災害応急対応に必要な普通財産等の緊急使用許可 ○ 災害対応契約事務 																			
災害応急対応に使用した普通財産等																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂・廃棄物仮置場</td> <td>18か所</td> <td>二川駐車場(グラウンド)ほか17か所</td> </tr> <tr> <td>臨時駐車場</td> <td>2か所</td> <td>旧五番町小学校・西中央ビル1階</td> </tr> <tr> <td>救援物資置場</td> <td>1か所</td> <td>旧五番町小学校1階教室</td> </tr> <tr> <td>仮安置所</td> <td>1か所</td> <td>旧五番町小学校1階教室</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	箇所数	備考	土砂・廃棄物仮置場	18か所	二川駐車場(グラウンド)ほか17か所	臨時駐車場	2か所	旧五番町小学校・西中央ビル1階	救援物資置場	1か所	旧五番町小学校1階教室	仮安置所	1か所	旧五番町小学校1階教室	合計	22か所	
区分	箇所数	備考																	
土砂・廃棄物仮置場	18か所	二川駐車場(グラウンド)ほか17か所																	
臨時駐車場	2か所	旧五番町小学校・西中央ビル1階																	
救援物資置場	1か所	旧五番町小学校1階教室																	
仮安置所	1か所	旧五番町小学校1階教室																	
合計	22か所																		
7/9(月)	災害復旧関連品購入手続きの簡素化																		
7/23(月)・31(火)	応急対応を要する緊急災害復旧工事等に係る発注・契約事務の迅速化・簡素化																		
8/20(月)	今後の工事発注見込みの精査(入札契約制度検討委員会)																		
8/30(木)	災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務できる工事件数の緩和																		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書等の発行 被災者の生活再建の第一歩につながる罹災証明書等の迅速な発行 (P142～「罹災証明書等の迅速な発行に向けた取組」を参照) ○ 税の減免及び申告・納付等の期限の延長 国税に準じた市税の申告・納期等に関する期限の延長(告示) (P162・163「期限延長・要件の緩和」を参照) ○ 公用車の集中管理と公用車等の燃料調達 <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道局の給水活動への優先配車 ・給油所に公用車への給油確保の依頼, 給油カードの使用地域の拡大, 現金払いによる燃料調達の実施, 災害対応車両(自衛隊及びリース車両)の給油単価契約の締結 																			

【オ 市民対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
市民部長	地域協働班(地域協働課), 市民対策班(市民窓口課), 市民センター班(各市民センター)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者支援窓口の設置 被災者の生活相談や被災者支援に関する各種情報を提供する窓口として設置 (P156・157「被災者支援窓口の設置」を参照) ○ くれ災害ボランティアセンターの運営支援 呉市社会福祉協議会等と連携し, 災害ボランティアの募集・受付・派遣調整等を行う くれ災害ボランティアセンターの運営を支援 (P218～「くれ災害ボランティアセンター」を参照) ○ 避難所の開設・運営と帰宅困難者への対応(市民センター) 市民センター又はまちづくりセンターへの避難所の開設・運営と帰宅困難者への対応 (P88～「避難所の開設」を参照) 	

【カ 文化スポーツ対策部における取組】

組織体制															
部長	構成														
文化スポーツ部長	文化振興班(文化振興課・生涯学習センター), スポーツ施設班(スポーツ振興課), 文化施設班(中央図書館)														
主な取組															
<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設や文化財等の被害状況の把握及び応急対策 所管施設や文化財等の被害状況に関する情報の収集と必要な応急対策の実施 ○ 所管施設による自衛隊災害派遣部隊の受入 所管3施設を宿营地として自衛隊災害派遣部隊に提供 															
<p>自衛隊災害派遣部隊に開放した施設</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開放期間</th> <th>受入人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉市総合体育館(オークアリーナ)</td> <td>7/13(金)～8/5(日)</td> <td>約800名</td> </tr> <tr> <td>呉市総合スポーツセンター</td> <td rowspan="2">7/18(水)～7/22(日)</td> <td>約250名</td> </tr> <tr> <td>呉市野外活動センター</td> <td>約80名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">3施設</td> <td style="text-align: center;">約1,130名</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	開放期間	受入人数	呉市総合体育館(オークアリーナ)	7/13(金)～8/5(日)	約800名	呉市総合スポーツセンター	7/18(水)～7/22(日)	約250名	呉市野外活動センター	約80名	合計	3施設	約1,130名
施設名	開放期間	受入人数													
呉市総合体育館(オークアリーナ)	7/13(金)～8/5(日)	約800名													
呉市総合スポーツセンター	7/18(水)～7/22(日)	約250名													
呉市野外活動センター		約80名													
合計	3施設	約1,130名													
 <p>自衛隊災害派遣部隊の宿营地となったオークアリーナ(7/13撮影)</p>															
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市プールのプール水の生活用水としての開放(川尻温水プール) プール水を生活用水として市民へ開放 (P129「生活用水の提供(学校等プール水)」を参照) 															

【キ 福祉保健対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
福祉保健部長	福祉保健班(福祉保健課), 障害福祉班(障害福祉課), 生活支援班(生活支援課), 保険年金班(保険年金課), 高齢者福祉班(介護保険課), 子育て支援班(子育て支援課), 子育て施設班(子育て施設課)
公立下蒲刈病院長	病院事業班(病院事業課)
保健所長	保健総務班(保健総務課), 生活衛生班(生活衛生課), 健康安全班(健康増進課)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法に基づく救助経費の取りまとめ 全対策部の求償関連事務の総括 ○ 医療機関や社会福祉施設等への給水支援 広域断水の発生に伴う医療機関や社会福祉施設等への給水支援活動 (P126・127 「医療機関等への給水支援」を参照) ○ 医療・救護・保健衛生活動 <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社広島県支部等による避難所における救護所の開設と医療救護班の派遣による被災者や避難所における医療の応援 ・関係機関との連携による避難所を中心とした被災者の心身の健康維持の実施 (被災者の心のケア, 感染症対策, 夜間看護, リハビリ, 巡回・個別相談等) (P92・93 「避難所での健康管理, 心のケア, 衛生指導」を参照) (P110～ 「医療・救護・保健衛生活動」を参照) ○ 在宅被災者等への対応 介護支援専門員協会等との協力による在宅被災者等への戸別訪問による状況把握 (P146・147 「避難行動要支援者等への対応」を参照) ○ 消毒・防疫活動への支援 道路等の防疫や被災家屋の消毒に使用する消毒液の配布 (P134・135 「消毒・防疫活動」を参照) ○ 断水地区における生活支援 断水の長期化に伴う洗濯支援サービス(川尻地区)や井戸の無料水質検査の実施 (P128 「洗濯支援サービスの実施(川尻地区)」, P130 「井戸水の無料検査」を参照) ○ 被災者の生活再建支援 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する各種給付金の支給 ・保険料等の減免や有効期限の特例延長, 所得制限の緩和等 ・被災者への貸付制度 ほか (P158～ 「生活再建支援」を参照) 	

【ク 環境対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
環境部長	環境政策班(環境政策課), 環境管理班(環境管理課), 環境施設班(環境施設課), 環境業務班(環境業務課)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常収集ごみの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後から, 道路復旧に併せて通常どおりの収集を実施 ・ 被害の大きかった地区については, 代替のごみステーションを設置し収集を実施 ○ 災害廃棄物等の処理 <p>今回の豪雨災害により発生した廃棄物混入土砂などの災害廃棄物等の処理及び半壊以上の家屋等や宅地内流入土砂混じりがれきの撤去 (P137 ~ 「災害廃棄物等の処理」を参照)</p> 	

【ケ 産業対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
産業部長	商工振興班(商工振興課), 観光振興班(観光振興課・海事歴史科学館学芸課), 港湾漁港班(港湾漁港課), 農林水産班(農林水産課)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者への対応(呉市きんろうプラザ) 道路の被災やJR呉線の不通等による帰宅困難者の一時待機所への受入 (P90 「帰宅困難者への対応」を参照) ○ 支援物資の受入・配送 全国各地からの飲料水や生活必需品等の受入・配送等 (P154・155 「支援物資の受入・配送」を参照) ○ 商工業・観光関連事業者への復旧支援 被災した中小企業や観光関連事業者への国・広島県等による復旧支援事業の周知と説明会の開催, 被災施設の復旧費助成等 (P192 ~ 「事業者の復旧支援」を参照) ○ 農業者・漁業者への復旧支援 被災した農業者や漁業者への国・広島県等の制度を活用した復旧支援 (P196 ~ 「農業者・漁業者への支援」を参照) ○ 阿賀マリノポリス地区における災害土砂等の受入と海上輸送 当地区への災害土砂等の搬入と船舶による分別土砂等の広島港出島地区への海上輸送 (P139 ~ 「仮置場の設置」を参照) 	

【コ 都市対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
都市部長	都市計画班(都市計画課), 交通政策班(交通政策課), 建築指導班(建築指導課), 住宅政策班(住宅政策課), 技術監理班(技術監理室)
主な取組	
<p>○ 被災した宅地崖の相談・現地調査 被災した宅地崖の復旧方法等に関する電話・窓口相談と現地調査 (P145「被災した宅地崖の相談, 現地調査」を参照)</p> <p>○ 被災した住宅の応急修理に対する支援 半壊以上と認定された被災住宅の応急修理に対する支援 (P149「住宅の応急修理」を参照)</p> <p>○ 公営住宅及び応急仮設住宅の提供 住宅が被災した方等への公営住宅等及び応急仮設住宅の提供 (P150「公営住宅等の提供」, P151～「応急仮設住宅の提供」を参照)</p> <p>○ 道路通行規制情報等の各種情報の提供 市ホームページ等による道路通行規制情報・公共交通機関情報・乗り換え案内「通勤・通学情報」等の提供</p> <p>○ 災害時緊急輸送バス待機場の提供 呉～広島間「呉線災害時緊急輸送バス」の待機場として市民広場を提供(約30台利用)</p> <p>○ 渋滞・交通対策 今回の豪雨災害により発生した慢性的な交通渋滞に対応するため, 都市交通の専門家や経済団体, 関係行政機関からなる「呉市渋滞・交通対策チーム」を設置し, 国・広島県等と連携・調整しながら, 渋滞・交通対策を実施 (P185～「交通機関の対策」を参照)</p> <p>(渋滞・交通対策の主な取組) ※下線の取組は企画対策部において実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>バス利用・マイカー相乗り等の実施を呼び掛け</u>(7/18(水)) ➤ <u>バス・自転車・バイク利用の呼び掛け</u>(7/20(金)) ➤ <u>呉駅西駐車場の開場時間の繰り上げ</u>(7/21(土)～10/31(水)) ➤ <u>広島呉道路(坂北IC料金所)へのバス専用レーン設置</u>(7/26(木)～9/27(木)) ➤ <u>災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」の運航</u>(7/30(月)～8/22(水)) (呉中央栈橋～川尻西港栈橋間) ➤ <u>企業通勤バスの広島呉道路の優先通行</u>(8/2(木)～9/27(木)) ➤ <u>災害時緊急輸送船「キャットクルーズ2」の運航</u>(8/7(火)～8/22(水)) (呉中央栈橋～仁方栈橋間) ➤ <u>「災害時バス位置情報提供システム」の試行運用</u>(8/20(月)～9/7(金)) </div>	

【サ 土木対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
土木部長	土木総務班(土木総務課), 土木維持班(土木維持課), 土木整備班(土木整備課), 営繕班(営繕課)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路・橋梁の応急復旧 道路や橋梁の崩土撤去・大型土のう設置, 仮橋設置等 (P174「市道の応急復旧(崩土撤去等)」を参照) ○ 河川の応急復旧 河川の埋塞土砂撤去, 大型土のう設置等 (P175「河川の応急復旧(埋塞土撤去等)」を参照) ○ 農林道等の応急復旧 農林道等の崩土撤去 (P175「農林道等の応急復旧(崩土撤去)」を参照) ○ 国土交通省中国地方整備局による河川土砂撤去・道路啓開等 中国地方5県, 広島市及び岡山市との間で平成21年6月17日に締結した「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」に基づく中国地方整備局による河川土砂撤去や道路啓開, 二次災害防止対策等 (P181「応急対策の実施」を参照) ○ 宅地内の土砂・流木等の撤去 土石流等により宅地内に流入した土砂や流木等の撤去 	

【シ 消防対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
消防局副局長	消防総務班(消防総務課), 予防班(予防課), 警防班(警防課), 西署班・東署班・音戸署班(西消防署・東消防署・音戸消防署)
消防団長	消防団班(各消防分団・消防団室)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市消防局及び消防団による救出・捜索活動 気象情報等に応じた水防体制の発令と救助要請への対応等 (P100～「市消防局及び消防団による活動」を参照) ○ 他機関による救出・捜索活動 自衛隊や警察, 緊急消防援助隊との連携による救出・捜索活動等の展開 (P106～「他機関による救出・捜索活動」を参照) 	

【ス 上下水道対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
経営総務部長	上下水道対策班(上下水道総務課・経営企画課)，上下水道総務班(営業課)
建設部長	応急給水班(計画課・水道建設課)，下水道管路復旧班(下水建設課)
施設管理部長	給水復旧班(管路管理課)，水道施設班(浄水課)，応急排水班(下水建設課)，下水道施設班(下水施設課)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 断水地域における給水活動 市内各地で発生した断水に伴う各給水拠点での給水活動 (P120～「応急給水の実施」を参照) ○ 工業用水道ユーザーへの対応 上水道の暫定的な供給や緊急時用連絡管の整備 (P183・184「工業用水道施設」を参照) ○ 被災施設の復旧 損壊した上下水道管の修理，仮配管への切り替えや仮設ポンプ所の整備等 (P183「水道施設」，P184「下水道施設」を参照) ○ 料金の減免 被災者に対する上下水道料金等の免除や断水に伴う基本料金の特別減免 (P162「その他の手数料・使用料等の減免」を参照) 	

【セ 教育対策部における取組】

組織体制	
部長	構成
教育部長	教育総務班(教育総務課)，学校施設班(学校施設課)，学校教育班(学校教育課)，学校安全班(学校安全課)，学校班(各学校教職員)
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業実施に係る対応と再開に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の被災状況や学校施設の被災状況等を踏まえた臨時休業と授業の再開 ・天応中学校の被災に伴う天応小学校への仮移転をはじめ，浸水した学校の土砂撤去や施設の消毒・修繕，通学路の安全確認 (P28・29「市立小・中・高等学校」を参照) ○ 被災した児童・生徒への支援 被災した児童・生徒への心のケア，就学援助，学用品等の支給，通学支援等 (P165～「被災児童・生徒への支援」を参照) ○ 学校施設内水道施設及びプール水の生活用水としての開放 市民への学校施設内水道施設の開放とプール水の生活用水としての開放 (P129「小・中学校等での取組」を参照) 	

3 市議会の対応

(1) 市議会の災害対応

今回の災害においては、「呉市議会における災害発生時の対応要領^{*1}（以下「対応要領」という。）」に基づいて、前述のように市災害対策本部における議会対策部としての活動のほか、市議会としても市災害対策本部と次のように災害対応への協力・支援等を行うための対応を行った。

7月9日(月)には、対応要領に基づき、全議員へ安否メールを送信し、全員の生存を確認するとともに、他市からの行政視察の受入れや、常任委員会の視察(7月中旬～下旬予定)や議会報告会(7月31日(火)～8月3日(金)開催予定)等の市議会の行事を中止することを決定した。

なお、対応要領において、必要に応じて呉市議会災害対応連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置することとしており、7月18日(水)に開催した連絡会議において、議会事務局から災害対応状況の説明が行われ、市当局に対し、市議会として要望を行うことを決定した。

これにより、同月26日(木)の連絡会議において、各党派から提出された市に対する要望事項を取りまとめ、同月31日(火)に10項目からなる「平成30年7月豪雨に関する要望書^{*2}」を市長へ提出した。

(2) 災害対応中の議会運営等

8月13日(月)には、議員全員で構成する議会協議会を開催して、市当局から今回の豪雨に伴う被害状況及び対応についての説明を求めた。

また、市からは、これらの災害対応・災害復旧を迅速に行うため、同月7日(火)に補正予算を専決処分したことが報告された。

災害発生後における定例会や委員会の会議運営に当たっては、同月2日(木)の議会運営委員会で、9月定例会の運営について、告示日の繰り下げ、一般質問及び議案質疑の取りやめ、同一日での委員会の複数開催、決算特別委員会の審査日数の短縮等、会期短縮に向けた提案を行うなど、市全体として災害対応に専念できるよう柔軟に対応した。

発災後、初めて開催された9月定例会では、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会(委員9名)が設置されたほか、「平成30年7月豪雨からの復旧・復興に関する決議」、「平成30年7月豪雨災害における特別な財政支援を求める意見書」が可決された。

【情報収集、情報提供フロー図】

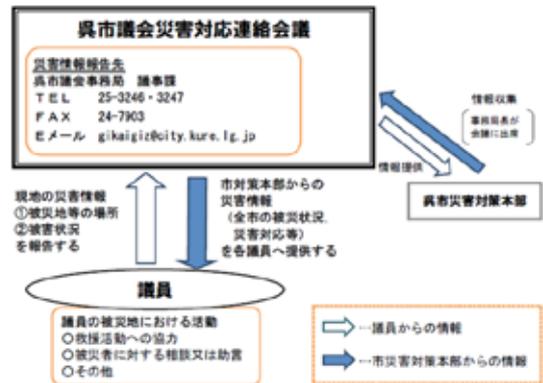


図 災害発生時における情報収集、情報提供フロー図



呉市長に要望書を提出する加藤忠二議長と中田光政副議長(7/31撮影)



呉市議会災害対応連絡会議(7/31撮影)

発災から約2か月が経過した9月11日(火)には、市災害対策本部の廃止に合わせ、市議会としても連絡会議を廃止した。

表 市議会における対応(災害発生～9月定例会)

7/ 9 (月)	全議員への安否メール送信(全議員の生存を確認) 当面の議会行事、行政視察の受入を中止、委員会視察の中止、議会報告会の中止を決定
7/18 (水)	災害対応連絡会議開催 議会事務局による災害対応状況の説明 8月上旬までのすべての会議及び行事の中止について報告 議会から市に対する要望を行うことを決定 議会協議会の開会についての検討
7/26 (木)	災害対応連絡会議開催 各会派から提出された市に対する要望事項の取りまとめ 8月20日(月)から開会予定の9月定例会前委員会の中止を報告
7/31 (火)	各会派代表者会議において、災害復旧費等の予算措置(専決処分等)について協議 災害対応連絡会議開催 市長に対して「平成30年7月豪雨に関する要望書」を提出
8/ 2 (木)	議会運営委員会において、議会協議会の開会日時及び付議事件等の決定 9月定例会における会期短縮を提案(一般質問等の取りやめ、委員会日程短縮等)
8/13 (月)	議会協議会開催「平成30年7月豪雨による被害状況及び対応について」 議会運営委員会において、9月定例会の会期短縮などを決定
8/20 (月)	各会派代表者会議において、豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置を決定
9/ 6 (木)	議会運営委員会において、9月定例会の審議日割を決定
9/10 (月)	9月定例会開会(会期9/21まで) 「平成30年7月豪雨からの復旧・復興に関する決議」を可決 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置を可決し、委員を選任 呉市事務分掌条例の改正案を可決(復興総室の設置)
9/11 (火)	市災害対策本部の廃止に伴い、災害対応連絡会議を廃止
9/21 (金)	「平成30年7月豪雨災害における特別の財政支援を求める意見書」を可決



議会協議会での被害状況の説明(8/13撮影)



9月定例会本会議での黙とう(9/10撮影)

※¹ 呉市議会における災害発生時の対応要領

本市での災害発生時に、市災害対策本部と連携して、被害の拡大防止、被災者の支援及び災害の復旧に寄与することを目的として、市議会及び市議会議員の対応等を定めている。(平成28年1月24日施行)

※² 平成30年7月豪雨に関する要望書

市議会から市に対して、以下の10項目に関する必要な対応について要望書が提出された。

1. 土砂等の撤去, 2. 災害ごみの処理, 3. 交通渋滞, 4. 断水の解消, 5. 市の体制, 6. 住宅支援, 7. 被災者支援, 8. 二次災害の防止, 9. 情報発信, 10. 災害ボランティア

なお、これら各要望事項については、11月30日(金)に開催した豪雨災害復旧・復興対策特別委員会において対応状況を報告した。

平成30年7月豪雨からの復旧・復興に関する決議

本年7月豪雨により呉市では、市内各所で土砂崩れや河川の氾濫、家屋の流出、浸水及び広域的な断水等、未曾有の大災害に見舞われ、25人もの尊い命が奪われた。

また、本市の大動脈ともいえるJR呉線と広島呉道路が甚大な被害を受け、幹線道路の渋滞は厳しさを増し、日常生活に大きな支障を来している。

まず、この度の災害により犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げます。

さらに、今回の災害に当たり、全国各地から駆けつけていただいたボランティア、自衛隊、警察及び地方公共団体などからの支援部隊の献身的な活動や、市内・県内を初め、全国から物心両面にわたり温かい支援の手が差し伸べられていることに対し、謹んで深甚なる感謝の意を表する次第である。

被災地、被災された方々の窮状はもとより、こうした多くの方々の善意に応えるために今、呉市に求められていることは、被災者の生活再建を初め、災害の早期復旧等に向けて全力を傾注することである。

よって、呉市議会は、市民と手を携え、復興に向かって確実に、かつ力強く進み、すべての市民に笑顔と、ふるさと呉に活気が戻る日まで、いかなる協力も惜しまないことをここに表明する。

以上、決議する。

呉市議会

平成30年7月豪雨災害における特別の財政支援を求める意見書

平成30(2018)年7月5日から始まった記録的な豪雨は、市全域において多大な被害をもたらした。土砂崩れや河川の氾濫、家屋の流出、浸水及び広域的な断水等の被害は、市民生活を初めとする地域産業にも甚大な損害を及ぼした。

現在は、国や県など関係機関の協力を得ながら、市民の生活再建と地域社会の一日も早い復旧・復興に向けた取り組みが本格化しているところである。甚大な被害から復旧・復興するためにはまだまだ多くの時間と前例のない巨額な地方負担が必要で、財政基盤を弱体化させる危険性もあり、十分な復興が図れないことも予想される。

よって、国においては、自治体が不安なく復旧・復興事業に取り組めるよう、下記の項目についてさらなる財政支援策に取り組むよう強く要望する。

- 1 財政面において、不安なく復旧・復興に取り組める環境を整え、被災自治体の状況に応じた支援と復興後の自治体運営に影響を及ぼさないよう、実効性のある補正予算の追加や特別交付税の重点配分などの財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

呉市議会

(提出先)衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣(防災)

4 応援要請・協力要請

(1) 政府への支援要望

発災以降、一日も早い復旧・復興対策の実施に向け、安倍内閣総理大臣をはじめ、各府省庁に対し、次のとおり、土砂撤去や災害応急対策の推進、人的・技術的支援等の要望を行った。

(P70～「視察対応」を参照)

表 各府省庁への主な支援要望

日付	内容
7/14(土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石井国土交通大臣に天応地区の被災状況説明、次の支援を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・二次被害防止のための土砂の早急な撤去 ・被災された方々の住宅対策 ・クエアラインやJR呉線など交通の早急な復旧 ・砂防(土石流・急傾斜地対策)事業についての特段の配慮 ・河川(浸水対策)事業についての特段の配慮 ・復旧・復興に向けての人的・技術的支援 ・激甚災害の早期指定 ・災害復旧事業に係る財政支援
7/15(日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小此木防災担当大臣に天応地区の被災状況説明、次の支援を要望 (短期的な要望) <ul style="list-style-type: none"> ・二次被害防止のための土砂の早急な撤去 ・被災された方々の住宅確保 ・クエアラインやJR呉線などの早急な機能回復 ・災害廃棄物処理促進 ・被災者の生活再建のための幅広い支援 ・復旧・復興に向けての人的・技術的支援 ・激甚災害の早期指定 ・災害復旧事業のための財政支援 (中長期的な要望) <ul style="list-style-type: none"> ・道路の強靱化、特に呉平谷線の建設 ・JR呉線の恒久的な機能強化 ・砂防(土石流・急傾斜地対策)事業の促進 ・河川(浸水対策)事業の促進
7/16(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小野寺防衛大臣にこれまでの自衛隊支援へのお礼と次の支援を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止や生活の回復のため土石の排除 ・がれきや土砂など廃棄物の運搬
7/18(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 稲山消防庁長官に被災状況説明、次の支援を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興のための人的・技術的支援 ・災害に強い情報通信インフラ及び行政情報ネットワーク再構築 ・地方交付税等による財政支援 ・復旧・復興のための地方債制度による財政支援
7/21(土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安倍内閣総理大臣に安浦地区で被災状況を説明後、市役所において意見交換し、次の事項を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・交通網の早期復旧 ・土砂の早急な撤去 ・被災者の住宅確保支援 等

日付	内容
7/25(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省，総務省，厚生労働省，環境省にお礼と復興支援のお願い ○ 観光庁に観光による復興支援のお願い
8/22(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中川環境大臣に天応地区で被災状況を説明後，市役所において意見交換し，次の事項を要望 <ul style="list-style-type: none"> ・災害等廃棄物処理事業への確実な所要額の措置

(2) 関係機関への要請等

政府への支援要望と並行して，国や広島県等の関係機関に対して，随時，災害応急対策への必要な措置・支援等の要請を行った。

表 国・広島県等関係機関への主要請

日付	内容
7/9(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水車の増派要請，特に優先して復旧が必要な道路(東広島・呉自動車道，国道31号(坂町水尻崩落)，国道185号(川尻トンネル崩土・仁方町陥没))等について広島県知事に要請 <ul style="list-style-type: none"> → 給水車：7/10(火)以降，各自治体・陸上自衛隊等からの給水応援 道路：7/11(水)までに通行可能
7/11(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急復旧対策期間中の安芸灘大橋の無料開放を広島県知事に要請 <ul style="list-style-type: none"> → 同日17:00から無料開放
7/13(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人命救助を最優先に行ってきた地域(天応，吉浦新出町，安浦町市原・中畑・下垣内)の二次災害対策の更なる促進のための支援強化を国・広島県に要請 ○ 避難指示地域(天応地区)の現地調査のため，陸上自衛隊のヘリコプターの出動を要請 <ul style="list-style-type: none"> その結果，専門家と現地調査及び対応措置を実施し，安全確認を行った上で，避難指示(緊急)を解除し，避難勧告に変更
7/18(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道31号をはじめとする市内各所での大渋滞への対策として都市交通の専門家等からなる「呉市渋滞対策委員会」を設置，委員会からの提案により，市民と企業に次の呼び掛けを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・マイカーを控え，バスを利用する。 ・マイカー相乗りをする。 ・時差出勤・フレックスタイムの導入 等
7/23(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 呉商工会議所の神津会頭を通じて市内の企業に次の2点を要請 <ol style="list-style-type: none"> ① 通勤時の渋滞緩和に向けた相乗り，時差出勤等の実施 ② 住宅を失った被災者のための，天応・安浦地区で企業が保有する社宅の提供
8/10(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島県，中国地方整備局，中国運輸局，中国四国農政局等を訪問し，今後の復旧・復興についての個別，具体的な支援を要請

※ このほか，次の事項をはじめとした災害応急対策，復旧・復興対策について，関係機関に必要な措置・支援等を随時要請。

行方不明者の搜索，被災現場の復旧等の体制増強，給水ポイントの増加，病院・高齢者等や長期断水地域への水の配送，避難所の生活環境改善，災害廃棄物対策，被災者の住宅確保等

5 視察対応

(1) 内閣総理大臣

安倍内閣総理大臣は、平成30年7月豪雨による被災状況を視察するため、7月21日(土)及び8月5日(日)の2回にわたって本市を訪れ、現地視察と本市をはじめとした自治体及び本市の被災者との意見交換を行った。



要望書を受け取る安倍内閣総理大臣(7/21撮影)

7月21日(土)

呉市視察場所	内容
安浦町市原地区	土砂災害現場視察，黙とう
安浦まちづくりセンター	避難所となっている同施設を訪問し，被災者と意見交換
市役所本庁舎	広島県知事，広島市長，呉市長，坂町長と意見交換 呉市長からの要望書手交

➤視察後の首相コメント(要旨)

- 迅速に、必要な措置を講じる。
- 今回の災害については、7月24日(火)に激甚災害に指定する予定である。
- 災害により被災した私立学校についても、災害復旧の補助対象とする。
- 休業を余儀なくされた被災者も離職者とみなし、手当等について財政措置を講じる。
- 被災した自治体は、財政措置を心配することがないように、安心して迅速に災害復旧に取り組んでいただきたい。
- 政府としても、被災者の目線に立って、被災者の生活支援、生活再建、生業の再建に向けて全力をあげる。

8月5日(日)

呉市視察場所	内容
天応地区	土砂災害現場視察，黙とう
天応まちづくりセンター	避難所となっている同施設を訪問し，被災者と意見交換
天応応急仮設住宅建設予定地	建設予定地を視察

➤視察後の首相コメント(要旨)

- 発災から1か月近くが経過し、道路・水道などのインフラの復旧や、大量に発生した災害廃棄物の処理については、着実に前進している。
- JR山陽本線・呉線は、完全な復旧には時間を要するが、順次、再開に向けて前進している。
- 上水道の送水ポンプが損壊した川尻地区においては、見込みよりも前倒しで断水が解消し、インフラ等の復旧は着実に前進している。
- 被災者から、避難所での生活の困難さについてのお話を伺っており、政府としても、当面の住まいの確保について、公営住宅・みなし仮設住宅への入居手続きを迅速に行いながら、応急仮設住宅の建設も急ピッチで進めることとしている。
- また、生活の再建、生業の再建等に向け、土砂・がれきの撤去に対する財政支援、中小企業・小規模事業者へのグループ補助金、観光業の風評被害対策等のため、直ちに予備費活用の第1弾として、1,000億円規模の対策を実現に移す。

(2) 国務大臣等

今回の災害による被害状況等を視察するため、7月14日(土)の国土交通大臣をはじめとして、多くの国務大臣等が本市を訪問した。

① 国土交通大臣

石井国土交通大臣^{*1}は、7月14日(土)に天応地区において国道31号とJ R呉線の被災箇所を視察した後、広島県庁において意見交換を行った。本市からは、今回の災害により損壊した人流・物流ネットワークの早期復旧をはじめとした災害復旧に関する支援について要望書を手交した。

なお、同大臣は、平成31年3月24日(日)にも本市を訪れ、天応地区における砂防ダム工事の進捗状況と、J R安浦駅周辺の浸水箇所の視察を行った。

また、第4次安倍第2次改造内閣において新たに任命された赤羽国土交通大臣^{*2}は、令和元年10月5日(土)に広島県内の被災箇所の視察の一環として、天応地区砂防ダム工事箇所を訪れ、工事の進捗状況等の説明を受けた。

このほか、国土交通省では、大塚国土交通副大臣^{*3}、田中国土交通大臣政務官^{*4}、阿達国土交通大臣政務官^{*5}も本市を訪問し、被災状況等を視察した。



説明を受ける石井国土交通大臣
(右端 7/14撮影)



説明を受ける赤羽国土交通大臣
(左から2人目)

② 総務大臣

石田総務大臣^{*6}は、10月14日(日)に本市を訪れ、市役所において意見交換を行った。本市からは、二次災害防止のための中長期的な人的支援の継続をはじめとした要望書を手交した。

意見交換の後、安浦地区を視察し、殉職した消防団員に対して黙とうを捧げた。

また、これに先立ち7月18日(水)には野田総務大臣^{*7}と稲山消防庁長官が本市を訪れ、対口支援の状況や罹災証明書の発行について視察する予定であったが、野田総務大臣の視察が中止となったため、稲山消防庁長官に対し、復旧・復興のための人的・技術的支援をはじめとした要望書を手交後、安浦地区を視察し、殉職した消防団員に対して黙とうを捧げた。



要望書を受ける石田総務大臣(左端)

③ 内閣府特命担当大臣(防災担当)

小此木防災担当大臣^{*8}は、7月15日(日)に天応地区の被災状況を視察した。本市からは、二次災害防止のための早急な土砂の撤去をはじめとした要望書を手交した。

また、第4次安倍改造内閣において新たに任命された山本防災担当大臣^{*9}は、10月22日(月)に天応地区応急仮設住宅を視察し、同住宅の談話室において仮設住宅の住民との意見交換を行った。

本市からは、砂防事業・治山事業の促進をはじめとした要望書を手交した。



説明を受ける小此木防災担当大臣
(右から2人目)



仮設住宅に到着した山本防災担当大臣
(左から2人目)

④ 環境大臣

中川環境大臣^{*10}は、8月22日(水)に天応地区を視察した後、市役所において意見交換を行った。本市からは、災害廃棄物処理事業に関する財政支援等の拡充についての要望書を手交した。

また、意見交換の後、災害ごみの一時集積場となっている広多賀谷集積場を視察した。



取材を受ける中川環境大臣(中央)

⑤ 防衛大臣

小野寺防衛大臣^{*11}は、7月16日(月)に江田島市を視察した後、海上自衛隊呉地方総監部において、護衛艦「かが」の視察を行い、災害派遣任務に当たる自衛隊員を激励した。

また、かが艦内において、本市から災害時の自衛隊派遣に対する謝意を表すとともに、意見交換を行った。



説明を受ける小野寺防衛大臣
(右から2人目)

表 国務大臣等による視察等の状況

視察等年月日	国務大臣等	視察場所
平成30年7月14日(土)	石井国土交通大臣	天応地区
平成30年7月15日(日)	小此木防災担当大臣	天応地区
平成30年7月16日(月)	小野寺防衛大臣	護衛艦かが
平成30年7月18日(水)	稲山消防庁長官	安浦地区
平成30年8月22日(水)	中川環境大臣	天応地区・広多賀谷集積場
平成30年10月14日(日)	石田総務大臣	安浦地区
平成30年10月22日(月)	山本防災担当大臣	天応地区
平成31年1月29日(火)	田中国土交通大臣政務官	天応地区
平成31年2月16日(土)	阿達国土交通大臣政務官	天応地区(15日)
平成31年3月24日(日)	石井国土交通大臣(再訪)	天応地区・安浦地区
令和元年5月11日(土)	大塚国土交通副大臣	天応地区
令和元年10月5日(土)	赤羽国土交通大臣	天応地区

※¹石井国土交通大臣
(任期)平成27年10月7日～令和元年9月11日

※²赤羽国土交通大臣
(任期)令和元年9月11日～

※³大塚国土交通副大臣
(任期)平成30年10月4日～令和元年9月13日

※⁴田中国土交通大臣政務官
(任期)平成30年10月4日～令和元年9月13日

※⁵阿達国土交通大臣政務官
(任期)平成30年10月4日～令和元年9月13日

※⁶石田総務大臣
(任期)平成30年10月2日～令和元年9月11日

※⁷野田総務大臣
(任期)平成29年8月3日～平成30年10月2日

※⁸小此木防災担当大臣
(任期)平成29年8月3日～平成30年10月2日

※⁹山本防災担当大臣
(任期)平成30年10月2日～令和元年9月11日

※¹⁰中川環境大臣
(任期)平成29年8月3日～平成30年10月2日

※¹¹小野寺防衛大臣
(任期)平成29年8月3日～平成30年10月2日

6 平成30年7月豪雨に適用された措置の状況

今回の災害では、被害の甚大さに鑑み、応急救助の実施に関する災害救助法の適用のほか、被災者の生活再建や迅速な災害復旧を後押しするための各種措置が適用された。

本市に適用された措置の主なものは、次のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 災害救助法の適用〔7月7日(土) 広島県決定(適用日:7月5日(木))〕 |
| (2) 被災者生活再建支援法の適用〔7月13日(金) 広島県決定(適用日:7月5日(木))〕 |
| (3) 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定
〔7月14日(土) 閣議決定, 同日政令公布・施行〕 |
| (4) 激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定
〔7月24日(火) 閣議決定, 7月27日(金) 政令公布・施行〕 |

(1) 災害救助法の適用

広島県では、大雨による災害で多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としているとして、7月7日(土)に「災害救助法」を同月5日(木)から適用(災害救助法施行令第1条第1項第4号)することを決定した。

これにより、広島県が災害救助法における応急救助の実施主体となり、本市では救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことについて、広島県からの委任を受けて救助を実施した。

なお、今回の豪雨では、全国で11府県(67市39町4村)、広島県内では本市を含む11市4町^{*}に災害救助法が適用されている。

表 災害救助法の適用を受ける救助に係る事務の担当部局

法の適用を受ける救助12項目	担当部局
避難所の設置	総務部
応急仮設住宅の供与	土木部・都市部
炊き出しその他による食品の給与	市民部(調達までは産業部)
飲料水の供給	上下水道局
被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	市民部(調達までは産業部)
医療・助産	福祉保健部
被災者の救出	消防局
住宅の応急修理	都市部
学用品の給与	教育委員会
埋葬	環境部
死体の捜索・処理	消防局(処理は福祉保健部)
障害物の除去	土木部

(注) 平成30年7月14日付呉災対第1号「災害救助法の適用を受ける救助に係る事務について」から一部を抜粋
なお、全対策部の救助経費求償関連事務の総括及び広島県との連絡調整については、福祉保健部福祉保健課が担当

^{*}広島県内の適用市町(11市4町)

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町

(2) 被災者生活再建支援法の適用

広島県では、7月13日(金)に今回の災害を「被災者生活再建支援法」の対象となる自然災害とし、県内全域における被災者に対して法に基づく支援を同月5日(木)から適用することを決定した。

これにより、住宅の被害程度に応じて支給される支援金(基礎支援金)や、住宅の再建方法に応じて支給される支援金(加算支援金)が支給されることとなった。

なお、基礎支援金の申請期限は、災害があった日から13か月までとされていたが、令和2年8月4日(災害があった日から25か月)まで1年延長されている。

支援制度の概要

《対象》

- ・住家が全壊の被害を受けた世帯
- ・住家が半壊又は住家の敷地に被害が生じ、その住家をやむなく解体した世帯
- ・住家が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

《支援金の額》()内は、単身世帯の場合の額
支援金の支給額は、①と②の支援金の合計額

①基礎支援金<住家の被害程度に応じて支給>

支給額:最高100万円(75万円)

申請期限:令和2年8月4日(火)

②加算支援金<住家の再建方法に応じて支給>

支給額:最高200万円(150万円)

申請期限:令和3年8月4日(水)



平成30年7月13日
内閣府(防災担当)

平成30年7月豪雨による災害に係る被災者生活再建支援法の適用について(広島県)

1. 平成30年7月豪雨による災害について、広島県から、住宅に多量の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。

2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
広島県 (ひらしまけん)	7月5日	第1条第3号	1/2以上	-	-

注: 上記の数値は平成30年7月13日(金)17時00分現在の広島県からの報告による。同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み(法第18条)
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害(施行令第1条)
今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第3号(100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害)に該当することによる。

※ 広島県においても同時発表。

内閣府(防災担当)による法適用の公表資料(抜粋)

(3) 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

国(内閣府)は、今回の豪雨災害の被害が甚大で、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況であることから、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益に係る満了日の延長などの各種特別措置が適用された(7月14日(土)閣議決定、同日政令公布・施行)。

これにより、被災によって自動車運転免許証などの更新等の手続がとれない場合があることを考慮し、許認可に係る有効期限の延長などの特別措置が適用された。

《適用措置の内容》

- ①行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)
- ②期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)
- ③債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
- ④相続の承認又は放棄をすべき期間の特例(法第6条)
- ⑤民事調停法による調停の申立ての手数料の特例(法第7条)

平成30年7月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等

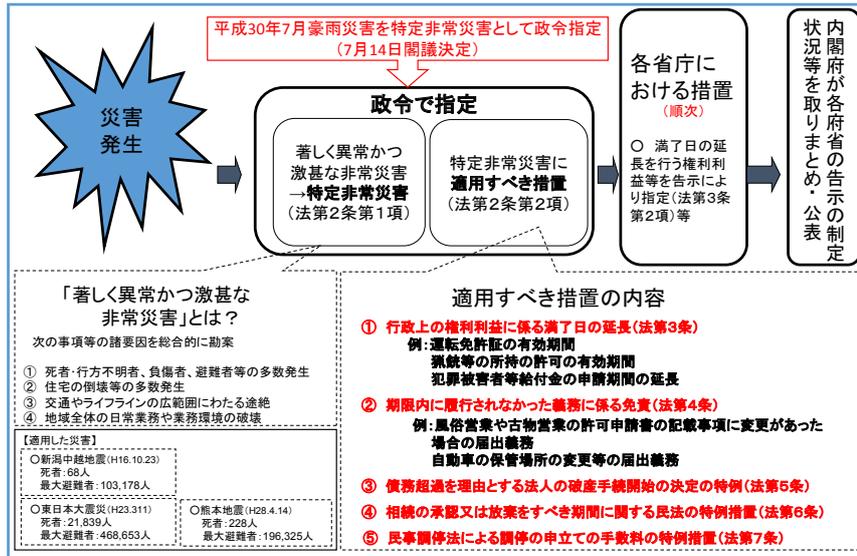


図 平成30年7月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等の概要

(出典:内閣府(防災担当)公表資料(平成30年7月豪雨災害における被災者支援の取組みより抜粋))

なお、令和元年12月に同政令の改正が閣議決定され、応急仮設住宅について、建築基準法により定められている存続期間をさらに1年を超えない範囲内で延長をすることが可能(再延長可)となった(令和元年12月20日(金)閣議決定、同年12月25日(水)公布・施行)。

《追加された適用措置の内容》

- ⑥建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例(法第8条)

(4) 激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定

平成30年7月豪雨など梅雨前線による豪雨、台風第5号から8号による一連の気象現象は、全国各地に甚大な被害をもたらしたことから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、「平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、当該災害を激甚災害(本激)として指定し、災害復旧事業に関する通常の国庫補助率を嵩上げするなどの特別の財政措置が適用された(7月24日(火)閣議決定、7月27日(金)政令公布・施行)。

《適用措置の内容》

- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章)
- ②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
- ③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
- ④中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)
- ⑤公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
- ⑥私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
- ⑦市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(法第19条)
- ⑧母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(法第20条)
- ⑨罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(法第22条)
- ⑩小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)
- ⑪雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(法第25条)

7 災害対応予算の編成，国の財政措置等

(1) 災害対応予算の編成

今回の災害による被害は甚大であり，被災者の救助や生活再建，被災したインフラの機能回復，公共施設等の早期復旧に取り組むため，災害対応のための財政需要見込みを把握し，速やかに所要の補正予算を編成することとした。

表 災害対応予算の編成過程

7/11 (水)	豪雨災害に伴う補正予算要求についての各部通知(呉財財第254号)
7/31 (火)	市議会(各派代表者会議)と災害復旧費等の予算措置について協議 ※9月定例会での補正予算議決後の執行では間に合わないものを対象として，豪雨災害に伴う8月補正予算を専決処分する方向で調整(9月定例会後の執行で間に合うものは9月補正予算として計上)
8/6 (月)	8月補正予算について市長査定(編成作業終了)
8/7 (火)	8月補正予算を専決処分，市長による記者発表 ※平成30年度呉市一般会計補正予算(第1号)ほか5会計の補正予算について専決処分(全6会計の補正予算総額332億円) (内訳:一般会計320億円，特別会計1.5億円，企業会計11億円)
8/17 (金)	9月補正予算について市長査定(編成作業終了)
9/18 (火)	8月補正予算(専決処分の承認)，9月補正予算議決

平成30年7月豪雨に伴う補正予算の専決処分 市長コメント(抜粋)

本日，平成30年7月豪雨災害に対応するための補正予算を決定し，専決処分しましたので，その内容をお知らせいたします。

(中略)

今回の豪雨による被害は，過去に類を見ないほど広範囲で大規模なものとなりました。こうした甚大な被害へ迅速に対応するため，本日付けで補正予算を専決処分いたしました。

この度の補正予算額は，総額で332億円でございます。

そのうち，一般会計の額は320億円で，過去最大の補正予算額となりました。

これは，本年度の当初予算988億円の3分の1に相当する額で，補正後の一般会計予算額は，1,308億円となり，これも過去最大の年間予算額となったものです。

私は，この補正予算に盛り込んだ事業を速やかに実行し，被災された皆様の生活再建とインフラ等公共施設の復旧に速やかにかつ着実に取り組んでいく所存でございます。

また，今後，更に予算が必要になる場合には，補正予算を追加して対応してまいります。

今後も引き続き，市民の皆様が被災前の当たり前の生活を取り戻せるよう，そして，呉市の復興に向け，呉市を災害に強い幸せで魅力ある都市として復活，再生できるよう，市民の皆様と力を合わせて全力を尽くしてまいります。

平成30年8月7日
呉市長 新原 芳明

表 8月補正予算(専決処分)の概要

一般会計

(単位:千円)

補正項目	補正予算額	財源内訳			
		国・県	市債	その他	一般財源
災害救助費	15,750,480	6,397,679	5,907,100	6,905	3,438,796
災害復旧費	16,249,700	6,858,079	5,689,600	1,500,817	2,201,204
計	32,000,180	13,255,758	11,596,700	1,507,722	5,640,000

※補正に伴う一般財源(5,640,000千円)は、財政調整基金繰入金により対応

集落排水事業特別会計

(単位:千円)

補正項目	補正予算額	財源内訳			
		国・県	市債	その他	一般財源
災害復旧費	143,300	62,700	70,000		10,600

内陸土地造成事業特別会計

(単位:千円)

補正項目	補正予算額	財源内訳			
		国・県	市債	その他	一般財源
災害復旧費	2,500				2,500

企業会計(水道事業会計, 工業用水道事業会計, 下水道事業会計)

(単位:千円)

会計	補正項目	補正予算額	財源内訳		
			補助金	企業債	自己資金
水道	被災施設対応	329,400	184,100	86,100	59,200
	応急給水活動等	57,500	23,600		33,900
	計	386,900	207,700	86,100	93,100
工業用水道	被災施設対応	305,500	200,000	100,000	5,500
	応急給水活動等	5,700			5,700
	計	311,200	200,000	100,000	11,200
下水道	被災施設対応	375,300	229,500	145,800	
	応急給水活動等	24,500			24,500
	計	399,800	229,500	145,800	24,500
合計		1,097,900	637,200	331,900	128,800

なお、今回の災害に対応するための所要経費については、その後も累次の補正を行い、発災年度(平成30年度)における最終的な補正予算額は、全会計で約273億円の規模となった。

表 災害対応に要する最終補正予算規模(平成30年度)

(単位:千円)

区分	8月補正 (専決処分)	9月補正	12月補正	3月補正	3月補正 (専決処分)	合計
一般会計	32,000,180	165,225	276,310	▲3,954,145	▲2,560,300	25,927,270
特別会計	145,800					145,800
企業会計	1,097,900			89,256		1,187,156
合計	33,243,880	165,225	276,310	▲3,864,889	▲2,560,300	27,260,226

(2) 国の財政措置等

① 予備費の使用

政府においては、発災後直ちに緊急物資支援(プッシュ型物資支援)を実施するための経費として、予備費20億円の使用について7月12日(木)に閣議決定した。

また、被災者の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージの取りまとめを行い、8月2日(木)に「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」を決定した。これに基づき、生活の再建のための被災者生活再建支援金の支給、生業の再建のための中小企業グループ補助金や農業用ハウス等の復旧のほか、河川の浚渫等といった緊急対応を行うこととし、次のとおり2段階に分けて予備費の使用を閣議決定した。

8月3日(金) 予備費の使用について閣議決定(第1弾 1,058億円)

生活の再建関連経費	162億円
生業の再建関連経費	611億円
災害応急復旧関連経費	16億円
災害救助関連経費	269億円

9月7日(金) 予備費の使用について閣議決定(第2弾 616億円)

生活の再建関連経費	4億円
生業の再建関連経費	19億円
災害応急復旧関連経費	593億円

1. 基本方針

平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ

平成30年7月豪雨
被災者生活支援チーム

▶ 被災地の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていく。今後も、本パッケージに基づき、被災者の安心感を確保し、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、随時、予備費等の措置を講じていく。

▶ 地域ごとの災害の特性を踏まえたきめ細かな災害応急復旧を早急にを進めていくとともに、被災した中小企業等が事業継続に向けて予見性と希望をもって取り組めるよう、被災地における地域経済の再生に向けた寄り添い型の支援を迅速に実施する。

2. 緊急対応策

(1)生活の再建

- ▶ **廃棄物、がれき、土砂の処理**
 - ・廃棄物、がれき、土砂の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に対し市町村等への的確な財政支援
 - ・まちなかの廃棄物、がれき、土砂を市町村が一括撤去できる制度構築
 - ・被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるよう、運用上の取扱いを明確化
- ▶ **住宅再建等**
 - ・被災者の方々に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理
 - ・応急的な住まいの提供可能戸数を一元的に把握し、被災者に情報提供
 - ・住居が全壊した世帯等に対して最大300万円の被災者生活再建支援金を支給
 - ・住宅を失った方のため、災害公営住宅の整備
- ▶ **金融支援等**
 - ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大2年まで延長
 - ・保険料減免等の特別措置を実施した保険者・自治体に対して財政支援
- ▶ **切れ目のない被災者支援**
 - ・孤立防止等のための見守り、日常生活上の相談支援、心のケア等
 - ・専用の消費者相談ダイヤルの周知を図るとともに、架空請求対策を実施

(2)生業の再建

- ▶ **中小企業・小規模事業者の支援等(「寄り添い型支援」の創設)**
 - ・グループ補助金:被害を受けた中小企業等グループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に施設等の復旧費用を補助(最大3/4)。事業者負担分は無利子融資
 - ・持続化補助金:個社への補助上限額を50万円から最大200万円に引上げ。機械・車両購入・店舗改装、再開時の広告宣伝まで幅広く補助(2/3)。事業者負担分(1/3)も支援
 - ・日本公庫の低利融資枠の拡大による資金繰り支援や商店街補助金等を措置
- ▶ **農林漁業者の支援(営農維持・一日も早い経営再開)**
 - ・共同集出荷施設・農業用ハウス・機械の再建、農業・肥料の購入等の支援
 - ・農地・農業用施設等の農林漁業関係施設の早期復旧
 - ・果樹の植替(かんきつ:23万円/10a等)、未収益期間の支援(22万円/10a)
 - ・農業用ため池の緊急点検・応急整備
- ▶ **観光業の風評被害対策**
 - ・宿泊料金等の低廉化(1人1泊当たり最大6,000円)を支援し、今夏より、被災地域の観光需要を迅速に喚起
 - ・SNSやメディア等を通じ、正確な被災地情報等を発信
- ▶ **地域の雇用対策**
 - ・雇用調整助成金の受給要件の緩和、助成率引上げ(中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
 - ・雇用保険の失業手当について、災害による事業所の休業で賃金を受け取れない場合等にも支給

(3)災害応急復旧

- ▶ **災害復旧事業の迅速化**
 - ・被災自治体の災害査定に要する業務、期間等を縮減する等、公共土木施設等、水道施設、学校・社会教育施設、医療・福祉施設等の災害復旧事業を迅速に実施
- ▶ **河川の浚渫、樹木の撤去、岩・土砂等への対応**
 - ・国管理河川改修等を迅速に行い、県管理河川も、国が積極的に技術的支援を行いつつ、防災・安全交付金等を活用して支援
 - ・二次災害の懸念のある岩・土砂の応急対策を早急を実施

(4)災害救助

- ▶ **応急救助**
 - ・避難所の設置、飲料水供給、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等(一部再掲)
 - ・災害援護資金の貸付け、災害甲斐金の支給
- ▶ **自衛隊の活動**
 - ・自衛隊の災害派遣活動等を通じ、がれき処理、防疫、入浴、給水支援等の実施

平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージの概要
(出典:平成30年7月豪雨被災者生活支援チーム公表資料)

② 補正予算の成立

10月15日(月)に閣議決定(10月24日(水)国会提出, 11月7日(水)成立)された「平成30年度補正予算(第1号)」では, 追加歳出総額9,356億円のうち, 平成30年7月豪雨への対応分^{*1}として, 5,034億円が措置されている。

また, 12月14日(金)に, 「防災・減災, 国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定した。

これを踏まえ, 同月21日(金)に閣議決定(平成31年1月28日(月)国会提出, 2月7日(木)成立)された「平成30年度補正予算(第2号)」においては, 防災・減災, 国土強靱化として, 1兆723億円, 災害復旧等事業費として2,136億円, 災害対応のための特別交付税として700億円を加算する措置がなされている。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の概要		平成30年12月14日 閣議決定	国土強靱化 NATIONAL RESILIENCE
1. 基本的な考え方			
<p>○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災のための重要インフラ等の機能維持 ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持 <p>の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。</p>			
2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途			
○緊急対策160項目			
○財政投融资の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。			
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持		おおむね3.5兆円程度	(※1) うち、財政投融资を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。
(1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化		おおむね2.8兆円程度	
(2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保		おおむね0.5兆円程度	
(3)避難行動に必要な情報等の確保		おおむね0.2兆円程度	
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持		おおむね3.5兆円程度	(※2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。
(1)電力等エネルギー供給の確保		おおむね0.3兆円程度	
(2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保		おおむね1.1兆円程度	
(3)陸海空の交通ネットワークの確保		おおむね2.0兆円程度	
(4)生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保		おおむね0.02兆円程度	
3. 本対策の期間と達成目標			
○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度(令和2年度)の3年間			
○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。			

防災・減災, 国土強靱化のための3か年緊急対策の概要
(出典:平成30年12月内閣官房国土強靱化推進室公表資料)

^{*1}平成30年度補正予算(第1号)のうち平成30年7月豪雨への対応分

- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------|
| ①生活の再建 | (367億円) | 災害廃棄物の処理, 被災者生活再建支援金など |
| ②生業の再建 | (1,985億円) | グループ補助金, 被災中小企業者等への資金繰り支援など |
| ③災害応急復旧 | (2,319億円) | 土木施設, 学校施設, 水道施設, 福祉施設等の災害復旧など |
| ④災害救助 | (363億円) | 自衛隊の災害派遣活動など |
| 計 | 5,034億円 | |

③ その他の支援

ア 激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定(再掲)

今回の災害を激甚災害(本激)として指定し, 災害復旧事業に関する通常の国庫補助率を嵩上げするなどの特別な財政措置が適用された。

7月24日(火) 閣議決定
7月27日(金) 政令公布・施行

イ 普通交付税の繰上げ交付

今回の豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体の資金繰りを円滑にするために、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付(総額約346億5千万円)することが決定された。

繰上げ交付の対象となった団体は、全国58団体(42市16町)で、このうち広島県内では、9市4町に対して約89億3千万円が繰り上げて交付された。

7月13日(金) 普通交付税の繰上げ交付の決定
7月17日(火) 現金交付(本市の繰上げ交付額 1,365,000千円)

ウ 地方創生応援税制対象事業の認定

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の対象として、本市の『住みたい行きたいまちづくり事業～平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて～』が認定された。(P227「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用」を参照)

11月9日(金) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の対象事業として認定
11月21日(水) 株式会社ディスコから企業版ふるさと納税を活用した寄附の申し出

第3章

避難の状況

第3章 避難の状況

1 気象情報と避難情報の発令

(1) 気象情報と避難情報の時間経過

今回の豪雨災害に関する気象情報と避難情報の時間経過は次のとおりである。

日時		気象・避難情報の内容	日時		気象・避難情報の内容						
7/5 (木)	8:08	大雨注意報発表	7/14 (土)	19:35	避難指示(緊急)解除(洪水:安浦)により、市内全域避難指示解除 ※避難準備は継続						
	16:33	洪水注意報発表									
7/6 (金)	5:40	大雨警報発表	7/28 (土)	15:20	避難勧告発令(土砂) ・天応地区:天応福浦町, 天応伝十原町, 天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦上城町, 吉浦岩神町, 吉浦松葉町, 吉浦中町3丁目, 吉浦本町3丁目, 吉浦新出町, 吉浦東本町2丁目, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字女子畑・赤向坂・中畑(市原含む)・下垣内, 安浦町水尻1丁目 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:上記以外の市内全域)						
	7:45	避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:市内全域)									
	10:06	洪水警報発表									
	18:00	避難準備・高齢者等避難開始発令(洪水:二河川)									
	18:10	土砂災害警戒情報発表									
	18:20	避難勧告発令(土砂:昭和・安浦・郷原)									
	19:10	避難勧告発令(土砂:市内全域)									
	19:30	避難勧告発令(洪水:二河川)									
	19:40	大雨特別警報発表									
	20:00	避難勧告発令(洪水:黒瀬川)									
	21:05	避難指示(緊急)発令(土砂:市内全域)									
	21:15	避難指示(緊急)発令(洪水:二河川)									
	21:30	避難指示(緊急)発令(洪水:野呂川)									
21:40	避難指示(緊急)発令(洪水:黒瀬川)										
7/7 (土)	10:50	大雨特別警報解除, 大雨警報発表	7/29 (日)	14:40	避難勧告一部解除(台風接近) ※次の地域は避難勧告を継続 ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 吉浦東本町2丁目, 長谷町 ・阿賀地区:阿賀南9丁目 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内・女子畑・赤向坂, 安浦町水尻1丁目						
	15:35	洪水警報解除, 洪水注意報発表									
7/8 (日)	9:23	洪水注意報解除			7/30 (月)	8:30	避難勧告解除(台風接近:安浦町大字中畑のうち市原地区) 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:安浦町大字中畑のうち市原地区)				
	10:30	洪水注意報発表									
	14:45	洪水注意報解除									
7/9 (月)	4:00	土砂災害警戒情報解除					8/15 (水)	16:17	大雨注意報発表		
	4:23	大雨警報解除, 大雨注意報発表									
	8:30	避難指示(緊急)一部解除 ※安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1・2丁目は継続									
	10:06	大雨注意報解除									
7/12 (木)	14:02	大雨注意報発表									
	19:15	大雨注意報解除									
7/13 (金)	13:25	避難指示(緊急)発令(土砂:天応)									
	16:10	避難指示(緊急)一部解除(土砂:天応) ※天応西条1丁目～4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応南町, 天応宮町は継続									
	19:55	避難指示(緊急)解除(土砂:天応) 避難勧告発令(土砂:天応西条1丁目～4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応南町, 天応宮町)									
7/14 (土)	11:30	避難勧告解除(土砂:天応西条1丁目～4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応南町, 天応宮町) 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:天応西条1丁目～4丁目)									
	14:50	避難準備・高齢者等避難開始一部解除(土砂)※天応西条1・2丁目(一部地域), 天応西条3・4丁目は継続									

(※網掛け・ゴシック体の箇所は避難情報を, その他の箇所は気象情報を示す。)

日時		気象・避難情報の内容
8/15 (水)	17:00	避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂) ・天応地区:天応西条1・2丁目の広島呉道路から海側, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内・女子畑・赤向坂, 安浦町水尻1丁目
		17:44 大雨注意報解除
8/16 (木)	18:00	避難準備・高齢者等避難開始一部解除(土砂) ※次の地域は避難準備を継続 ・天応地区:天応西条1・2丁目の広島呉道路から山側, 天応西条3・4丁目 ・安浦地区:大字中畑のうち市原地区
		17:56 強風注意報発表
8/23 (木)	8:02 波浪注意報発表	15:05 暴風・波浪警報発表
	1:09 暴風・波浪警報解除, 強風・波浪注意報発表	21:05 強風・波浪注意報解除
	8/24 (金)	17:00 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂) ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内・女子畑・赤向坂, 安浦町水尻1丁目
8/31 (金)	18:30	避難勧告発令(土砂) ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内・女子畑・赤向坂, 安浦町水尻1丁目
		20:25 大雨注意報発表
9/1 (土)	9:00	8:14 大雨注意報解除
		避難勧告解除(土砂) 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂) ・天応地区:天応西条1・2丁目の広島呉道路から山側, 天応西条3・4丁目 ・安浦地区:大字中畑のうち市原地区
9/3 (月)	21:55 強風・波浪注意報発表	
9/4 (火)	5:03 暴風・波浪警報発表	10:31 暴風・波浪警報解除, 強風・波浪注意報発表
	9/5 (水)	9:00 避難準備・高齢者等避難開始一部解除(土砂) ※安浦町大字中畑のうち市原地区は継続
9/7 (金)	16:00	17:30 強風・波浪注意報解除
		13:54 大雨注意報発表
9/7 (金)	16:00	避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂) ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町中畑・下垣内

日時		気象・避難情報の内容
9/7 (金)	18:08 洪水注意報発表	20:40 大雨・洪水注意報解除
	8/30	避難準備・高齢者等避難開始一部解除(土砂) ※安浦町大字中畑のうち市原地区は継続
9/8 (土)	14:05 大雨注意報発表	16:00 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂) ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内 ・倉橋地区全域
	16:26 大雨警報発表	17:00 避難勧告発令(土砂) ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:上記以外の市内全域)
	6:09 洪水注意報発表	7:30 避難指示(緊急)発令(土砂) ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内 避難勧告発令(土砂:上記以外の市内全域)
	10:30 避難勧告発令(洪水:中畑川)	15:55 洪水注意報解除
	16:30	避難指示(緊急)解除(土砂) 避難勧告解除(洪水:中畑川) 避難勧告一部解除(土砂) ※倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区は継続 避難勧告発令(土砂) ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内
9/9 (日)	20:05 大雨警報解除, 大雨注意報発表	20:05 避難勧告解除(土砂) 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂) ・天応地区:天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目 ・吉浦地区:吉浦新出町, 長谷町 ・音戸地区:音戸町先奥3丁目 ・安浦地区:安浦町大字中畑・下垣内
	23:06 大雨注意報解除	
	9/10 (月)	1:00 避難準備・高齢者等避難開始一部解除(土砂) ※安浦町大字中畑のうち市原地区は継続

(※網掛け・ゴシック体の箇所は避難情報を, その他の箇所は気象情報を示す。)

(2) 避難勧告等の発令基準の特例運用

今回の豪雨災害で大きな被害を受けた地域では、今後の降雨の状況によって山肌に残存する不安定な土砂や岩石による再度の土砂災害や、河川に堆積した大量の土砂等に起因する洪水災害などの発生が懸念された。

こうした中、二次災害の発生する危険性が高い市内の一部区域において早めの避難を促すため、避難勧告等を発令する時期を他の地域より早めた特例基準を制定・運用し、市民の安全確保を図った。

なお、避難勧告等の特例基準を運用した地域は次のとおりであり、令和2年3月末時点で、安浦地区の一部の地域で特例基準を運用中である。

表 避難勧告等の特例基準運用地域(令和2年3月末時点)

地区名	運用地域	運用終了日
吉浦地区	吉浦上城町, 吉浦岩神町, 吉浦松葉町, 吉浦中町3丁目, 吉浦本町3丁目, 吉浦東本町2丁目	8/11(土)
	長谷町	9/18(火)
	吉浦新出町	12/14(金)
広地区	広石内3・4丁目	8/11(土)
天応地区	天応福浦町, 天応伝十原町	8/12(日)
	天応西条1丁目～4丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応宮町, 天応南町, 天応大浜1丁目	9/18(火)
音戸地区	音戸町先奥3丁目	12/14(金)
安浦地区	安浦町大字女子畑, 安浦町大字赤向坂, 安浦町大字下垣内, 安浦町水尻1丁目	9/18(火)
	安浦町大字中畑(市原を含む), 安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1丁目～5丁目, 安浦町内海北1丁目～4丁目, 安浦町内海南1丁目	運用中

表 避難勧告等の特例運用の具体的判断基準(安浦地区)【洪水災害(野呂川)の場合】

避難情報区分	具体的判断基準
避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 氾濫注意情報(洪水注意報)が発表された。 <input type="checkbox"/> 洪水警報の危険度分布で「注意」が表示された。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 氾濫警戒情報(洪水警報)が発表された。 <input type="checkbox"/> 氾濫注意水位を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で、「警戒」が表示された。 <input type="checkbox"/> 氾濫注意水位に到達して、さらに水位の上昇が見込まれる。 <input type="checkbox"/> 避難判断水位に到達し、大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表され、更に水位の上昇が見込まれる。
避難指示(緊急)	<input type="checkbox"/> 氾濫危険情報が発表された。 <input type="checkbox"/> 避難判断水位を超えた状態で、洪水警報の危険度分布で、「非常に危険」が表示された。 <input type="checkbox"/> 避難判断水位に到達して、さらに水位の上昇が見込まれる。 <input type="checkbox"/> 野呂川ダムが緊急放水を実施する。 <input type="checkbox"/> 氾濫危険水位に到達し、大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表され、更に水位の上昇が見込まれる。 <input type="checkbox"/> 堤防の決壊につながるような漏水・浸食が発生した。
解除	<input type="checkbox"/> 洪水注意報又は洪水警報が解除され、水位の低下傾向が顕著であり、上流での降雨がほとんどない場合を基本とし、現地調査の結果等により、現場の安全が確保されていることなど総合的に判断する。

(3) 避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域

前述の避難勧告等の特例基準とは別に、今回の豪雨により土砂災害が発生した地域において、避難勧告等の避難情報を通常より早めに発令する運用を行い、再度の災害発生に備えることで市民のより一層の安全確保に努めることとした。

具体的には、避難勧告等に関するガイドラインの改定による警戒レベルを用いた防災情報の発信に伴い、「警戒レベル2」の大雨注意報の状態であっても、雨の状況等に応じては、「警戒レベル3」の「避難準備・高齢者等避難開始」を早めに発令することとした。

なお、避難勧告等の発令を早めに行う可能性がある地域は次のとおりである。

表 避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域(令和2年3月末時点)

地区名	運用地域
宮原地区	室瀬町, 宮原1～4・9～11丁目, 船見町
中央地区	西辰川2丁目
吉浦地区	長谷町, 吉浦上城町, 吉浦岩神町, 吉浦松葉町, 吉浦中町3丁目, 吉浦本町3丁目, 吉浦新出町, 吉浦東本町2・4丁目, 狩留賀町, 大山町
警固屋地区	警固屋9丁目, 見晴3丁目
阿賀地区	阿賀北4・7丁目, 阿賀南9丁目
広地区	広石内3・4丁目, 広三芦1丁目, 広両谷2・3丁目, 広大新開3丁目, 広吉松1丁目, 広白石3丁目, 広名田2丁目, 広白岳6丁目, 広小坪1丁目, 広長浜1丁目
仁方地区	仁方本町2丁目, 仁方町川尻越
天応地区	天応福浦町, 天応伝十原町, 天応西条1～4丁目, 天応東久保1・2丁目
昭和地区	苗代下条, 焼山町山の神, 焼山東3・4丁目, 焼山北2・3丁目, 焼山泉ヶ丘2丁目, 押込6丁目
郷原地区	郷原町山田(6区), 郷原町下条(5区), 郷原町長谷(4区)
川尻地区	川尻町小用地区, 川尻町才野谷地区, 川尻町小仁方地区
音戸地区	音戸町先奥3丁目, 音戸町北隠渡1・2丁目, 音戸町高須3丁目, 音戸町畑1丁目, 音戸町早瀬2・3丁目
倉橋地区	宇和木地区, 本浦地区, 長谷地区, 尾立地区, 鹿島地区
蒲刈地区	向地区, 大浦原地区
安浦地区	安浦町大字中畑(市原含む。), 安浦町大字下垣内, 安浦町久多田, 安浦町水尻1・2丁目, 安浦町中央北1丁目, 安浦町中央1～5丁目, 安浦町内海北1～4丁目, 安浦町内海南1丁目

表 避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域の発令基準
(【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始を発令する場合)

避難情報区分	発令基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	次のいずれか一つに該当する場合に発令 <ol style="list-style-type: none"> 大雨注意報(土砂災害)(警戒レベル2相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報」の実況で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超える(警戒レベル2相当[土砂災害])ことが確実な場合 大雨注意報(警戒レベル2)が発表されているか、夜間から翌日早朝に発表される可能性があり、かつ、夜間から翌日早朝にかけて「土砂災害危険度情報」の実況で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超える(警戒レベル2相当[土砂災害])ことが確実な場合 強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設状況

7月6日(金)7時45分の「避難準備・高齢者等避難開始(土砂:市内全域)」発令により市内61か所に避難所を開設して以降、同日10時6分に洪水警報が、18時10分には土砂災害警戒情報が、そして、19時40分には本市では初となる大雨特別警報が発表された。

これらの気象情報の発表を受け、本市では、18時20分から20時までの間に「避難勧告(土砂:市内全域、洪水:二河川・黒瀬川)」を発令し、21時5分には「避難指示(土砂:市内全域)」を、21時15分から40分までの間には「避難指示(洪水:二河川・野呂川・黒瀬川)」をそれぞれ発令した。

以降、避難所への避難者は増加し、同月9日(月)の時点で、開設避難所は134か所、避難者数は1,418人を数え、今回の豪雨災害において最大を記録した。

表 開設避難所数及び避難者の状況(最大時:7月9日時点)

(上段:施設数, 下段:人)

地区	中央	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天応	昭和	郷原
避難所数	20	6	3	7	17	5	4	8	8	3
避難者数	205	135	16	96	235	30	48	129	163	23

地区	下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊	合計
避難所数	4	5	9	7	6	14	4	4	134
避難者数	12	58	68	14	16	147	16	7	1,418

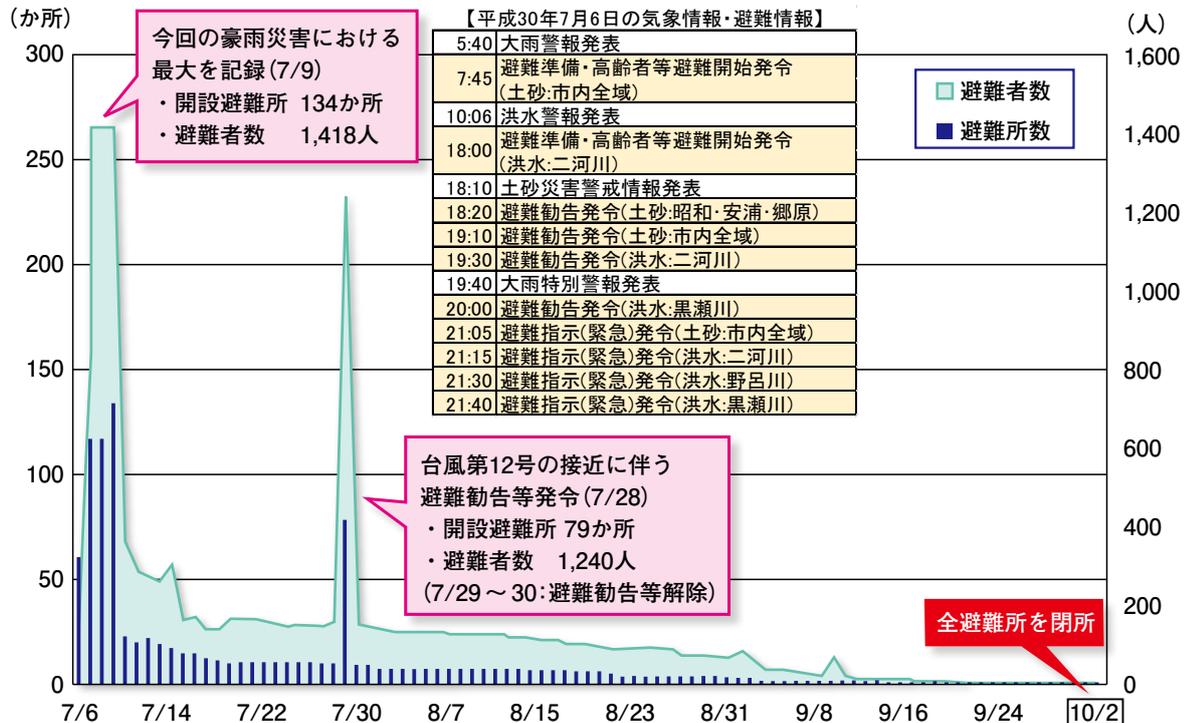
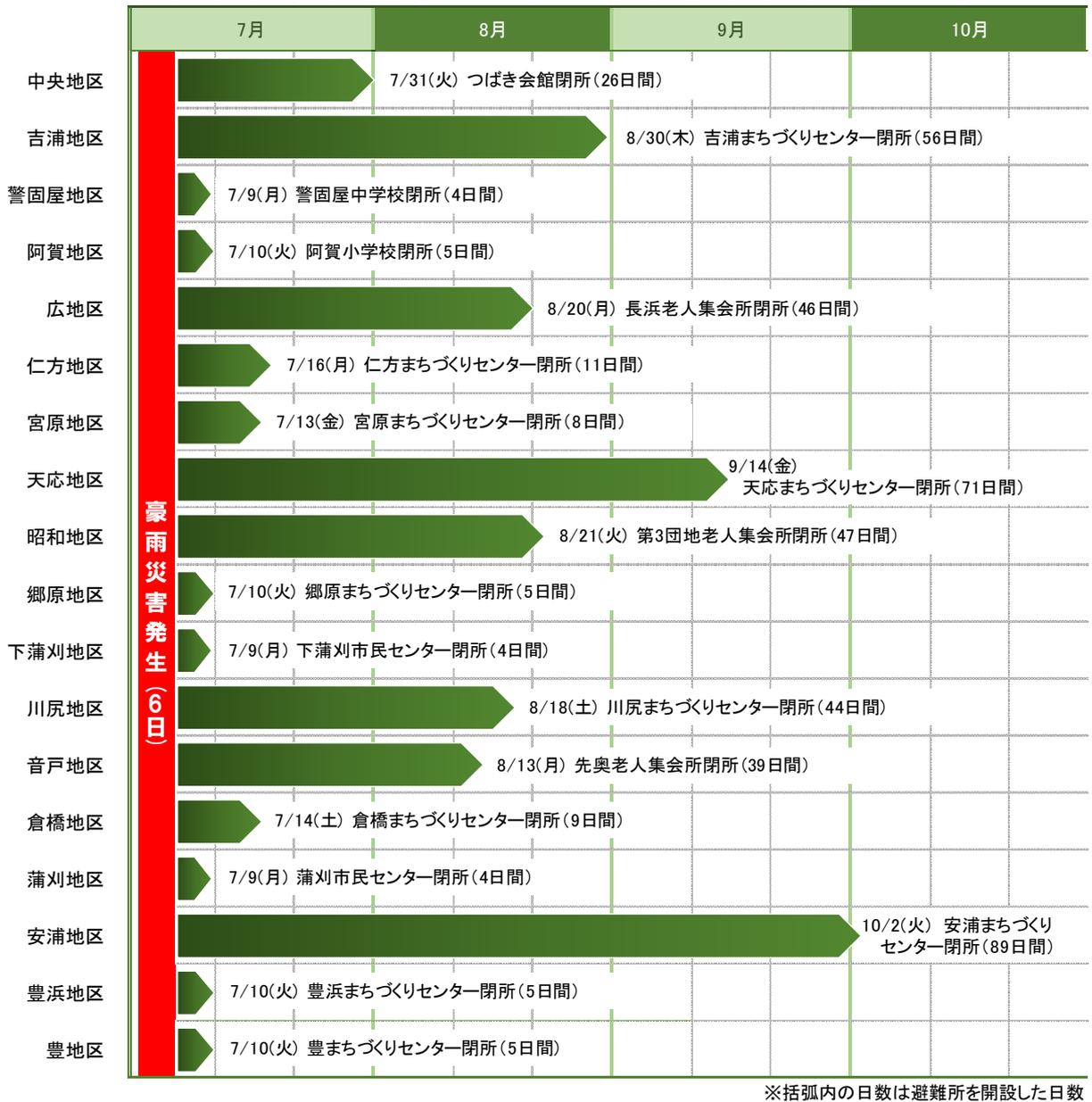


図 開設避難所数と避難者数の推移

また、避難所の開設状況を見ると、7月6日(金)に各地区へ避難所を開設して以降、最も開設期間が長かったのは、10月2日(火)に閉所した安浦まちづくりセンターの89日間で、次いで9月14日(金)に閉所した天応まちづくりセンターの71日間であった。

このほか、吉浦、広、昭和、川尻及び音戸の各地区に開設した避難所においても、開設期間が8月中旬から下旬まで及び、被災した多くの市民が長期間、避難所での生活を余儀なくされた。



この図は7月6日(金)に各地区へ開設した避難所のうち、最も開設した期間が長かった避難所の開設期間を示す。
 (※台風第12号の接近に伴う避難勧告等の発令により、7月28日(土)から30日(月)までの間に開設した避難所を除く。)

図 各地区に開設した避難所の開設期間



平成30年7月6日(金)の夜と7日(土)の早朝に広島県を通過した線状降水帯による記録的な大雨の影響で、私の住む地域では甚大な土砂災害が発生し、自治会の会員7名が亡くなられ、60軒以上の家屋が被害を受けました。

また、避難所が遠いために逃げ遅れた会員約30名が一時避難所である自治会館に避難し、狭い部屋の中で3日間、不安な時間を過ごしました。

私は、今回の災害を経験して、改めて身近な場所に安全・安心して避難することができる場所が必要だと感じました。災害時には避難所として、また、平常時には高齢者をはじめ、地域住民の憩いの場として活用できる場所があれば、きっと地域の活性化にも繋がっていくと思います。

その実現に向けて、これからも地域が一丸となって考え、取り組んでいきたいと思っています。

(2) 帰宅困難者への対応

今回の豪雨に伴い、JR呉線は7月5日(木)18時20分に三原駅と広駅間が運行を休止し、翌6日(金)の16時以降、広駅と海田市駅間が計画運休により運転を取りやめ、全線不通となった。

また、市内の主要道路においても、大雨や土砂崩れ等による道路通行規制が実施される中、多数の帰宅困難者の発生が懸念された。

このため、本市は、昭和市民センター、広市民センター、そして、市の公共施設である「呉市きんろうプラザ(以下「きんろうプラザ」という。)」を一時待機所として開放することを決定し、昭和市民センターについては同日16時40分から、広市民センター及びきんろうプラザについては同日17時から開設した。

きんろうプラザでは、3階の大ホールと和室を開放して帰宅困難者43名の受入れを行い、同プラザとの複合建物である海員会館からも宿泊者用浴場の無料開放や朝食の提供等の支援を受けた。

翌7日(土)には、フェリーによる広島方面への移動や主要地方道呉平谷線の通行規制解除等により、帰宅困難者は4名まで減少し、翌8日(日)には全ての帰宅困難者が近隣の避難所(つばき会館)に移ったことで、同日19時にきんろうプラザの一時待機所を閉所し、昭和市民センターと広市民センターについては、引き続き、避難所として避難者の受入を行った。



一時待機所となったビュー・ポートくれ
(2・3階がきんろうプラザ、4階以上は海員会館が
経営する宿泊施設等)



帰宅困難者の受入対応
(ビュー・ポートくれ・7/7撮影)

3 避難所における被災者支援

(1) 避難所の運営

7月6日(金)7時45分の「避難準備・高齢者等避難開始(土砂:市内全域)」発令を受けて、市内61か所の避難所に市職員(避難所配置職員)を配置し、各避難所の開設・運営に当たった。

しかしながら、今回の災害で特に被害の大きかった地域においては、避難者の数が多く、避難所の開設期間の長期化も見込まれる中、本市の職員数にも限りがあるため、職員のみで適切な避難所運営を行うことはできなかった。そのため、国・広島県等の関係機関や他自治体からの応援職員、また、ボランティア等の支援や協力を得ながら避難所の運営を行った。

また、避難所の開設に併せて、市災害対策本部に「避難所対策班」を配置した。

避難所対策班では、避難者のプライバシーの確保(段ボールによる間仕切り等)を図るとともに、各避難所で必要とする生活用品や備品、食料などの把握と補充、各種支援の受付や調整、避難者の相談・要望の把握等を行ってきたが、避難生活の長期化に伴い、同月14日(土)に「避難所長期対策班」へ改編した。

避難所長期対策班では、避難者の被災状況や避難所における生活状況などを把握することを目的として実施した「被災後の生活に関するアンケート」の結果をもとに「避難者台帳」を作成し、この台帳を活用して、国や広島県等の関係機関と連携し、避難者一人ひとりの孤立防止や心のケア等に努めた。

さらに、避難所の生活環境を把握するため、各避難所を巡回した際、不足物資や衛生状況等を「避難所状況報告」に記録することで、避難所の生活環境の改善に取り組むとともに、個々の避難者が避難所から新たな生活の場へ円滑に移行するための取組なども行った。



健康体操(安浦まちづくりセンターロビー)



天応まちづくりセンター(7/16撮影)



天応小学校体育館(7/29撮影)

(2) 避難所での健康管理，心のケア，衛生指導

避難所における避難者への対応は、急性期の医療救護活動に加え、慣れない避難所での生活が長引くことによるメンタルヘルス、感染症等による二次的な健康被害の防止等、避難所における健康管理や心のケア等が非常に重要であった。

このため、各避難所では、保健師(市保健師及び応援保健師)により、避難者への個別の健康相談や感染症予防のための環境整備のほか、市災害対策本部に対し、必要に応じて衛生用品や医薬品等の補充要請を行った。

こうした避難所での個別の健康相談に当たっては、配慮が必要な避難者の状況確認について障害者や高齢者等の避難行動要支援者登録台帳の活用が、避難所でいち早く個別対応を図っていく上で有効であった。

なお、全ての避難所が閉所した10月2日(火)までの間における保健師の巡回相談件数は、延べ4,630件(延べ224か所)となっている。

また、避難所では、ボランティア団体等による避難者の心身の疲労を和らげるための活動をはじめ、7月18日(水)からは、日本赤十字社こころのケアチームによる避難所の巡回相談が開始され、8月31日(金)までに622人の方への対応が行われた。(P113～「保健衛生活動」を参照)

避難所における保健師の保健活動

被災者の個別健康相談
(避難所の健康相談室での相談など)
感染症予防のための環境整備
熱中症の予防や対策
エコノミー症候群の予防
医療連携，服薬管理
福祉連携(要支援者の対応)
各種支援団体の調整
避難所での衛生物品や医薬品等の補充要請
長期避難者の健康管理と退所支援



- △ 避難所でのこころの健康相談のチラシ
- ◇ 避難所での健康相談に関する掲示
(いずれも天応まちづくりセンター避難所)



避難所での声掛けにより、避難者の健康状態をチェックする保健所職員



ボランティアによる避難所での足湯サービス
(写真提供: 静岡県ボランティア協会)

(3) 炊き出し、食料・生活必需品等の提供

今回の豪雨災害では、市内の主要な道路やJR呉線が被災し、復旧までの間、陸路による交通が遮断されたことで、市内外からの人流・物流に多大な支障を来した。

さらに、突然の甚大な災害であったため、特に被害の大きかった天応・安浦地区等に開設した各避難所では避難者が増え、食料や生活必需品などの確保が困難な状況にあった。

こうした中、被災直後から自治会や女性会、民生委員児童委員協議会などの団体による炊き出しが行われ、市災害対策本部による食事の提供が開始されるまでの間、その活動は続けられた。

その後も、企業やボランティア団体等からの炊き出し支援の申し出が続き、これらの支援により、趣向を凝らした温かい食事が避難者に提供された。

また、各避難所には、全国の団体や企業、個人の方々から米や水、衣料品、生活雑貨など、数多くの支援物資の提供があり、日々の生活に必要な物資を避難者に提供することができた。

表 提供された主な支援物資

米、水、スポーツドリンク、お茶、タオル、バスタオル、マットレス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、大人用・子供用紙おむつ、簡易トイレ、マスク、衣類、土のう袋、虫除けスプレー ほか



炊き出し(天応地区)



炊き出し(安浦地区)



避難所に設けられた支援物資配布場所(天応地区)



支援物資を仕分けするボランティア(安浦地区)



「食べる物も飲む物も何にもない、こんな所は避難所ではない。」
被災者から投げかけられたこの言葉は、私の耳から消えない言葉になりました。
それと同時に、「何とかしなくては」という思いが私たち職員の共通認識となったのです。

幸いにも、安浦まちづくりセンターには調理室がありました。そこで、私たちは緊迫の中、自宅から食材を持ち寄り、献立を考えました。また、夏場でもありましたので、衛生面には特に気を配りながら、食事の時間や配膳のルールも決めました。とにかく、みんな必死だったのです。

徐々にですが、飲料水や野菜、果物などの差し入れが届くようになる中、地元の有志からは炊き出しの申し入れもあり、限られた食材にひと手間をかけた献立は被災者の皆さんに大変喜ばれました。

多くの皆さんの協力のおかげで、呉市からの食事支援が開始されるまで、何とか乗り切ることができました。ただただ感謝。いつの間にか私の胃の痛みも消えていました。

(4) スポットクーラー等の設置

発災以降、連日、猛暑日が続く中、土砂崩れや浸水等により被災し、自宅に住めなくなった市民は避難所での不便な生活を余儀なくされた。

特に、エアコンが設置されていない避難所においては、避難者は団扇で扇ぎ、また、日中は校庭の日陰で休むなどして暑さをしのいでいた。

こうした中、国(経済産業省)からのプッシュ型支援^{*}として、7月11日(水)にスポットクーラー20台の提供があり、同日、天応・安浦地区等の各避難所へ配置した。

以降も、業務用クーラーや空気清浄機、簡易トイレをはじめ、避難所生活に不可欠な物資の支援があり、これにより、多くの避難者の生命や生活環境の維持・向上が図られた。



スポットクーラー

表 スポットクーラー等の設置状況

月日	種別	台数	主な設置場所(括弧内は台数)
7/11(水)	スポットクーラー	20台	安浦まちづくりセンター(4台)、吉浦小学校・吉浦中学校・天応小学校(各2台) ほか
7/17(火)	業務用クーラー	11台	天応小学校(10台)、安浦まちづくりセンター(1台)
	ルームクーラー	3台	天応ふれあい集会所(3台)
7/20(金)	空気清浄機	10台	天応・安浦まちづくりセンター(各5台)
	加湿器	4台	天応まちづくりセンター(4台)
	掃除機	9台	天応まちづくりセンター(9台)
日時不明	簡易トイレ	10台	天応小学校・吉浦中学校(各2台) ほか

※プッシュ型支援

国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

(5) 避難所への慰問

今回の豪雨による本市の被害状況は、新聞やテレビ・ラジオなどの各メディアでも大きく報道され、被害の大きかった被災地を支援する動きが全国的に広がった。

本市においても、内閣総理大臣をはじめとした政府関係者や多くの著名人が被災地区の視察や慰問に訪れたほか、地元の園児や児童等による慰問やコンサートなど、被災者一人ひとりを勇気づける数多くの催しが開催された。

これらの支援活動は、避難生活を続ける多くの避難者に明るい笑顔をもたらし、元気や癒しを与えただけではなく、本市の復旧・復興に向けた取組の後押しにもなった。

なお、こうした活動は、市内の全ての避難所を閉所した後も続けられ、応急仮設住宅への慰問や被災地域の住民等を対象にしたコンサート、キャラクターショーなどのイベントが各地で行われた。



安倍内閣総理大臣による慰問(安浦地区・7/21撮影)



湯崎広島県知事による慰問(天応地区・7/11撮影)



多くの支援者からの寄せ書き(天応地区)



児童によるロビーコンサート(安浦地区)

(6) 各種サービスの提供

今回の豪雨災害により甚大な被害を受けた天応・安浦地区等では、被災により自宅に戻る見通しが立てられず、慣れない避難生活が長期化することで、慢性的な疲労やストレスなどが増大し、体調を崩す避難者が増加していくことが懸念された。

こうした中、複数の避難所では、民間企業やボランティア団体等によるヘアカットやマッサージなどの各種サービスが避難者に無料で提供され、避難生活に伴う心労の負担軽減と避難者の安定した生活の支援につながった。

表 避難者に無料で提供された各種サービス

ヘアカット、視力検査やメガネ・老眼鏡の提供、メガネ・補聴器のメンテナンス(修理・調整)、洗濯、入浴支援、足湯、マッサージ、ハンドマッサージ、無料自動販売機の設置、無料充電サービス ほか



避難者へのヘアカットのサービス



メガネの無料メンテナンス



無料自動販売機



無料充電サービス

第4章

救出・救護・ 保健活動

1 救出・搜索活動

(1) 市消防局及び消防団による活動

① 水防体制と職員の招集状況

呉市消防局(以下「市消防局」という。)では、洪水や豪雨等による水災の警戒及び防御並びに水災による被害の軽減を図るため、水災の発生が予想される場合、消防局長が状況に応じて水防体制を発令することとしている。

今回の豪雨災害においても、市の災害体制の発令状況や気象情報等に応じて順次、水防体制を発令しており、大雨特別警報発表後の7月6日(金)19時50分には、水防第3体制の発令とともに市消防局全職員を招集し、全消防機能を挙げて警戒防御に当たる体制を敷いた。

なお、災害出動等で出動した市消防局職員の数、9月までの約3か月間で延べ2,838人に上り、実際に救出又は避難誘導などを行った救出人員は延べ313人であった。

表 水防体制と職員の招集状況の推移

日付	時刻	気象情報と避難指示等の内容
7/6(金)	5:40	災害注意体制発令, 水防第1体制発令
	14:00	1号招集(蒲刈・大崎下島出張所のみ)
	17:00	災害警戒体制発令, 水防第2体制発令・水防本部設置 2号招集(毎日勤務者全員, 隔日勤務者の1/3を招集)
	19:00	災害対策本部設置
	19:40	大雨特別警報発表
	19:50	水防第3体制発令, 3号招集(全職員招集)
7/9(月)	19:00	3号招集継続のまま, 職員の一時帰宅を許可
7/19(木)	8:30	3号招集から1号招集に変更
8/6(月)	9:00	水防第2体制に変更
9/11(火)	16:00	水防体制解除

② 市民からの救助要請への対応

7月6日(金)0時から8日(日)24時までの72時間に、市消防局通信指令室が受信した119番通報件数の推移を見ると、1時間当たりの通報件数は同月6日(金)の20時から21時の間の211件が最も多く、次いで翌7日(土)の5時から6時の間の159件であった。

次に、24時間当たりの通報件数では、同月6日(金)19時から翌7日(土)19時までの間の1,278件が最も多く、通常時の通報件数の約30倍にも及んだ。

通信指令室では、平常時は5人又は6人の職員が二交代制で勤務しているが、119番通報件数が最大を記録した同月6日(金)の20時から21時頃には、招集者及び指令業務経験者を含む計17人の職員により対応に当たった。

また、通報への対応の際は、危険が切迫した事案に優先して対応し、その他の事案については、一般回線で掛け直しを依頼するなど、一つでも多くの通報に対応するよう努めた。

結果的に、前述の24時間当たりの通報件数1,278件のうち、実際の出動指令件数は救助57件を含む165件にとどまった。その要因として、全ての通報に対応し得る人材や機材等の資源に限界があることや、通報が殺到したことで指令機能が十分に果たせなかったことなどが挙げられる。

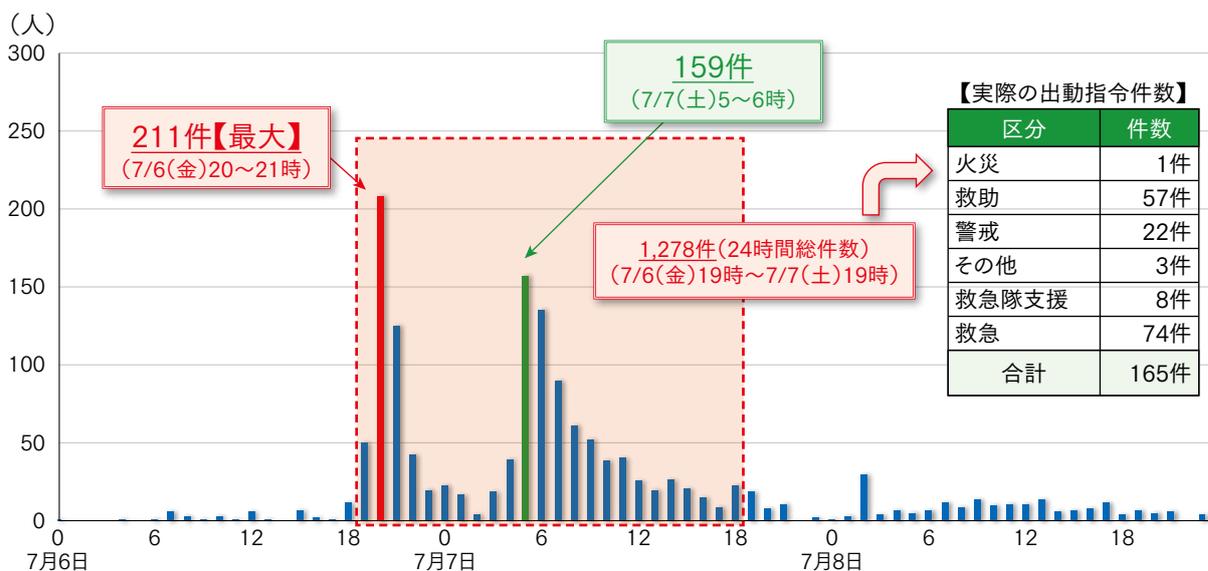


図 発災直後の119番通報件数の推移

③ 出動状況

発災以降、時間を追うごとに市内全域から救助要請が相次ぐ中、市消防局では、同時多発かつ広域的に発生した災害に対応するため、当務(24時間勤務)の部隊だけではなく、非常招集した全ての部隊を市内各地の救助現場へ出動させた。

また、通常、救助現場等へ出動する場合、一つの現場に4隊から5隊(1隊当たり3・4人程度)を出動させているが、少しでも多くの現場で救助活動等を行うため、最終的に一つの現場に1隊で対応することとなった。

一方、出動した多くの部隊は、出動途上において道路が土石流等で寸断・崩壊され、現場に到着することさえも困難を極め、さらには、現場到着後も夜間で雨が降り続いていたため、周辺状況の把握が非常に困難な状況の下、決死の救助活動を行った。

表 発災直後の市消防局出動状況(救出人員5人以上の救助活動)

覚知*		出動		完了日	災害種別	覚知別	活動地域	救出人員	活動人員
月日	時間	月日	時間						
7/6(金)	20:03	7/6(金)	20:08	7/6(金)	建物救助	119	長谷町	32人	17人
		7/6(金)	20:25	7/7(土)	その他救助	携帯加入	天応町	16人	10人
	20:10	7/7(土)	9:30	7/7(土)	航空救助	携帯119	天応町	7人	13人
		7/8(日)	9:10	7/8(日)	建物救助	自己覚知	安浦町中畑	34人	3人
7/7(土)	0:15	7/7(土)	0:16	7/7(土)	建物救助	携帯119	押込	6人	9人
	5:10		5:17	7/7(土)	建物救助	119	狩留賀町	6人	6人
	6:30		6:37	7/7(土)	建物救助	119	吉浦新出町	5人	8人
	7:22		7:58	7/9(月)	その他救助	自己覚知	安浦町中央	108人	23人
	11:39		11:41	7/7(土)	その他救助	一般加入	安浦町中畑	7人	9人
7/8(日)	8:32	7/8(日)	8:33	7/9(月)	建物救助	自己覚知	音戸町先奥	9人	17人
合計								230人	115人

*覚知とは、通信指令室への入電等により災害などの発生を認知することで、覚知後、通信指令室から各部隊へ出動指令が発せられる。なお、被害状況や部隊の出動状況等により、覚知から出動指令までに時間を要することがある。



がれきの山と化した倒壊家屋からの救出活動



昼夜にわたり懸命に救助活動続ける消防隊員



屋根から1階の要救助者を救出する消防隊員



救助活動を阻む大量の土砂と水



行方不明者の搜索活動



救出用ボートで救出に向かう消防隊員



浸水・倒壊した家屋からの救出活動



手掘り作業により救出活動を行う消防隊員



取り残された住民の避難誘導

④ 消防団

市内の各消防団は、7月5日(木)以降、各地域において、住民への注意喚起や避難の呼び掛け、避難誘導、高齢者の避難補助、水防活動等を展開した。

また、被災地区においては、土砂に埋まった、あるいは、倒壊家屋に閉じ込められた不明者の人命救助や、プラスチック製の手漕ぎボートによる孤立した住民の救出、さらには、市消防局や自衛隊等と連携した行方不明者の搜索など、その活動は多岐にわたった。

なお、災害出動等で出動した消防団員数は、8月末までの約2か月間で延べ3,716人に上り、実際に救出され又は誘導により避難した住民は延べ158人であった。

このように、地域と密接な関わりを持つ消防団は、自らも被災しながら地域のために懸命に活動し、多くの市民の生命・身体、そして地域の財産を守った。



大量の土砂を掻き分けて救助現場に向かう消防団員(安浦地区隊)

表 平成30年7月豪雨災害における消防団の主な活動状況

月日	地区	出動隊	出動場所	死者	救出人数	活動内容
7/5 (木)	仁方	仁方分団	仁方宮上町	—	1人	自力避難が困難な住民を消防団車両で避難所に搬送
7/6 (金)	天応	湾岸分団	長谷町	—	20人	
	広	広北分団	広石内	—	5人	自力避難が困難な住民を徒歩で避難所まで誘導
7/7 (土)	吉浦	湾岸分団	新出町	3人	6人	土砂崩れ等で家屋が倒壊・埋没し脱出不能(行方不明)となった住民の救出 (※吉浦は7/12(木)まで)
	川尻	川尻東分団	川尻町小用	—	1人	
	阿賀	大冠分団	阿賀南	1人	2人	
	音戸	音戸西分団	音戸町早瀬	2人	3人	
	蒲刈	蒲刈地区隊	蒲刈町田戸	1人	1人	
	倉橋	倉橋東分団	倉橋町倉井	—	1人	
7/8 (日)	安浦	安浦地区隊	安浦町全域	—	100人	浸水により孤立した住民をプラスチック製の手漕ぎボートで救出
7/8 (日)	安浦	安浦地区隊	安浦町全域	3人	3人	土石流による行方不明者の搜索 (※7/11(水)まで)



平成30年7月豪雨災害では、吉浦や狩留賀、大山団地などで土砂災害が発生し、残念な事に3名の尊い命が失われましたが、現場の状態は言葉では言い表せられないほど本当に酷いものでした。

消防団は7月12日まで行方不明者の搜索活動を行っていましたが、あまりにも被災状況が酷かったため、吉浦市民センター長等と相談し、復旧・復興に向けての活動を行うことにしました。

その時、ボランティアの方々をはじめ、地域の方々や小中高生、大学生、自治会、自衛隊、海上保安庁、吉浦地区の各企業や商店など、いろいろな方々と一体となって活動をしたことで、復旧・復興にたどり着くことができました。

本当に感謝しかありません。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後、このような災害が起こらないよう願うことしかできませんが、もし、再びこのような事態になった際には、再び、皆が一つになり、どんなことが起きても乗りきって行きたいと思います。

そして、今回の教訓を生かし、次の世代が災害に立ち向かう時、一つになって貫うために、災害の記録を消防団屯所に残し、託していきたいと思っています。



水の流れをつくるため、懸命な手掘り作業を繰り返す消防団員(湾岸分団)

(2) 他機関による救出・捜索活動

① 自衛隊

7月6日(金)15時40分に、第13旅団司令部のリエゾンが広島県庁に向けて海田市駐屯地を出発し、同日17時から開催された広島県災害対策本部・第1回本部員会議に出席した。また、同日20時26分に、呉地方総監部のリエゾンも市役所に向け出発した。

広島県知事は、広島県内で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となったため、同日21時に陸上自衛隊第13旅団長に対し、人命救助に係る災害派遣を要請した。

この要請を受け、同日23時45分に海上自衛隊呉警備隊及び呉基地業務隊の偵察隊が安浦町へ向けて基地を出発し、本市における陸上自衛隊及び海上自衛隊による人命救助、行方不明者の捜索活動が開始された。

なお、8月14日(火)10時30分、県内各自治体での対応が可能となったことから、広島県知事は、陸上自衛隊第13旅団長に対し、災害派遣部隊の撤収を要請し、自衛隊による広島県内での人命救助活動等が終了した。

ア 陸上自衛隊

7月7日(土)6時9分、第46普通科連隊の活動部隊が、安浦町下垣内地区に向け駐屯地を出発し、被災者の救出活動が開始された。

その後、全国各地からの部隊が交代で、同月9日(月)から12日(木)までは吉浦新出町で、同月10日(火)から12日(木)までは安浦町市原地区で、それぞれ救出活動や捜索活動が実施された。

なお、市内で最も多くの人的被害があった天応地区においては、人命救助や行方不明者の捜索のため、同月9日(月)から27日(金)まで最も長期にわたり活動が続いた。

なお、同月7日(土)から27日(金)までの間に、現地で直接救助・捜索活動に当たった陸上自衛隊の延べ人員は、約2,700人であった。

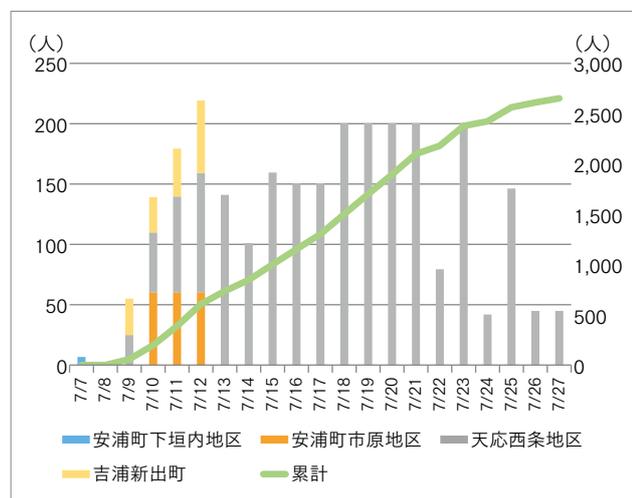


図 陸上自衛隊による救出活動等の人員数



行方不明者を捜索する陸上自衛隊(安浦町市原地区)



被災現場での捜索(天応地区)

(出典：陸上自衛隊第13旅団ホームページ)

被災者の方々に寄り添った活動

陸上自衛隊 第37普通科連隊第4中隊
2等陸曹 副分隊長 小浦 貴文



西日本豪雨は、あまりにも甚大な被害が発生した災害のため、私達が所属する第37普通科連隊は、災害派遣命令を受け、7月8日の夜に駐屯している大阪府和泉市から被災地である広島へ向かいました。夜間の高速道路を前進し、早朝に広島の実田市駐屯地に到着、直ちに被災地の偵察を実施しましたが、目前に広がった惨状は報道で見る以上に凄まじく、自然の恐ろしさを肌で感じると同時に活動に対する気持ちが奮い立ちました。

私達に与えられた任務は、行方不明者の搜索でしたが、大量の土砂が建物を押し流し、車や住居の1階部分が完全に埋まり、幾つもの大木が散乱するなど活動地域はかなり酷い状況でした。しかし、一刻も早く行方不明者を発見したいという強い思いで、必死にチェーンソーやショベルを使い、手作業によりがれきを撤去しながら、昼夜を問わず懸命に搜索を実施しました。

過酷な環境下での搜索活動でしたが、行方不明者のご家族、被災された方々の気持ちを思うと、暑さや疲労は微塵も感じることなく、無我無心で時を忘れるくらいでした。しかし、私達の搜索活動では発見することができず、次の部隊に申し送る際には無念の気持ちで一杯でした。

今回の活動を通じて、私達が被災者の気持ちに寄り添い活動することで、被災者の方々の「心の支えにならなければならない」と改めて実感するとともに、自衛官として何時如何なる状況においても、要請があれば即動し、整齐円滑に災害派遣活動ができるよう、常日頃から準備に万全を期しておく必要があると再認識しました。

イ 海上自衛隊

7月7日(土)、阿賀南9丁目(冠崎地区)に、海上自衛隊呉地方隊の艦船での海上輸送により、移動衛生班(医師及び看護師)と警備犬班(人員67人、警備犬3頭)が派遣され、警察、消防等との協力による行方不明者の搜索活動が実施された。その結果、1人が発見された。

また、同月10日(火)から12日(木)にかけて、天応地区にも警備犬班(人員5人、警備犬3頭)が派遣され、行方不明者の搜索活動が実施された。その結果、1人が発見され、消防隊員に引き継がれた。

なお、同月17日(火)、18日(水)、8月1日(水)、2日(木)には、江田島市南西海域においてヘリコプター(111空MCH101)による行方不明者の搜索が実施されたが、発見には至らなかった。



警察や消防等と協力して行方不明者を搜索する海上自衛隊員(いずれも阿賀南9丁目)
(写真提供：海上自衛隊)



天応地区で行方不明者を捜索する海上自衛隊の警備犬
(天応地区：背戸の川流域)



天応地区での行方不明者の捜索活動(7/10)
(写真提供：海上自衛隊)

② 警察

呉警察署及び広島警察署は、7月6日(金)以降、土砂崩れによる家屋倒壊等の通報が多く寄せられたことから、危険箇所に住する住民の避難誘導を実施するとともに、被害状況の確認を行った。

また、安否確認、行方不明等の通報を受け、署員による行方不明者捜索部隊を編成し、天応・吉浦・安浦・阿賀及びその他の被災地区において、捜索活動を実施した。



広島県警察による捜索活動(安浦町市原地区)

表 警察による捜索活動等

7/7(土)～	広域警察航空隊による被害状況調査(ヘリコプターテレビにより各市町に放映を実施)
7/8(日)～	広島県警察本部警備部機動隊及び中国管区機動隊から派遣された警備部隊による行方不明者の捜索活動を開始
7/9(月)～	他の都府県警察から派遣された「広域緊急援助隊」等による行方不明者の捜索活動を開始
8/13(月), 9/6(木)	天応地区(西条)において、大規模な一斉捜索活動を実施(行方不明者の発見には至らず)
9/7(金)	天応地区(西条)で最後の行方不明者が発見され、捜索活動を終了

③ 緊急消防援助隊

今回の豪雨災害により、県内各地で多くの人的被害や住家被害等が発生する中、広島県知事は7月6日(金)20時30分に消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援を要請した。

これを受け、消防庁において、緊急消防援助隊の応援の調整がなされ、翌7日(土)の朝までに大阪府や愛知県、山口県及び島根県の緊急消防援助隊(陸上部隊)が広島県に向かって出動し、また、大阪市や福岡市、栃木県、徳島県、香川県、鳥取県、山口県、大分県及び長崎県の航空小隊も出動した。

本市には、同日の午後に島根県大隊(島根県内の9消防本部から集結した部隊)が到着し、天応地区において、関係機関との連携による浸水家屋や河川の捜索・救助活動、避難誘導、河川に堆積した多量の土砂の排除等の活動が行われた。

島根県大隊による活動は同月15日(日)までの9日間にわたって行われ、出動人数は延べ122隊、498人に上った。

表 平成30年7月豪雨災害における緊急消防援助隊(島根県大隊)の出動状況 (単位：隊、人)

構成団体	7月																	
	7(土)		8(日)		9(月)		10(火)		11(水)		12(木)		13(金)		14(土)		15(日)	
	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員
松江市消防本部	4	17	4	17	4	17	4	17	4	17	4	17	4	17	3	12	3	12
出雲市消防本部	3	13	3	13	3	13	3	13	3	13	3	13	3	13	2	8	2	8
安来市消防本部	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
雲南消防本部	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	4	2	4	2	4	2	4
大田市消防本部	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
江津邑智消防組合											1	5	1	5	1	5	1	5
浜田市消防本部	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
益田広域消防本部	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5
隠岐広域連合消防本部	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5								
合計	14	58	14	58	14	58	14	58	14	58	14	57	14	57	12	47	12	47

7/7(土)~15(日)計 (延べ)	隊数	人員
	122隊	498人



集結した島根県大隊が本部指揮所(天応ちびっこ広場)で活動方針について協議



重機とバギーを駆使して土砂を排除する緊急消防援助隊

2 医療・救護・保健衛生活動

(1) 医療・救護活動

今回の豪雨災害における医療救護活動では、急性期における被災現場での救急救命活動をはじめ、避難所での救護所の開設による医療需要への対応など、様々な医療機関からの支援により医療救護活動が行われた。

特に、発災からの初動期においては、地域災害医療コーディネーター^{*1}による調整、日本赤十字社などの支援による医療活動が行われ、避難所の長期化に伴って、呉市医師会や市内の公的5病院^{*2}を中心とした診療活動が行われた。

表 医療・救護活動の状況

区分	7月																															8月											
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
広島DMAT	▶																																										
呉市医師会医療救護班				▶																																							
〃 (広島JMAT)																																▶											
日本赤十字社・医療救護班																																▶											
日本赤十字社・コーディネート班																																▶											
国立病院機構災害医療センター				▶																																							
国境なき医師団				▶																																							

^{*1} 地域災害医療コーディネーター

災害医療圏(二次保健医療圏)ごとに医療救護活動の調整を図るため設置されており、発災当時の呉医療圏における地域災害医療コーディネーターは、呉共済病院 今井茂郎医師、中国労災病院 中川五男医師、呉医療センター 岩崎泰昌医師の3名であった。

^{*2} 市内の公的5病院

次の市内にある3つの災害拠点病院と2つの災害協力病院。なお、この記録誌での表記を()で示す。

災害拠点病院 〔3病院〕	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	(呉医療センター)
	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	(呉共済病院)
	独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	(中国労災病院)
災害協力病院 〔2病院〕	社会福祉法人恩賜財団済生会支部広島県済生会 済生会呉病院	(済生会呉病院)
	呉市医師会病院	(呉市医師会病院)

① 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動

災害現場における救命・医療活動の実施に当たり、7月6日(金)に広島県DMAT調整本部が設置され、安芸消防署に広島DMATの活動拠点本部を置くため、市内の3つのDMAT指定病院(呉医療センター、中国労災病院、呉共済病院)に出動要請があった。

しかし、道路等の途絶により拠点本部への参集が困難な状況であったため、3病院のDMAT隊は呉共済病院に集合して対応を協議し、市内での活動を行うこととした。

翌7日(土)の朝に市消防局からの出動要請を受けた呉医療センターDMAT隊は、応援に駆けつ



被災現場で消防職員とともに救命活動に当たるDMAT隊員(7/7撮影)

けた呉共済病院DMA T隊とともに、天応西条地区で被災者2人を救出、また、中国労災病院DMA T隊は、川尻地区で被災者1人を救出している。

さらに、翌8日(日)には、中国労災病院に活動拠点を移し、呉共済病院及び中国労災病院DMA T隊は、医療の緊急度と重症度は高くないものの、地域の医療機関や薬局なども被災していたことから、救護所を開設して診療・処方を行う必要があると判断し、天応地区の避難所において市保健師とともに回診と衛生指導を行った。

なお、広島県DMA T調整本部は、同月10日(火)正午をもって活動拠点本部の活動を終了している。

② 避難所での救護活動

今回の災害では、急性期における医療の緊急度は低いものの、避難者数は、大きな被害のあった市の東西にある天応・安浦地区の避難所に二極化した状況であった。

また、当該地区では、多くの家屋被害が発生していたため、避難者への対応が長期化することが想定され、家屋だけでなく、地域の診療所や薬局等も被災していたことから、避難所での診療や処方などの医療需要が増加することが懸念された。

このため、7月10日(火)には、市災害対策本部から呉市医師会に対して、医療救護班の編成・派遣要請を行った。この呉市医師会に対する要請に際しては、発災後から市災害対策本部で情報収集を行っていた今井地域災害医療コーディネーターを通じて派遣調整が行われ、同日の午後からは、呉共済病院が天応まちづくりセンターの避難所、中国労災病院が安浦まちづくりセンターの避難所で、それぞれ呉市医師会医療救護班としての活動を開始した。



天応まちづくりセンターの避難所で救護活動を行う地元の医師(7/12撮影)

また、同じく10日(火)には、日本赤十字社広島県支部から市災害対策本部に医療支援の打診があり、地域災害医療コーディネーターと協議し、医療救護班(以下「日赤医療救護班」という。)及び日赤災害医療コーディネーターの派遣要請を行っている。

これにより、同月13日(金)以降、全国の赤十字病院から派遣された日赤医療救護班が、天応及び安浦まちづくりセンターの両避難所で救護所の運営を開始し、8月3日(金)の活動終了までに、合計13チーム(実人数96人、延べ人数384人)が、580人の被災者等に対して診療を行った。

表 日赤医療救護班による救護活動

区分	7月																			8月		
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3
名古屋第一赤十字病院																						
名古屋第二赤十字病院																						
伊勢赤十字病院																						
静岡赤十字病院																						
諏訪赤十字病院																						
富山赤十字病院																						
金沢赤十字病院																						
岐阜赤十字病院																						
長野赤十字病院																						
浜松赤十字病院																						
福井赤十字病院																						
広島赤十字・原爆病院																						

■ 天応地区 ■ 安浦地区

※7月29日は、台風第12号接近のため活動を中止

こうした日赤医療救護班の活動は、8月4日(土)以降は、呉市医師会医療救護班(広島JMAT)^{※3}が行い、天応及び安浦地区の避難所での医療救護活動は、同月12日(日)をもって終了した。

なお、呉市医師会では、避難所での救護活動終了後においても、避難所専用の医療救護相談窓口(携帯電話設置)により、被災者の急病等への対応を行った。

また、これら市の要請に基づく医療救護活動以外にも、安浦まちづくりセンターにおいて、国境なき医師団^{※4}による自主的な医療活動(7月11日(水)～13日(金))が行われた。

表 呉市医師会医療救護班による救護活動

区分	8月									
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
呉医療センター		■	■							■
呉共済病院		■	■						■	
中国労災病院					■		■		■	
済生会呉病院				■					■	
呉市医師会病院						■				■

■ 天応地区 ■ 安浦地区

※3 呉市医師会医療救護班(広島JMAT)

公的5病院(呉医療センター、呉共済病院、中国労災病院、済生会呉病院、呉市医師会病院)で組織した呉市医師会医療救護班が、日赤医療救護班活動終了後の救護班を引き継いだ(8月3日(金)引継ぎ実施)。

※4 国境なき医師団(MSF)

国境なき医師団(Médecins Sans Frontières)は、独立・中立・公平な立場で、医療・人道援助活動を行う民間・非営利の国際団体で1971年に設立された(日本事務局は1992年に発足)。

③ 医療救護活動の調整

今回の災害における医療救護活動に当たっては、地域災害医療コーディネーターによる調整のほか、国立病院機構災害医療センター及び日赤災害医療コーディネートチームによって災害保健医療や支援者間調整等が行われた。

国立病院機構災害医療センターからは、広島県DMA T調整本部に派遣されていた小早川義貴医師が7月10日(火)に本市に到着されて以降、同月20日(金)までの間、外部支援機関との連絡調整のほか、災害保健医療全般に関する助言や指導をいただいた。

また、日赤災害医療コーディネートチームからは、市保健所内にコーディネートチーム(医師及び業務調整員)を配置し、医療救護班や医師会等との連絡調整のほか、地域の保健診療活動継続のための支援をいただき、8月3日(金)の活動終了までに5班(実人数25人、延べ人数131人)が活動を行った。

コラム
～豪雨災害を通して～

これまでも、これからも。

国立病院機構本部DMA T事務局
災害医療専門職 小早川 義貴



発災後、私は広島県庁でDMA T(災害派遣医療チーム)の調整をしていました。呉市からDMA Tの派遣希望がありましたが、九州からのDMA Tは道路の寸断等もあって辿りつけなかったため、そのため私自身が呉に行くこととなり、しばらく呉市保健所で対応することとなりました。

呉に来て感じたことは、保健所と医師会、そして災害拠点病院(呉医療センター・中国労災病院・呉共済病院)がとてもよく連携をしていたことです。また、保健所職員も一緒に仕事をしやすい雰囲気でも、とても快適でした。特に、保健師さんたちは、どうすれば市民が災害から心の傷を癒やし、健康を保持できるか、今でもずっと考え行動しています。私も数多く被災地で活動していますが、ここまでの保健師マインドを持った職員が多い自治体はそう多くはありません。

災害からこの夏で丸2年。復興までは、まだ時間がかかるだろう。そのような中でコロナウイルスパンデミック。復興の足かせにはなるが、呉市には乗り越える力がある。

妻は出産のため島根に里帰り。呉のカキをフライにしてみた。コロナが落ち着けばまた呉に通いたい。

(2) 保健衛生活動

① 保健師による保健活動

避難所からの要支援者(妊婦, 乳幼児, 要介護者等)に対する支援要請を受け, 7月6日(金)20時30分頃から待機保健師の招集連絡を行い, 避難所での保健活動を開始した。

安浦地区では, 翌7日(土)から市保健師による安浦まちづくりセンターでの巡回相談等を開始し, 救助ボートで搬送された方々やヘリコプターで救助・搬送された方々への健康チェック, さらに避難者や救出された方々の容態が悪化した場合の救急搬送手配, 緊急ショートステイの手配調整等の対応を行っていたが, 道路の被災のため, 安浦まちづくりセンターに応援(交代要員)の保健師をすぐに派遣できない厳しい状況が続いた。

また, 天応地区では, DMATの緊急車両で現地入りした市保健師により, 同月8日(日)から保健活動を開始し, 翌9日(月)から全避難所への保健師の巡回相談, 地区担当保健師による要支援者の訪問や電話での体調確認などを順次開始した。

しかし, 保健師のマンパワー不足は深刻であり, 広島県を通じて応援保健師の派遣要請を行い, 同日に厚生労働省の調整による保健師チームの派遣が決定した。

この厚生労働省の調整による保健師の派遣は, 同月12日(木)に第1陣として4つの保健師チームが本市に合流し, 日本赤十字社との合同オリエンテーションを経て活動を開始した。

厚生労働省の調整による保健師の派遣は, 甚大な被害を受け, 多くの避難者が身を寄せている天応及び安浦地区の避難所を主な活動地域として, 被災者の健康相談や健康チェック, 避難所における衛生対策などの保健衛生活動を実施し, 8月31日(金)をもって派遣を終了した。

なお, これら8月末日までの保健師の短期派遣人数は, 厚生労働省の調整による派遣, 協定等による他の自治体からの派遣と合わせ, 合計で17チーム, 212人(保健師155人, 業務調整員57人)となっている。

表 保健師の短期派遣の状況

派遣区分・派遣チーム名	派遣期間(移動日含む)	派遣人数(人)			主な活動場所
		保健師	ロジ [*]	計	
厚生労働省の調整による派遣		131	53	184	
静岡県チーム	7/12(木)～8/12(日)	21	7	28	安浦地区避難所
浜松市チーム	7/12(木)～7/24(火), 8/7(火)～8/12(日)	8	3	11	安浦地区避難所
名古屋市チーム	7/12(木)～8/2(木)	7	5	12	天応地区避難所
さいたま市チーム	7/12(木)～8/1(水)	9	5	14	天応地区避難所
静岡市チーム	7/23(月)～8/7(火)	9	2	11	安浦地区避難所
栃木県チーム	7/24(火)～7/30(月)	3		3	天応地区戸別訪問
栃木県・宇都宮市合同チーム	7/31(火)～8/10(金), 8/17(金)～8/27(月)	12		12	天応地区戸別訪問
高松市チーム	7/24(火)～8/10(金)	10	5	15	天応・安浦地区戸別訪問
千葉市チーム	7/24(火)～8/10(金), 8/13(月)～8/31(金)	12	6	18	天応・安浦地区戸別訪問
鹿児島県チーム	8/3(金)～8/31(金)	10	5	15	天応地区避難所
佐賀県チーム	8/5(日)～8/31(金)	12	6	18	天応地区戸別訪問
越谷市チーム	8/10(金)～8/31(金)	10	5	15	安浦地区避難所
西宮市チーム	8/10(金)～8/31(金)	8	4	12	安浦地区避難所
災害時相互協定又は任意の派遣		24	4	28	
横須賀市チーム	7/20(金)～8/11(土)	14		14	吉浦避難所
舞鶴市チーム	7/22(日)～8/7(火)	6		6	川尻・安浦地区戸別訪問
能美市チーム	7/26(木)～8/3(金)	2	2	4	音戸(先奥), 昭和避難所
福岡市チーム	8/7(火)～8/10(金)	2	2	4	音戸(先奥), 昭和避難所
応援保健師の短期派遣 合計		155	57	212	

*ロジ…ロジスティックスの略で, 情報収集, 連絡, 調整, 記録等を担う「業務調整員」のこと。

② 公衆衛生チーム等による保健衛生活動

被災地における衛生環境の確保や被災者の心身のケアのため、広島県からの要請により、広島県災害時公衆衛生チーム^{*1}や災害派遣精神医療チーム(広島D P A T)^{*2}などが派遣され、避難所や市内各地域での保健衛生活動が行われた。

^{*1} 広島県災害時公衆衛生チーム

東日本大震災で明らかになった災害時保健医療活動(公衆衛生活動)の重要性を踏まえ、被災地域の保健所や市町の被災状況を把握するとともに、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善を支援するために公衆衛生に係る専門家で構成するチームを派遣し、支援活動を実施する目的で設置された。

^{*2} 災害派遣精神医療チーム(広島D P A T)

被災地域の精神保健医療への需要に対して、精神科医療や精神保健活動の支援を行うため、専門的な研修・訓練を受けた精神科医師、看護師等で構成される専門家チームで、都道府県及び政令指定都市によって組織される。

D P A T : Disaster Psychiatric Assistance Team

ア 広島県薬剤師支援チーム

特に大きな被害を受けた地域では、診療所だけでなく薬局も被災したため、広島県薬剤師支援チームが天応及び安浦まちづくりセンターに常駐(7月11日(水)～8月12日(日))し、被災者からの処方箋の応需、服薬、セルフメディケーション支援のほか、避難所での衛生管理や感染症の発生抑制などの活動を行った。

なお、道路等の被災により移動に時間を要する状況にあった安浦地区においては、迅速な医薬品供給のため、災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)を海上輸送し、安浦まちづくりセンターに配置した。



安浦まちづくりセンターに配置された「災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)」により迅速な医薬品提供が可能となった。

イ 災害支援ナース

避難所配置職員では、夜間における被災者の医療や介護に係る専門的対応が困難であったため、公益社団法人広島県看護協会の調整により、災害支援ナースが7月18日(水)から天応及び安浦まちづくりセンターの避難所に配置され、夜間看護(各2人体制、17:00～翌朝8:30)を実施した。

なお、呉地区への派遣人数は54人(期間中延べ人数214人)となっている。

表 災害支援ナースの呉地区への派遣状況

活動場所(避難所)	天応まちづくりセンター	安浦まちづくりセンター	計	(参考)派遣人数内訳			
				①広島県看護協会		②他県看護協会	
派遣期間	7/18(水)～8/31(金)	7/18(水)～8/23(木)		天応	安浦	天応	安浦
活動時間	17:00～翌8:30	17:00～翌8:30					
派遣人数	30人	24人	54人	(18人)	(12人)	(12人)	(12人)
派遣延べ人数	118人	96人	214人	(70人)	(48人)	(48人)	(48人)

ウ 災害派遣精神医療チーム(広島DPAT)

避難所等で生活されている方々の不安を少しでも和らげるとともに、必要な精神科医療を提供するため、精神科医師や看護師等で構成された災害派遣精神医療チーム(広島DPAT)による精神保健活動が、天応及び安浦まちづくりセンターで実施された。

活動期間：7月15日(日)、20日(金)、23日(月)、
31日(火)、8月7日(火)



広島DPATとのミーティングの様子
(天応市民センター)

エ 口腔ケアチーム

避難所での口腔ケアによる健康管理のため、天応及び安浦地区の避難所において、口腔ケアチーム(歯科医師、歯科衛生士)による被災者への訪問指導が実施された。

活動実績

7月26日(木) 天応まちづくりセンター、天応小学校体育館

8月5日(日) 天応まちづくりセンター、安浦まちづくりセンター

オ リハビリチーム

慣れない避難所生活における被災者の生活不活発病の予防や早期発見などの支援のため、天応及び安浦まちづくりセンターにおいて、リハビリチーム(理学療法士、作業療法士等)による被災者に対するリハビリテーション支援が実施された。

活動期間：7月17日(火)～8月23日(木)

③ JMAT(感染症対策チーム)の活動

今回の災害では、断水の発生や酷暑の中での避難所生活など、感染症の発生が懸念されたことから、広島県医師会によるJMAT(感染症対策チーム)が、安浦まちづくりセンター(7月18日(水))、天応まちづくりセンター・天応小学校(7月20日(金))の避難所を巡回して、避難所の衛生管理及び感染症対策の指導などが実施された。

④ 大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)の活動

避難所生活による身体機能や生活能力の低下予防のため、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)^{*3}により、市内の避難所を巡回し、避難者や地域住民に対するリハビリテーション支援が実施された。

活動期間：7月16日(月)～18日(水)、21日(土)、24日(火)、
8月2日(木)、9日(木)、23日(木)、30日(木)

^{*3}大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)

大規模災害時において、救急救命に継続したリハビリテーションによる生活支援等により、生活不活発病等の災害関連死を防ぐことを目的として活動をしているリハビリテーション支援関連団体

JRAT：Japan Rehabilitation Assistance Team

⑤ 日本赤十字社こころのケアチームの活動

日本赤十字社こころのケアチーム(以下「日赤こころのケアチーム」という。)が、避難所等を巡回して健康や身近な悩みをうかがいながら、被災者に寄り添う効果的な心のケア活動を行ったほか、被災者の心のケアのみならず、長期化する避難所運営の中で、被災者支援に関わる職員の精神的負担を緩和するための心理的な支援も行われた。

全国の赤十字病院から派遣された日赤こころのケアチームは、東・西保健センターの管内を2班が分担してケア活動を行い、7月18日(水)から8月31日(金)までに、25班・92人(延べ543人)が活動し、622人の被災者等のこころのケアを実施した。

活動実績

- 7月18日(水) 日赤こころのケアチームと避難所の巡回相談に向けてミーティングを開催
日赤こころのケアチームによる全ての避難所での巡回相談^{*4}を開始
(東・西保健センターの管内の避難所を2班がそれぞれ分担して対応)
- 8月31日(金) 日赤こころのケアチームから市保健師へ被災者の状況について引継ぎ

表 日赤こころのケアチームの活動状況

日赤こころのケアチーム	活動期間	活動
広島赤十字・原爆病院	7/18(水)～21(土)	西
三原赤十字病院	7/18(水)～21(土)	東
伊勢赤十字病院	7/22(日)～26(木)	西
庄原赤十字病院	7/22(日)～25(水)	東
秋田赤十字病院	7/27(金)～30(月) ^(注)	東
名古屋第二赤十字病院	7/28(土)～31(火) ^(注)	西
仙台赤十字病院	8/1(水)～4(土)	東
伊豆・裾野・引佐赤十字病院	8/2(木)～5(日)	西
福島赤十字病院	8/6(月)～9(木)	東
高山赤十字病院	8/7(火)～10(金)	西
盛岡赤十字病院	8/11(土)～14(火)	東
安曇野赤十字病院	8/12(日)～15(水)	西
鳥取赤十字病院	8/17(金)～20(月)	東・西
松江・益田赤十字病院	8/22(水), 24(金), 25(土)	東・西
山口赤十字病院	8/27(月)～31(金)	東・西

^(注) 7/29(日)は台風第12号接近のため活動を中止

活動欄は、巡回相談を行った東・西保健センター管内区分を示す。



被災者へのこころのケア活動
(写真提供：日本赤十字社広島県支部)



市保健師との打ち合わせの様子
(写真提供：日本赤十字社広島県支部)



天応小学校での教職員や市保健師に対するこころのケア
についての啓発(写真提供：日本赤十字社広島県支部)



日赤こころのケアチームから市保健師へ
被災者の状況について引継ぎ(8/31撮影)

※4 日赤こころのケアチームが巡回した避難所等

西保健センター管内：西保健センター、天応まちづくりセンター、吉浦まちづくりセンター、昭和まちづくりセンター、つばき会館、天応小学校、畑老人集会所、第3団地老人集会所、先奥老人集会所、先奥区民会館
東保健センター管内：東保健センター、川尻保健出張所、安浦まちづくりセンター、川尻まちづくりセンター、長浜老人集会所、旧小坪小学校

⑥ 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動

災害時健康危機管理支援チーム(以下「DHEAT」※5という。)は、東日本大震災や熊本地震における対応等を踏まえ、被災自治体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行うための専門的な派遣チームとして、平成30年3月に活動要領(平成30年3月20日厚生労働省健康局健康課長通知)が示され、今回の豪雨災害が初めての運用となった。

DHEATは、被災都道府県の応援要請に基づいて派遣されるため、7月10日(火)に広島県西部保健所呉支所から派遣についての打診を受け、その後の調整を経て、同月17日(火)から広島県へ派遣されることとなった。

なお、派遣開始日は、広島県西部保健所呉支所内で活動したが、翌18日(水)以降は、市保健所(すこやかセンターくれ)に活動拠点を移して業務を開始した。



応急期における保健衛生活動に当たっては、前述のような県外からの応援保健師をはじめ、

支援チームの活動拠点となった「すこやかセンターくれ301会議室」

各分野のチームからの支援が集中したため、DHEATには外部支援チームの保健衛生活動の調整といった受援調整業務のほか、支援業務従事者への専門的見地からの助言などの支援を受けた。

DHEATによる支援は、個別に被災自治体職員とともに行動する「溶け込み型支援」が期待されていたが、今回の災害が初めての運用となったことから、当初は支援側も受援側も業務範囲について戸惑いがあり、「請負型支援」になったという課題が見られたものの、応急期の保健衛生活動のマネジメントにおいて有効に機能した取組の一つとして、市保健所にとって大きな支えとなった。

なお、DHEATの派遣期間は、7月17日(火)から保健師の短期派遣の終期である8月31日(金)まで行われ、4チーム(5保健所、全7班)31人の支援を受けた。

※5 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)

被災自治体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行うための専門的な派遣チーム

DHEAT: Disaster Health Emergency Assistance Team

表 DHEATによる主な支援業務の内容

- 支援業務従事者に対する保健医療的助言
- 応援保健師等の配置先、依頼業務の検討
- 応援保健師による家庭訪問結果等の業務端末への入力
- 被災地区の戸別訪問計画の作成
- 外部支援者と県・市による合同ミーティングの開催・運営
- 呉市医師会災害医療対策会議への出席
- 支援希望者の受入についての調整
(ニーズのない支援希望者に対する受入拒否などの対応)



最終の定例ミーティングの様子(8/31撮影)

表 DHEATチームの派遣状況

DHEATチーム		派遣チームの編成	派遣数	派遣期間
札幌市チーム	札幌市保健所	1班5人体制(医師, 保健師, 栄養士, 衛生職, 事務職)	3班	7/17(火)~8/3(金)
北海道庁チーム	稚内保健所	1班4人体制(医師, 保健師, 栄養士, 事務職)	1班	8/3(金)~8/9(木)
	苫小牧保健所	1班4人体制(医師, 保健師, 栄養士, 事務職)	1班	8/10(金)~8/17(金)
三重県チーム	伊勢保健所	1班4人体制(医師, 保健師×2人, 薬剤師)	1班	8/17(金)~8/24(金)
北九州市チーム	北九州市保健所	1班4人体制(医師, 保健師, 栄養士, 事務職)	1班	8/24(金)~8/31(金)



外部支援チームとの活動に当たっては、情報共有による横の連携が不可欠であった。

(写真左)市保健所(すこやかセンターくれ)における毎朝の全体ミーティングの様子(8/7撮影)

(写真右)天応市民センターでの打ち合わせの様子(8/3撮影)

医療ルネサンス

No.6865

豪雨被災地報告

6/6



札幌市から派遣されたDHEATの古沢さん(左)は、メンバーと一緒に被災した人から要望を聞き取った(7月19日、広島県呉市で)

岡山、広島、愛媛の3県を中心に死者約220人を出す広域災害となった西日本豪雨では、全国から医療支援チームが統々と被災地に赴いた。情報が錯綜し、混乱する中、効率的な支援の調整が求められた。主に支援を担ったのは、国などが運用にかかわる災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会の災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社など。支援関係者から

保健所で医療支援の調整

岡山、広島、愛媛の3県を中心に死者約220人を出す広域災害となった西日本豪雨では、全国から医療支援チームが統々と被災地に赴いた。情報が錯綜し、混乱する中、効率的な支援の調整が求められた。主に支援を担ったのは、国などが運用にかかわる災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会の災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社など。支援関係者から

札幌市から派遣されたDHEATの古沢さん(左)は、メンバーと一緒に被災した人から要望を聞き取った(7月19日、広島県呉市で)

第5章

被災者支援 活動

第5章 被災者支援活動

1 生活衛生に関する支援

(1) 断水地域への給水

① 応急給水の実施

ア 給水拠点での給水

今回の災害では、前述のとおり広島県送水施設(6号トンネル)への土砂流入により、太田川からの送水が停止し、また、土石流による柳迫第1ポンプ所の全壊をはじめ、市内各所で配水管等が損壊したことにより広域的な断水が発生し、最大時には約7万8千世帯に影響が及んだ。

7月7日(土)の正午から市域の広範囲(天応・吉浦・宮原・警固屋・倉橋・音戸・阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区の全部、蒲刈・中央地区の一部)で断水するため、応急給水拠点を設置して給水を実施することとし、同日4時に開催した市災害対策本部会議において、上下水道局から市長事務部局に対し、給水応援要請を行った。

給水拠点での給水は、道路等の寸断による影響もあって設置当初は40か所の開設に留まったことに加え、交通渋滞や給水車のタンク容量の不足による補水作業等の影響もあり、給水拠点では長蛇の列ができ、猛暑の中、4～5時間待ちとなった拠点もあった。

その後、自衛隊、国土交通省、海上保安庁、日本水道協会及び民間企業からの応援を得て応急給水を行い、同月13日(金)には最大で60か所の給水拠点を設置した。

被災した施設の復旧に伴って断水影響範囲は段階的に縮小していったが、ポンプ所が全壊した川尻地区では断水が長期間に及んだため、臨時給水所の増設や巡回車による給水など、小まめな給水を実施した。なお、8月1日(水)22時から仮設ポンプによる川尻地区への給水が開始され、翌2日(木)13時をもって給水拠点での給水を終了した。

表 7月13日(設置拠点数最大時)の給水拠点

地区	拠点	備考	地区	拠点	備考
天応地区	ポートピアパーク正面ゲート前 天応市民センター	終日設置	仁方地区	仁方神町自治会館 仁方中学校 小須磨公園	
吉浦地区	川崎商店 吉浦小学校 JR吉浦駅前(藤和ハイタウン吉浦) 瀬戸見第2公園		川尻地区	小仁方文化会館 旧原山会館 川尻中学校グラウンド前 かわじり中央会館 小用文化会館	
中央地区	両城中学校 片山中学校 明立小学校 長迫小学校 和庄小学校 東畑中学校 旧辰川小学校		安浦地区	安浦市民センター	
宮原地区	宮原中学校		音戸地区	音戸市民センター 旧奥内小学校 旧田原小学校	
警固屋地区	警固屋まちづくりセンター 警固屋中学校		倉橋地区	旧JA呉重生店付近 藤三宇和木店 旧倉橋市民センター 尾立生活改善センター 明德小学校 須川老人集会所 倉橋東センター	
阿賀地区	原小学校 阿賀中央公園 阿賀小学校 県営阿賀住宅前(旧延崎小学校入口) 旧大入小学校 呉市消防団大冠分団(阿賀南9丁目)		下蒲刈地区	下蒲刈まちづくりセンター(大津会館) 下蒲刈市民センター	
広地区	横路小学校 広市民センター 広公園(オークアリーナ) 三坂地小学校 石内公園 広小学校 塩焼第一公園 広津久茂町7番付近(黄幡弾薬庫前) 広南中学校 旧小坪小学校	終日設置	蒲刈地区	蒲刈警察官駐在所前	
			臨時給水所	呉市役所中央公園内 ディスカウントドラッグコスモス安浦店 大浦崎スポーツセンター(音戸地区) ドラッグストアセガミ坪ノ内 呉港阿賀マリノポリス地区岸壁 蒲刈港丸谷3号棧橋(下蒲刈島)	9:00～21:00 9:00～21:00 7:00～21:00 7:00～21:00 10:00～ 10:00～

※ 開設時間: 7月13日(金) 9:00～21:00

表 給水拠点等での応急給水の状況と給水拠点数の推移

月日	応急給水拠点等の内容	給水拠点数
7/7(土)	4時 市災害対策本部会議(市長事務部局への給水応援要請) 12時 応急給水拠点設置	40か所
9(月)	13時30分 中央公園臨時給水拠点開設	42か所
11(水)	中央公園内耐震性貯水槽から市民給水を開始 自衛隊が担当する給水拠点のうち、次の3拠点については終日開設に変更 [広公園(オークアリーナ), 呉ポートピアパーク, 安浦市民センター]	50か所
13(金)	宮原浄水場への通水開始, 水道管への充水作業開始 吉浦地区の給水拠点終了	60か所 (最大)
14(土)	宮原浄水場給水開始	57か所
16(月)	中央地区, 宮原地区, 広地区, 仁方地区, 蒲刈地区の給水拠点終了	44か所
17(火)	警固屋地区, 阿賀地区, 下蒲刈地区の給水拠点終了	30か所
18(水)	川尻地区に臨時給水所(6か所)を設置し, 同地区の拠点を12か所に増設 音戸地区, 倉橋地区の給水拠点終了	29か所
19(木)	川尻地区で巡回車による給水を開始	14か所
20(金)	安浦地区の給水拠点終了	15か所
21(土)	川尻地区に臨時給水所(11か所)を設置し, 同地区の拠点を17か所に増設	17か所
24(火)	川尻地区における受水槽設置の住宅に給水開始	17か所
29(日)	台風第12号の接近により拠点給水を中止	-
8/1(水)	22時 川尻地区への給水開始	17か所
2(木)	13時 給水拠点の設置終了	17か所



猛暑の中での応急給水(吉浦駅南側・7/12撮影)



自衛隊による応急給水(横路小学校・7/13撮影)



夜間の応急給水作業(広公園・7/10撮影)



臨時給水所での応急給水(川尻栈橋・7/28撮影)

イ 市の応急給水体制

7月7日(土)4時、上下水道局は、応急給水に係る緊急初動体制要員44人に対して参集を指示するとともに、同日の正午から設置する応急給水拠点での給水に当たり、広範囲な断水に対応するには人員が不足することから、市長事務部局に対し応援職員40人の派遣を要請した。

給水拠点における人員体制は、上下水道局の職員と市長事務部局の応援職員との混成チームにより各拠点を担当し、毎日、午前と午後に人員を交代しながら給水活動に従事した。

同月7日(土)正午から8月2日(木)までの給水拠点設置期間(台風第12号の接近に伴い中止した7月29日(日)を除く26日間)において、延べ2,433人(午前・午後交代延べ人数)の職員が応急給水に従事しており、このうち市長事務部局(対口支援団体である静岡県からの応援職員を含む。)からは1,271人が従事した。なお、時間の経過とともに、段階的な断水解消に伴って給水拠点も縮小したが、給水拠点設置期間中における日平均の従事職員数は、約47人日(うち市長事務部局職員25人日)であった。

また、広範囲な給水拠点に対応する上で、車両が不足するため、市の公用車を管理する会計課において運搬給水のため車両の優先利用を図ったほか、上下水道局がレンタカーを活用することで対応した。なお、給水拠点設置期間中に、市及び上下水道局が運搬給水で使用した車両の延べ台数は663台に上った。



給水拠点で業務を行う応援職員

表 応急給水従事職員数の推移

月日	上下水	市応援	計
7/7(土)	63	79	142
8(日)	85	71	156
9(月)	73	78	151
10(火)	64	78	142
11(水)	50	78	128
12(木)	41	78	119
13(金)	60	78	138
14(土)	56	78	134
15(日)	48	78	126
16(月)	32	60	92
17(火)	30	40	70
18(水)	18	36	54
19(木)	27	36	63
20(金)	26	36	62
21(土)	46	31	77
22(日)	37	31	68
23(月)	48	30	78
24(火)	44	30	74
25(水)	50	30	80
26(木)	43	31	74
27(金)	40	33	73
28(土)	41	32	73
30(月)	42	32	74
31(火)	37	31	68
8/1(水)	38	32	70
2(木)	23	24	47
計	1,162	1,271	2,433
単純平均	44.7	48.9	93.6
人日平均	22.3	24.4	46.8

(注)7月29日は台風接近のため中止

表 応急給水に係る従事職員の交代シフト

区分	〔午前班〕 9時～15時	〔午後班〕 15時～21時
	8時	集合・ミーティング
9時	給水拠点到着	
14時	応急給水対応	集合・ミーティング
15時	活動終了・引継ぎ	給水拠点到着
16時	送迎車で帰着	応急給水対応
21時		活動終了
22時		補水・ガソリン給油 帰着、引継ぎ事項報告

表 応急給水に係る車両の内訳(7/13時点)

区分	上下水道局		市公用車	計
	局車両	レンタカー		
2トン車		4台	1台	5台
乗用車			3台	3台
小型車			1台	1台
軽バン	12台	6台	27台	45台
計	12台	10台	32台	54台

(注)各表における「市」とは市長事務部局を示す。

ウ 関係機関による応急給水

今回の災害では、市内の広範囲で甚大な被害が発生する中で、広域的な断水に対応する必要があったため、自衛隊、国土交通省、海上保安庁、日本水道協会及び民間企業からの応援を得て、給水拠点での応急給水や運搬給水を実施した。

なお、断水解消までの間に活動した関係機関の給水車両台数は、延べ534台(海上自衛隊、国土交通省及び海上保安庁が実施した船舶による給水分を除く。)で、前述の市及び上下水道局分と合わせると延べ1,197台となった。

表 関係機関による給水支援の状況

海上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 係船堀地区(昭和埠頭)、呉基地において給水支援(7/8(日)～20(金)) 倉橋地区等へのポリタンクによる給水支援(7/8(日)～9(月)) 陸上自衛隊との共同で海上輸送により下蒲刈病院への給水支援(7/11(水))
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 市内延べ182か所において給水支援(7/11(水)～8/2(木)) 特に、7/16(月)までは、主に救急医療や入院、透析を伴う医療機関への給水を実施
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 広多賀谷及び阿賀マリノ岸壁において、海洋環境整備船「おんど2000」、「がんだりゅう」による給水支援(7/11(水)～15(日)) 下蒲刈丸谷3号栈橋において港湾業務艇「おおつ」による給水支援(7/12(木)～16(月))
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> 川原石西ふ頭において、巡視船「くろせ」による給水支援(7/12(木))
日本水道協会	<ul style="list-style-type: none"> 市内各所において給水を実施(7/10(火)～8/2(木)) 全28事業体、給水車延べ台数 286台
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> 第一環境株式会社(水道メータの検針・収納等業務の包括受託者)による給水支援(7/11(水)～8/2(木))など

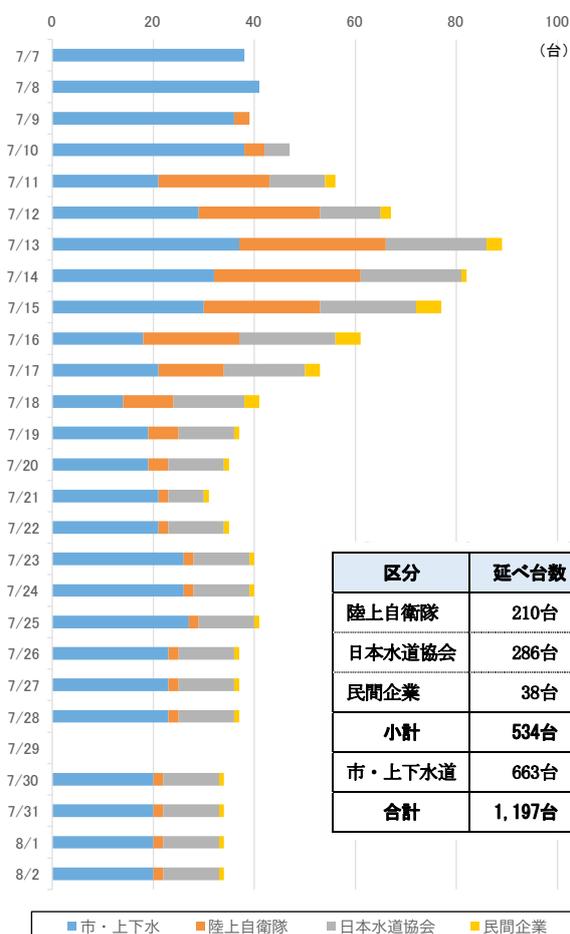


図 関係機関による給水車両台数の推移



応急給水開始前に行う毎朝のミーティング



市役所前駐車場で待機する応援給水車両



海上自衛隊による船舶による給水支援(川尻地区)



玉名市による阿賀中央公園での応急給水



日向市による自衛隊給水車への補水作業

エ 地域での給水支援活動

断水期間中においては、市や関係機関による給水支援だけでなく、住民や地縁団体、企業等の協力による様々な給水支援活動が展開された。

地域によっては、自主的に大型タンクを用意した小口給水や、地元の中高生が高齢者等の居宅まで水を運搬するなどの活動のほか、井戸を所有する個人が近隣住民等へ井戸水を融通するなどの取組が見られた。

また、地元の企業や団体等においても、社用車を使った運搬給水、備蓄飲料水等の提供、飲用可能な地下水の開放などといった様々な「共助」の取組が展開された。

コラム
～豪雨災害を通して～

地域住民が一体となった給水活動

川尻地区自治会連合会 会長 橋本 民夫



平成30年7月豪雨の発生直後から、川尻地区では約1か月間断水となり、その間に呉市では給水箇所を設置して給水活動が行われました。

また、自治会では呉市から配布された水(ペットボトル)を各家庭に配り、私は、給水箇所に行くことができない高齢者等のために、断水直後から、近隣の安登小学校まで自家用車で何度も往復して、確保した水を各家庭に配布しました。

当時は、とにかく無我夢中でしたが、高齢者等の皆さんからの「ありがとう」の言葉を励みにして、飲料水を配りました。

時間の経過とともに、生活用水が必要となっていき、井戸所有者が近隣の人に井戸水を分配するなど、地域住民の共助の精神により助け合えたことで、長かった断水を乗り越えることができた実感しています。

この災害の経験を教訓として、これからも自主防災組織が中心となって、地域住民や関係団体等と連携し、安全・安心なまちづくりを推進していきたいと思えます。

オ 応急給水等に関する広報

今回の災害に伴う断水は、最大時に約7万8千世帯に影響が及ぶなど、広範で大規模なものであった。

飲料水の供給は、市民生活にとって不可欠であり、断水になった場合には、非常に関心が高い「断水区域」、「給水拠点(時間・場所)」、「復旧(断水解除)の見込み」といった情報を分かりやすくタイムリーに伝達する必要があった。

このため、防災行政無線や市ホームページのほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通して、給水拠点の開設情報や断水の範囲、通水時の水の利用の注意点といった各種情報について、状況に応じた広報活動を実施した。しかし、防災行政無線による広報は、聞き取りにくいとの苦情や、供給する水系が異なるため、場所によっては隣接する地域であっても断水・通水エリアに分かれるなど、一部で市民の混乱を招いた状況もあり、より分かりやすく情報を伝達する上で課題が残った。

なお、復旧の見込み等の情報は、刻々と状況が変化するため、市ホームページ等に随時情報を掲載するとともに、ソーシャルネットワークサービス(SNS)を積極的に活用するなど、広く情報発信を行った。



呉氏(くれし)公式ツイッターを活用した情報発信

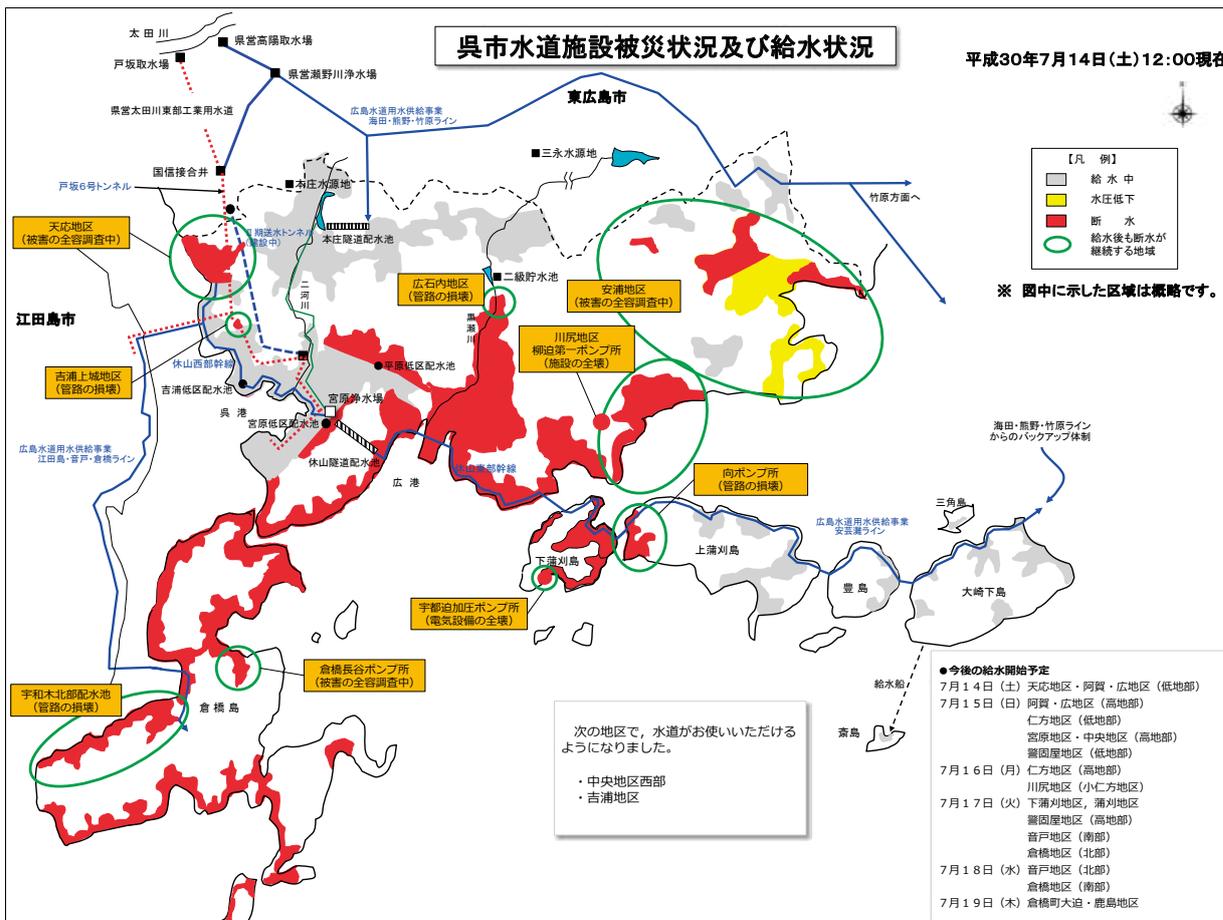


図 市ホームページでの情報提供(7/14公表資料)

② 医療機関等への給水支援

今回の豪雨災害に伴う広域断水の発生は、市民生活のみならず、病院や診療所等の医療機関、高齢者等が入所・通所する社会福祉施設等の運営に大きな影響を与えた。

各医療機関に対しては、日平均使用水量、貯水槽の容量及び残量について、電話連絡による状況把握とともに、有床診療所や入所型の社会福祉施設(介護老人保健施設、障害者支援施設、児童福祉施設等)に対して、入浴から清拭への切替え、使い捨て容器の使用など、可能な限りの節水対応を要請した。

これら医療機関等からの給水要望を市災害対策本部へ伝え、救急医療や入院・透析を伴う医療機関に対する水の確保を最優先として供給計画及び供給ルート調整が行われ、自衛隊等による給水活動が実施された。

その後、有床診療所や社会福祉施設への給水に向け、給水車両の増派要請を行い、7月11日(水)からは陸上自衛隊による入所型の社会福祉施設への給水が開始された。

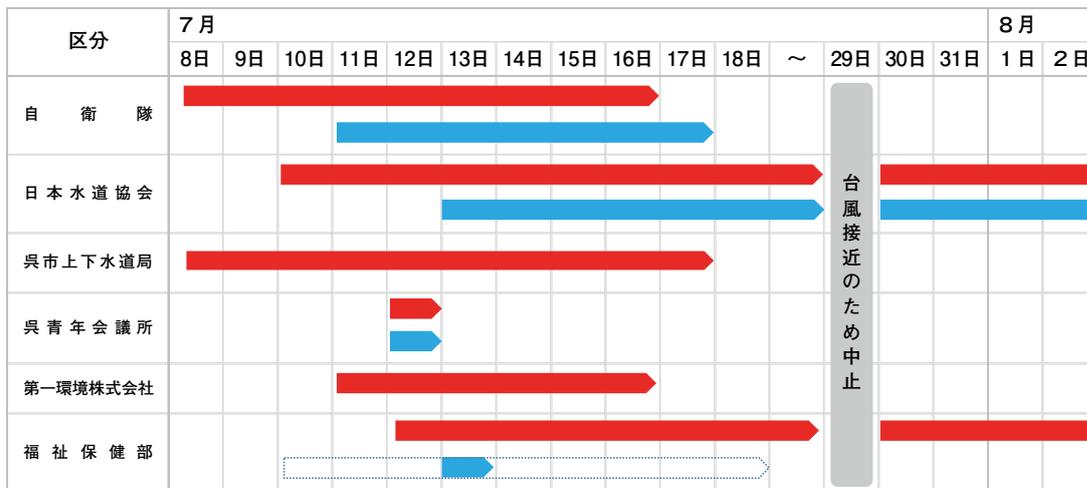
同月13日(金)以降は、日本水道協会中部地方支部^{*1}の応援により給水活動が本格化し、翌14日(土)には各施設からの要請に応じた給水が可能となった。

被災した水道施設の復旧による断水範囲の段階的解消に伴い、陸上自衛隊による給水活動は同月17日(火)をもって終了(医療機関については16日(月)に終了)したが、断水の長期化が見込まれる川尻地区に所在する診療所や社会福祉施設等については、引き続き日本水道協会による給水活動のほか、福祉保健部職員による小口給水^{*2}により対応し、8月2日(木)の断水解消まで給水支援を継続した。

表 給水支援を実施した医療機関等の内訳

施設区分	施設数	(透析)	(川尻)
医療機関	28	(4)	(7)
病院	13	(1)	-
有床診療所	8	(2)	(1)
診療所	7	(1)	(6)
社会福祉施設	26	-	(9)
特別養護老人ホーム	9	-	(1)
介護老人保健施設	6	-	-
障害者福祉施設	2	-	-
児童福祉施設	4	-	(3)
その他の施設	5	-	(5)
合計	54	(4)	(16)

^{*}(透析)は、透析を行う機関を内数で示している。
^{*}(川尻)は、断水が長期化した川尻地区に所在する施設を内数で示している。
^{*}その他の施設には、グループホームやデイサービスセンターなどを含む。



(凡例) ■ 医療機関への給水活動 ■ 社会福祉施設への給水活動 市役所でのポリタンクの貸出し等

図 医療機関等への給水支援の状況

こうした医療機関等への給水に当たっては、断水情報の発表以降、本市だけでなく、広島県や呉市医師会も同様に各医療機関へ状況把握の問合せを行っており、情報の輻輳により重複した内容が伝わって現場の医療機関が混乱する場面があった。

また、実際の給水活動では、施設によっては大型の給水車両が進入できない、貯水槽の近くに停車できない、あるいは貯水槽の配置場所が高くホースが届かないといった状況が見受けられるなど、この度の給水活動の経験から、今後の教訓として改善すべき課題を把握することができた。

今回の給水支援は、交通網が一時的に途絶した中での対応を迫られ、多くの困難を伴ったが、医療機関においても、予定手術の延期、機器洗浄の抑制、空調の使用制限などといった節水への協力もあり、時間の経過とともに各施設が必要とする水量を供給することができた。

なお、給水対応の遅れによる患者・入所者の死亡、重症化等については報告されていない。

※1 日本水道協会中部地方支部による給水支援

日本水道協会中部地方支部の6事業者(愛知県名古屋市、同豊橋市、三重県伊賀市、同松阪市、福井県福井市、同敦賀市)による医療機関等への給水支援。幅員が狭く陸上自衛隊の給水車(5トン車)では進入できないルートなどの対応のほか、川尻地区の断水解消まで診療所等への給水活動を行った。

※2 福祉保健部職員による小口給水

自動車の荷台に給水タンク(1トン)を積載して断水地域にある有床診療所などを巡回し、ポリタンクによる給水活動を実施した。



松阪市水道局による高齢者福祉施設「たちばな苑」での給水活動(7/24撮影)

透析患者への対応

透析は、腎不全患者の生命維持に必須であり、1日おきの実施が必要であるため、前述のように透析を行う医療機関を優先的に給水したが、今回の災害のような断水発生と道路の被災という状況は、透析を必要とする通院患者にとって、大変深刻な問題となった。

このため、透析を必要とする患者の移送については、海上保安庁や市消防局の救急艇等の船舶による輸送のほか、地元消防団の協力により医療機関への搬送を行った。

また、透析患者への対応として、中央内科クリニック(広地区)においては、発災直後から交通が途絶した川尻・安浦地区や安芸灘島嶼部を含む市東部地域からの通院患者が多く、安芸灘地区の患者(18人)について、当該クリニックが調達したプライベート船を使った移送(7月8日(日))、さらには広島市内の医療機関への患者受入(35人)のための再移送(同月10日(火))が行われた。

このように道路等が被災した中での断水という厳しい状況にも関わらず、各医療機関の懸命な対応により患者への透析が実施された。



海上保安庁による透析患者の搬送(7/9)

③ 洗濯支援サービスの実施(川尻地区)

断水が長期化した川尻地区住民の生活支援のため、川尻地区の2か所において無料で利用できる洗濯支援サービスを実施した。

実施場所	洗濯機	提供期間	利用時間等	備考
川尻中学校	全自動8台	7/26(木)～8/3(金)	9:00～17:00(土日祝日可)	新規設置
東部中継センター	全自動2台	7/26(木)～8/3(金)	9:30～15:30(平日のみ)	既存洗濯機の利用

このうち川尻中学校で実施した洗濯支援サービスは、日本赤十字社による全自動洗濯機4台の寄贈及び給水タンク(5トン×2基)の貸付け、国(経済産業省)のプッシュ型支援による全自動洗濯機4台の提供、株式会社ディスコの給水車による給水支援の協力により実施された。

なお、設置場所の検討や協力機関との事前調整は、市災害対策本部内に設置された地域特別対策チーム(川尻)が担当し、サービス実施に係る予約受付や現地での運用等は、福祉保健部生活支援課が行った。

表 川尻中学校での洗濯支援サービス

7/21(土)	日本赤十字社と設置場所候補地の現地確認(給水タンクによる洗濯機の設置を検討)
7/22(日)	日本赤十字社に洗濯機4台の設置要望
7/24(火)	日本赤十字社による洗濯機4台の設置作業開始
7/25(水)	株式会社ディスコによる給水開始(試運転実施) サービス実施について市災害対策本部会議で報告(市ホームページ掲載、防災行政無線による放送)
7/26(木)	8時30分から電話による予約受付を開始 経済産業省提供分洗濯機4台の設置完了 13時～洗濯支援サービスの提供開始 以降、職員2人体制により現地で支援
7/28(土)	} 台風接近の影響を考慮し、サービスを中止
7/29(日)	
8/2(木)	水道施設の仮復旧により川尻地区に通水
8/3(金)	断水の解消に伴い洗濯支援サービスを終了 提供日数7日 利用件数延べ131件(稼働率24.8%)



日本赤十字社による洗濯機設置作業



株式会社ディスコによる給水作業



川尻地区にお住まいの皆様へ(お知らせ)

川尻地区における洗濯支援サービスについて

断水の続く川尻地区において、皆様のご不便を少しでも解消していただくために、洗濯支援サービス(無料)を行います。

□場所 ①呉市立川尻中学校(川尻町西1丁目23-47:駐車場有り)
②東部中継センター(川尻町水落1018-18:駐車場有り)

□期間 7月26日(木)から川尻地区の断水解消まで

□設置台数 ①呉市立川尻中学校8台(容量7kg4台、8kg4台)
②東部中継センター2台(容量5kg1台、8kg1台)

□利用時間 ①呉市立川尻中学校 ※土日祝日も利用できます。
午前9時～午後5時(1時間単位)
※7月26日(木)は午後1時から午後5時の利用となります。
②東部中継センター ※平日のみ
平日 午前9時30分～午後3時30分(1時間単位)

★重要★ 利用するためには、電話による事前予約が必要となります。

◀予約専用ダイヤル▶

① **呉市立川尻中学校** : 090-3220-2442
(受付時間:午前8時30分～午後5時15分)

② **東部中継センター** : 090-2465-0047
(受付時間:午前9時30分～午後3時30分)
※お掛け間違いのないようお願いいたします。

【利用にあたってのお願い】
多くの方に利用していただくため、予約・利用に際して制限を設けていただきますので、ご協力を願います。
① 1日のご利用は、1世帯につき1回です。
② 電話予約は当日又は翌日の予約のみとなります。
③ 乾燥機能は利用できません。洗濯・脱水機能のみの利用となります。
④ 洗濯は持参してください。(柔軟剤、漂白剤、芳香剤などの利用はできません。)
⑤ 予約時間に遅れた場合は、キャンセルさせていただきます。
⑥ 洗濯物の盗難、衣類の損傷などは、利用者の責任で管理してください。
⑦ 洗濯の終了時間には、必ず洗濯物の回収をお願いします。
⑧ 機器の故障等により、事前予約していても利用できない場合があります。

地域住民への広報用チラシ

◁ 川尻中学校での洗濯支援サービス開始日の状況(7/26撮影)

④ 小・中学校等での取組

ア 学校施設内水道施設の開放

断水となっていない区域の小・中学校においては、市民が学校施設内の屋外に設置している蛇口等から、自由に水を利用できるよう開放した。

断水地区に設置された市内各地区の給水ポイントには多くの市民が集まり、待ち時間も長時間となっている状況から、水道施設を開放している小・中学校には、遠方の地区から自家用車でポリタンクを持参して給水を受ける人も多く見られた。

表 学校施設内蛇口を開放した学校

小学校	13校	郷原	和庄	本通	長迫	明立	荘山田
		呉中央	吉浦	昭和西	昭和中央	昭和南	昭和北
		安登					
中学校	8校	郷原	和庄	片山	呉中央	昭和	下蒲刈
		安浦	豊浜				

イ 生活用水の提供(学校等プール水)

断水地区では、飲料水のほか、トイレ等で利用する生活用水も不自由な状況であったため、7月9日(月)から学校プールに貯めていた水についても、市民が利用できるよう開放した。ただし、学校プールの水は、地域の防火用水としての役割も担っていることから、自由に給水できる水量についてはプール容量の約半分までとした。

利用に当たっては、利用者がポリタンク等を持参して、自らが水を汲む方法としたが、プールへ転落する危険性を考慮して、学校職員のほか地元自治会等の協力や安全対策員の配置などにより利用者の安全を確保し、断水の影響がなくなった同月13日(金)まで生活用水の提供を行った。

また、小・中学校と同様に、スポーツ施設のプールにおいても、周辺住民が生活用水のために利用できるよう、8月2日(木)まで施設の開放を実施した。

表 プールを開放した施設と給水終了日

小学校	17校 7/12(木)まで	郷原	横路	坪内	和庄	本通	長迫
		明立	荘山田	呉中央	港町	吉浦	天応
		昭和西	昭和中央	昭和南	昭和北	安登	
中学校	11校 7/13(金)まで	仁方	広南	白岳	広	三坂地	阿賀
		原	警固屋	宮原	波多見	明德	
中学校	1校 7/12(木)まで	仁方					
高等学校	1校 7/13(金)まで	呉					
スポーツ施設	5施設	市営温水プール 7/17(火)まで		川尻温水プール 8/2(木)まで		音戸プール 7/18(水)まで	
		下蒲刈プール 7/16(月)まで		くらはし温水プール 7/18(水)まで			

⑤ 井戸水の無料検査

断水地域の飲料水や生活水の確保に向けた支援として、福祉保健部保健所生活衛生課が窓口となり、個人等が所有し、地域において共助利用する井戸の無料水質検査を実施した。

当該検査は、広島県と一般社団法人広島県環境保健協会(以下「県環境保健協会」という。)が締結している協定^{*1}に基づき、広島県が飲用井戸について検査を推奨している11項目^{*2}の検査を実施した。

発災当初は、本市の試験機関(環境部環境管理課)も断水の影響のため機能することができなかったことから、広島県の調整により、県環境保健協会のみで検査を行い、市の検査体制が整った7月19日(木)以降は、断水の長期化が見込まれた川尻地区を中心に無料検査を実施(8月2日(木)の川尻地区への通水に伴い受付を終了)した。

当該期間中における無料検査の実施件数は、470件(うち県環境保健協会実施分 274件、環境部環境管理課実施分 196件)であった。

^{*1}「災害時の遊休井戸等の共助利用に係る水質検査に関する協定」(平成27年5月28日締結)

^{*2}広島県が飲用井戸として検査を推奨している細菌数、大腸菌、色、濁り、PHなどの水質の簡易検査項目

表 井戸水の無料検査の実施状況

7/8(日)	広島県に対し協定に基づく水質検査を要請 広島県・県環境保健協会による検査日及び検体数の調整
7/10(火)	無料検査受付開始(7/10～7/12) 受付窓口2か所(保健所生活衛生課、東保健センター) 以降、電話による検査結果報告及び衛生指導
7/12(木)	協定に基づく無料検査の受付を一旦中断
7/14(土)	環境部環境管理課の検査体制が整い、7/19(木)からの検査開始を決定
7/18(水)	無料検査の実施について市災害対策本部会議で報告 (市ホームページ掲載、防災行政無線による放送)
7/19(木)	無料検査受付開始(7/19、7/20、7/23～7/25) 受付窓口2か所(保健所生活衛生課、川尻市民センター)
7/23(月)	県環境保健協会による検査実施(7/23～7/24) ※市検査分と合わせ検査能力が倍増(100件/日)
7/26(木)	個別対応に切替え(7/26～8/1)
8/2(木)	川尻地区の通水に伴い無料検査受付を終了 以降、検査結果を封書により順次郵送



市民から検査依頼のあった井戸水の水質検査
(写真提供:県環境保健協会)

表 無料検査結果及び地区別提出件数

(単位:件)

区分		①	②	③	計
検査結果	飲用可	44	115	12	171
	煮沸して飲用可	24	47	1	72
	飲用不可	73	149	5	227
計		141	311	18	470
地域別(提出地域のみ)	中央	40	1		41
	吉浦	12			12
	警固屋	2			2
	阿賀	8			8
	広	45	7		52
	仁方	10			10
	宮原	10			10
	天応	1	17		18
	下蒲刈		1		1
	川尻		273	18	291
	音戸	9			9
	倉橋	3			3
	安浦	1	12		13
再計		141	311	18	470

(凡例)

①…7/10(火)～7/12(木)受付分

②…7/19(木)～7/25(水)受付分

③…7/26(木)～8/1(水)受付分

飲用可…11項目にすべて適合

煮沸して飲用可…一般細菌数のみ不適合

飲用不可…大腸菌の検出、理化学項目のいずれか不適合

⑥ 入浴支援(入浴施設の提供等)

今回の豪雨では、広島県や本市の送水施設が土砂崩れ等により被害を受け、市内の広範囲で発生した断水の影響により市民生活に支障を来す中、市所管施設による入浴支援に加え、自衛隊や国(国土交通省)、民間公衆浴場、デイサービス施設等による入浴支援が行われ、多くの市民やボランティア等が支援を受けた。

ア 本市の入浴支援

本市では、発災後から11月11日(日)までの約4か月間、市が所管する複数の観光施設の入浴施設を開放して無料提供を実施し、市民やボランティアなど約3万5千人が利用した。

また、老人福祉センターみはらし荘では、7月18日(水)から同月31日(火)までの間、入浴施設の無料提供を実施(566人が利用)し、市スポーツ会館においても、高齢や障害等により入浴介助が必要な市民等を対象に同会館内の入浴施設の無料提供(予約制)を実施した。なお、実施に当たっては、民生委員児童委員等を通じて案内を行い、7月13日(金)から市内の断水がおおむね収束した同月18日(水)までの6日間で1人が利用した。

表 観光施設等の入浴施設の利用者数

(単位:人)

区分	広島県立県民の浜			グリーンピアせとうち			くらはし桂浜温泉館			合計		
	大人	小人	小計	大人	小人	小計	大人	小人	小計	大人	小人	合計
7月	4,759	652	5,411	19,691	2,846	22,537	145	3	148	24,595	3,501	28,096
8月	118	27	145	4,845	342	5,187	179	3	182	5,142	372	5,514
9月	26	1	27	996	16	1,012	122		122	1,144	17	1,161
10月	2		2	519	14	533	107		107	628	14	642
11月				66		66	27	1	28	93	1	94
合計	4,905	680	5,585	26,117	3,218	29,335	580	7	587	31,602	3,905	35,507

※広島県立県民の浜及びグリーンピアせとうちは7/11(水)から、くらはし桂浜温泉館は7/18(水)から無料提供を開始し、各施設とも11/11(日)で終了。

イ 自衛隊による入浴支援

陸上自衛隊においては、7月10日(火)から8月5日(日)の間、呉ポートピアパーク内に入浴支援施設を設置し、被災者を含む多くの市民等に開放した。

一方、海上自衛隊においては、護衛艦の艦内浴室の提供や川尻中学校への緊急展開入浴支援セットの設置などによる入浴支援が行われ、多くの市民等が利用した。

表 自衛隊による入浴支援

区分	場所	提供期間	支援内容	利用者数
陸上自衛隊	呉ポートピアパーク	7/10(火)～8/5(日)	入浴支援施設の設置による入浴支援	2,989人
海上自衛隊	呉市昭和町係船堀地区	7/8(日)～20(金)	護衛艦かが・いなづま・さざなみ、輸送艦しもきた、補給艦とわだ、潜水艦救難艦ちはやの艦内浴室を利用した入浴支援	11,872人
	からす小島乗員待機所	7/8(日)～16(月)	からす小島乗員待機所における入浴支援(女性専用)	5,839人
	川尻中学校グラウンド	7/16(月)～8/3(金)	緊急展開型入浴支援セットの設置による入浴支援	3,861人



呉ポートピアパークに特設された入浴支援施設



輸送艦「しもきた」の甲板に特設された浴場
(写真提供:海上自衛隊)



からす小島乗員待機所での呉音楽隊による演奏支援
(写真提供:海上自衛隊)



川尻中学校に特設された浴場
(写真提供:海上自衛隊)

ウ 国土交通省による入浴支援

国土交通省では、中部地方整備局所属の大型浚渫兼油回収船「清龍丸」及び独立行政法人海技教育機構練習船「青雲丸」の船内浴室を利用した入浴支援が行われた。

表 国土交通省による入浴支援

区分	場所	提供期間	支援内容	利用人数
大型浚渫兼油回収船 「清龍丸」	阿賀マリノふ頭岸壁	7/12(木) ～19(木)	船内浴室を利用した 入浴支援	1,200人
(独)海技教育機構練習船 「青雲丸」	川原石南ふ頭岸壁	7/14(土) ～16(月)		135人



清龍丸(写真提供:国土交通省)



青雲丸(写真提供:国土交通省)

エ 民間公衆浴場による入浴支援

市民への入浴支援に加え、本市を訪れた災害ボランティアへの感謝を伝える取組として、複数の民間公衆浴場の協力により、無料入浴支援のサービスが提供された。

表 入浴支援を行った民間公衆浴場

● 赤ビル温泉(中通2丁目4-5)	● 大和温泉物語(宝町2-50)
● 汐音 (警固屋8丁目16-12)	● ゆーとぴあ (本通2丁目8-29)
● そてつ湯 (和庄登町14-9)	● 湯楽里 (広古新開3丁目2-28)

オ 入浴施設への送迎支援

入浴施設の無料提供の実施にあわせて、中国四国防衛局では、天応まちづくりセンターへの避難者の入浴を支援するため、避難所から呉ポートピアパーク内の入浴支援施設までの間を車両で送迎する取組が行われた。このほか、本市においても、天応・安浦地区の避難者や、断水が長期化する川尻地区の住民等に対して、入浴支援施設への送迎支援を実施した。

表 入浴施設への送迎支援

地区	運行区間	使用車両	実施期間
天応地区	天応市民センター～呉ポートピアパーク	中国四国防衛局 支援車両	7/18(水)～8/5(日)
	天応市民センター～坂町雇用促進住宅		8/6(月)～8/10(金)
	天応市民センター～呉市スポーツ会館	マイクロバス・ジャンボタクシー	8/11(土)～9/7(金)
安浦地区	安浦市民センター ～グリーンピアせとうち	マイクロバス ジャンボ・小型タクシー	7/12(木)～10/1(月)
川尻地区	野呂山タクシー車庫前 ～うぐいすライン・小用地区 ～川尻中学校	マイクロバス	7/18(水)～8/3(金)

コラム ～豪雨災害を通して～

復旧作業の疲れが癒やされた入浴支援

天応宮町 井田 正宗



平成30年7月豪雨では自宅近くの川が氾濫し、天応宮町一帯は水没しました。私の家の中にも大量の水が流れ込み、数日後、水の引いた家に戻った私は、大量の土砂と散乱した家財道具を前に、何から手をつけていいかわからず、しばらくの間、呆然としたのを今でも覚えています。

それでも、自分の家を手放したくない、天応から離れたくないという一心で、当時避難していた避難所から夫婦で自宅へ通い、ボランティアの方々と一緒に片付けに専念しました。しかし、連日の猛暑の中、土砂や砂ぼこりにまみれての作業で服はドロドロになり、心も体も疲れ果てていきました。

そうした時、私たち夫婦の疲れを癒やしてくれたのが入浴支援でした。陸上自衛隊やデイサービスセンターの入浴支援は、私たちの疲れ果てた心と体をリフレッシュしてくれました。また、自衛隊や施設の方々の親切で温かい対応には感謝の言葉しかありません。

最後になりますが、今回の豪雨災害でご支援をいただいた多くの皆さんに、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

(2) 消毒・防疫活動

① 浸水地域における防疫活動(道路等の防疫)

豪雨により浸水した地域では、雨の降り終わりから一転して厳しい暑さとなる日が続き、汚泥の乾燥に伴う粉塵の吸引による健康被害や衛生環境の悪化による感染症の発生が懸念された。

福祉保健部保健所保健総務課では、7月7日(土)からすでに市民へ消毒液の配布を開始するなどの対応を行っていたが、特に、広範囲で浸水した地域では、災害応急対応のために不特定多数が往来する道路、公共施設等の防疫について、面的な対応を求める要望が寄せられたため、同月15日(日)に陸上自衛隊(第13旅団)に対して消毒等による防疫活動を依頼し、あわせて、自衛隊の活動範囲を検討するため、安浦市民センターに対して同地区における浸水範囲の調査を依頼した。

翌16日(月)には、陸上自衛隊、土木部土木整備課、保健所保健総務課、教育部学校施設課などの関係課による浸水地域の防疫対策に関する調整会議を開催し、次のとおり対応方針を決定した。

- ・消毒の実施施設は、市民が利用する公共施設を優先する。
- ・自衛隊は個人宅の消毒は行わないため、別途、市保健所において対応する。
- ・消毒液は、市災害対策本部において調達する。
- ・陸上自衛隊車両が走行可能な道路については、陸上自衛隊が消毒する。
- ・陸上自衛隊進入困難な道路は、土木部で対応する。

この方針に基づき、7月17日(火)から順次、陸上自衛隊により、浸水した学校施設の教室、通路、校庭等の消毒作業が実施され、同月19日(木)から21日(土)にかけて、比較的車両等の通行が少ない夜間の時間帯において、国道、県道、市道の防疫作業が実施された。

表 陸上自衛隊による浸水地域での防疫活動

7/15(日)	陸上自衛隊へ防疫活動の依頼 安浦市民センターへ浸水範囲の調査を依頼
7/16(月)	浸水地域の防疫対策に関する調整会議の開催
7/17(火)	安浦小学校及び安浦中学校の1階教室と通路部分の消毒実施
7/18(水)	音戸小学校の1階教室と通路部分の消毒実施
7/19(木)	矢野安浦線、安浦町中畑地区の消毒実施(18時～21時)
7/20(金)	安浦町内海地区、安浦町中央地区の消毒実施(21時～23時)
7/21(土)	安浦町水尻地区の消毒実施(21時～23時)
7/23(月)	音戸小学校、明德小学校、安浦小学校及び安浦中学校の各校庭の消毒実施
7/24(火)	三坂地小学校及び横路小学校の各校庭の消毒実施



音戸小学校の消毒作業(7/18)
(出典:陸上自衛隊第13旅団ホームページ)



道路の夜間防疫作業(7/20)
(出典:陸上自衛隊第13旅団ホームページ)

② 被災家屋等の消毒(感染症予防)

気象情報などから浸水等の発生が想定されたため、保健所では7月6日(金)に「市民配布用消毒液」の小分けボトル(容量100ミリリットル)への詰替作業を開始し、翌7日(土)から保健所保健総務課、福祉保健部福祉保健課及び産業部商工振興課での配布を開始した。

当初は、床上浸水家屋の消毒を想定していたが、床下や敷地等の消毒についての要望が多く寄せられたため、同月8日(日)からは、市民配布用消毒液を各市民センターへ配備した。

今回の豪雨により広範囲で浸水した地域における床下及び敷地の消毒についても検討していたが、同月16日(月)に開催した浸水地域の防疫対策に関する調整会議で、自衛隊による消毒は個人宅の消毒は行わず、道路や学校等の市民が利用する公共施設を優先して実施する方針となったことから、浸水被害等の大きい地域(安浦・川尻・天応地区)については、一般社団法人広島県ペストコントロール協会への委託により、合計で2,095軒の床下・敷地の消毒作業を実施した。

また、床下等の消毒用噴霧器の利用についての要望も寄せられたため、8月1日(水)から4市民センター(安浦、天応、川尻、音戸)で、希望者への消毒用噴霧器の貸出しを開始したほか、同月16日(木)からは被災者支援窓口でも床上浸水家屋用消毒液の配布を開始した。

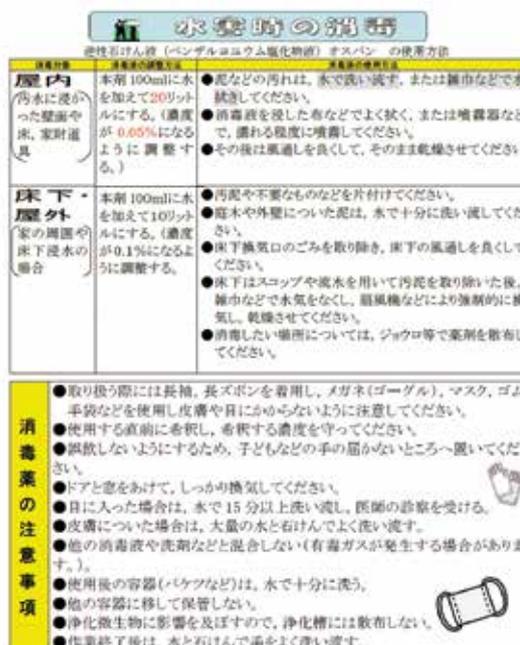


図 浸水した家屋の清掃・消毒方法の注意事項等を記載したチラシ(市保健所作成)



広島県ペストコントロール協会への委託による消毒作業(公園の砂場への消毒)

表 広島県ペストコントロール協会への委託消毒の実施状況

実施地区	実施期間	消毒実施チーム数	実施数	実施までの経過
安浦地区	8/1(水)~8/7(火)	48	1,150軒	7/15(日) 安浦市民センターに浸水範囲の調査依頼 7/25(水) 浸水家屋の消毒について協議(自治会長等) 7/27(金) 三津口地区説明会、チラシの配布 7/28(土) 内海地区説明会
川尻地区	9/3(月), 9/5(水)	6	238軒	8/7(火) 浸水家屋の消毒について協議 8/20(月) 川尻地区自治会長説明会、チラシの配布
天応地区	8/28(火)~8/30(木)	14	355軒	8/17(金) 浸水家屋の消毒について協議(自治会長等) 8/20(月) チラシの配布
	10/2(火), 10/3(水)	11	352軒	9/11(火) 浸水家屋の消毒について協議(自治会長等) 9/13(木) チラシの配布
計		79	2,095軒	

(3) 愛玩動物の救護

広島県では、発災直後の7月10日(火)、広島県災害時動物救護活動マニュアルに基づき、公益社団法人広島県獣医師会と共同で「広島県動物救護本部」を設置するとともに、県内の各動物愛護(管理)センター、公益社団法人広島県獣医師会支部及び動物愛護団体等で構成する地域支部(県内各動物愛護センター内)を設置し、災害時動物救護活動を実施することとした。

これを受け、本市においても市動物愛護センター内に動物救護本部地域支部を設置し、同日から行方不明動物の相談や飼い主不明動物の保護状況等の提供などの対応を開始した。

また、被災ペットに関する相談の受付や避難所のペット収容状況の把握、飼育に関する助言、市獣医師会への協力要請や一時預かり状況の把握などに努めるとともに、同センターにおいて被災した犬や猫の一時的な収容も行った。

一方、本市においては、ペットの受入が可能な避難所の選定やペットに関する避難所の運営指針が定められておらず、ペット同行避難者の受入体制の整備が今後の課題となった。



避難所に同行避難した子犬
(場所:天応まちづくりセンター)

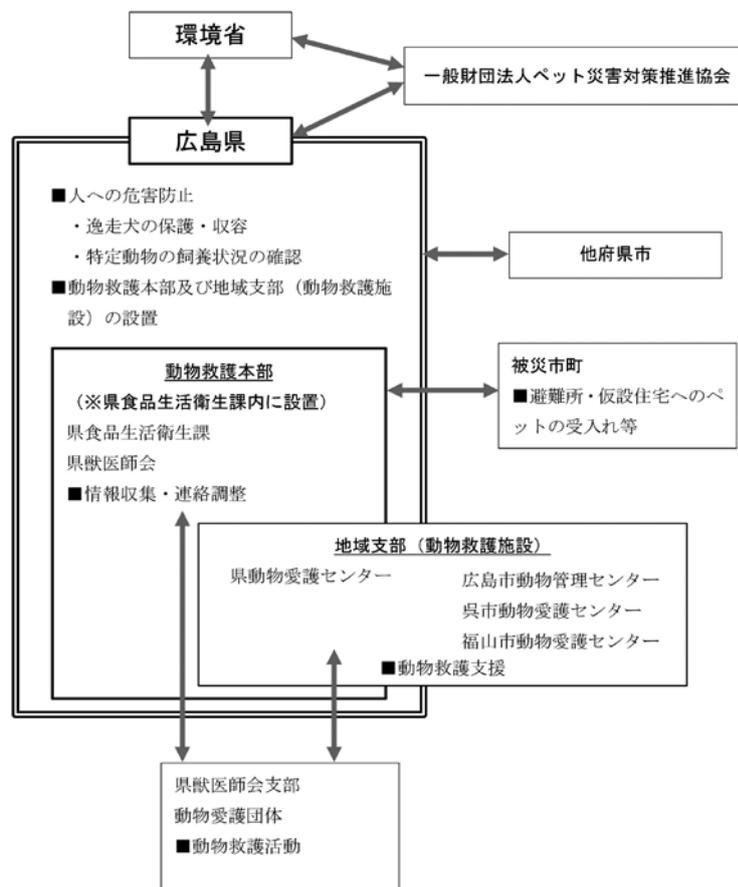


図 災害時における動物救護組織体制

(出典:広島県災害時動物救護要領)

(令和元年7月 広島県健康福祉局食品生活衛生課・(公社)広島県獣医師会)

(4) 災害廃棄物等の処理

① 災害廃棄物等の推計発生量

広島県によると、今回の豪雨災害により市全域で発生した災害廃棄物等の量は、8月末時点で約56万3千トンと推計され、その内訳は、廃棄物混入土砂が約48万トン、廃家財等・建物解体物が約7万7千トン、そして処理が必要な流木等が約5千トンであった。

これらの大量に発生した災害廃棄物等を計画的に処理するため、7月21日(土)から8月23日(木)までの間、環境部環境政策課に常駐した環境省東北地方環境事務所及び九州地方環境事務所の廃棄物・リサイクル対策課職員から災害廃棄物等の処理に関する技術的な助言を受けた。



図 豪雨災害により発生した災害ごみ発生推計量(平成30年8月末時点)

② 災害ごみの収集

大量の災害ごみが市内各地で発生する中、発災直後の7月9日(月)以降、道路復旧に併せて、家庭ごみ収集との併用による直営での災害ごみや避難所の生活ごみの収集、民間委託による便槽内に流入した土砂の撤去作業を段階的に開始した。

また、同月17日(火)からは、天応・安浦・昭和地区において民間委託による災害ごみ収集を開始するとともに、同日から陸上自衛隊による災害ごみの収集・運搬支援が、同月26日(木)からは川崎市による収集作業が開始された。

こうした中、道路の被災等による通行規制や交通渋滞などにより収集現場までの往復に想定以上の時間を要し、さらに、家庭ごみ・災害ごみ収集の併用のため、作業時間が大幅に不足したことや、災害ごみ収集に対応可能な特殊車両の確保などの面で課題もあったが、これらに対応しながら収集活動に取り組んだ。



陸上自衛隊による収集作業



環境部環境業務課職員による収集作業

③ 被災家屋・土砂混じりがれきの撤去

今回の豪雨災害では、土石流や河川の氾濫等により、多くの家屋が損壊し、また、宅地内に土砂混じりがれきが流入した。

こうした状況に対応するため、8月2日(木)から、窓口や電話で家屋・土砂混じりがれき撤去の受付を開始し、公費撤去に関する関係機関との協議や相談会を開催した。

また、9月12日(水)から、環境部環境政策課内に「家屋・がれき撤去班」を設置し、同月19日(水)から、被災家屋や土砂混じりがれきを市が所有者に代わって撤去する「公費撤去」や、自費で撤去された方への「費用償還」の申込受付を開始した。

※異市に撤去を依頼される方へ

被災建築物・土砂混じりがれき撤去制度のご案内(公費撤去)
平成31年1月 異市

本制度は、平成30年7月豪雨によって甚大な被害を受けた被災建築物又は宅地内に流入した土砂混じりがれきについて、所有者の依頼に基づき、異市が所有者に代わって撤去を行うものです。

申込期限は平成31年3月末日です。

1 撤去の対象

(1) 被災建築物の撤去の対象要件
次のいずれも満たす必要があります。
① 罹災証明で、半壊以上の認定を受けたもの(全壊、大規模半壊、半壊が対象)
② 所有者が個人又は中小企業基本法第2条に該当する中小企業であること
③ 家屋等をすべて解体・撤去するもの
※一部のみの解体やリフォームなどは対象ではありません。
住居以外の空き家や事業所なども対象対象となります。
地中に住宅等がない場所にある倉庫などは対象外となる場合があります。

【注意】※市が撤去するのは次の範囲です。

制度案内(公費撤去)

表 被災家屋・土砂混じりがれき撤去の対象

被災家屋の撤去の対象	土砂混じりがれきの撤去の対象
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 罹災証明で、半壊以上の認定を受けたもの(全壊・大規模半壊・半壊が対象) ➢ 所有者が個人又は中小企業であること ➢ 家屋等をすべて解体・撤去するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人力等で撤去が困難なもの ➢ 宅地内に堆積しているもの(農地や山林に堆積しているものは対象外)

表 被災家屋・土砂混じりがれきの公費撤去及び費用償還に関する時間経過

日付		主な活動経過
H30	8/2(木)	家屋・土砂混じりがれき撤去の受付開始(電話・窓口)
	8/15(水)	公費撤去に関する協議(環境省・広島県・日本補償コンサルタント復興支援協会)
	8/22(水)	公費撤去等に関する相談会(環境省・広島県・熊本市)
	9/12(水)	環境部環境政策課内に「家屋・がれき撤去班」を設置(体制:正規3・嘱託1・臨時3)
	9/19(水)	「公費撤去・費用償還」申込受付開始
	11/5(月)	費用償還決定通知書の送付及び支払開始(随時)
	12/17(月)	家屋等の公費撤去に係る現地立会調査開始(随時)
H31	1/7(月)	家屋及び土砂混じりがれきの公費撤去開始(随時)
	3/31(日)	公費撤去・費用償還申込みの受付終了

表 被災家屋・土砂混じりがれき撤去申込件数(令和2年3月末時点) (単位:件)

区分	土砂・がれき撤去		家屋撤去		区分	土砂・がれき撤去		家屋撤去	
	市撤去	償還払	市撤去	償還払		市撤去	償還払	市撤去	償還払
中央	20	19	17	5	下蒲刈	3	2	1	
吉浦	18	9	15	3	川尻	12	19	5	1
警固屋	12		5	2	音戸	33	29	17	8
阿賀	21	3	8	4	倉橋	30	22	21	8
広	36	20	15	3	蒲刈	9	7	9	
仁方	4	9	3		安浦	72	121	44	59
宮原	6	1	1	2	豊浜	1	2		
天応	233	53	127	13	豊		1		
昭和	8	15	9	3	合計	522	337	297	112
郷原	4	5		1		859		409	

④ 仮置場の設置

道路啓開や住居などの片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積し運搬するため、発災直後の7月8日(日)に市内17か所を災害廃棄物等の一次仮置場として指定し受入を開始した。

また、災害土砂等の仮置場として、同日、呉ポートピアパーク多目的広場(天応浄化センター前)を、同月10日(火)には梅木町内広場ほか28か所を、そして同月18日(水)には呉ポートピアパーク駐車場をそれぞれ指定し受入を開始することとなった。

同月11日(水)からは、災害廃棄物等や災害土砂等を一時的に集積・保管し、処分先・再資源化先に搬出するため粗選別や破碎選別等の分別処理を行う二次仮置場として広多賀谷多目的広場での災害廃棄物等の受入を開始した(家庭から出た災害ごみ(可燃ごみ等以外の畳、ふとん、粗大ごみ等)についても令和元年12月27日(金)まで同広場で受け入れた)。

そして、10月1日(月)からは阿賀マリノボリス地区での災害土砂等の受入を開始し、平成31年3月11日(月)からは、分別した土砂等について、同地区より広島港出島地区への海上輸送を開始した。

なお、こうした処理作業と並行して、9月19日(水)に、市内で発生した災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めた「呉市災害廃棄物等処理実行計画」を策定し、災害廃棄物等の処理期限について、12月末までに一次仮置場を解消し、令和元年12月末までに処理を完了することを目標として作業に取り組んだ。

しかしながら、災害廃棄物等の分別作業に想定以上の時間を要したため、目標より3か月程度遅延し、令和2年3月末の完了となった。



一次仮置場(焼山公園・8/25撮影)



災害土砂等仮置場(呉ポートピアパーク駐車場・9/17撮影)



二次仮置場(広多賀谷多目的広場・H31. 1/21撮影)



二次仮置場(阿賀マリノボリス地区・12/21撮影)

表 災害廃棄物及び災害土砂等の一次仮置場

地区	仮置場名	災害廃棄物等の種類	災害 廃棄物	災害 土砂
天応	呉ポートピアパーク多目的広場	土砂		①
	呉ポートピアパーク駐車場	土砂		②
	ごみステーション等空地スペース	土砂, 土のう, 岩石, 家財等	①	
吉浦	梅木町内広場	土砂, 土のう	②	③
中央	県営寺迫アパート跡地	土砂		④
	二川駐車場(グラウンド)	土砂, 土のう, 木くず, 岩石等	③	⑤
昭和	焼山公園	土のう, がら, 木くず等	④	⑥
音戸	旧藤三跡	土砂		⑦
	旧奥内小学校	土砂, 土のう, 木くず, がら等	⑤	⑧
	旧田原小学校	土のう, 廃家電等	⑥	
	旧早瀬小学校	土砂, 土のう, 岩石, 家財等	⑦	⑨
	旧日附環境美化センター	土砂, 土のう, 流木, 木くず等	⑧	⑩
	旧音戸公民館跡地	土砂, ブロック, 木くず等	⑨	⑪
倉橋	釣土田(埋立地)	土砂		⑫
	倉橋漁港鹿老渡北	土砂		⑬
	倉橋漁港海越地区	土砂		⑭
	旧海越小学校	土砂		⑮
	旧修道学園セミナー	土砂		⑯
	旧倉橋東小学校	土砂		⑰
	旧倉橋診療所跡	土砂		⑱
	倉橋漁港須川地区	土砂		⑲
	旧宇和木小学校	土砂		⑳
	重生・石崎	土砂		㉑
川尻	川尻グラウンド	土砂		㉒
	川尻港栈橋前空地	土のう, 廃家電, 粗大等	⑩	
安浦	旧野路中切小学校グラウンド	土砂, 土のう, 流木等	⑪	㉓
	実成下水処理場	土砂, 土のう, 混合廃棄物等	⑫	㉔
	ドラックストアコスモス西側空地	土砂, 土のう, 家財等	⑬	
	安登公園駐車場	土砂, 土のう, 家財等	⑭	
	安浦産業団地	粗大, 畳, 廃家電, 混合廃棄物等	⑮	
蒲刈	向埋立	土砂		㉕
	蒲刈町戸田シノベ	土砂		㉖
	旧蒲刈清掃センター	粗大, 廃家電, 土砂	⑯	
豊浜	豊島大橋東	土砂		㉗
	豊島王地市有地	畳, 粗大, 廃家電, 土砂, 流木	⑰	㉘
豊	小長港	土砂		㉙
	堆肥置場	土砂		㉚
	スポーツセンター(ユタカ食品横)	土砂		㉛
合 計			17か所	31か所

表 災害廃棄物及び災害土砂等の二次仮置場

地区	仮置場名	災害廃棄物等の種類
広	広多賀谷多目的広場	粗大, 畳, 廃家電, 混合廃棄物, 流木, 解体廃棄物等
阿賀	阿賀マリノポリス地区	土砂

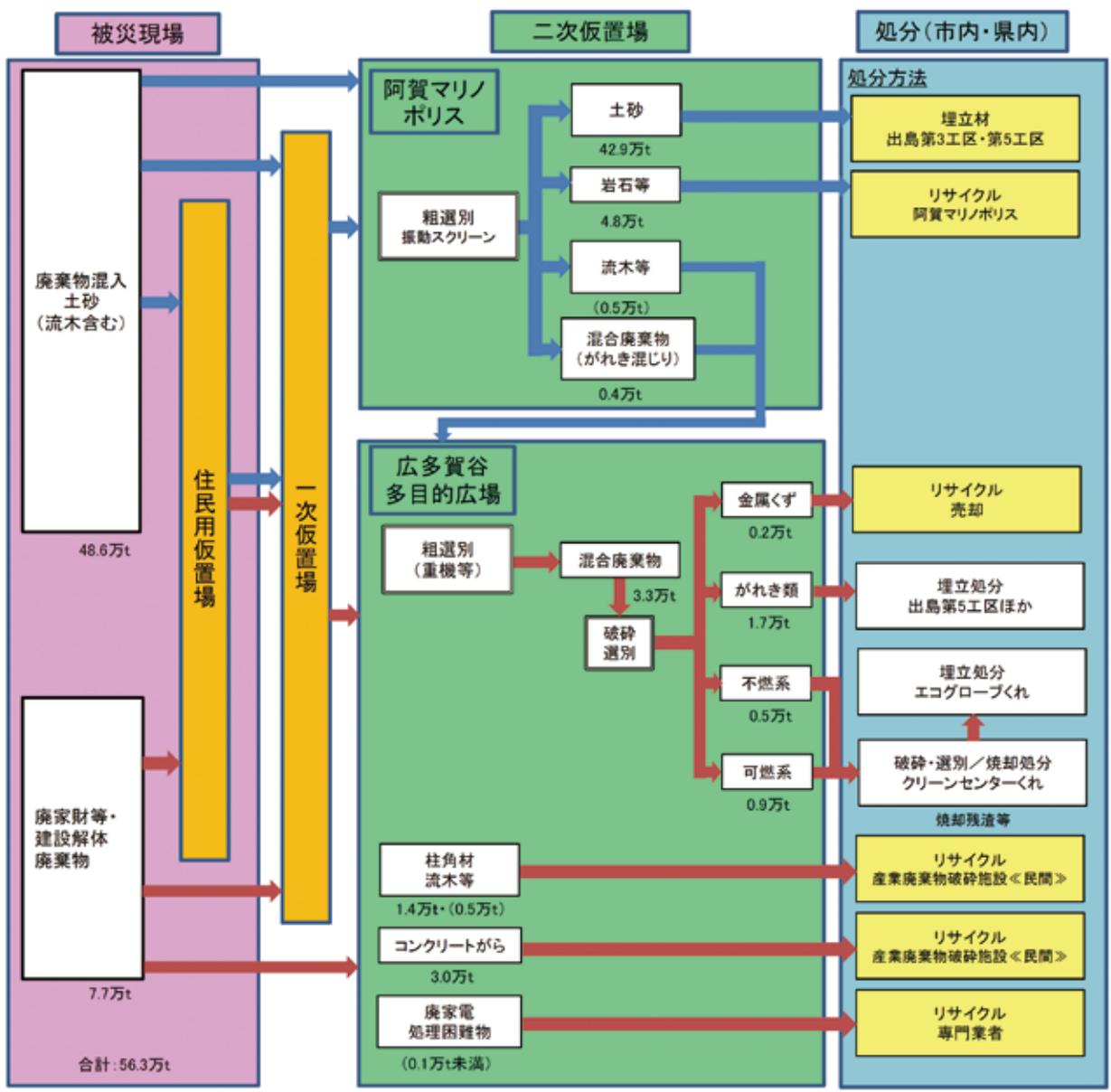


図 災害廃棄物等のバランスフロー
 (出典: 呉市災害廃棄物等処理実行計画【第1版】(平成30年9月19日策定))

2 被災家屋の調査・罹災証明書等の発行

(1) 罹災証明書等の迅速な発行に向けた取組

① 罹災証明書発行に向けた体制の整備

発災以降、時間の経過とともに被害状況が明らかになるにつれ、相当数に上る家屋被害が判明することが見込まれたことから、罹災証明書の早期発行に向けた体制づくりが必要であった。

通常の火災等における被害調査については、消防職員が担当しているが、この度のような大規模な自然災害が発生した場合には、市消防局は人命救助・捜索活動を優先するため、市災害対策本部設置時における罹災証明発行業務の総括は、財務部収納課・資産税課・市民税課が担当することとなっている。

当初、財務部では、市で導入している「呉市防災情報システム」による発行準備を進めていたが、今回のような大規模災害の場合、作業効率やシステム運用面からも適さないことが判明したため、新たに作成した「罹災証明書交付申請書」による手法で発行手続を進めることとした。

しかし、被災者の生活再建の第一歩につながる罹災証明書等の迅速な発行に当たっては、家屋被害調査業務の経験を有する職員の不足もあり、広範囲かつ大規模な被害調査を早期に実施する上で、被害想定に基づく必要調査要員数の確保や調査員の育成(調査基準の習得)が、大きな課題となっていた。

こうした状況の中、7月10日(火)の朝に、災害マネジメント総括支援員からの助言を受け、被災家屋数の想定を約4,000軒と設定(うち半数は、写真等による簡易判定が可能と想定)し、1か月以内に調査を完了させるためには、調査班(3人1組)が15班程度必要と見込んだ。

翌11日(水)には、内閣府防災担当官を講師に招き、調査基準の習得を目的とした研修会を市役所で開催(税務担当職員を中心に35人が受講)し、応援の申し出のあった宮城県多賀城市、対口支援団体である静岡県のほか、中国ブロックの近隣県(山口県、島根県、鳥取県)からの協力を得て、現地調査を集中的に実施できる体制を整えることができた。

これと並行し、同日からは財務部収納課及び各市民センターでの交付申請受付を開始し、市役所1階ロビーにも申請受付のための特設会場を設置した。

また、同月14日(土)から現地調査を開始(昭和地区から随時調査エリアを拡大)し、同月17日(火)には罹災証明書の交付開始に至っている。

なお、罹災証明書発行についての全体的な事務の流れについては、次表に示すとおりである。

罹災証明書交付申請書	
令和 年 月 日	
呉市長様	
申請者 (住所(法人等の場合は、所在地) 〒 - 氏名(法人等の場合は、名称及び代表者の氏名並びに代表者印の押印)	
電話番号 () 罹災者(所有者、借家人等)との関係	
次のとおり、罹災証明書の交付を申請します。	
罹災者(所有者、借家人等)	【住所(所在地)】 () 【氏名(名称)・ふりがな】 ()
証明必要数及び提出先	【必要数】 () 【提出先】 ()
受取方法	1 郵送(住所: 〒 - () 様方) 2 取納課・3 () 市民センター
罹災物件の場所	呉市 (マンション等の場合は、建物名称を記載)
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 () <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> その他 ()
罹災物件との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 借家人等
罹災原因	平成30年7月5日(木)からの大雨
罹災状況	(例: 虫類の侵入が確認されました)
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災状況の写真 <input type="checkbox"/> 罹災物件の位置図 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	・罹災証明書は、民事上の権利義務関係効力を有するものではありません。 ・記入上の留意点は、裏面を参照してください。
□この情報を各税務署に提供することについて、同意します(目的: 大規模な災害発生の際に国税における被災世帯の案内をお送りするため)	
※ 太枠欄の中に記入してください。	
交付印	法1 個人が申請する場合は、本人確認と住所確認ができる書類(運転免許証等)の準備をしておいてください。 法2 法人等の従業員等が申請する場合は、従業員等であることを確認できる書類(社員証等)の準備をしておいてください。 法3 居住していないが所有している罹災物件についての申請の場合や法人等の事務所の所在地と罹災物件の場所が異なる場合などは、所有権等を確認できる書類の準備をしておいてください。 法4 任意代理人が申請する場合は、裏面の委任状に記入してください。
確認書類:	

罹災証明書交付申請書の様式(表面)



罹災証明書の申請受付開始の広報(呉市(くれし)公式ツイッターより)

表 罹災証明書等の発行(事務の流れ)

7/10(火)	平成30年7月豪雨に係る罹災証明書交付要綱制定、罹災証明書交付申請書の様式作成	
7/11(水)	罹災証明書交付申請書の受付開始(受付時間:毎日8:30～20:00) 市役所1階ロビー特設会場を設置、財務部収納課及び各市民センターでの申請受付開始 15:00～判定調査基準についての研修会開催	
7/12(木)	平成30年7月豪雨に係る罹災届出証明書交付要綱制定	
7/13(金)	被災家屋等の現地調査開始についての広報(市ホームページ掲載、防災行政無線による放送)	
7/14(土)	被災家屋等の現地調査開始 (昭和地区から順次拡大) 罹災証明届出書交付申請書の受付開始	
7/16(月)	避難所訪問による証明書取得支援(2地区5避難所で実施)	
7/17(火)	罹災証明書及び罹災証明届出書の交付開始	
7/22(日)	川尻地区における証明書取得支援(戸別訪問等)	
7/25(水)	安浦地区における集中的な被害調査(7/25(水)～7/28(土)) 再調査について関係課と実施要領の協議(マニュアル策定)	
7/26(木)	再調査の申請受付開始	
7/28(土)	都市部建築指導課による再調査の開始	
8/4(土)	天応地区での罹災証明に関する相談・受付の実施	
8/10(金)	被災家屋等の現地調査における他自治体応援職員の派遣終了	
8/11(土)	申請受付終了時間の変更(20:00→17:15までに短縮)	
8/19(日)	安浦地区での罹災証明に関する相談・受付の実施	
8/24(金)	再調査に係る他自治体応援職員の派遣終了	
9/11(火)	特設会場の終了、土日祝日の申請受付終了(天応・安浦以外)	
10/29(月)	天応及び安浦市民センターにおける土日祝日の申請受付終了以降、通常業務の中で申請受付、交付事務を実施	

被災家屋調査の様子

② 避難所等での証明書取得支援

被害の大きい地区では、住家の被災により避難所での生活を余儀なくされ、被害状況の届出ができない方がいるため、罹災証明書発行の迅速化に向けた取組として、調査員が直接避難所を訪問し、避難者に声を掛けながら交付申請の受付を行った。

また、断水期間が長期化した川尻地区の一部においても、未申請の方が多かったため、職員による戸別訪問を実施し、罹災証明書等の申請受付にあわせ、その場で直ちに調査を実施するなど判定の迅速化に努めた。

表 罹災証明書等発行の迅速化に向けた取組

避難所訪問による証明書申請受付 (2地区5避難所での出前受付)		長期断水地区での証明書取得支援 (未申請者への戸別訪問と現地調査)	
【実施日】	7月16日(月)	【実施日】	7月22日(日)
天応地区	天応まちづくりセンター 天応小学校	(対象地域)	川尻地区のうち光明寺川の氾濫により 浸水被害を受けた 川尻町西1丁目、川尻町西2丁目、 川尻町東3丁目の一部
安浦地区	安浦まちづくりセンター 中畑自治会館 コミュニティいちごこ		

このほか、天応及び安浦地区で開催された「豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会」でも、多くの住民が来場することにあわせ、罹災証明書等に関する相談や申請受付を行った。

③ 調査体制の推移と調査実績

7月14日(土)から実施した現地調査は、市職員を中心に9班・31人(市職員29人、応援職員2人)の体制でスタートし、応援職員の体制が整った同月17日(火)以降は、現地調査から証明書発行までの各業務を6つに分担して、16班・61人(市職員43人、応援職員18人)で対応し、同月28日(土)から8月1日(水)までの最大編成時には、24班・83人の体制で証明書発行業務を進めた。

この間、公共交通網の被災に伴う深刻な交通渋滞により、現場への到着までに時間を要しただけでなく、連日の酷暑の下での作業となり、調査効率が低下した場面もあったが、そうした中でも、特に安浦地区の現地調査では、現地到着までの時間短縮のため近隣の公共施設に調査員が宿泊して集中的な被害調査を実施するなど、現地調査の効率化を図った。

こうした取組をはじめ、調査練度の向上、応援職員との連携等により、ほぼ予定どおりの進捗が図られたことから、8月10日(金)をもって当該業務への他自治体職員の派遣による応援を終了(再調査依頼に係る応援は同月24日(金)まで継続)し、翌11日(土)からは、証明書交付申請の受付時間について、それまで20時まで延長していた対応を通常どおりの17時15分までとした。

なお、市役所1階に設置した申請受付の特設会場は、市災害対策本部が廃止された9月11日(火)をもって終了するとともに、天応及び安浦市民センターに限り継続していた土日祝日の申請受付も終了し、通常業務内での対応へと移行した。



他自治体から派遣された職員の応援により迅速な証明書発行が可能となった。

今回の豪雨災害に伴う罹災証明書等の発行総件数は、6,411件(罹災証明書4,550件、罹災証明届出書1,861件)で、被災家屋(建物等)の現地調査完了件数は、3,239件となっている(いずれも令和2年3月末日時点の数値)。

表 罹災証明書等の発行に当たった調査体制(再調査分を除く。)

期 間	業務内容	被害調査		申請書 受付・整理	情報入力	調査準備	証明書 作成・交付	計	
		被害調査	写真判定						
7/14(土)～ 7/16(月) 《開始当初》	班編成	7班	1班	1班	1班	1班	1班	9班	
	人員	呉市職員	19人	5人	5人	5人	5人	5人	29人
		応援職員	2人	—	—	—	—	—	2人
		計	21人	5人	5人	5人	5人	5人	31人
7/17(火)～ 7/20(金) 《体制強化》	班編成	11班	1班	1班	1班	1班	1班	16班	
	人員	呉市職員	16人	3人	5人	5人	10人	4人	43人
		応援職員	18人	—	—	—	—	—	18人
		計	34人	3人	5人	5人	10人	4人	61人
7/28(土)～ 8/1(水) 《最大編成時》	班編成	19班	1班	1班	1班	1班	1班	24班	
	人員	呉市職員	30人	3人	5人	5人	10人	4人	57人
		応援職員	26人	—	—	—	—	—	26人
		計	56人	3人	5人	5人	10人	4人	83人
8/11(土)～	班編成	3班	1班	1班	1班	1班	1班	8班	
	人員 呉市職員	9人	2人	2人	2人	2人	2人	19人	

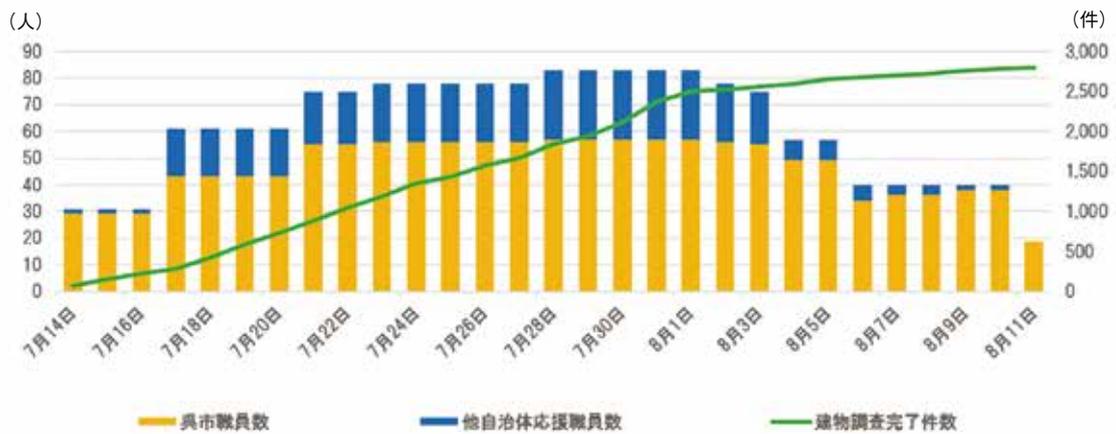


図 被害調査人員と現地調査完了件数の推移(再調査分を除く。)

(2) 被災した宅地崖の相談、現地調査

本市では、戦前の海軍工廠設置に伴う人口急増に対応するため、平坦地の周辺部が急速に宅地化されていった歴史があり、家屋等が斜面地に密集する特徴的な土地形態となっている。

今回の豪雨災害では、こうした斜面地、とりわけ宅地崖における土砂災害が相当数発生することが想定されたことから、都市部都市計画課では、発災直後から防災情報システム等で被災情報の収集を開始するとともに、現地調査や被災相談に係る組織体制づくりを進めた。

これにより、7月9日(月)から、被災した宅地崖の復旧方法等に関する電話・窓口相談を開始し、あわせて2～4班(1班2人体制)による現地調査を順次開始した。

酷暑の中での長時間の調査であったことや、道路等の被災に伴う通行規制、慢性的な交通渋滞等の影響もあり調査業務は難航したが、8月28日(火)までに231件の調査を完了している。

また、9月末には電話等の相談も収束しており、最終的な相談件数は96件であった。



職員による被災した宅地崖の調査(7/10撮影)

表 宅地崖調査体制

時期	調査体制
7/9(月)	2班(4人)
7/10(火)	3班(6人)
7/11(水)～	4班(8人)
7/14(土)～	2班(4人)
7/20(金)～	1班(2人)
8/28(火)	調査終了

表 宅地崖調査件数

地域別	調査件数	調査完了日
中央	46件	8/15(水)
吉浦	13件	8/8(水)
警固屋	17件	7/19(木)
阿賀	27件	8/8(水)
広	15件	7/20(金)
仁方	16件	7/20(金)
宮原	15件	7/11(水)
天応	13件	8/28(火)
昭和	23件	8/2(木)
郷原	3件	7/20(金)
川尻	19件	7/26(木)
音戸	12件	7/19(木)
安浦	12件	7/26(木)
計	231件	

(注)都市計画区域外は調査対象外

3 避難行動要支援者等への対応

(1) 避難行動要支援者，在宅被保護者等の状況把握

発災後の避難行動要支援者登録台帳に登録している高齢者，障害児・者の安否確認や被災状況の把握に当たっては，各民生委員に対し，電話による個別の依頼をするとともに，障害福祉サービス事業所等に対し利用者の安否や状況把握及びサービスの調整等を依頼した。

発災直後は，民生委員も被災していたため，短期間での確認が困難な状況もあったが，7月11日(水)からは，避難所へ避難していた障害者の実態調査を行い，すでに避難所の巡回相談を始めていた保健師への情報提供を行った。

その後も民生委員を通じて，困りごとなどのニーズ把握に努め，同月19日(木)から25日(水)にかけて，これらの聞き取り調査に基づく支援物資の配布を行ったが，調査時に困りごとを伺っても「大丈夫」と返答されるケースもあった。

こうした支援が必要な方に対し，あらかじめ必要な品目や数量を具体的に確認する方法を確立しておくことも，今後検討すべき課題の一つである。

表 要支援者(高齢者，障害児・者)に対する聞き取り調査に基づく支援物資の配布状況

配布期間	配布地区及び世帯数等			
	吉浦地区	天応地区	川尻地区	安浦地区
7/19(木)～25(水)	19世帯(34人)	9世帯(18人)	76世帯(99人)	4世帯(5人)

また，災害発生当時に病院や高齢者福祉施設等へ入院・入所している生活保護の被保護者を除いた在宅の被保護者は2,336世帯であり，市内各地区の担当ケースワーカーによる電話での安否確認及び住居の被害状況等について聞き取りを行うとともに，連絡が取れない被保護者に対しては，民生委員や緊急連絡先への連絡を行うなど，状況把握を行った。

また，避難所へ避難している被保護者については，担当ケースワーカーが訪問し，状況確認や生活再建の相談に対応したほか，適宜，必要な情報を保健師に提供し，定期的な訪問やケアを行った。なお，今回の災害で住居等が被災(土砂流入，床上・床下浸水等)した被保護世帯は，36世帯であった。

(2) 在宅高齢者等の状況把握

発災直後から，民生委員等を中心に要支援者の安否確認などが行われたが，今回の災害では，道路や公共交通機関の途絶のため，被災した自宅等で生活する高齢者等の健康状態や困りごとの把握が必要であった。

7月14日(土)に，一般社団法人日本介護支援専門員協会(以下「日本介護支援専門員協会」という。)及び一般社団法人広島県介護支援専門員協会(以下「県介護支援専門員協会」という。)の関係者による現地視察が行われ，本市に対して派遣支援の申し出があった。

これを受け，同月16日(月)に日本介護支援専門員協会に対して派遣を要請し，同月18日(水)には同協会のスタッフが本市に到着して被災現場の把握を行った。

翌19日(木)には，日本介護支援専門員協会のほか，高齢者支援に係る関係機関の職員が参集して，第1回目の「高齢者支援に関する調整会議^{*}」を開催し，情報の共有と介護支援専門員に求め



住宅地図を広げながら戸別訪問についてのミーティングを実施

る支援内容について協議し、被害が大きく健康状態の把握が行えていない地域から、年齢等を問わず一軒ずつ訪問してアセスメントを実施する「ローラー作戦」を展開することとした。

同日の午後からは、日本介護支援専門員協会による吉浦地区での訪問が始まり、翌20日(金)からは、県介護支援専門員協会による訪問、さらには広島大学のボランティア及び福祉保健部の職員も加わり、吉浦・阿賀・川尻・天応地区での全戸訪問が展開された。

こうした全戸訪問は、交通渋滞や連日の猛暑の中で多くの困難を伴ったが、在宅避難者の健康状態やニーズの把握を行い、必要な医療・介護サービスや生活支援について、適宜、保健師や各地域の包括支援センターへの連絡が行われ、実際に要支援認定の申請へとつないだケースもあった。

なお、全戸訪問による訪問件数は2,053件で、このうち面会支援件数は1,006件であった。



被害の大きい地区での全戸訪問

表 介護支援専門員等による在宅高齢者等の全戸訪問

7/14(土)	日本介護支援専門員協会関係者(3人)による被災地視察 県介護支援専門員協会関係者(2人)による被災地視察 視察後、福祉保健部へ来所され派遣支援の申し出を受ける。
7/16(月)	本市から日本介護支援専門員協会に対して派遣要請
7/18(水)	日本介護支援専門員協会の専門員が本市へ到着(現場把握)
7/19(木)	第1回高齢者支援に関する調整会議 日本介護支援専門員協会による訪問開始(吉浦地区)
7/20(金)	県介護支援専門員協会による訪問開始 広島大学ボランティア、福祉保健部職員が支援に合流
8/1(水)	第2回高齢者支援に関する調整会議
8/16(木)~25(土)	天応地区の要支援者について再訪問
8/26(日)~28(火)	安浦地区の要支援者を訪問し利用者基本情報を作成
8/29(水)~31(金)	川尻地区の要支援者を訪問し利用者基本情報を作成

表 介護支援専門員等による全戸訪問の実施状況

支援機関名称	訪問実施支援者数	訪問地区及び実績	
日本介護支援専門員協会	29人(延べ 94人)	吉浦地区、阿賀地区、 川尻地区、天応地区	全戸訪問件数 2,053件 面会支援件数 1,006件 うちフォロー件数 149件
県介護支援専門員協会	40人(延べ104人)		
広島大学ボランティア	7人(延べ 7人)		
福祉保健部職員	4人(延べ 12人)		

*高齢者支援に関する調整会議

第1回目の会議は、7月19日(木)9時から呉市社会福祉協議会会議室において開催

日本介護支援専門員協会、呉市介護支援専門員連絡協議会、呉市社会福祉協議会、天応・吉浦地域包括支援センター、川尻・安浦地域包括支援センター、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)及び市関係課(福祉保健部福祉保健課・障害福祉課・介護保険課・西保健センター・東保健センター)の職員が参加した。

第2回目の会議は8月1日(水)に行われ、上記参加者に呉市民生委員児童委員協議会会長が加わり、現状報告と今後の支援について協議した。

4 一時的な住まいの確保

(1) 避難所からの円滑な移行

今回の豪雨災害では、7月9日(月)の時点で開設避難所が134か所、避難者数が1,418人と最大を記録したが、1か月後の8月9日(木)には開設避難所が8か所、避難者数も130人まで減少した(P88・図「開設避難所数と避難者数の推移」参照)。

このように、時間の経過とともに避難者が減少していく中、市災害対策本部事務局内に設置した避難所長期対策班では、未だ帰宅することができない避難者に寄り添った取組を行った。

具体的には、避難者が現在の避難生活で感じる不安や問題、今後の生活について、市職員が避難者一人ひとりから直接、聞き取りを行うことで、市営住宅等の公営住宅や応急仮設住宅(借上型・建設型)をはじめ、個々の避難者の意向に応じた新たな生活の場へ円滑に移行できるよう対応した。

こうした取組により、避難所への避難者数も次第に減少していき、10月2日(火)に安浦まちづくりセンターへの避難者が全て退所し、避難所を閉所したことで、今回の豪雨災害による避難所の運営事務は完了した。

表 開設した避難所数と避難者数等の推移

日付	避難所数	避難者数	備考
7/9(月)	134か所	1,418人	最大時
8/9(木)	8か所	130人	避難者への聞き取り調査実施
8/31(金)	3か所	71人	8/30(木) 吉浦まちづくりセンター閉所
9/3(月)	2か所	41人	9/2(日) 天応小学校閉所
9/15(土)	1か所	10人	9/14(金) 天応まちづくりセンター閉所
10/2(火)	※全避難所閉所		10/2(火) 安浦まちづくりセンター閉所

平成30年7月豪雨災害 生活再建に関する調査
 呉市災害対策本部応急対策班(避難所対応)

調査日:平成30年8月 日

避難所 安浦まちづくりセンター

ふりがな氏名 _____ 住所 _____ 連絡先 ☎ _____

年齢 _____ 歳(昭和 年 月 日生)

世帯構成員	ふりがな氏名	続柄	年齢	避難所		【特記事項】
				在・不在	在・不在	
			歳	在・不在		
			歳	在・不在		
			歳	在・不在		
			歳	在・不在		

り災証明書発行申請 ①不要 ②未 ③済(未発行) ④済(発行済) ⑤不明

被害の程度(③の場合) _____

聞き取り内容

1. 現在の避難生活で感じる不安や問題

2. 今後の生活について

①継続して避難所生活を希望
 ②公営住宅への入居を希望
 ③民間賃貸住宅への入居を希望
 ④応急仮設住宅への入居を希望
 ⑤その他

3. 市に対する要望等について

生活再建に関する調査表



中国新聞(平成30年10月3日(水)朝刊)

(2) 住宅の応急修理

今回の豪雨災害では、本市が災害救助法の適用を受けたことにより、大規模半壊または半壊の被害を受けた住宅で応急修理をすれば居住可能となり、かつ、資力等の要件(自らの資力で応急修理が困難)を満たす場合、必要最小限度の部分を補修するための費用として、1世帯当たり上限58万4千円の支援を受けることができるようになった。

このため、都市部建築指導課では、7月13日(金)に「平成30年7月豪雨災害における住宅応急修理実施要領」を策定し、制度の仕組みや手続きの流れ、応急修理に係る工事例等を取りまとめた案内用チラシを作成して市ホームページ等で公表することで市民への周知を図った。

そして、同月17日(火)から申請受付を開始し、専用ダイヤルの設置による市民からの問合せ対応を行うとともに、同月23日(月)からは天応・安浦市民センターへ職員を派遣し、相談窓口を設置した。

なお、令和2年3月末時点で、本制度に対する問合せは596件あり、そのうち、申請書の受付件数は289件で、修理の完了件数は289件であった。

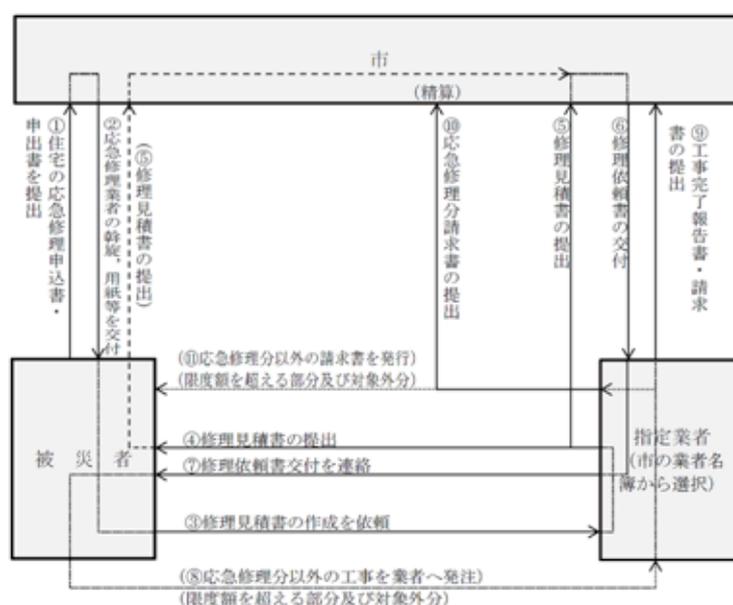


図 住宅の応急修理事務手続きフロー

表 住宅の応急修理の対応経緯

日付	主な内容	
7/13(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○「平成30年7月豪雨災害における住宅応急修理実施要領」の策定 ○住宅の応急修理制度の市ホームページ等による公表、案内用チラシ作成 	
7/17(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○申請受付の開始、専用ダイヤルの設置(専属職員:3人) [電話対応職員(専属)] 7/23(月)~:2人, 8/13(月)~:1人, 8/20(月)~R2年3月末:兼務により対応 	
7/19(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○実施要領の改訂(修理業者の追加に関する事項を追加) 	
7/23(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○天応・安浦市民センターへの相談窓口の設置(毎日開設) 	
	天応	安浦
	<ul style="list-style-type: none"> 8/14(火)~:隔日開設 9/19(水)~:週3日開設 10/29(月)~12/27(木):週2日開設 	<ul style="list-style-type: none"> 9/3(月)~:週4日開設 9/30(日)~:週3日開設 10/30(火)~:週2日開設 12/11(火)~25(火):週1日開設

(3) 公営住宅等の提供

今回の豪雨により発生した土砂崩れや土石流、河川氾濫に伴う浸水などにより、多くの市民が住居を失い、また、家屋が半壊若しくは一部損壊し、継続して居住することが困難となった。

このため、都市部住宅政策課では、発災直後の7月8日(日)、市営住宅の指定管理者に対し、被災した市民に提供可能な市営住宅の空室を確認するよう指示した。

そして同日、市営住宅への被災者の一時入居(目的外使用)を決め、同月10日(火)から70戸分の入居申込の受付を開始し、当初、同月17日(火)までとしていた申込期限を20日(金)まで延長して募集を行った。

こうした中、国や広島県からの国家公務員宿舎や県営住宅等の被災者への提供に関する申し出に加え、中国電力株式会社からも社宅の提供に関する申し出があったことで、最終的な提供可能戸数は125戸に上った。

これらの公営住宅等の入居募集の結果、204件の応募があり、入居者の選定に当たっては、住宅被害の程度や世帯状況などを考慮して決定した優先順位をもとに、同月27日(金)から応募者への意向確認等の聞き取りを開始し、入居先となる公営住宅等を決定した。

なお、応募者への聞き取りを始めた1週間後の8月3日(金)には建設型応急仮設住宅の入居者募集を公表し、翌4日(土)から入居申込の受付を開始するなど、新たな入居先の選択肢が広がったことで、公営住宅等の提供可能戸数125戸に対して入居世帯は45世帯であった。

このうち、市営住宅への一時入居者に対しては、不安なく生活を始めることができるよう、被服や寝具等の生活必需品のうち、災害救助法が適用されない生活用品や電化製品等について、民間企業から支援を受けて提供した。

7月5日以降の豪雨により被災された皆様へ
呉市住宅政策課

今回の豪雨により被災された皆様におかれては、大変ご不便な生活をいられており、謹んでお見舞い申し上げます。

呉市では、災害により居住する住宅を失った方、家屋が半壊若しくは一部損壊し、継続して居住することが困難となった方を対象に市営住宅を一定期間お貸しする制度があります。

(市営住宅目的外使用：原則、使用許可は6か月以内、収入・世帯状況等の審査により支障が無ければ最長1年を限度)

つきましては、**第一次募集を行いますので、上記に該当し市営住宅への入居を希望される方は、7月17日(火)午後5時までに住宅政策課又は災害対策本部へご連絡ください。**

被災した市民への市営住宅入居案内

表 公営住宅等の提供可能戸数と入居世帯数

提供区分	国官舎	県公舎	県営住宅	市営住宅	社宅	計
提供可能戸数	4戸	3戸	65戸	45戸	8戸	125戸
入居世帯数	-	2世帯	8世帯	34世帯	1世帯	45世帯

※社宅は中国電力株式会社所有の社宅

呉の仮住居申し込み殺到
西日本豪雨 26戸に応募150件

西日本豪雨で被災した市民向けに呉市が始め公営住宅の入居募集に申し込み殺到している。田舎を離れ呉市に避難した市民は、被災した住宅を失ったため、呉市に申し込み殺到している。田舎を離れ呉市に避難した市民は、被災した住宅を失ったため、呉市に申し込み殺到している。

市、空き室の確保急ぐ
市が確保した臨時入居可能な戸数は、市住宅政策課によると、市営住宅10戸、県営住宅3戸、国官舎4戸、計17戸。また、中国電力株式会社の社宅も提供可能と見られる。市は、被災した市民の生活の安定を図るため、空き室の確保を急いでいる。

基調堅強 他市町は充足
呉市以外の基調堅強。市住宅をいれれば、呉市の3市は、不足はないと見られる。呉市は、被災した市民の生活の安定を図るため、空き室の確保を急いでいる。

中国新聞(平成30年7月16日(月)朝刊)

(4) 応急仮設住宅の提供

本市は、今回の豪雨により被災し、避難所等での生活を余儀なくされている市民に早急に入居できる住居を確保するため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供を広島県に要請した。

この応急仮設住宅には、公共用地等に応急的な住宅を建設して提供する「建設型」と、民間賃貸住宅を借り上げて提供する「借上型」があり、公営住宅等の提供とあわせて、被災した市民の新たな住居を確保することとした。

なお、この応急仮設住宅は、被災時に本市の区域内に居住していた方で、かつ、市内に存する住居が全壊や半壊、一部損壊などにより、居住する住居がない方が入居対象となった。

① 建設型応急仮設住宅

発災後の7月16日(月)、広島県は今回の豪雨で全壊や半壊等の被害が出た市町のうち、特に大きな被害を受けた本市と三原市へ応急仮設住宅を建設する可能性があることを表明し、検討が進められた結果、同月23日(月)に天応・安浦地区へそれぞれ約40戸整備することを公表した。

また、建設場所については、公共用地の中で住宅の整備が可能な場所として、天応地区は天応浄化センター敷地内に、安浦地区は安登公園グラウンドに整備することが決定された。

この建設型応急仮設住宅は鉄骨プレハブ造で、浴室やトイレ、台所などを備えた、単身又は2人用の1DK(約20平方メートル)、3人用の2DK(約30平方メートル)、そして4人用の3K(約40平方メートル)の3タイプが整備された。

入居者の募集に当たっては、8月4日(土)から13日(月)までを受付期間とし、同月16日(木)に天応地区40世帯、安浦地区17世帯の入居を決定した。そして、9月2日(日)の入居者説明会后、各世帯は順次入居し、建設型応急仮設住宅での生活を開始した。

なお、入居期間は6か月で、災害救助の事情に応じ、最長2年間延長できることとされていたが、さらに1年間の延長が可能となった。

表 建設型応急仮設住宅の対応経緯

日付	主な内容
7/16(月)	広島県が本市と三原市へ応急仮設住宅を建設する可能性があることを表明
7/23(月)	広島県が応急仮設住宅の建設場所(天応・安浦)及び戸数(各約40戸)を公表
7/30(月)	安浦地区応急仮設住宅着工 (安登西6丁目3番地(安登公園グラウンド))
7/31(火)	天応地区応急仮設住宅着工 (天応大浜3丁目地内(天応浄化センター敷地内))
8/4(土)	建設型応急仮設住宅の入居者募集(~8/13(月))
8/16(木)	建設型応急仮設住宅への入居者決定(天応40世帯、安浦17世帯)
8/29(水)	天応地区応急仮設住宅完成(40戸)
8/30(木)	安浦地区応急仮設住宅完成(40戸)
9/2(日)	建設型応急仮設住宅への入居者説明会及び鍵渡し・入居開始

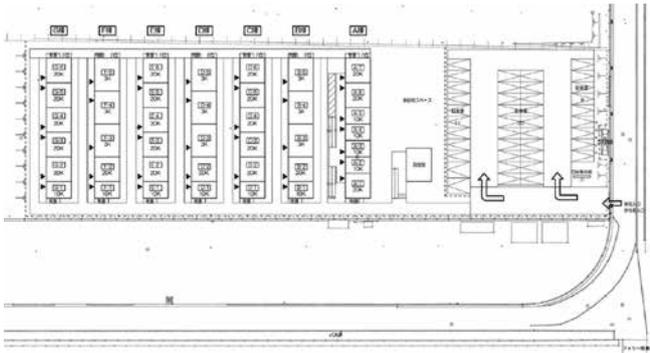


図 建設型応急仮設住宅配置図(天応地区)

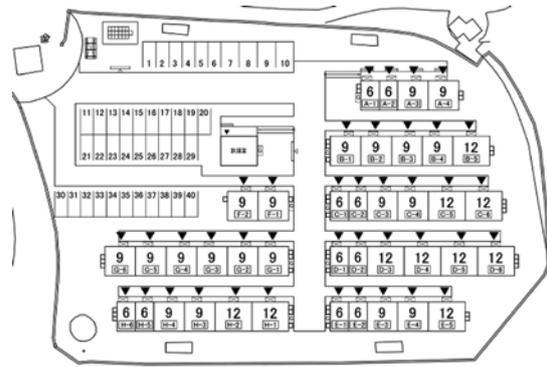


図 建設型応急仮設住宅配置図(安浦地区)



建設型応急仮設住宅(天応地区)



建設型応急仮設住宅(安浦地区)

② 借上型応急仮設住宅

自治体が借り上げた民間賃貸住宅を提供する借上型応急仮設住宅の申込受付が7月20日(金)から広島県内で始まり、今回の豪雨災害で災害救助法の適用を受けた9市4町のうち、竹原市と府中市を除く7市4町では窓口を開設し受付を開始した。

本市においても、同日から22日(日)までの3日間、市役所に開設した受付窓口に加え、市民センター5か所(天応、吉浦、広、昭和、安浦)へ窓口を開設するとともに、宅地建物取引業協会呉支部の協力により主要な窓口へ不動産業者を配置し、借上型応急仮設住宅の斡旋を行った。

入居に係る費用負担のうち、家賃や礼金、仲介手数料等については広島県が負担し、光熱水費その他専用設備に係る使用料や共益費・管理費等については入居者が負担することとなった。

なお、申込受付は11月30日(金)まで行われ、本市の被災者には173戸が提供された(入居期間については、建設型応急仮設住宅と同様)。

表 借上型応急仮設住宅の地区別提供戸数

地区名	天応	安浦	阿賀 広 仁方	中央	吉浦	宮原 警固屋	昭和	音戸 倉橋	川尻	市外	計
提供戸数	22戸	33戸	35戸	32戸	6戸	3戸	9戸	4戸	2戸	27戸	173戸

表 借上型応急仮設住宅の対応経緯

日付	主な内容
7/18(水)	借上型応急仮設住宅の受付窓口を7/20(金)から開設する旨を公表
7/20(金)	借上型応急仮設住宅への入居受付を開始 本市では7/20(金)～22(日)の3日間、市役所と市民センター5か所に窓口を設置 (県内で7市4町が27か所の窓口で一斉に入居申込みの受付開始)
10/24(水)	借上型応急仮設住宅の受付を11/30(金)で終了する旨を公表
11/30(金)	借上型応急仮設住宅への入居受付を終了

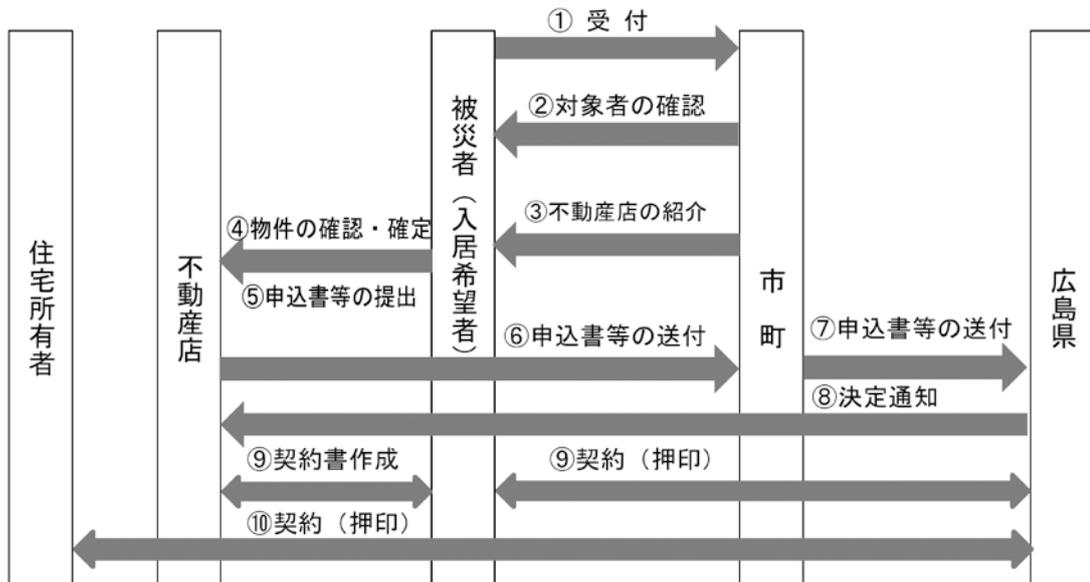


図 借上型応急仮設住宅への入居手続きの流れ

コラム
～豪雨災害を通して～

私の部屋が憩いの場に

天応応急仮設団地 奈良井 米子



今回の豪雨災害で天応宮町の自宅と築100年以上の私の実家が浸水被害を受けました。はじめは、住み慣れた自宅を再建しようと娘たちと力を合わせて片づけを行いました。あまりに被害が大きく、諦めざるを得ませんでした。

そうしたとき、天応に仮設住宅が建てられると聞き、同じ避難所に避難していた同級生や幼なじみと一緒に入居を申し込みました。

仮設住宅での生活は特に不自由することもなく、快適に過ごすことができました。また、周りの皆さんは私と同じような境遇を乗り越えてきた人たちです。共感する部分が多く、すぐに打ち解け、親しくなりました。そうしていくうちに、私の部屋に人が集まり、一緒に話し込んだり、食事をしたり。いつの間にか私の部屋が皆さんの憩いの場になっていました。

天応で生まれ、天応で育ち、ここから離れたくないという思いで始めた仮設住宅での生活。人のつながりの大切さや人の温かさを改めて感じることができ、いい思い出もできました。

ここでの生活を選んで本当に良かった。

5 本市への支援物資

(1) 支援物資の受入・配送

今回の豪雨災害では、主要な道路やJR呉線が被災し、陸路による交通が遮断されたことで市内外からの物流に支障が生じ、さらに、広域的な断水も重なったことで、発災当初、飲料水や食料、生活必需品等が不足する状況となった。

こうした中、国(経済産業省ほか)によるプッシュ型支援により、本市へも様々な物資が供給されるとともに、本市の被害状況等が新聞やテレビなどのメディアで大きく報道されたことで、飲料水をはじめ、歯ブラシやおむつ等の衛生品、食料品、土のう袋やブルーシート等の防災用品などの支援物資が全国各地の多くの団体や個人等から届けられた。

さらに、前述のとおり、発災当初、本市への支援物資等の陸上輸送が困難であったため、自衛隊のヘリコプターや艦船による物資輸送も行われた。

なお、提供を受けた支援物資については、市役所1階の「くれ絆ホール」及び「阿賀マリノ上屋(以下「マリノ上屋」という。)」を受入拠点とし、自衛隊やTEC-FORCE(港湾関係)、海上保安庁、民間配送事業者の協力により、市内の各市民センター等へ配送した。



災害時の防災拠点利用も想定して導入した客席の可動システムにより平土間化し、備蓄倉庫として利用したくれ絆ホール

表 支援を受けた団体等と主な支援物資

区分	支援団体等	主な支援物資
国	経済産業省、国土交通省、防衛省 ほか	水 (約 190,000本)
県	広島県 ほか	お茶 (約 19,000本)
市町村	34市町 (横須賀市、佐世保市、下関市 ほか)	マスク (約 210,000枚)
民間企業	226団体等	土のう袋 (約 555,000枚)
		ブルーシート(約 3,000枚)
		Tシャツ (約 2,300枚)

表 支援物資の受入・配送の経緯

日付	主な内容
7/9(月)	くれ絆ホールを仮の備蓄倉庫として、職員による物資の配送を開始
7/11(水)	マリノ上屋を備蓄倉庫として追加し、マリノ上屋の物資は日本通運(株)の協力を得て、くれ絆ホールの物資は自衛隊の協力を得てそれぞれ配送
7/23(月)	自衛隊による物資配送が終了し、常時、必要な物資はくれ絆ホールへ集約、それ以外は旧五番町小学校校舎へ保管
8/2(木)	全地区で通水したことで川尻地区への水の配送を終了し、天応・安浦地区への定期的な物資の配送を継続
8/24(金)	くれ絆ホールの利用を終了し、必要に応じて市役所1階の多目的室、旧五番町小学校校舎及びマリノ上屋から随時、物資を配送



自衛隊ヘリコプターによる輸送支援
(写真提供:海上自衛隊)



広島市から本市へ空輸される24,000食のパン
(写真提供:海上自衛隊)

(2) 給油支援

陸路による交通が遮断された本市では、発災直後の7月9日(月)頃からガソリンや軽油が不足し始め、市内のガソリンスタンドでは、在庫不足により閉店を余儀なくされたり、販売量を制限したりして営業を続けていた。

こうした中、国(経済産業省)においては、プッシュ型支援の一環として、翌10日(火)、海上自衛隊の輸送艦「しもきた」にタンクローリー車計7台を搭載し、広島港から海上自衛隊呉基地の栈橋まで運搬するとともに、陸路により計9台のタンクローリーを本市へ派遣した。

この取組は、資源エネルギー庁が幹線道路の寸断によりガソリンなどを輸送できない本市の状況を考慮し、防衛省に協力を依頼して実現したもので、海上自衛隊の輸送艦による民間タンクローリーの輸送は今回が初めてであった。

なお、この給油支援は同月12日(木)まで実施され、これ以降は道路環境が改善されたことで、ほぼ平常どおりの配送が可能となり、ガソリンスタンドの在庫不足は解消された。



呉基地に入港する輸送艦「しもきた」
(写真提供:海上自衛隊)



輸送艦「しもきた」から出発するタンクローリー
(写真提供:海上自衛隊)

6 その他の被災者支援

(1) 被災者支援窓口の設置

豪雨災害により生活環境が一変した被災者にとって、新たな生活の基盤となる住まいや日常生活用品の提供のほか、生活資金などをはじめとした経済的な支援が不可欠であった。

このため、7月14日(土)から市役所1階に「被災者支援窓口」を設置するとともに、被災者からの相談専用電話を設置し、被災者支援に関するワンストップの相談窓口として、各種支援制度に関する情報の提供や相談対応を行った。

また、天応・安浦市民センターに相談窓口を開設したほか、関係機関における取組として、金融庁及び中国財務局による金融取引に関する相談専用ダイヤルの設置や、広島弁護士会呉地区会や広島司法書士会呉支部等による無料相談会なども開催された。

表 被災者支援窓口の業務内容

<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での被災者の生活上の相談受付(生活再建, 住まい, ごみ, 給水, 道路, 交通等) ・被災者支援に関する情報提供 ・土のう袋, ブルーシートの配布 ほか
--

表 被災者支援窓口の開設時間の変遷

日付	開設時間
7/14(土)～8/31(金)	(平日) 8:30～20:00 (休日) 8:30～17:00
9/1(土)～9/30(日)	(平日) 8:30～19:00 (休日) 8:30～17:00
10/1(月)～10/26(金)	(平日) 8:30～19:00 ※相談件数減少による休日の閉所
10/29(月)～	(平日) 8:30～17:15

※天応・安浦市民センターの相談窓口は7/23(月)から開設し、天応は9/2(日)まで、安浦は9/16(日)まで開設

表 被災者支援窓口における相談件数(令和2年3月末時点)

(単位:件)

区分	相談内容									合計	
	生活再建	住まい	ごみ	給水	道路	交通	土砂	断水	その他		
平成30年度	7月	143	60	20	10	12	17	127	13	446	848
	8月	107	36	12		10	4	98		280	547
	9月	48	19	4		5	5	48		125	254
	10月	52	20	1		4		36		98	211
	11月	20	17					19		40	96
	12月	10	7	2		1		7		26	53
	1月	11	4	1				12		27	55
	2月	3	1					2		19	25
令和元平成31年度	3月	7	1					7		6	21
	4月	7	7			1		2		5	22
	5月	5	3				1	4		5	18
	6月	4	4			1		4		12	25
	7月	3	3	1				3		7	17
	8月	3						5		2	10
	9月	2						2		2	6
10月～3月	4	5					1		9	19	
合計	429	187	41	10	34	27	377	13	1,109	2,227	

※市役所1階に設置した「被災者支援窓口」における相談件数

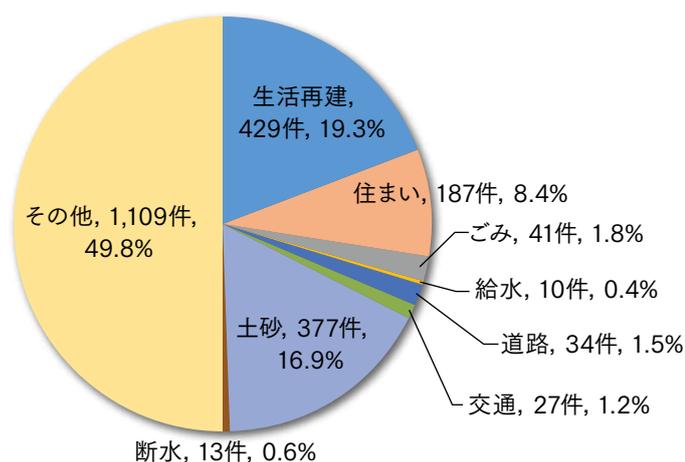


図 被災者支援窓口における相談内容
(7月14日(土)～令和2年3月31日(火)までの累計)

表 被災者支援窓口における土のう袋等配布状況

配布月	受付件数	土のう袋	ブルーシート
7月計	449件	42,356枚	91枚
8月計	148件	13,087枚	56枚
9月計	52件	3,505枚	24枚
10月計	41件	3,325枚	9枚
合計	690件	62,273枚	180枚

※10/30(火)終了

中国財務局ホームページ

平成30年7月豪雨災害関連の相談ダイヤルの設置について

最終更新日：2018年11月13日
平成30年7月25日
中国財務局

平成30年7月豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

金融庁と中国財務局では、平成30年7月豪雨発生に際し、被災者の皆様からの金融機関の窓口のお問合せや、金融機関とのお取引に関するご相談を受け付けるダイヤルを設置しておりますのでお知らせします。

中国財務局

「平成30年7月豪雨災害相談ダイヤル」

「平成30年7月豪雨災害相談ダイヤル」では、この夏の平成30年7月豪雨災害に関連した預金・保険・貸付など金融取引のご相談をお受けしています。

金融機関とのお取引に関してご心配なことがある場合には、お気軽にご相談ください。

電話 0120-99-0028 (通話料金はかかりません。)

【平日9時00分から12時00分・13時00分から17時00分(土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日までを除く)】

表 関係機関による無料相談会開催状況

区分	開催日等
広島弁護士会呉地区会による無料法律相談	7/11(水)～12/27(木)の平日 13:00～15:00
広島司法書士会呉支部による無料法律相談	7/18(水)～12/27(木)の平日 10:00～12:00
広島県行政書士会呉市支部による出張相談	8/21(火)～31(金)の全日 10:00～16:00
総務省中四国管区行政評価局行政相談課による特別相談	8/27(月)・9/25(火) 安浦まちづくりセンター 9/11(火) 音戸市民センター

(2) 生活再建支援

① 災害に関する各種給付等

ア 災害義援金

7月12日(木)から日本赤十字社広島県支部により豪雨災害義援金^{*1}の受付が開始され、本市においても福祉保健部福祉保健課を中心に受付の準備を進め、翌13日(金)から市内19か所(市役所1階ロビー、各市民センター17か所、大和ミュージアム)に義援金の募金箱を設置するとともに、義援金受入用口座(ゆうちょ銀行及び広島銀行)を開設し、市ホームページへの掲載などによる広報を実施した。

多くの方々からの善意として預った義援金は、日本赤十字社を通じて広島県に送金され、県内市町へ配分された後、被災者へ届けられる仕組みとなっており、本市に寄せられた義援金は、定期的に日本赤十字社広島県支部へ送金している。

被災者への義援金については、広島県の配分委員会で決定された各市町への配分額をもとに、市の配分委員会^{*2}での決定を経て配分されることとなる。

本市では、8月17日(金)から義援金の申請受付(既に受付を開始していた災害見舞金等の申請者は申請不要)を開始した。

なお、これまで4次にわたって被災者へ配分され、その配分総額は、18億4,075万円で、対象件数は、1,822件となっている。(令和2年3月末現在)



市役所1階に設置された義援金の募金箱

^{*1}平成30年7月広島県豪雨災害義援金

募集主体:日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、NHK広島放送局、NHK厚生文化事業団、広島県
受付期間は、これまで二度の延長がなされ令和2年6月30日(火)までとなっている。

^{*2}平成30年7月呉市豪雨災害義援金配分委員会(平成30年8月10日設置要綱制定)

表 災害義援金の配分額(1次から4次配分まで)

(単位:円)

区分		1次配分	2次配分	3次配分	4次配分	計
人的被害	亡くなられた方	50,000	1,750,000	500,000	200,000	2,500,000
	重傷者	50,000	850,000	250,000	100,000	1,250,000
住居被害	住居全壊	50,000	1,750,000	500,000	200,000	2,500,000
	住居半壊	50,000	850,000	250,000	100,000	1,250,000
	一部損壊	50,000	310,000	100,000	40,000	500,000
市配分委員会開催日		(H30)8/15	(H30)10/16	(H31)2/22	(R元)6/25~28	

(注)人的被害と住居被害の両方を受けた場合には、それぞれ配分する。

一部損壊には、床上浸水を含む。

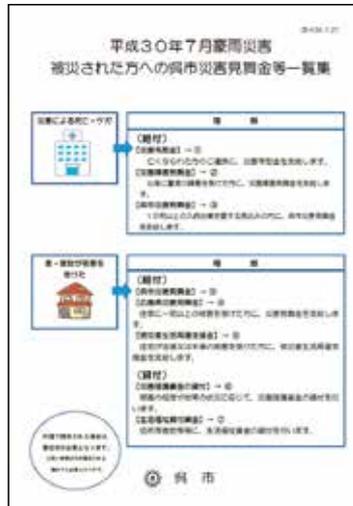
第4回の市配分委員会は、会議によらず書面審議により決定

イ 災害見舞金等の支給

発災以降、被災者の生活再建に向けた支援として、市災害見舞金の支給を担当する福祉保健部福祉保健課で申請受付等の準備を行っていたが、罹災証明書等の発行手続が進む中、被災者生活再建支援法の適用や災害弔慰金等の支給についての通知等があり、こうした各種支援制度の被災

者への周知，申請受付の実施方法などを整理する必要があった。

特に，被災者が行う申請手続に係る負担感を軽減するためには，円滑かつ正確に受付を行う必要があり，各種支援制度の概要や必要な手続等を記載した「市民向けリーフレット」を作成するとともに，呉市社会福祉協議会や呉市赤十字奉仕団が支給する見舞金制度における申請手続の効率化のため，個人情報提供同意を兼ねる申請書様式に変更するなどの工夫を行った。



代償で請求される場合は，委任状が必要となります。
 ※同一世帯の方が請求される場合でも必要となります。

呉市災害見舞金等の必要書類一覧表

見舞金等	詳細区分	災害証明書	被災証明書	減災証明書	戸籍簿	住民票(世帯主)	居住履歴(世帯主)	前住履歴(世帯主)	通帳の写し	契約書の写し	本人確認	世帯主(世帯主)の印鑑	その他
① 災害弔慰金	① 災害弔慰金												・「死亡診断書(複製書)」(写し可)
	② 災害障害見舞金												・「診断書(呉市指定の様式)」
③ 呉市災害見舞金	③ 呉市災害見舞金												・「診断書(呉市指定の様式)」 ・「診断書(複製書)」(写し可)
	④ 広島県災害見舞金												
	⑤ 被災者生活再建支援金												
	⑥ 被災者生活再建支援金												
	⑦ 被災者生活再建支援金												

※1 「市・県政関係団体職員選挙権者(市町・特別区)」は，てくられた方又は選挙権を失った方が世帯の世帯主として電着されている場合に必要
 ※2 「災害見舞金等」，「被災者生活再建支援金」の欄に「世帯主」の印鑑を捺印する必要がある(29-3103)にて記載してください。

◁△市民向けリーフレットの一部(H30.7.27改訂版より抜粋)

こうした災害見舞金等の申請については，7月23日(月)から市役所1階ロビーに申請受付用の特設窓口を設けるとともに，被災者支援窓口，福祉保健部福祉保健課及び市内全ての市民センターで一斉に受付を開始した。また，罹災証明書等の発行状況から多くの受付件数が見込まれた地区の市民センターには，申請受付や確認業務を迅速に行うため，次のとおり応援職員を一定期間派遣して対応した。

- 吉浦市民センター 7月23日(月)，7月24日(火)
- 天応市民センター 7月23日(月)～9月2日(日)
- 安浦市民センター 7月23日(月)～9月16日(日)

なお，これら災害見舞金等については，被災者台帳を活用し，支援対象者(未申請者)の把握を行い，未申請者への申請勧奨を実施している。

表 災害見舞金等の概要及び実績

制度の名称	制度の概要	実績(R2年3月末)
災害弔慰金	災害により死亡された方の遺族に支給 生計維持者の死亡:500万円，その他の者の死亡:250万円	支給件数(直接死)23件 支給件数(関連死)4件
災害障害見舞金	災害により心身に重度の障害を受けた方に支給(労災保険の障害等級1級相当の障害) 生計維持者の障害:250万円，その他の者の障害:125万円	支給実績なし
呉市災害見舞金	住家に被害を受けた世帯，1か月以上の入院治療を要する重症を負った方に支給 全壊・流失:1世帯につき6万円 半壊:1世帯につき4万円 床上浸水:1世帯につき2万円 重傷者:3万円	支給件数 全壊:154件，半壊:739件 床上浸水:458件，重傷者:7件
広島県災害見舞金	住家に被害を受けた世帯に支給 全壊:1世帯につき30万円，半壊:1世帯につき10万円	受付件数 901件 (見舞金は広島県から直接支給)
災害見舞金(社会福祉協議会)	災害により死亡された方の遺族，住家に被害を受けた世帯に支給 死亡:1万円，全壊・流失:1世帯につき1万円 半壊:1世帯につき5千円	-
被災者生活再建支援金	災害により住家が全壊，大規模半壊又は半壊解体となった世帯等に対し，住家の被害程度に応じて支援する基礎支援金と，住家の再建方法に応じて支援する加算支援金を支給(支給額は基礎支援金と加算支援金の合計額) 基礎支援金:最高100万円(単身世帯75万円) 加算支援金:最高200万円(単身世帯150万円)	受付件数 353件 (支援金は公益財団法人道都府県センターから直接支給)

なお、平成30年11月には、財務部市民税課、福祉保健部保険年金課・介護保険課による未申請者への申請勧奨を共同で実施するとともに、市政だよりや市ホームページ等で周知を図った。

表 市税・保険料等の減免の状況

減免制度の区分	減免制度の概要	実績(R2年3月末)
固定資産税・都市計画税の減免	土地・家屋・償却資産について、災害により減少した価値の程度により、10分の4から10分の10までの割合で減額又は免除	受付件数 1,856件 承認件数 1,353件
市民税の減免	居住に係る住宅又は家財の損害の程度により、前年の合計所得金額に応じて、8分の1から10分の10までの割合で減額又は免除	受付件数 1,639件 承認件数 1,074件
国民健康保険料の減免	災害により住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合又は主たる事業の用に供する資産に受けた損害額(保険金等により補填された額を除く。所得による制限あり。)が資産の20%以上の場合、災害が発生した日から1年以内に到来する納期に係る保険料を12.5～100%の割合で減免	受付件数 531件 承認件数 474件
後期高齢者医療保険料の減免	住家の全半壊、床上浸水の被害を受けた場合、災害が発生した月から1年間の保険料全額を月割で減免	受付件数 695件 承認件数 640件
介護保険料の減免	災害により住家の全壊(全額)、半壊・床上浸水(半額)、生計維持者の死亡、傷病、収入の減少など一定の要件に該当する場合、申告により災害が発生した日から1年以内の納期に係る保険料を減免	受付件数 1,637件 承認件数 1,136件
国民年金保険料の免除	被害が著しいことにより保険料納付が困難な場合、保険料を免除(所有財産のおおむね2分の1以上の損害)	受付件数 18件 承認件数 12件
介護サービス利用料の免除・総合事業サービス(指定事業所提供分)利用料の免除	〈H30年12月利用分まで〉 住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する方は、介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで、利用者負担額(食費、居住費、日常生活費用等を除く。)の支払を免除 〈H31年1月～R元年6月利用分まで〉 市が発行する一部負担金免除証明書を介護サービス事業所等に提示した方のみ対象	受付件数 241件 承認件数 227件
障害福祉サービス等利用者負担額の免除	災害により自宅建物が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた場合、罹災証明の提出により、障害福祉サービス等の利用者負担額を平成30年7月から1年間免除	受付件数 18件 承認件数 18件
国民健康保険の一部負担金(窓口負担)の免除	〈H30年12月診療分まで〉 住家の全半壊、床上浸水等、一定の要件に該当する場合、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、診療等に係る一部負担金(窓口負担)の支払を猶予・免除	受付件数 11,122件 承認件数 11,121件
後期高齢者医療の一部負担金(窓口負担)の免除	〈H31年1月～R元年6月診療分まで〉 市などが発行する一部負担金免除証明書と保険証の両方を医療機関等に提示した方のみ対象	受付件数 505件 承認件数 503件
保育料の減免	保育所等入所児童の属する世帯が現に居住している住宅等が災害による被害を受けた場合、罹災証明書の提出により、保育料の全額又は一部を平成30年7月から1年間免除(全壊:全額、半壊:半額、一部損壊・床上浸水:25%減免)	承認件数 2,851件
放課後児童会分担金の減免	自宅建物が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被災された場合、罹災証明書の提出により、放課後児童会分担金を平成30年7月から1年間免除	承認件数 70件

イ その他の手数料・使用料等の減免

前述のような市税や保険料等の減免のほか、融資や住宅の入居手続に必要な住民票や所得証明書など、生活再建に向けて必要となる各種証明書の交付手数料や、災害により死亡された方の斎場使用料、断水等の影響を受けた世帯への上下水道料金等について減免措置を講じた。

表 手数料・使用料の減免の状況

減免制度の区分		減免制度の概要	実績(R2年3月末)
手 数 料	税務関係証明手数料の免除	被災に係る融資、公営住宅入居手続など、被災や復旧に関する手続に必要な税務関係証明書(納税証明書、所得証明書等)の交付手数料を免除	免除件数 512件
	住民票等交付手数料の免除	被災に係る融資、公営住宅入居手続など、被災や復旧に関する手続に必要な証明書(住民票、印鑑登録証明書等)の交付手数料を免除	免除件数 6,426件
	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	被災された方が通知カード、マイナンバーカードを紛失、消失、又は著しく損傷した場合の再交付手数料を免除	免除件数 124件
	確認申請手数料等の免除	被災により滅失又は損壊した建築物等を復旧(建築、築造、大規模修繕等)する場合における建築確認等に係る手数料を免除	免除件数 23件
	消防関係手数料の免除	被災した危険物施設を復旧する場合の設置・変更許可申請等に係る手数料を免除	免除実績なし
使 用 料	有線テレビジョン放送施設使用料の減免	半壊又は床上浸水以上の被害を受けた加入者に対し、2か月分(平成30年7・8月分)の使用料を免除	免除件数 5件
	斎場使用料の免除	災害により死亡された方に対する斎場使用料を免除 ※呉市斎場・東部火葬場での実績(市外の死亡者含む。)を掲載	免除件数 37件
	上下水道料金等の減免	断水した世帯にかかる上下水道料金等の平成30年7月分の基本料金を免除 居住用の家屋が、全壊、半壊、一部損壊及び床上・床下浸水した場合に上下水道料金等を免除 ①被災された方の上下水道料金等(2か月分) ②転入居先の上下水道料金等(最長2年分)	免除世帯数 70,345世帯 ① 2,006件 ② 428件

③ 期限延長・要件の緩和

ア 市税の申告・納付等の期限延長

7月19日(木)に、国税庁から被災者に対する申告等の期限の延長についての告示があり、これを受け、本市でも翌20日(金)に告示(呉市告示第276号の2)を行い、国税に準じた市税の申告・納付等に関する期限の延長を行った。また、10月17日(水)に、国税庁の告示にあわせ、次表のとおり申告・納付等の期限を指定する告示を行った。

表 市税の申告・納付等の期限延長

税の種類	期別等	本来の納期限等	延長後の納期限等
平成30年度 固定資産税・都市計画税	第2期	H30年7月31日(火)	H30年11月30日(金)
	第3期	H30年12月25日(火)	変更なし
	第4期	H31年2月28日(木)	変更なし
平成30年度 個人市民税・県民税(普通徴収)	第2期	H30年8月31日(金)	H30年11月30日(金)
	第3期	H30年10月31日(水)	H31年1月31日(木)
	第4期	H31年1月31日(木)	H31年4月1日(月)
平成30年度 個人市民税・県民税(給与特別徴収)	6月分～10月分	徴収した月の翌月10日	H30年12月10日(月)
	11月分以降	徴収した月の翌月10日	変更なし
上記以外のもので、H30年11月26日(月)までに申告・納付等の期限が到来するもの			H30年11月27日(火)

イ 有効期限等の特例延長

特定非常災害の指定により、行政上の権利利益に係る満了日の延長などの特別措置が講じられたことを受け、警察庁などの各関係機関において、運転免許証や自動車検査証の有効期間の延長等の手続が行われた(P75・76「特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定」を参照)。

本市においても、障害福祉サービス受給期間や要介護及び要支援認定等の有効期間の期限延長について、対象者への周知や延長手続の案内を行ったが、介護支援専門員をはじめとする関係者の協力により認定申請や訪問調査等の認定手続は通常どおり行われ、有効期間の特例延長の適用を受けた者はいなかった。

ウ 所得制限の緩和

乳幼児等医療費助成制度などでは、受給要件として所得制限が設けられているが、災害により住家が全壊、半壊、又はこれに準ずる被害を受けた方については、所得制限による受給要件を緩和し、受給対象者とした。

表 受給要件の緩和の状況

制度の名称	適用実績
乳幼児等医療費助成制度	8人(6世帯)
重度心身障害者医療費支給制度	2人
特別児童扶養手当	0人(該当なし)

④ 貸付制度(個人向け)

今回の災害は、7月11日(水)に国から各都道府県を通じて災害弔慰金の支給等に関する法律が適用された旨の通知があり、次表のとおり災害援護資金や生活福祉資金の貸付けを行った。

なお、災害援護資金については、9月19日(水)に広島県から貸付金償還金の利子補給実施についての通知があったため、同月21日(金)に呉市災害援護資金利子補給金交付要綱を制定し、実質無利子となる対応を整えたが、当該制度の申請受付期限が10月末日であったことから、無利子が確定してからのきめ細かな広報が困難な状況であった。

表 被災者への貸付制度(個人向け)

貸付金の名称	貸付制度の概要	貸付実績
災害援護資金	災害により負傷、全壊、半壊又は家財の3分の1以上の損害が生じた世帯に資金を貸付け(所得制限あり) 貸付限度額:350万円 申請期限 H30年10月31日(水)	貸付件数 6件 貸付金額 12,100千円
生活福祉資金 (社会福祉協議会)	【災害援護費貸付】 災害により臨時に必要となる費用を貸付け (災害援護資金の対象となる者は対象外) 貸付限度額:150万円	利用実績なし
	【住宅補修費貸付】 災害により被害を受けた住宅の補修・改修等に必要となる費用を貸付け(災害援護資金の対象となる者は対象外) 貸付限度額:250万円	利用実績なし
	【緊急小口資金の特例貸付】 災害により当座の生活費が必要な世帯へ貸付け 貸付額:原則1世帯1回限り10万円(特別な場合は20万円)	貸付件数 56件 貸付金額 7,000千円
母子父子寡婦福祉資金	災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、母子・父子・寡婦世帯が住宅の建設、購入、改修等を行う場合、貸付限度額を150万円から200万円に引上げ	利用実績なし

⑤ その他の支援

ア 税の軽減措置に関する説明会の開催

災害による住宅や家財などに損害を受けた方に対する税制上の措置として、雑損控除^{※3}等の適用があり、平成30年分の税の申告に向け、呉税務署と共同で雑損控除等についての説明会や個別相談会を開催した。

○雑損控除等の説明会

雑損控除や災害減免法に係る軽減・減免制度、必要書類等の説明、個別相談会への案内

表 雑損控除等の説明会の開催状況

開催日	会場
11/20(火)	音戸まちづくりセンター 2階ホール
11/21(水)	安浦まちづくりセンター きらめきホール
11/22(木)	くれ絆ホール
11/28(水)	昭和まちづくりセンター 3階ホール
11/30(金)	オークアリーナ ミーティングルーム
12/2(日)	天応まちづくりセンター 3階ホール
12/3(月)	
12/9(日)	安浦まちづくりセンター 2階中ホール



雑損控除等説明会
(天応まちづくりセンター 12/2撮影)

○個別相談会

損失額及び災害関連支出額を算出し、申告のための計算書の作成等の支援を実施

表 個別相談会の開催状況

開催日	会場
12/11(火)	呉税務署 呉地方合同庁舎3階会議室
12/12(水)	オークアリーナ ミーティングルーム
12/13(木)	安浦まちづくりセンター 2階中ホール
12/14(金)	
12/20(木)	
12/16(日)	安浦まちづくりセンター三津口分館 1階ホール
12/17(月)	天応まちづくりセンター 3階ホール
12/18(火)	
12/19(水)	
12/23(日)	
12/25(火)	昭和まちづくりセンター 1階講座室
12/26(水)	音戸まちづくりセンター 2階講座室



呉税務署での個別相談会の
相談ブース(12/11撮影)

※3 雑損控除

災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に受けることができる所得控除

(3) 被災児童・生徒への支援

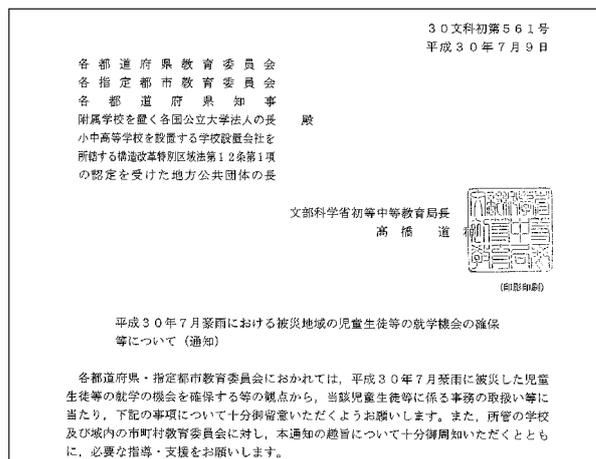
平成30年7月9日付文部科学省通知「平成30年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」を受け、被災した児童・生徒の就学を支援するため、就学援助制度に準じた費用の一部支援や区域外学校への柔軟な受入体制の整備など、被災世帯の負担の軽減を図った。

① 就学援助

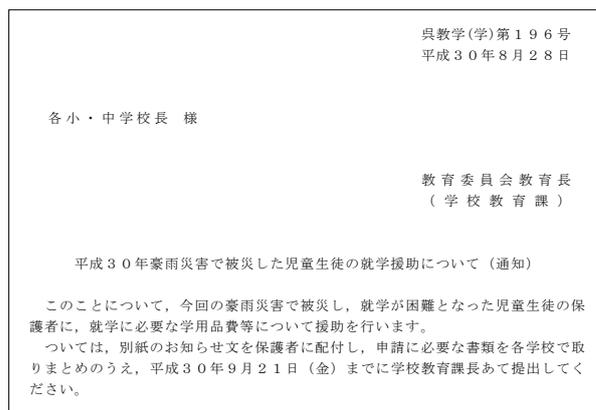
就学援助については、教育部学校教育課において、7月23日(月)に近隣市町等との情報交換を行うなど、実施に向けた検討に着手し、8月21日(火)に方針を決定した上で、同月28日(火)に各小・中学校長宛に通知した。

なお、通常の就学援助制度においては申請月から支給しているが、今回の災害における措置については、災害が発生した7月に遡及し支給することとした。

9月21日(金)の第1回申請締切後も随時受付を行い、最終締切とした12月28日(金)までの間に、小学校9校101人の児童、中学校7校43人の生徒への援助を決定し、平成31年3月末まで実施した。



文部科学省初等中等教育局長通知(抜粋 7/9)



教育長通知(抜粋 8/28)

表 援助の対象条件

援助の対象者	呉市内に在住し、今回の豪雨災害で居住する家屋が被災した児童・生徒の保護者(すでに就学援助を受けている児童・生徒は除く。)
対象となる被害の状況	家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態を含む。)となった場合

表 援助の内容

区分	学用品費等	校外活動費	修学旅行費	学校病	学校	通学費
		(泊を伴うもの)		医療費	給食費	
小学校	1年	9,742円	実費 (限度額あり)	実費	実費	実費
	2~6年	11,414円				
中学校	1年	18,442円	実費 (限度額あり)	実費	実費	実費
	2・3年	20,115円				

② 学用品等の支給

今回の災害では、災害救助法が適用されたことから、教育部学校教育課において、住宅が床上浸水以上の被害を受け、学用品等が流出・汚損等で使用できなくなった児童・生徒に対して、学用品等の支給を実施した。実施に当たっては、2学期からの授業に支障を来さないよう夏季休業中に一括購入を行い、8月20日(月)から、順次、支給を開始して、9月3日(月)の2学期開始日までには、小学校3校74人の児童、中学校6校43人の生徒に対して支給が完了した。

表 1人当たり学用品支給品名

【小学校低学年】		【小学校中・高学年】		【中学校】	
品名	数量	品名	数量	品名	数量
ノート(4冊)	4	ノート(4冊)	4	ノート(B5)	10
鉛筆(1ダース)	1	鉛筆(1ダース)	1	鉛筆(1ダース)	1
消しゴム	2	消しゴム	1	消しゴム	2
クレヨン(12色)	1	下敷き	1	シャープペンシル	2
絵の具(12色)	1	定規セット7点	1	蛍光ペン(5色)	1
絵筆(3本)	1	色鉛筆(12色)	1	3色ボールペン	1
パレット	1	はさみ	1	フラットファイル10冊	1
下敷き	1	液体のり	1	修正テープ	1
定規4点セット	1	墨汁	1	下敷きA4(透明)	1
色鉛筆(12色)	1	毛筆筆(太)	1	定規セット7点	1
はさみ	1	毛筆筆(細)	1	色鉛筆(12色)	1
液体のり	1	書道下敷き	1	はさみ	1
スティックのり	1			スティックのり	1
				ネームペン	1

③ 被災児童・生徒の受入

被災に起因する一時的な避難により転居を余儀なくされた児童・生徒のうち、被災前と同じ学校に通学することが困難となった児童・生徒4人に対し、教育部学校教育課において、就学の機会を確保するため、住民票の異動が伴わなくても、現在居住する地域の学校への就学を許可し、弾力的な受け入れ対応を行った。なお、4人とも3学期から被災前と同じ学校に戻り、通学することとなった。

④ 被災児童・生徒の通学支援

教育部教育総務課では、7月8日(日)に、児童・生徒の被災後の通学手段について情報収集し、公共交通機関の運休状況や、被災に起因する転居等により徒歩等での通学が困難となった児童・生徒に対して、同月17日(火)から順次再開する小・中学校の開校時期に合わせて、通学に関する支援を実施した。

公共交通機関が利用できない通学区間については、対象となる児童・生徒数に応じて、バス若しくはタクシーの臨時運行による通学支援を実施し、公共交通機関の復旧等により、通学環境が

改善され、当該支援を終了した3月22日(金)までの間に、332人の児童・生徒にスクールバス・タクシーによる通学支援を実施した。

また、公共交通機関が整備されている通学区間においては、これを利用する児童・生徒12人の保護者に対して、2学期から運賃の補助を行った。

⑤ 被災児童・生徒の心の支援

被災によるストレス反応に適切に対処するため、広島県は7月15日(日)からスクールカウンセラーを避難所3か所、小学校11校、中学校8校に緊急派遣し、児童・生徒の状況把握、カウンセリング等を実施し、専門家による心のケアを図った。

表 スクールカウンセラーの派遣先

避難所	3	天応まちづくりセンター	安浦まちづくりセンター	畑老人集会所
小学校	11	広南	坪内	荘山田
		吉浦	天応	昭和南
		音戸	安浦	安登
中学校	8	仁方	東畑	吉浦
		川尻	音戸	倉橋

表 派遣実績(令和2年3月末日時点)

派遣延数(延日数)	カウンセリング人数(延人数)		
	小学生	中学生	保護者
362日	401人	169人	100人

令和2年3月末日現在、緊急な状態の児童・生徒はいないものの、継続支援が必要と認められる児童2人(小学校2校)に対し、引き続きカウンセリングを実施している。

さらに、教職員を対象としたスクールカウンセラーによる研修や、個別の児童・生徒の支援について共通理解を図るための関係者によるケース会議を令和2年3月末日時点で延べ87回実施し、教職員の心のケアに関する知識・理解の向上と情報共有を図った。

さらに、被災した児童・生徒の心の元気を育てるため、ボランティア団体や民間企業等、多方面からの支援によるマリンスポーツやスキー等の体験活動や地域との交流活動などを学校内外で実施した。



がんばろう広島! B&G海遊び・マリンスポーツ体験(10/27撮影)

(4) 応急復旧と今後の取組についての説明会

① 被災後の説明会

被災から1か月が経過した8月に、特に大きな被害が発生した天応地区、安浦町市原地区、中畑・下垣内地区、安浦地区(全体)の4か所において、広島県と本市の合同による「平成30年7月豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会」を開催した。

広島県からは地域振興部長、本市からは市長をはじめ、関係職員による資料説明の後、参加者からの質問等に答える形式で実施した。

ア 天応地区

開催地区	開催日	開催時間	開催場所	参加者数
天応地区	8/4(土)	11:00～13:00	天応小学校体育館	約340人

説明会では、広島県と本市が資料に沿って砂防、崖、道路、河川、がれき処理の応急復旧の工程、土砂撤去の工程、生活支援・生活再建工程について説明し、参加者からは、早期の土砂撤去の要望や道路の早期復旧などについて様々な意見が寄せられた。



天応地区説明会の様子(8/4撮影)



安浦地区説明会の様子(8/19撮影)

イ 安浦地区

開催地区	開催日	開催時間	開催場所	参加者数
市原地区	8/17(金)	18:30～20:00	市原集会所	約40人
中畑・下垣内地区	8/18(土)	19:00～21:00	中畑自治会館	約70人
安浦地区(全体)	8/19(日)	18:00～23:30	安浦まちづくりセンター (きらめきホール)	約400人

安浦地区は、市原地区、中畑・下垣内地区においては、土石流による農地・農業基盤施設等への大きな被害、また安浦駅周辺地区においては、野呂川・中畑川等の氾濫による浸水被害と、被災状況が異なるため、3会場に分けて説明会を実施した。

説明会では、広島県と本市が資料に沿って治山、道路、河川、がれき処理、農地の応急復旧の工程、生活支援・生活再建工程について説明し、参加者からは、野呂川ダムの放流、河川の浚渫、義援金の配分などについて様々な意見が寄せられた。

ウ 質問等への対応

説明会では、災害復旧や生活再建等に関して多方面にわたる質問が出され、説明会終了後に、罹災証明や宅地内土砂の撤去などの各種相談窓口を設置して、個別の相談にも対応した。

また、この説明会での質問に対する当日の応答や、今後の取組の方向性、各項目における広島県・呉市の担当部局等を記載した資料について、市ホームページで公開するとともに、該当する地区の自治会における回覧を実施した。

平成30年7月豪雨災害に係る生活支援・生活再建工程(安浦)

資料3

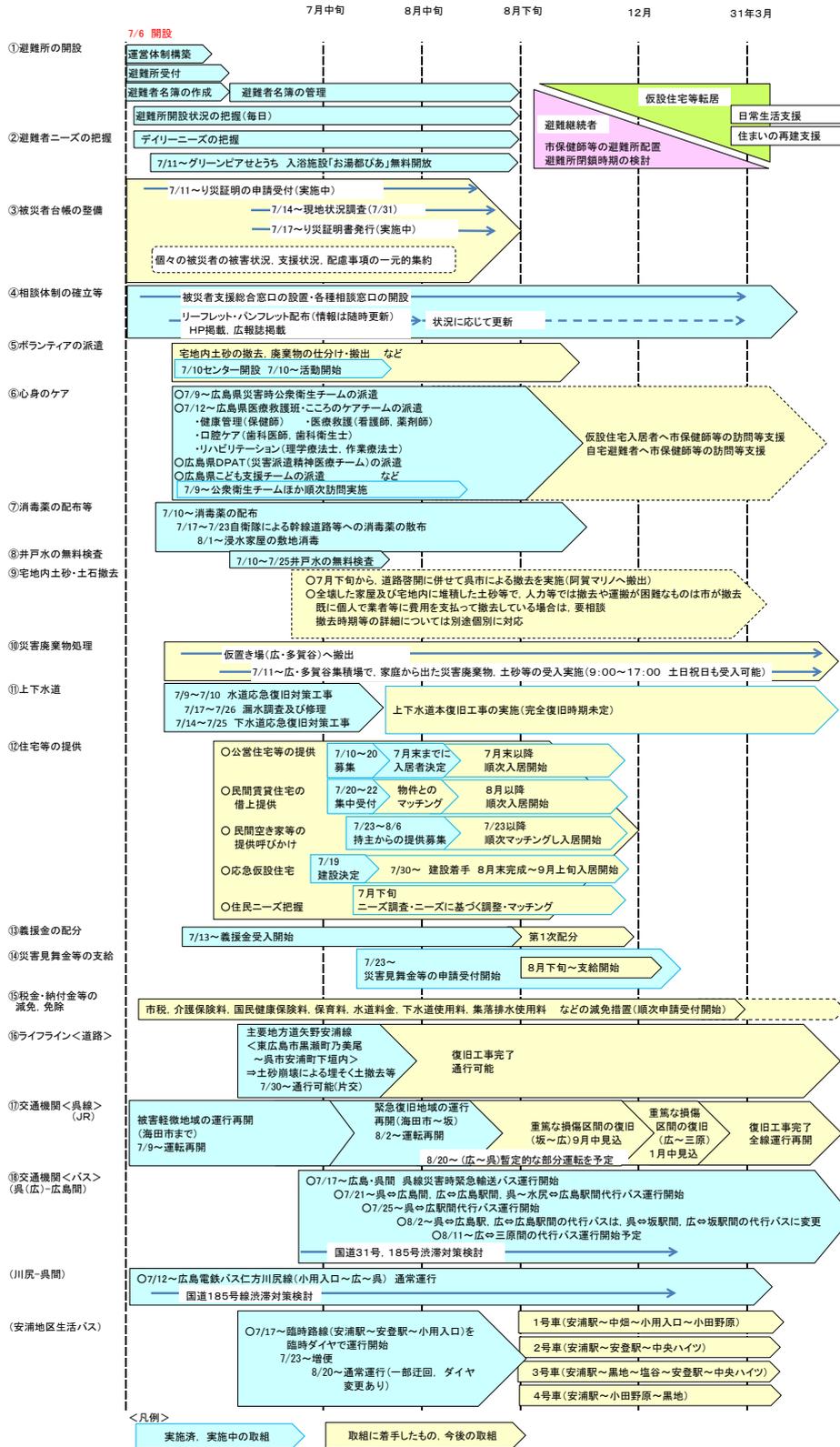


図 安浦地区説明会資料(抜粋)

7 行幸啓

天皇皇后両陛下(当時[※])は、大規模災害が発生した際には、現地に赴かれ、犠牲者を悼み、被災者を慰め、救援活動に携わる人々を励ましておられ、今回の災害においても、9月21日(金)に本市と愛媛県西予市をお見舞いのため訪問された。

なお、今回の災害による天皇皇后両陛下の被災地へのご訪問は、同月14日(金)の岡山県倉敷市へのご訪問から2週連続となり、天皇皇后両陛下の被災地にお寄せになるお気持ちが強く表れたものとなった。

※ 天皇皇后両陛下

平成31年4月30日に退位され、現在は上皇上皇后陛下。本文ではご訪問時の天皇皇后両陛下と表記

(1) 被災地のご視察

天皇皇后両陛下は、自衛隊のヘリコプターで呉市二河野球場に到着され、湯崎広島県知事から被災状況の説明を受けられた後、マイクロバスにご乗車になり、呉ポートピアパークまでのご移動の車中から、未だ土砂が撤去されていない被災地沿道の様子等をご覧になるとともに、市長から天応地区の被災状況の説明を受けられた。



呉ポートピアパークに到着された天皇皇后両陛下
(9/21撮影)

(2) 被災者・消防団員等へのご慰問

呉ポートピアパークでは、被災者、災害対応に尽力した消防団員等約80名が集まり、天皇皇后両陛下をお出迎えした。

天皇皇后両陛下は、被災者の災害後の生活の様子を案じられるとともに、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、ボランティア団体等の関係者に災害時の苦労を労うお言葉を、一人ひとりにお声掛けされた。

約20分にわたって被災者等との温かな交流を持たれた天皇皇后両陛下は、「お体を大事にして元気に過ごされるよう願っています。」と最後まで被災者を気遣われ、会場を後にされた。

天皇皇后両陛下は、多くの人々に見送られながら、呉ポートピアパークからマイクロバスで再度、呉市二河野球場までお戻りになり、自衛隊のヘリコプターに乗り換えられて、松山空港へ向け、お発ちになられた。

発災から2か月余り経ち、慣れない仮設住宅等での不自由な生活を送る被災者の方々の



被災者にお声をお掛けになる天皇皇后両陛下
(9/21撮影)

中には、天皇皇后両陛下の温かなお励ましや慈しみの御心に接し、「頑張る勇気をいただいた。」という人や、涙する人もあった。

天皇皇后両陛下の本市へのご訪問は、新聞・テレビ等のマスコミで大きく報道され、悲しみにくれる被災者の気持ちを慰めるだけでなく、被災以降、暗いニュースに沈みがちであった市民にとって久しぶりにもたらされた明るいニュースとなった。



ヘリコプターに搭乗される天皇皇后両陛下



天皇皇后両陛下をお迎えする市民

平成30年7月豪雨災害による被災地お見舞(愛媛県及び広島県)
皇居御発
(自衛隊ヘリにて松山空港から西予市へご移動)
愛媛県知事より被災状況等ご聴取(野村運動公園管理棟(西予市))
被災状況ご視察[西予市長より被災状況等ご聴取](乙亥会館(西予市))
被災者お見舞・災害対応尽力者お労い(野村運動公園仮設住宅(西予市))
野村運動公園管理棟(時間調整のためお立ち寄り)(西予市)
(自衛隊ヘリにて愛媛県西予市から広島県呉市へご移動)
広島県知事より被災状況等ご聴取(二河野球場(呉市))
車中から天応地区被災状況ご視察[呉市長より被災状況等ご聴取]
被災者お見舞・災害対応尽力者お労い(呉ポートピアパーク(呉市))
(自衛隊ヘリにて広島県呉市から松山空港へご移動)
ご懇談(愛媛県知事)(松山空港(松山市))
皇居御着

出典:宮内庁ホームページより抜粋

第6章

応急復旧対策

1 道路・河川

(1) 市道の応急復旧(崩土撤去等)

本市が管理する道路や河川などの土木施設の被災に関する市民等からの通報は、7月5日(木)9時40分に受信した苗代町における民地法面崩壊による市道への土砂流出に関する通報を第1報に、同月7日(土)には1日で500件を数え、8月末までの約2か月間に約3,400件の通報が寄せられた。

こうした中、被災現場における応急対応として、危険箇所への注意看板やバリケードなどを設置し注意喚起を図るとともに、道路へ崩落した土砂の撤去や安全対策等に直ちに着手した。

また、安浦町女垣内地区では橋梁が流失し、地区が孤立したことから、隣接土地所有者から借地して仮橋を設置した。



女垣内1号線1号橋(安浦町女垣内・7/25撮影)

表 道路及び橋梁応急復旧工事

区分	工事名	発注件数	備考
道路	災害応急本工事(崩土撤去)	100件	市道郷原大積苗代線ほか
	災害応急仮工事(大型土のう設置等)	8件	市道小坪1丁目39号線ほか
橋梁	災害応急仮工事(仮橋設置)	1件	女垣内1号線1号橋



市道郷原大積苗代線(郷原町:7/9撮影)



市道郷原大積苗代線(郷原町:12/22撮影)



市道小坪1丁目39号線(広小坪1丁目:7/31撮影)



市道小坪1丁目39号線(広小坪1丁目:10/28撮影)

(2) 河川の応急復旧(埋塞土撤去等)

市内の多くの河川では、上流域から流入した土砂や流木により、河道埋塞や護岸崩壊などの被害が発生し、さらなる降雨による二次災害の発生が懸念された。

そのため、被災した河川の応急対応として、埋塞土や流木の撤去、被災した護岸への大型土のうの設置等、流路の確保や被災護岸の仮復旧に直ちに着手した。

表 河川応急復旧工事

工事名	発注件数	備考
災害応急本工事(埋塞土砂撤去)	72件	大積川ほか
災害応急仮工事(大型土のう設置等)	4件	戸浜川ほか



大積川(郷原町:9/25撮影)



戸浜川(仁方町川尻越:10/31撮影)

(3) 農林道等の応急復旧(崩土撤去)

道路上に土砂や流木が流入して通行止めとなった農道や林道、そして、土砂等が埋塞して通水不能となった水路などの農業用施設について、生活道路としての機能回復や二次災害の発生防止に向け、流入土砂等の撤去に直ちに着手した。



農道古屋床線(郷原町)

表 崩土撤去業務

区分	発注件数	備考
農道・里道	450件	古屋床線, 田戸大浦線ほか
水路	213件	郷原5区水路, 見晴3丁目水路ほか
林道	114件	平山線, 山ノ神線ほか



郷原5区水路(郷原町)



林道平山線(警固屋町)

(4) 幹線道路の応急復旧

今回の豪雨では多くの幹線道路が被災し、本市と周辺市町とを結ぶ道路が遮断されたことで、本市は一時孤立状態となったが、国等による昼夜を問わない復旧作業により早期の復旧が実現した。

① 国道31号

本市と広島市とを結ぶ国道31号では、天応地区で大屋大川の氾濫により冠水したほか、吉浦トンネルの天応側入口付近の法面崩落により通行不能となったが、重大な被災箇所はほとんどなく、数日内で土砂の撤去作業が完了した。

その一方で、坂町水尻では、広島呉道路の区域外から発生した土砂の崩落により当該道路の盛土部分が崩落し、並行するJR呉線と国道31号まで大量の土砂等が流入したことで、道路と線路の両方を塞ぐ大きな被害となった。

こうした中、国においては、広島市と本市との間のルートを早期に確保するため、隣接するベイサイドビーチ坂の駐車場を利用した迂回路の整備について検討し、その結果、駐車場と国道との段差のすり付けや駐車場内の縁石の一部撤去により実施が可能と判断し、当該施設の管理者である広島県と早急に協議を行った。

そして、直ちに現地作業に着手し、7月9日(月)夕方には緊急車両の通行路を確保するとともに、同月11日(水)深夜には迂回路の整備を全て完了して一般車両に交通解放した。



被災した広島呉道路と土砂により埋塞されたJR呉線・国道31号(坂町水尻:7/7撮影)

② 東広島・呉自動車道

本市と東広島市とを結び、山陽自動車道と直結する東広島・呉自動車道では、法面崩落や路面への土砂の流入などにより道路が塞がれ、全線が通行止めとなった。

しかしながら、比較的軽微な被害であったことから、国において路上の土砂等の撤去などの応急対策が直ちに実施され、7月8日(日)には緊急車両の通行が可能となり、同月10日(火)早朝には全線が通行可能となった。



路面へ土砂が流入した東広島・呉自動車道(岩山トンネル黒瀬側:7/8撮影)

(5) 孤立集落対策

今回の豪雨災害では、市内各地で土砂崩れや浸水等の被害により、孤立集落^{*}が発生したことから、市災害対策本部孤立集落対策班が、孤立集落の状況調査やニーズ把握、支援物資の提供、孤立解消に向けた応急復旧要請等を行った。

発災直後は、本市と周辺市町を結ぶ主要幹線道路が損傷したため、市全域が孤立する状況であったが、市域内においてもアクセス道の途絶による孤立集落が点在することが判明したことから、孤立集落対策班を中心に状況の把握に努め、海路による食料や飲料水の配送を行った。

災害発生から数日のうちに道路の啓開が進み、道路に堆積した崩土の撤去、片側交互通行等により徐々に孤立状況が解消された。

市災害対策本部において把握していた孤立集落の状況は、次表のとおりである。



市災害対策本部孤立集落対策班(7/9撮影)

表 本市における孤立集落の状況

孤立集落	解消時期	孤立解消の概要
仁方地区(戸田地区)	7/10(火)夕方	広仁方停車場線(戸田側)の道路啓開による片側交互通行により戸田側からの通行可能
広地区(小坪・長浜地区)	7/10(火)夕方	
下蒲刈地区	7/11(水)	国道185号(川尻越)片側交互通行により、本土側と安芸灘大橋で連絡し、孤立状況が解消
蒲刈地区	7/11(水)	
警固屋地区(見晴3丁目の一部)	7/12(木)	迂回路の確保により孤立状況が解消
倉橋地区(長谷地区)	7/12(木)	迂回路の確保により孤立状況が解消
豊浜地区(立花・大浜地区)	7/13(金)早朝	豊浜大橋(大崎下島側)片側交互通行により、孤立状況が解消
豊地区(大崎下島)	7/13(金)早朝	
安浦地区(市原・中畑・下垣内地区)	7/15(日)	救助活動に伴う道路啓開により通行可能
川尻地区(野呂山山頂付近)	7/16(月)16時	地元住民と緊急車両が通行可能な道路があり、地域の申し出により孤立状況を解除
安浦地区(女垣内地区)	7/28(土)8時	仮橋の設置により交通開放され、孤立状況が解消



広仁方停車場線の斜面崩落により、仁方・戸田地区から広・長浜地区にかけて一時孤立する状況となった。
広・津久茂側での斜面崩落状況(写真左)と仁方・戸田側での崩土の堆積状況(写真右)(いずれも7/9撮影)

なお、広島県が7月13日(金)に発表した「平成30年7月豪雨災害による被害等について(第21報)」では、同日17時時点において県内で孤立状態にある地区は、川尻地区(野呂山山頂付近)と安浦地区(女垣内地区)の2地区のみであった。

このうち、川尻地区(野呂山山頂付近)の集落(13世帯26人)は、野呂山の山頂につながる県道と林道が被災したため孤立状態となったが、水や電気については問題なく、食料等も確保できている状況であった。

その後、地区住民と緊急車両のみが通行できる道が確保されたことから、地区住民から孤立による困窮状態ではないとの申し出があり、7月16日(月)16時をもって孤立状況を解除した。

また、安浦地区の女垣内地区(4世帯10人)では、集落に連絡する市道が崩落し、孤立状態となったが、住民との連絡が取れる状態であり、徒歩による通行が可能な状態であった。

女垣内地区では、7月28日(土)に集落をつなぐ仮設の橋梁が完成したことで、孤立状況が解消され、同日8時をもって県内全ての孤立状態にある地区が解消することとなった。



安浦・女垣内集落へ連絡する市道の被災状況

***孤立集落**

内閣府が行った「中山間地等の集落散在地域における地域防災対策に関する調査」において、孤立集落とは災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス(四輪自動車での通行可能かどうかが目安)が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能な状態であるとされている。

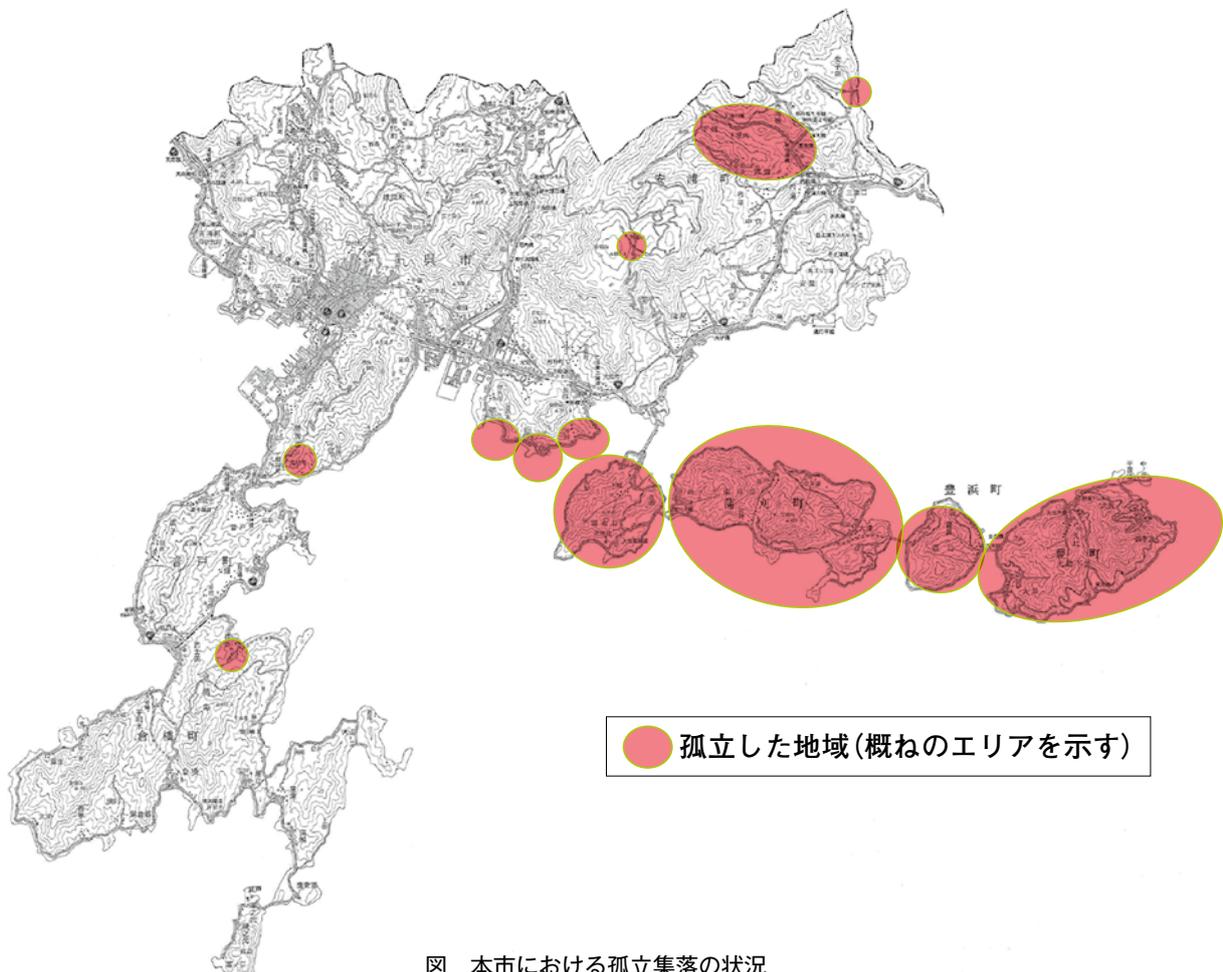


図 本市における孤立集落の状況

(6) 自衛隊による応急復旧活動

今回の豪雨によって大きな被害を受けた生活道路等では、陸上自衛隊による道路啓開のための土石等の撤去や二次災害防止のための危険物排除が実施された。

また、河川についても上流域から流入した土砂等による河道埋塞や護岸崩壊などの被害が発生したことから、河川に堆積した土砂の撤去による河道確保のほか、決壊した堤防へ応急的に大型土のうを設置するなど、二次災害防止のための応急復旧が行われた。これらの対応は、要請に基づいて7月14日(土)から8月5日(日)まで行われ、応急復旧活動に当たった陸上自衛隊の人員数は約6,400人であった。

表 陸上自衛隊による応急復旧活動

実施地区	実施場所	応急復旧の内容	完了日
天応地区	天応西条	土石等危険物排除(道路啓開)	8/5(日)*
吉浦地区	狩留賀町	土石等危険物排除(道路啓開及び二次災害防止)	7/24(火)
	長谷町	土石等危険物排除(道路啓開及び二次災害防止)	7/20(金)
安浦地区	安浦町水尻	土石等危険物排除(道路啓開及び河道確保)	7/21(土)
	安浦町日之浦	土砂撤去(道路啓開)	7/15(日)
	中畑川(内海北)	河川護岸大型土のう設置(二次災害防止)	7/20(金)
	安浦町下垣内	土石等危険物排除(道路啓開)	7/17(火)
	安浦駅周辺	土石等危険物排除(道路啓開)	7/24(火)

※天応西条における道路啓開は8月3日(金)をもって作業を終了したが、8月4日(土)・5日(日)も天応地区で宅地から道路上に出された土砂等の撤去を実施



陸上自衛隊により、大量の土砂やがれきなどが堆積して通行不能となった生活道路の道路啓開が実施された。天応西条地区における作業前(写真左)と道路啓開後(写真右)の状況

なお、海上自衛隊においても、7月14日(土)から16日(月)にかけて、第1術科学校、幹部候補生学校及び呉教育隊の学生が、安浦地区での土砂がれき等の撤去作業を実施した。



陸上自衛隊による危険物等の除去
(出典:陸上自衛隊第13旅団ホームページ)



海上自衛隊呉教育隊による土砂がれき撤去支援

(7) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による支援

今回の豪雨による被災状況調査や自治体の応急復旧を支援するため、国土交通省中国地方整備局のほか、北海道・東北・関東・北陸・中部・近畿・九州の各地方整備局及び国土交通省、国土技術政策研究所等から派遣された緊急災害対策派遣隊(以下「TEC-FORCE^{※1}」という。)により、約2か月間にわたり、被災自治体に対して多様な支援が実施された。

※1緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE/テック・フォース)

大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、平成20年4月に創設

Technical Emergency Control-FORCE

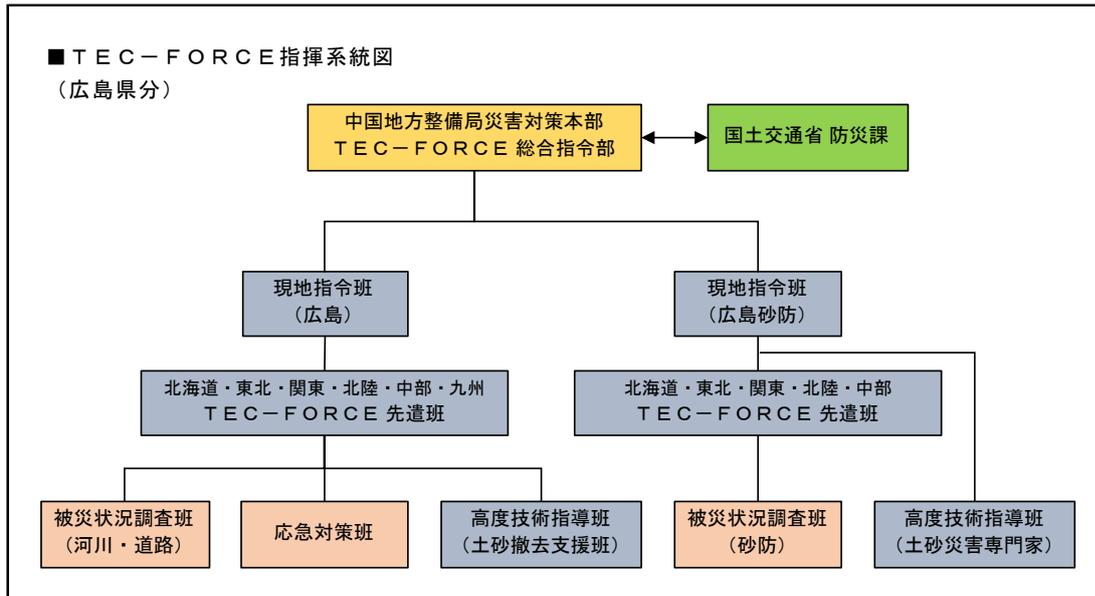


図 TEC-FORCE 指揮系統図

(出典:「平成30年7月豪雨～中国地方整備局 災害対応の記録」(平成31年1月))

① 活動拠点の設置

本市における被害が甚大であったため、TEC-FORCEによる支援が長期化することが予想されたことから、中国地方整備局が保有する災害対策本部車(車体拡幅型)を天応小学校グラウンドに配備して、本市での活動拠点とした。

配備期間: 7月27日(金)～8月27日(月)



天応小学校グラウンドに配備された災害対策本部車

② 被災状況調査

7月10日(火)には、安浦町下垣内・中畑地区において高度技術指導班(土砂災害専門家)によるヘリコプターでの被災状況調査が行われた。

また、広島県からの要請により、同月12日(木)から25日(水)まで、被災状況調査班(砂防)が、ヘリコプターや現地踏査により二次災害の防止を目的とした被災状況の調査活動を実施したほか、本市からの要請により、9日(月)から24日(火)まで、被災状況調査班(道路)による災害申請に必要な基礎資料の作成を目的とした概略調査が川尻町及び安浦町で実施された。

③ 応急対策の実施

今回の災害においては、中国地方整備局と、中国地方5県、広島市及び岡山市との間で締結している「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ^{*2}」の規定に基づき、中国地方整備局に対して、次のとおり応急対策の要請を行った。

要請内容:河川に埋塞した土砂撤去, 道路啓開, 二次災害防止対策

表 申し合わせに基づく中国地方整備局による道路啓開, 二次災害防止対策

支援区分	実施場所	支援の内容	実施期間
河川土砂撤去	天応地区	普通河川背戸の川 ・土砂撤去 (L=600m) ・進入路啓開(L=350m)	7/23(月)~8/27(月)
道路啓開	安浦地区	市道中畑下垣内線 ・土砂撤去道路啓開(全体延長L=200m)	7/21(土)~7/24(火)
	川尻地区	市道川尻本線1号 ・路面整正, 安全施設設置(全体延長L=260m)	7/24(火)~7/28(土)

^{*2}中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ

中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合、中国地方整備局と各関係自治体が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的として、平成21年6月17日に締結された。

当該申し合わせの第4条に、災害発生時等における中国地方整備局に対する支援の要請について規定されている。



図 TEC-FORCEの活動状況
(出典:中国地方整備局ホームページ)

2 港湾施設

(1) 漂流物の調査・回収

① 港湾関係TEC-FORCE

今回の豪雨により、海域へ流出した大量の漂流物(流木・葦類等)が海域に広がり、船舶航行の障害となっていたため、国土交通省港湾関係TEC-FORCEは、港湾業務艇や海洋環境整備船による漂流物の調査・回収を呉港一円において実施した。



漂流物の回収状況

(写真提供:国土交通省中国地方整備局)

表 港湾関係TEC-FORCEによる漂流物の調査・回収の状況

活動内容	実施期間	使用船舶
埋没調査及び流木調査	7/12(木)～7/23(月)	港湾業務艇「たちかぜ」, 「おおつ」, 「なじま」, 「州浪」
海面清掃	7/12(木)～8/17(金)	海洋環境整備船「おんど2000」, 「がんりゅう」, 「クリーンはりま」, 「Dr.海洋」

② 海上保安庁

海上保安庁第六管区保安本部は、7月11日(水)から8月13日(月)まで、巡視艇により、呉港内等へ流出した漂流物の回収作業を実施した。

主な回収物:ドラム缶23本, ガスボンベ12本, ガスタンク1個, パレット6個, 流木10本等

(2) 港湾施設管理の権限代行

7月16日(月), 呉港港湾管理者(呉市)から国土交通大臣へ、港湾法第55条の3の3の第1項の規定に基づき、港湾施設管理の要請を行った。この規定は、平成28年4月の熊本地震の際、港湾からの支援活動が有効であったことから、平成29年6月の港湾法改正により新たに規定されたもので、今回の災害が全国で初めて適用された。

当該要請に対して、同日付で国土交通省から港湾施設の直轄管理について告示され、呉港内を漂流する流木等による港湾施設への機能障害の回復や港湾からの被災地支援及び復旧活動における岸壁利用調整等について、次の施設を対象に国土交通大臣による施設管理が実施された。

また、7月25日(水)に追加の支援要請を行い、同日付で4施設の直轄管理が追加された。

表 呉港内における国土交通大臣による港湾施設管理の権限代行

権限代行	岸壁(物揚場)の利用に関する調整	泊地における沈没物その他物件の除去
期 間	7/16(月)～8/15(水)	
対象施設	係留施設(岸壁等5施設) 広ふ頭第2岸壁, 川原石南ふ頭岸壁②(西側), 川原石南ふ頭岸壁③(西側), 川原石第一物揚場, 川原石第二物揚場	水域施設(泊地4施設) 阿賀地区泊地(-7.5m), 広地区泊地(-4.5m) 広地区泊地(-5.5m), 宝町地区泊地(-4.5m)
権限代行	航路における沈没物その他の物件の除去(追加)	泊地における沈没物その他物件の除去(追加)
期 間	7/25(水)～8/15(水)	7/25(水)～9/24(月)
対象施設	水域施設(航路2施設) 呉港内航路(西側) 呉港内航路(東側)	水域施設(泊地2施設) 川原石南地区泊地(-4.5m)(東側) 川原石南地区泊地(-5.5m)(東側)

3 上下水道施設

(1) 水道施設

土石流により全壊した川尻町柳迫第1ポンプ所の復旧に当たっては、安全性を考慮して別の場所へ仮設ポンプ所を整備する計画であったが、資機材や施工者の確保等に時間を要したため、断水解消時期は、当初8月20日(月)頃となる見込みであった。

こうした中、厚生労働省や経済産業省等の支援により、資機材等の調達時期を早めることができたことから、同月2日(木)には川尻地区への給水を再開することができた。

また、約250か所に及んだ配水管等の損壊については、露出管路の流失や道路崩落による管路の破断への対応はできたものの、地中の漏水箇所は断水が解除されなければ特定できないため、通水を待たなければならなかった。このため、通水後に確認された漏水箇所については、上下水道局施設管理部管路管理課が仮配管の設置や修理等を行い、市全域の管路漏水は、概ね8月2日(木)には復旧した。



柳迫第1ポンプ所に代わり設置した仮設ポンプ所



広石内地区配水管の仮配管(国道375号上段原橋)

(2) 工業用水道施設

7月6日(金)に発生した広島県送水施設(6号トンネル)の閉塞は、流入土砂の搬出等の復旧により同月12日(木)から送水が再開された。これにより、呉地区の工業用水ユーザーへの給水が可能となり、同日に日新製鋼株式会社及び株式会社淀川製鋼所へ、翌13日(金)からはジャパンマリニューナイテッド株式会社への給水を再開した。

一方、広地区は二級水源地の復旧に長期間を要する見込みとなったため、7月20日(金)にはフタムラ化学株式会社へ、8月22日(水)には中国木材株式会社へ上水道施設を利用した特例供給により必要水量を確保したほか、王子マテリア株式会社に対しては、広島県の工業用水道管を利用して太田川の水を供給できるよう、急きょ本市の工業用水道管との緊急時用連絡管を整備し、8月15日(水)から応急的に給水を再開した。

なお、管理棟や調整池等への土砂流入により機能停止となった二級水源地は、堆積した土砂の撤去後、復旧工事に着手した。

その後、平成31年3月31日(日)に管理棟の修繕が完了し、令和元年6月1日(土)から送水を再開した。



緊急時用連絡管の布設状況
(広多賀谷・8/12撮影)

表 工業用水道ユーザー（6社）への対応

地区	供給先事業所	契約水量 (m ³ /日)	対応状況	
呉地区	日新製鋼(株)	43,500	7/12(木)から送水再開	
	(株)淀川製鋼所	8,100	7/12(木)から送水再開	
	ジャパンマリユナイテッド(株)	2,000	7/13(金)から送水再開	
	小計	53,600		
広地区	フタムラ化学(株)	2,600	7/20(金)から送水開始(上水道対応)	R元年6/1(土) から工業用水の 給水を再開
	中国木材(株)	3,000	8/22(水)から送水開始(上水道対応)	
	王子マテリア(株)	53,500	8/15(水)から県工業用水の増量給水 9/13(木)から送水開始(上水道対応)	
	小計	59,100		
合計		112,700		

(3) 下水道施設

国道375号上段原橋と並行していた石内郷原污水幹線は、橋梁の全壊とともに破断したため、鋼材による架台を独自に設置し、7月21日(土)に仮配管への切替を完了した。

また、道路崩落等により破断した天応焼山污水幹線は、土砂洪水氾濫により埋塞していたため、破断位置が分からず、通水後でなければ破断箇所が特定できない状況であった。なお、資機材の現地搬入も困難な状況であったため、大屋大川への汚水の流入による環境悪化が懸念されたが、自衛隊や工事業者の協力を得て、上下水道局建設部下水建設課が資機材の運搬及び仮配管の布設を行い、同月28日(土)に仮配管への切替を完了した。



石内郷原污水幹線の仮配管(国道375号上段原橋)



市職員による天応焼山污水幹線の仮配管状況

下水道管路では、今回の災害のように土石流や土砂崩れによって、管路の破損や管路内への土砂堆積が発生した場合、下水の流下を阻害するだけでなく、堆積した土砂が固結し、排除に時間を要することがあるため、広範囲での浸水や土砂堆積が発生した天応地区や安浦地区等においては、日本下水道管路管理業協会の応援を受け、管路内の清掃作業等を実施した。



マンホールからの土砂吸引作業(安浦地区)

4 交通機関の対策

(1) 渋滞・交通対策

前述のとおり、今回の豪雨では、JR呉線や主要な道路が被災し、本市の交通ネットワークが寸断されたことで、被災を免れた道路や応急対応等により早期に通行可能となった道路へ車両が集中し、市内各所で深刻な渋滞が発生した。

さらに、JR呉線や道路の復旧には相当の期間を要する見込みであったことから、市民生活や経済活動の本格的な復旧に向け、渋滞対策が喫緊の課題となった。

このため、7月18日(水)、都市交通の専門家等からなる「呉市渋滞対策委員会」を設置し、同月25日(水)には「呉市渋滞・交通対策チーム」へ改組して、渋滞対策のアイデアを迅速に実行へ移していくための取組を実施した。



呉市渋滞・交通対策チームメンバー

氏名	所属・役職
神田 佑亮	呉工業高等専門学校教授
塚井 誠人	広島大学大学院工学研究科准教授
小林 通匡	呉商工会議所副会頭
桑原 強	広島県地域政策局地域力創造課政策監
濱里 要	呉市副市長
田口 康典	呉市理事
近藤 昭博	呉市企画部長
橋村 隆彦	呉市都市部交通政策課長

※ H30.7.18 「呉市渋滞対策委員会」として発足
H30.7.25 メンバーを拡充し、「呉市渋滞・交通対策チーム」として改組

図 災害発生後の交通ネットワーク・渋滞の状況と呉市渋滞・交通対策チームの設置経緯

① マイカー通勤抑制，フレックスタイム等導入要請

深刻な交通渋滞を抑制するためには、道路を利用する市民や企業の協力が不可欠であることから、公共交通の復旧情報や渋滞・交通対策の実施の広報にあわせて、随時、市民や企業へ相乗りや時差出勤等の実施についての呼び掛けを行った。

表 交通渋滞抑制のための市民・企業への呼び掛け

日時	実施内容
7/18 (水)	災害時BRTの実施にあわせて、バスの利用や相乗り、時差出勤等の実施を呼び掛け (経済団体や主要企業へチラシを送付(FAX配布))
7/20 (金)	JR呉線代行バスの運行開始にあわせて、駅までの移動にバスや自転車等の利用を呼び掛け
7/26 (木)	広島呉道路へのバス専用レーン設置にあわせて、広島市と本市の移動に都市間バスの利用を呼び掛け
8/10 (金)	相乗りや時差出勤、フレックスタイム等の実施を呼び掛けるチラシを配布 (商工会議所・広域商工会等の協力により、市内3千社以上の企業へチラシを直接配布)

渋滞解消のための市民・企業の皆様へお願い!

- マイカー相乗りをお願いします。
 - 時差出勤・フレックスタイムの導入をお願いします。
 - 授業時間の見直し、サマータイムの導入をお願いします。
 - 企業通勤バスの導入をお願いします(クレーライン優先通行可、裏面参照)。
- 100台車が減れば、渋滞が約1km短くなります。
皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

趣 意
西日本都市圏によりJR呉線、広島呉道路(クレーライン)、国道31号が封鎖され、特にJR呉線の運行見合わせにより、市内各所で大規模な渋滞を引き起こしています。JR呉線の運転再開は、呉駅～広島駅が9月中、広島～三原駅は年内1月中と見込まれていますが、また、クレーラインの復旧時期は11月が見込まれるなど、皆様方には長時間に渡り不便をお掛けすることとなります。

呉市では、呉市渋滞・交通対策チーム(下記※)を組織し、渋滞対策のアイデアを出し合い、可能なものから国・県・JR西日本と連携して実施していますが、交通渋滞(建設が通すことのできる車の台数)に対して、自動車の台数が大幅に超過しており、引き続き、市民・企業の皆様の御協力が不可欠な状況です。

こうしたことから、上記の取組を市民・企業の皆様へお願いするものです。

なお、企業通勤バスの導入(バス手配、手続等)や、通勤交通全般でお困りのこと等があれば、呉市渋滞・交通対策チームにお気軽に御相談ください。

8月10日(金)に配布したフレックスタイム等の実施を呼び掛けるチラシ

② 呉駅西駐車場の開場時刻繰り上げ

国道31号の復旧により、7月17日(火)から本市と広島市とを結ぶ緊急輸送バスの運行が開始されたが、緊急輸送バスの始発時刻(5時30分発)に対し、呉駅西駐車場の開場時刻(6時30分開場)が遅く、パークアンドライド*に対応することができなかった。

このため、同月21日(土)から10月31日(水)までの間、呉駅西駐車場の開場時刻を繰り上げる取組を行い、都市間バスの利用促進を図った。



呉駅西駐車場(宝町)

※パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き自動車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して、都心部の目的地に向かうシステム。



図 呉駅西駐車場の開場時刻繰り上げの概要と取組の成果

③ 災害時BRTの運行

広島県道路の通行止めにより、国道31号において深刻な渋滞が発生し、本市と広島市との間の所要時間が大幅に前後したため、都市間バスの定時運行が困難となった。

こうした中、広島県道路の通行止め区間において、7月17日(火)から9月27日(木)までの間、都市間バスの緊急通行を許容する災害時BRT*通行を実施した。

この取組は、通勤向けバスとしては全国で初めての取組であり、これにより、本市と広島市との間のバス所要時間を大幅に短縮することができた。

※災害時BRT

BRTとは、バス・ラピッド・トランジット(Bus Rapid Transit)の略で、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムであり、災害時BRTとは、災害により一般車両が通行止めとなった高速道路や自動車専用道路を路線バスなど指定されたバスを通行可能とし、混雑した他の道路の通行を回避することにより速達性や定時性を確保する方法。



取組の成果

➢ 呉・広島間のバス所要時間が大幅に短縮

	【呉→広島】	【広島→呉】
〈実施前〉	2～3.5時間	約3時間
〈実施後〉	約1時間	約2時間
	▲約1～2.5時間	▲約1時間

➢ 都市間バスの速達性を改善し、マイカーからバスへの利用転換を促進



災害時BRTにより呉ICから広島県道路に進入するバス

図 災害時BRT通行の概要と取組の成果

④ 災害時バス位置情報提供システム

発災から約2週間が経過した7月21日(土)からJR呉線代行バスの運行が開始されたが、前述のとおり、国道31号の深刻な渋滞により、特に呉駅から坂駅間を運行する各駅停車便の到着時刻が大幅に前後するなど、バスの定時性や利用者の利便性に大きな課題があった。

このため、産学官の関係機関等で構成する「災害時公共交通情報提供研究会」が主体となり、8月20日(月)から9月7日(金)までの間、全国で初めて災害時バス位置情報提供システムの試行運用を実施し、バスの定時性と利用者の利便性の確保を図った。

【バス位置情報提供システムの概要】

バス車内に簡易GPSシステムを搭載、サーバーに位置情報を送信し、インターネットの地図上に位置情報を表示

《対象》 JR呉線代行バス 呉～坂駅間
始発～午前8:30出発便

《期間》 8月20日～9月7日(土日祝除く)

《実施主体》 災害時公共交通情報提供研究会
※災害時の公共交通の情報の提供の在り方について、産学官が連携し、研究・検討を実施

取組の成果

➢ 非常に多くの人(約200人)が継続的に利用

【アクセス数】 約2,000件/日
【利用者数】 約 200人/日

➢ この試行運用の拡大や継続を求める利用者の声もあり、バス利用者の利便性向上の一助となった。**(バス待ち時間の短縮、バス待ちによるストレスの緩和に寄与)**



スマートフォンの提供画面

「災害時公共交通情報提供研究会」構成団体

【産】 西日本旅客鉄道(株)広島支社・広島電鉄(株)・(公社)広島県バス協会・(株)バイタルリード・(株)ヴァル研究所・(株)トラフィックブレイン・(株)ファイコム

【学】 広島大学・呉工業高等専門学校・東京大学

【官】 広島県・呉市

図 災害時バス位置情報提供システムの概要と取組の成果

コラム

～豪雨災害を通して～

関係者の総力を結集した交通確保策

呉工業高等専門学校 教授 神田 佑亮



平成30年7月豪雨発災後、交通の問題が復旧・復興の妨げになると感じました。そうした中で実施した「災害時BRT」は高速道路の本線上を転回するという前代未聞の対策でしたが、呉市役所や広島県、広島県警察、国土交通省、西日本高速道路、JR西日本、広島電鉄、中国ジェイアールバス、広島県バス協会をはじめとした皆様との連携のもと、非常にスピーディーに実現しました。

また、災害時のバス位置情報提供システム等の情報提供は、広島と東京、大阪、鳥根が連携して対応しました。設計などの議論をはじめ、ほぼ毎日、オンラインで会議を実施したのを覚えています。

両方の対策ともスピード感あるアクションを取ることができたのは、「早くなんとかしたい」という思いから、それぞれができるだけのことに、とにかく精一杯、取り組んだ結果だと思っています。

余談ですが、呉市での対策の知見が、平成30年9月の台風第21号による関西空港連絡橋へのタンカー衝突事故での対応に活かされています。

⑤ バス等専用レーンの設置

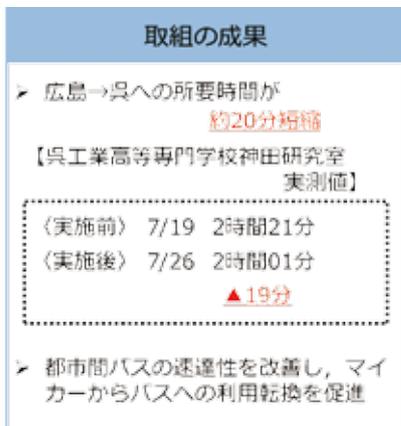
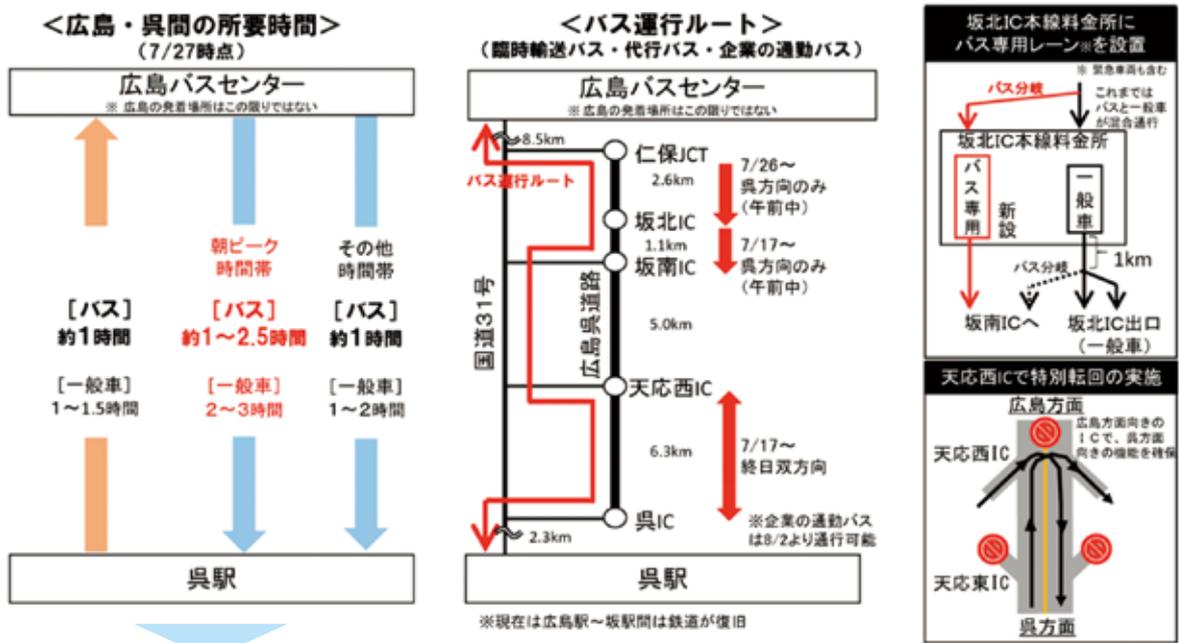
災害時BRTの実施により、都市間バスの所要時間については一定の短縮が図られたものの、現道区間における渋滞の影響により平常時に比べてかなりの時間を要し、特に広島市から本市への所要時間が読めない状況であった。

このため、7月26日(木)から9月27日(木)までの間、広島呉道路(本線坂北料金所～坂北IC)にバス専用レーンを設置し、都市間バスの所要時間のさらなる短縮を図った。

また、渋滞する国道31号を経由する坂駅から呉駅・広駅間のJR呉線代行バスの速達性の確保を図るため、8月9日(木)から9月7日(金)までの間、国道31号の坂町区間(坂駅南から水尻までの片側2車線区間)にバス及び災害関係車両等の専用レーンを設置した。



国道31号専用レーンを走行するJR呉線代行バス



本線坂北料金所～坂北ICに設置されたバス専用レーン

図 広島呉道路への専用レーンの設置状況と取組の成果

⑥ 東広島・呉自動車道先小倉交差点左折レーン増設

国道31号における渋滞緩和や交通量の抑制を図るため、国(国土交通省)において高速道路料金の調整(半額)が行われ、東広島・呉自動車道と山陽自動車道を利用して本市と広島市とを結ぶ広域迂回経路への誘導が実施されたことなどにより、東広島・呉自動車道の交通量は約1.3倍にも増加し、国道31号からの転換が確認された。

しかし、東広島・呉自動車道の交通量が増加したことにより、阿賀IC出口(先小倉交差点)を先頭とする渋滞が発生したため、緊急対策として左折専用レーンの増設が行われ、7月28日(土)から供用開始された。

また、広島県警察の協力により、国道185号広方面から東広島・呉自動車道への右折車優先通行が合わせて実施されたことで、阿賀IC出口(先小倉交差点)を起点とした渋滞は大幅に解消された。

【広域迂回誘導(料金調整)】



図 広島・呉間の広域迂回経路

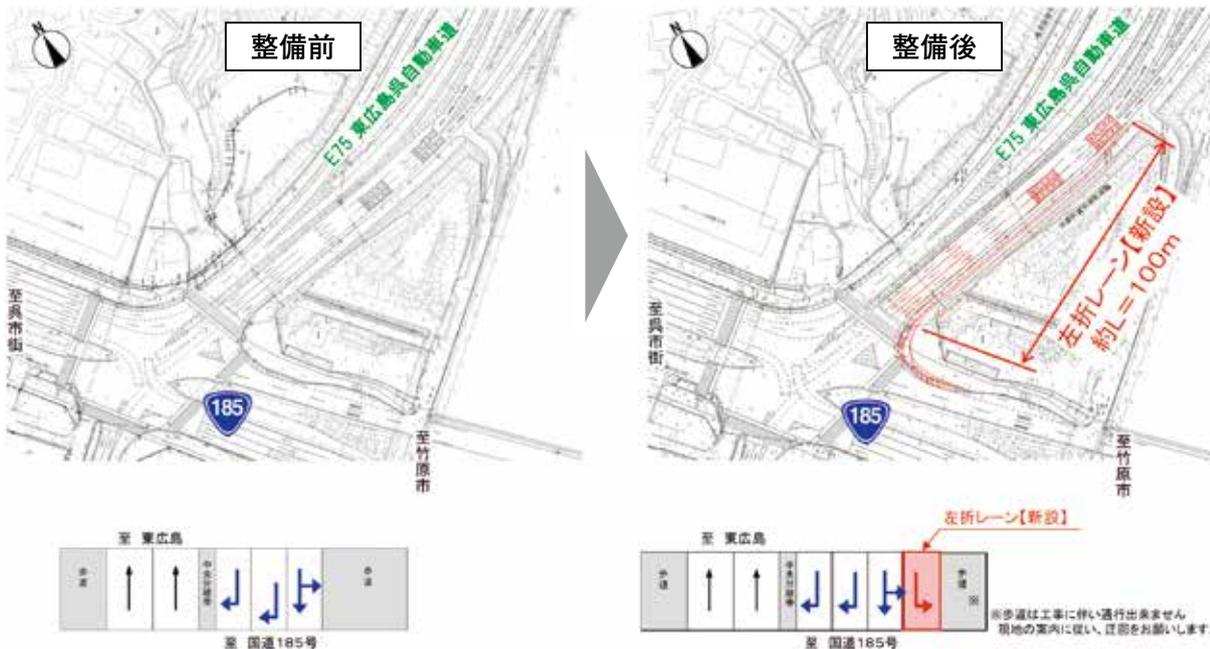


図 東広島・呉自動車道阿賀IC出口(先小倉交差点)への左折レーンの整備状況



東広島・呉自動車道 阿賀IC(先小倉交差点)渋滞状況
(写真提供:国土交通省中国地方整備局)



東広島・呉自動車道 阿賀IC出口に設置された供用開始間近の左折レーン(7/28撮影)

⑦ 災害時緊急輸送船(キャットクルーズ)の運航

前述のとおり、JR呉線は7月6日(金)夕刻から全線が運休となったが、広島市方面においては、バスや船による緊急輸送や代行バスにより移動手段が確保された。その一方で、広島以東においては呉駅方面への代行バスが運行されず、通勤や通学などの市民生活に不可欠な移動手段の確保が喫緊の課題であった。

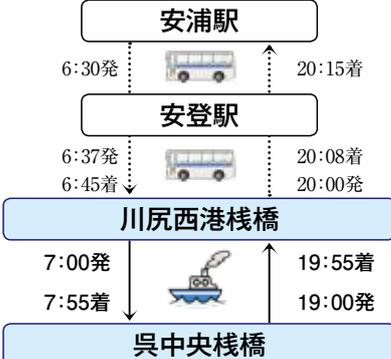
こうした中、国(国土交通省中国運輸局)の協力により、7月30日(月)から、川尻・安浦地区と市中央部を結ぶ航路を臨時運航し、あわせて、安浦駅及び安登駅と本航路をつなぐ連絡バスを運行することで、市民の移動手段の確保を図った。

本航路は、川尻西港棧橋から呉中央棧橋の間を1日1往復運航し、途中、安芸灘大橋付近の「女猫の瀬戸」を通過することから、「キャットクルーズ」と命名した。

また、8月7日(火)からは、仁方棧橋と呉中央棧橋との間を1日1往復する「キャットクルーズ2」を運航し、自家用車などで道路を利用する市民等を海上輸送へ移行させることで、国道185号の朝夕の深刻な渋滞緩和を図った。

なお、JR呉線においては、8月20日(月)から呉駅と広島との間の暫定的な部分運転が開始されたことで、同月22日(水)をもって両航路とも運航を終了した。

表 災害時緊急輸送船の運航概要

区分	キャットクルーズ	キャットクルーズ2
運航期間	7/30(月)～8/22(水)の間の平日 ※8/7(火)・8(水)、13(月)～15(水)は運休	8/7(火)～8/22(水)の間の平日 ※8/13(月)～15(水)は運休
運航経路	川尻西港棧橋～呉中央棧橋 ※安浦・安登駅から川尻西港棧橋間は連絡バス運行 (運行事業者:南野呂山タクシー)	仁方棧橋～呉中央棧橋
運航事業者	(有)バンカー・サプライ	(有)バンカー・サプライ
乗船定員	80人(船名:くれない2)	50人(船名:くれない3)
運航ダイヤ	 <p>※8/16(木)～:呉中央棧橋発時刻18:30に変更 ※8/20(月)～:連絡バスからJR代行バスに変更</p>	 <p>※8/16(木)～:呉中央棧橋発時刻18:20に変更</p>
利用運賃(片道)	乗船料 500円(小児 250円) 連絡バス 200円(小児 100円) ※一律 運賃合計 700円(小児 350円, 幼児無料)	乗船料 500円(小児 250円, 幼児無料)
運航日数	13日	9日
利用者合計	朝 562人 / 夜 225人	朝 48人 / 夜 16人
日最大	朝 73人 / 夜 28人	朝 16人 / 夜 6人
日最小	朝 10人 / 夜 3人	朝 0人 / 夜 0人

5 事業者の復旧支援

(1) グループ補助金，持続化補助金説明会

今回の豪雨により多くの中小企業が被災する中、8月3日(金)、中小企業庁から、被災した中小企業者の事業の継続、再開を支援するため、グループ補助金や持続化補助金などの新たな支援制度が発表された。

本市では、これらの支援制度を被災した中小企業へ周知するため、同月8日(水)に市ホームページへ支援制度に関する情報を掲載するとともに、中小企業庁が作成した支援制度周知用のチラシを経済団体に配布し、あわせて、全自治会での回覧も実施した。

また、経済産業省、広島労働局及び広島県と連携し、同月20日(月)に広地区で、翌21日(火)には安浦地区で、被災した中小企業・小規模事業者を対象とした支援制度の説明会を開催したほか、市政だよりへの復旧支援情報の掲載なども行った。

そして、11月5日(月)には再度、広地区と安浦地区において説明会を開催し、支援制度の周知を図った。



中小企業庁が作成した支援制度周知用チラシ

表 中小企業等を対象とした支援制度の説明会

区分	市全体説明会	安浦地区説明会
日時	8/20(月) 午前の部 / 10:00 ~ 12:00 午後の部 / 13:30 ~ 15:30	8/21(火) 13:30 ~ 15:30
場所	広まちづくりセンター	安浦まちづくりセンター三津口分館
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)について ○ 被災地域販路開拓支援事業(小規模事業者「持続化補助金」)について ○ その他の支援施策について 	
説明者	経済産業省、広島労働局、広島県	
参加企業数	135企業(午前・午後の合計)	101企業

中小企業等共同施設等災害復旧事業 問 広島商工労働局 ☎082-513-4451

被災した中小企業などがグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設・設備の復旧費用の一部を支援します。

対象者 平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者(中小企業団体を含む)、中堅企業、小規模事業者
対象費目 施設・設備の復旧に要する施設費、設備費、工事費など
補助率 ●中小企業者、小規模事業者 4分の3 ●中堅企業など 2分の1 ※1事業者当たり上限15億円。
申込 11/30までに、復興事業計画を広島商工労働局へ持参
 ※復興事業計画の認定を受けた人から、個社によるグループ補助金の申請ができます。詳しくは広島県 ☎www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/tyuusoukyouguyouhukkou.htmlで。

申請する前にグループ形成手続きが必要です

近くの商工会・商工会議所・金融機関などの支援機関、または商工振興課に相談してください。

問い合わせ先
 呉広域商工会(川尻) ☎70-5660(安浦) ☎84-5800、呉商工会議所 ☎21-0151、商工振興課 ☎25-3310

雇用調整助成金制度 問 広島労働局職業対策課 ☎082-502-7832
ハローワーク呉 ☎25-8609

被災した中小企業などに、来年1/4(金)まで特別措置を実施しています。

対象事業主 雇用保険適用事業所
対象労働者 雇用保険被保険者
要件 販売量、売上高などの生産指標の最近1カ月間の平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること
 ※雇用保険被保険者と受入派遣労働者の雇用指数の最近3カ月間の雇用量が、対前年比で増加していても可。
補助率 ●中小企業 5分の4 ●大企業 3分の2
支給限度日数 1年間で300日



市政だより 平成30年11月号(10月10日発行号)

市全体説明会(広まちづくりセンター)

(2) ふっこう周遊割説明会

今回の豪雨により被災した地域で宿泊キャンセルが相次ぐ中、観光庁においては、災害救助法の適用地域となった11府県(以下「災害救助法適用府県」という。)における風評被害を防止し、観光需要の早期回復を図るため、「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」を創設(8月6日(月)交付要綱施行)した。

これを受け、本市においては、当該補助金による各種支援事業の情報を宿泊事業者等へ直ちに周知するため、広島県に先立ち、同月17日(金)、市役所において当該補助金に係る説明会を開催した(参加者:宿泊事業者14者17人、商工会議所1人)。

また、広島県が当該補助金を活用して実施することとなった「11府県ふっこう周遊割」*について、同月28日(火)に市ホームページや市公式フェイスブック等によりPRを行い、その結果、平成31年1月31日(木)までの間に3,649人泊の利用があった。



市公式Facebookによるふっこう周遊割のPR

※11府県ふっこう周遊割

災害救助法が適用された11府県(岐阜・京都・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・福岡)に、8月31日(金)～11月30日(金)の間、観光やボランティアで2泊以上連続して宿泊された方で、一定の条件を満たす方を対象に、宿泊料金の支援を実施(※9月21日(金)以降の予約から、香川・徳島が追加され「13府県ふっこう周遊割」(宿泊対象期間:10月1日(月)～平成31年1月31日(木))に変更)。

表 平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金の概要

補助事業名	主な内容
周遊旅行促進事業	災害救助法適用府県のうち2府県以上の府県において、2泊以上連続して宿泊した旅行者に対し宿泊施設が宿泊料金を割り引いた場合に、各府県が宿泊施設に対しその一定程度(岡山県、広島県、愛媛県では1人1泊当たり最大6,000円、それ以外の府県については1人1泊あたり最大4,000円)を補助
ボランティア活動促進事業	災害救助法適用府県において、2泊以上連続して宿泊し、ボランティア活動に参加した者に対し宿泊施設が宿泊料金を割り引いた場合に、各府県が宿泊施設に対しその一定程度(岡山県、広島県、愛媛県では1人1泊当たり最大6,000円、それ以外の府県については1人1泊当たり最大4,000円)を補助
代替的交通手段の活用による旅行促進事業	公共交通事業者等が、今回の豪雨による被害を受けた地域に発着する代替的交通手段を用意し、かつ正規料金等と比較して低廉な料金を設定した場合に、当該正規料金等との差額(最大40%)を補助

表 13府県ふっこう周遊割の利用実績

(単位:人泊)

区分	補助対象者	利用実績	
		広島県全体	本市
周遊旅行促進事業	宿泊事業者/旅行者	45,143	1,543
	指定宿泊事業者	1,625	-
	個人	18,567	1,105
ボランティア活動促進事業	個人	1,735	1,001
合計		67,070	3,649

※宿泊事業者/旅行者…旅行者があらかじめ割引された企画旅行へ参加したケース

指定宿泊事業者……………旅行者が府県指定宿泊施設に宿泊したケース

個人……………旅行者又はボランティア参加者が府県指定宿泊施設以外に宿泊したケース

(3) 各種融資制度の認定書等交付

国及び広島県においては、突発的な災害の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するため、中小企業庁が所管する「セーフティネット保証制度」をはじめ、災害からの復旧に必要な費用等の融資制度を整備している。

こうした中、今回の豪雨災害において、本市は災害救助法の適用を受けたことで、国等による融資制度の対象市となった。

また、これらの各種融資制度の申請に当たっては、主たる事業所の所在地である市町村が発行する認定書又は証明書が必要であったことから、産業部商工振興課において当該認定書等の発行手続きを実施した。

表 認定書交付の概要

区 分	セーフティネット保証4号認定 (突発的災害(自然災害等))	県復興支援特別資金認定
制度の概要	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置	
対象となる 中小企業者	○申請者が指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること	
	○指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	○指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること
認定手続	①主たる事業所所在地の市町村において申請して認定を受け、認定書を受領 ②希望の金融機関又は信用保証協会へ認定書を持参し、保証付き融資を申込	
申請受付期間	7/5(木)～R2年1/11(土)	8/6(月)～H31年1/31(木)
売上高の 平均減少率	○最近1か月間:39.48% ○最近3か月間:31.47%	○最近1か月間:25.89% ○最近3か月間:18.08%
認定件数	80件 飲食18件、製造18件、建設土木14件、 小売12件ほか	153件 建設土木41件、製造34件、小売27件、 サービス23件、飲食16件ほか

表 被害証明書発行の概要

区 分	主な内容
制度の概要	中小企業者が、広島県信用保証協会の災害関連保証及び日本政策金融公庫の「平成30年7月豪雨特別貸付」を利用する場合、社用車等の動産に対して被災した証明が必要となるため、被害証明書を発行
交付の対象	7月5日(木)からの豪雨災害により被災した、市内に事業所を有する中小企業等の事業の用に供する動産(固定資産税の賦課の対象物として、市に申告済の償却資産を除く。)
交付手続	申請書に必要書類を添えて産業部商工振興課へ申請(証明書は郵送等で交付)
申請受付期間	7/7(土)～R3年1/31(日)
交付件数	12件(R2年3/31(火)現在)
証明資産と 被害の状況	○証明資産:事業用車両(トラック、軽バン)、コンテナ倉庫、PC等周辺機器等 ○被害状況:浸水、土砂流入、倒木による損壊等

(4) 被災施設の復旧助成

① 製造業等

広島県では、今回の豪雨災害により被災し、前述のグループ補助金等の対象外となる大企業等の早期復旧を後押しし、県外流出を防ぐとともに、地域の経済・雇用の回復を図ることを目的として被災施設等復旧助成制度を創設した。当該制度は、所在する市町が支援することを対象条件としているため、本市も広島県と連携して協調助成制度を創設した。

表 広島県被災施設等復旧助成制度の概要

対象業種	製造業、運輸業、サービス業等
対象条件	○グループ補助金等の対象外となる企業が施設・設備を復旧する場合で、罹災証明を受けており、流入土砂・災害廃棄物等処分費用の4分の1を該当市町が負担すること。 ○施設・設備の投資額が5億円以上で、かつ、雇用を維持すること。
助成対象	① 施設(建物)、機械設備に係る設備投資費用 ② 流入土砂、災害廃棄物等の処分費用
助成率	① 固定資産税評価額の5% ② 流入土砂、災害廃棄物等の処分に関する費用の4分の2 (市町の4分の1助成と合わせて、合計4分の3を助成)
限度額	10億円

② 福祉施設等

今回の豪雨により市内の社会福祉施設についても様々な被害を受けたことから、これらの施設を運営する事業者の早期復旧を支援するため、国庫補助事業による災害復旧費^{*}の活用について案内を行い、希望する事業者からの要望額を整理した。

被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、損害保険の適用による復旧や前述のグループ補助金の活用を選択した事業者もいるため、今回の豪雨により復旧費の補助金を活用した施設は全9施設(8事業者)であった。なお、補助金は、主に被災した施設・設備機器の修理、被災車両や備品類の復旧に要した費用に対して交付しており、その額は14,088千円となっている。

表 被災した社会福祉施設等への復旧助成

施設区分	施設種別	施設数	補助交付額 (千円)	施設所在地区			
				中央	広	天応	安浦
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム	1	8,893				1
	通所介護サービス事業所	2				1	1
	地域包括支援センター	1					1
障害者福祉施設	共同生活援助施設	1	3,534	1			
	就労支援施設	1					1
児童福祉施設	私立保育所	2	1,661	1	1		
	幼保連携型認定こども園	1		1			
計		9	14,088	3	1	1	4

^{*}「平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」、「平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による社会福祉施設等設備災害復旧費補助金」

6 農業者・漁業者への支援

(1) 経営体育成支援事業

被災地の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策について、国が取りまとめた「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」において、今回の豪雨により被害を受けた農作物の生産・加工に必要な施設や機械の再建・修繕を支援するための「被災農業者向け経営体育成支援事業」が措置された。

本事業の周知に当たっては、農区長代表者会や地区農区長会議での説明、各農家へのチラシ配布のほか、市政だよりや市ホームページなどを活用して広報を行った。

そして、申請の受付期間を、9月25日(火)から12月27日(木)までとし、9月27日(木)から10月19日(金)までの間、倉橋・安浦・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区の各市民センター等に大被害地区個別相談窓口を設置して農業者等からの相談対応等に当たった。

本事業は、当初2か年の事業計画であったが、国の方針が変更となり、平成30年度限りの事業となったものの、再度、国から平成31(令和元)年度においても事業実施が可能との方針変更の通知があり、令和元年5月7日(火)から6月28日(金)までを再申請の受付期間とし、事業実施することとなった。

なお、平成30年度の事業実績は、経営体数(事業件数)が81経営体(211件)、総事業費は約7,640万円で、そのうち、市の負担額は約1,450万円(総事業費の2/10相当額)であった。



被災現場(倉橋町第3水越・7/13撮影)

表 被災農業者向け経営体育成支援事業の概要

区分	主な内容	
対象	○農業用施設・機械等が被災し、今後も農業経営を継続する意思のある販売農家(家庭菜園は除く)	
支援内容	○農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設等の再建・修繕	(例) 農業用ハウス, 加工施設, 加温用ボイラー等
	○農業用機械等の再取得・修繕	(例) トラクター, 田植機, コンバイン, モノレール等
申請期間	○9/25(火)～12/27(木) / [再受付] R元年5/7(火)～6/28(金)	
補助率	○事業費×9/10以内(国:5/10, 県:2/10, 市:2/10, 自己負担1/10)	
H30年度実績	○経営体数(事業件数) 81経営体(211件) ○総事業費 76,369,795円 (国:35,616,000円, 県:14,517,000円, 市:14,517,000円, 自己負担:11,719,795円)	

農業用施設・機械などの復旧支援 問 農林水産課 ☎ 25-3318

平成30年7月の豪雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕を支援します。

対象者 農業用施設・機械などが被災し、今後も農業経営を継続する意思のある人(家庭菜園は除く)
※農業用施設・機械などを取得する場合は、耐用年数期間の営農継続が必要。

主な内容

- 農産物の生産と、生産した農産物の加工に必要な施設などの再建・修繕(農業用ハウス、加工施設、加温用ボイラー など)
- 農業用機械などの再取得・修繕(トラクター、田植機、コンバイン、モノレール など)

補助率 10分の8～10分の9

市政だより 平成30年11月号(10月10日発行号)

表 地区農区長会議開催状況

月日	開催時間	地区	参加人数	開催場所	月日	開催時間	地区	参加人数	開催場所
9/25 (火)	10:00	豊浜	15人	豊浜まちづくりセンター	10/ 2 (火)	11:00	警固屋	2人	警固屋市民センター
	14:00	豊	38人	豊まちづくりセンター		14:00	中央	2人	市役所本庁舎5階
9/26 (水)	9:00	吉浦	3人	吉浦まちづくりセンター	10/ 3 (水)	11:00	蒲刈	26人	蒲刈市民センター
	10:30	天応	3人	吉浦まちづくりセンター		14:00	下蒲刈	20人	下蒲刈市民センター
9/27 (木)	11:00	安浦	34人	安浦まちづくりセンター	10/ 4 (木)	13:00	郷原	11人	郷原市民センター
	14:00	仁方	7人	仁方まちづくりセンター	10/ 5 (金)	11:00	阿賀	10人	阿賀まちづくりセンター
9/28 (金)	11:00	川尻	15人	川尻まちづくりセンター		14:00	広	16人	広まちづくりセンター
	16:00	昭和	18人	昭和まちづくりセンター					
10/ 1 (月)	10:00	音戸	14人	音戸市民センター					
	14:00	倉橋	20人	倉橋市民センター					

(2) 水産多面的機能発揮対策事業

今回の豪雨災害により、市内を流れる黒瀬川、大白明川及び野呂川の河口に設置されているカキ抑制柵に上流から流れてきた流木・ゴミ及び土砂が堆積する被害が生じた。

こうした中、国(水産庁)においては、7月9日(月)に水産多面的機能発揮対策事業関係者に対し、「大雨被害に伴う迅速な水産多面的機能発揮対策事業の活用について」を通知し、同月24日(火)には当該事業について、激甚災害指定に伴い地方負担を伴わなくとも実施可能とする等の措置(本来は国7割・市3割負担)をとることを都道府県及び関係団体へ周知した。

本市においては、発災直後から広島県やカキ生産者等と今後の対応について調整を続けてきたが、こうした国(水産庁)の動向を踏まえ、当該事業を活用し漁業者を支援することとした。

具体的には、次表のとおり、各地区の漁業者等で構成する4地区の活動組織が河口付近の流木・ゴミ及びカキ抑制柵周辺の土砂撤去(人力では不可能な土砂撤去等については業者委託)を行い、これらの活動に対して国(水産庁)から直接、各活動組織に交付金が交付され、本市は漁業者と国(水産庁)、広島県との調整、書類の作成や活動の側面支援等の役割を担った。



堆積物等撤去作業(広地区・黒瀬川河口)

表 水産多面的機能発揮対策事業の実施状況(平成30年度)

区分	阿賀	広	倉橋西部	安浦	
活動組織名	阿賀のアマモ場・干潟を守る会	黒瀬川の干潟を守る会	大白明川の干潟を守る会	三津口湾のアマモを守る会	
対象河川	黒瀬川		大白明川	野呂川	
活動開始	10/13(土)	11/ 6(火)	10/20(土)	9/12(水)	
大規模な活動日数	8日	6日	3日	11日	
延べ参加人数	346人	151人	101人	285人	
回収量	流木等自然ゴミ	11.8t	8.9t	52.7m ³	170m ³
	不燃・人工ごみ	14m ³	1.9t	9.6m ³	0.7t
	土砂	537m ³	1,529m ³	835m ³	-
浚渫工事期間(浚渫日数)	H31年2/19(火)～22(金) (2日間)	H31年2/20(水)～3/11(月) (4日間)	H31年3/19(火)～23(土) (5日間)	-	



浚渫工事(阿賀地区・黒瀬川河口)



堆積物撤去等作業(安浦地区・野呂川河口)

(3) 各種融資制度の認定書交付

本市の農漁業に甚大な被害をもたらした今回の豪雨災害は、広島県における農業及び漁業振興資金の対象となる災害に指定された(農業は7月9日(月)、漁業は同月11日(水)にそれぞれ指定)。

これを受け、産業部農林水産課において、各資金の借入を希望する農漁業者への被害認定申請に関する事務(認定書の交付)を行うこととなった。

このため、7月11日(水)から市ホームページ等による広報を開始し、また、8月29日(水)には、農漁業者等を対象に「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく農林水産関係支援事業及び融資制度等に関する説明会を開催した。

なお、最終的に被害認定を希望する農漁業者はおらず、認定書を交付することはなかった。

表 広島県による農漁業者への融資制度

区分	広島県農業振興資金 (農業災害特別対策資金)	広島県漁業振興資金 (漁業災害特別対策資金)
制度の概要	農業経営の維持及び生活の安定に必要な資金、被害を受けた農業施設の取得等に必要な資金を融資	被害を受けた漁業施設・漁船等資材の復旧に必要な資金、漁業経営の復旧及び生活の安定に必要な資金を融資
対象	市内の農業者若しくはこれらの者が構成員となっている法人又は団体	市内の漁業者若しくはこれらの者が構成員となっている法人又は団体
申込窓口	呉農協・ゆたか農協・芸南農協	広島県信用漁業協同組合連合会
借入限度額	個人経営 200万円(みなし法人 1,000万円) / 法人経営 1,000万円(融資率100%)	
貸付利率	無利子	
償還期間	7年以内(据置期間は1年以内)	

第7章

国・県・他団体 からの支援

1 被災地への人的応援制度

(1) 初動期・応急期・復旧期

① 災害対策基本法に基づく応援

災害発生時における被災地への人的応援については、災害対策基本法第67条及び第68条において、被災した市町村は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村又は都道府県に対して応援要請を行うことができるとされている。

なお、同法に基づく応援職員は、被災地において避難所の運営支援や住家等被害状況調査、救援物資・資材の搬入等の業務を担い、派遣期間は短期間である。

➤ 他の市町村長等に対する応援の要求(第67条)

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

➤ 都道府県知事等に対する応援の要求(第68条)

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

② 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援

被災市区町村応援職員確保システムは、大規模災害発生時に被災した市区町村を支援するため、全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして、平成30年3月に総務省において制度化されたシステムで、今回の豪雨災害において初めて運用された。

このシステムの目的は、大規模災害発生直後の被災市区町村において増加する避難所の運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務に対応するため、都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当てて対口支援団体を決定し、災害対応業務を支援する応援職員の派遣を行う。

また、被災市区町村における災害マネジメント機能の低下に対応するため、災害対応のノウハウや推進体制の整備等の災害マネジメントを総括的に支援する災害マネジメント総括支援員を短期的に派遣するものである。

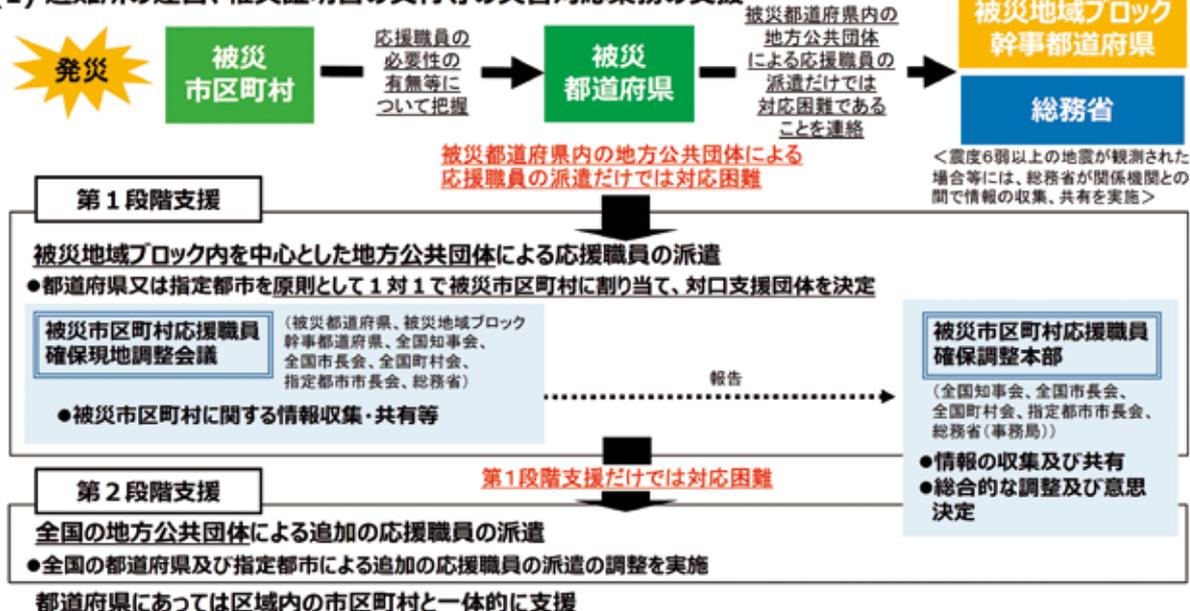
(P208・209「被災市区町村応援職員確保システムによる派遣」を参照)

被災市区町村応援職員確保システムについて

システムに基づく応援職員の派遣の目的

- (1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - (2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援
- } 短期の派遣

(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



(2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 〔「総括支援チーム」の派遣〕

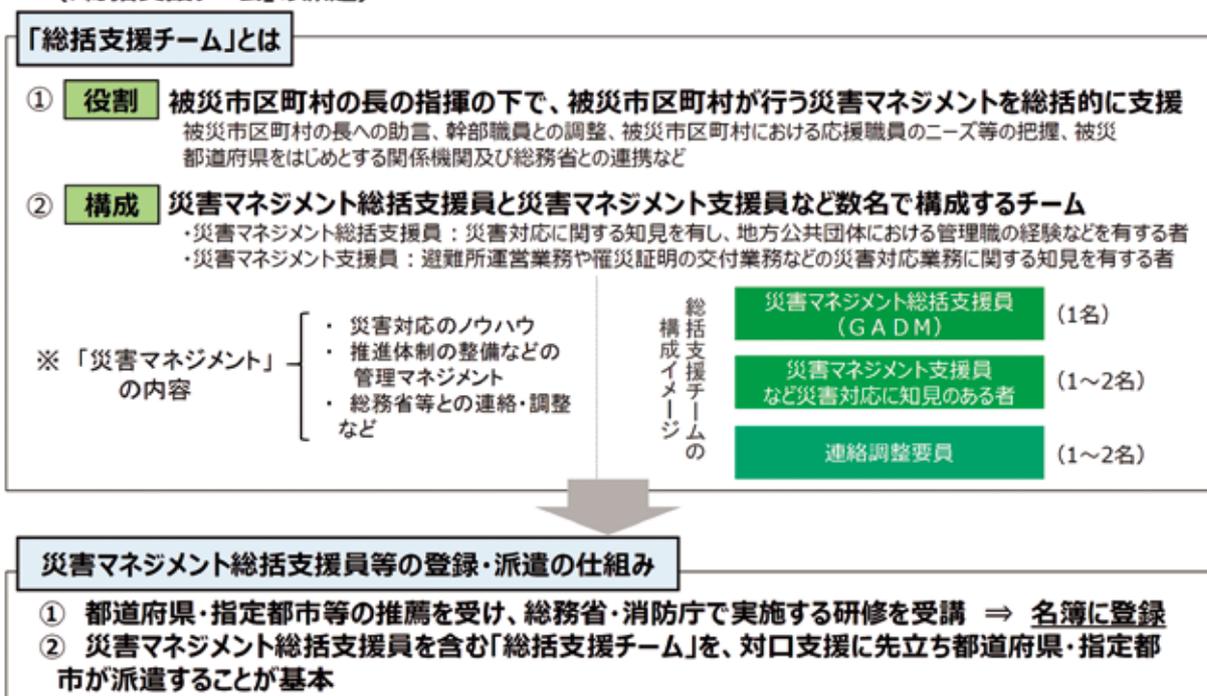


図 被災市区町村応援職員確保システムの概要

(出典:総務省ホームページ/被災地方公共団体に対する人的支援の取組)

③ 相互応援協定に基づく応援

災害の発生に備え、地方公共団体間で事前に締結した災害相互応援協定に基づき応援職員を派遣し、派遣された応援職員は、協定に規定されている業務に従事し、被災地における災害応急対策を支援する。なお、相互応援協定に基づく応援職員の派遣期間は短期間である。

表 災害相互応援協定に基づく応援職員の派遣状況

協定の名称	関係地方公共団体	派遣状況
ア 災害時における旧軍港市相互応援に関する協定 (H24年9月28日締結)	・神奈川県横須賀市 ・京都府舞鶴市 ・長崎県佐世保市	○舞鶴市から派遣 ・業務:住家等の被害状況調査 ・実人数:4人(延べ人数22人日) ○横須賀市・舞鶴市から派遣(保健師) ・業務:戸別訪問による健康相談 ・実人員:横須賀市14人, 舞鶴市6人
イ 中核市災害相互応援協定 (H28年4月1日締結)	・中核市58市 (R2年3月末時点)	○大阪府枚方市・高槻市から派遣 ・業務:避難所等支援 ・実人数:枚方市4人(延べ人数12人日) 高槻市3人(延べ人数9人日)

※上記のほか、本市が加入する公益社団法人日本水道協会や全国都市清掃会議から、給水活動や災害ごみ収集・運搬活動等への応援職員の派遣を受けた。

④ その他の法令等に基づく主な応援

ア 緊急消防援助隊【消防庁】

この制度は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した大規模災害等における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することができるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、同年6月に創設された。

その後、平成15年6月の消防組織法改正により緊急消防援助隊が法制化(平成16年4月施行)され、総務大臣が隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、当該基本計画を踏まえ、消防庁長官が都道府県知事又は市町村長からの申請に基づき、部隊を登録することとされた(令和2年4月1日現在、6,441隊が登録)。

なお、大規模災害時には、消防庁長官の出動の求め又は指示により部隊が出動することとされている(※求めを受け出動した同隊の活動費は受援側が、指示の場合は国が負担)。

(P109「緊急消防援助隊」を参照)

➤ 消防組織法(緊急消防援助隊)

第45条 緊急消防援助隊とは、第44条第1項[※]、第2項若しくは第4項の規定による求めに応じ、又は同条第5項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

[※]第44条(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第44条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条から第44条の3までにおいて「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

イ 警察災害派遣隊【警察庁】

東日本大震災への対応を教訓に、大規模災害発生時における広域的な部隊運用の拡充を図るため、平成24年5月から即応部隊と一般部隊で構成する警察災害派遣隊が編成された。

即応部隊は、発災後、直ちに被災地に派遣され、被災者の救出救助や緊急交通路の確保、行方不明者の捜索などの活動を実施し、一般部隊は、発災から一定期間経過後に、被災地警察等の機能を補完・復旧するために捜索、警戒警ら等の警察活動を長期間にわたり実施する。

なお、同隊の任務や編成等については、警察災害派遣隊設置要綱に規定されている。



図 警察災害派遣隊の概要
(出典:警察庁ホームページ/災害時における警察活動)

ウ 災害派遣部隊【自衛隊】

自衛隊の災害派遣は、天災、地変、その他の災害に際して人命又は財産の保護に当たり民生安定に寄与することを目的とする自衛隊の基本的な任務の一つとなっている。

派遣部隊は、被災地において、被害状況の把握、避難の援護、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、給水支援、通信支援、炊飯支援、防疫、応急医療、人員輸送、救援物資の緊急輸送、火薬爆発物などの保安措置等の任務に従事する。

なお、災害派遣については、自衛隊法に規定されている。

(P106 ~ 「自衛隊」を参照)

➤ 自衛隊法(災害派遣)

第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

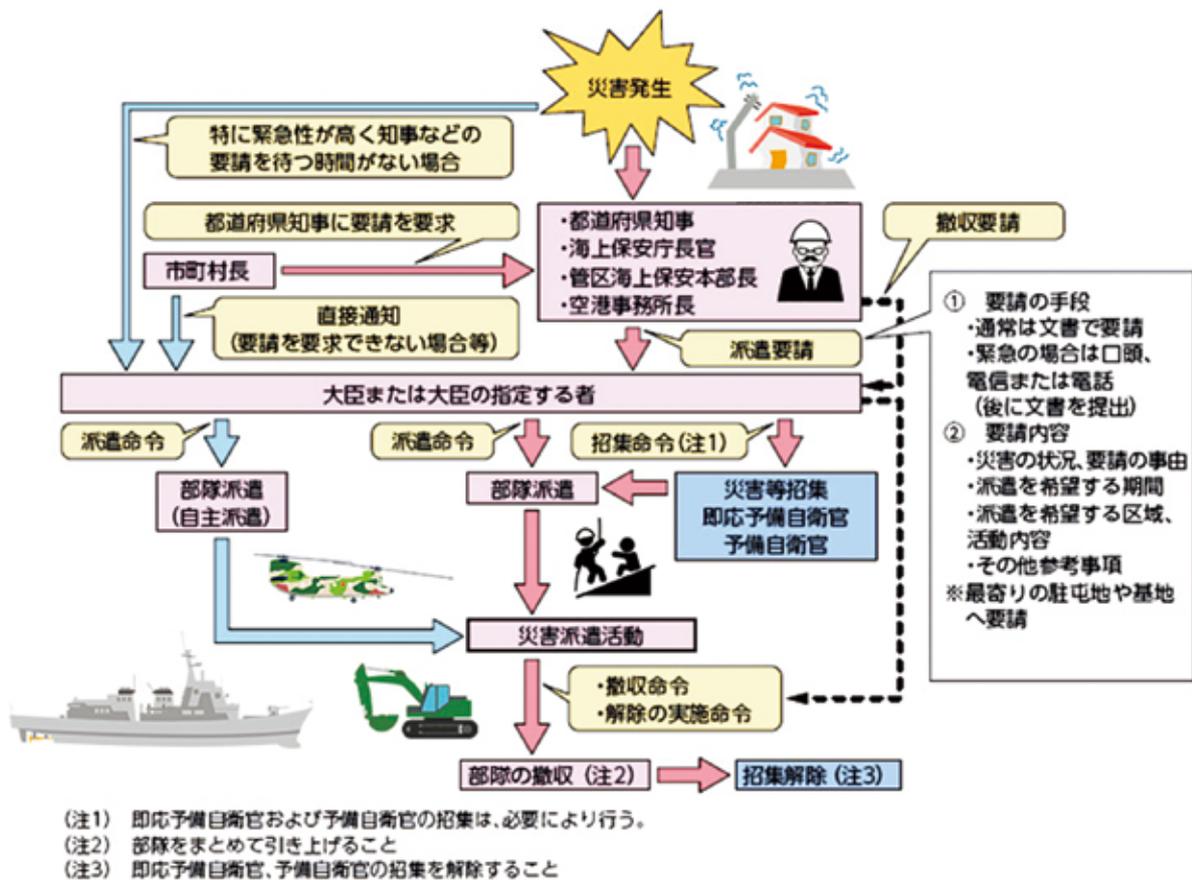


図 災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れ
 (出典:防衛省・自衛隊ホームページ/災害派遣について)

コラム

～豪雨災害を通して～

「愚直さの追求」による災害派遣活動

元海上自衛隊呉地方総監 池 太郎



多量の水を含むと土砂災害の危険性が極めて高い真砂土により、25名の尊い命が奪われ、長期間の断水が発生しました。

呉地方総監として、海上自衛隊の特性を生かした災害派遣活動として陸路が寸断された地区に海路からの搜索活動の実施及び長期断水に対する生活(入浴・洗濯・給水)支援を呉艦艇基地内の護衛艦「かが」等約6隻により実施しました。

酷暑の中、各隊員は懸命に市民の心に寄り添う災害派遣活動を展開しました。

市民から「呉に海上自衛隊あり、そして呉市民であって本当に良かった」との率直な感謝の気持ちが現場隊員に伝えられました。隊員の献身的な活動を大いに誇りに思うとともに、今後の災害派遣活動は、「愚直さ」の追求により完遂されたものと確信しています。

エ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)【国土交通省】

大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等へ支援が行えるよう、平成20年4月に緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が創設された。

同隊は、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧などに対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを任務とし、その遂行に当たっては、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員(14,386名の職員を予め指名(令和2年4月1日現在))が活動を展開する。

なお、同隊の目的、事務及び指揮監督等については、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令に規定されている。

(P180・181「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による支援」を参照)

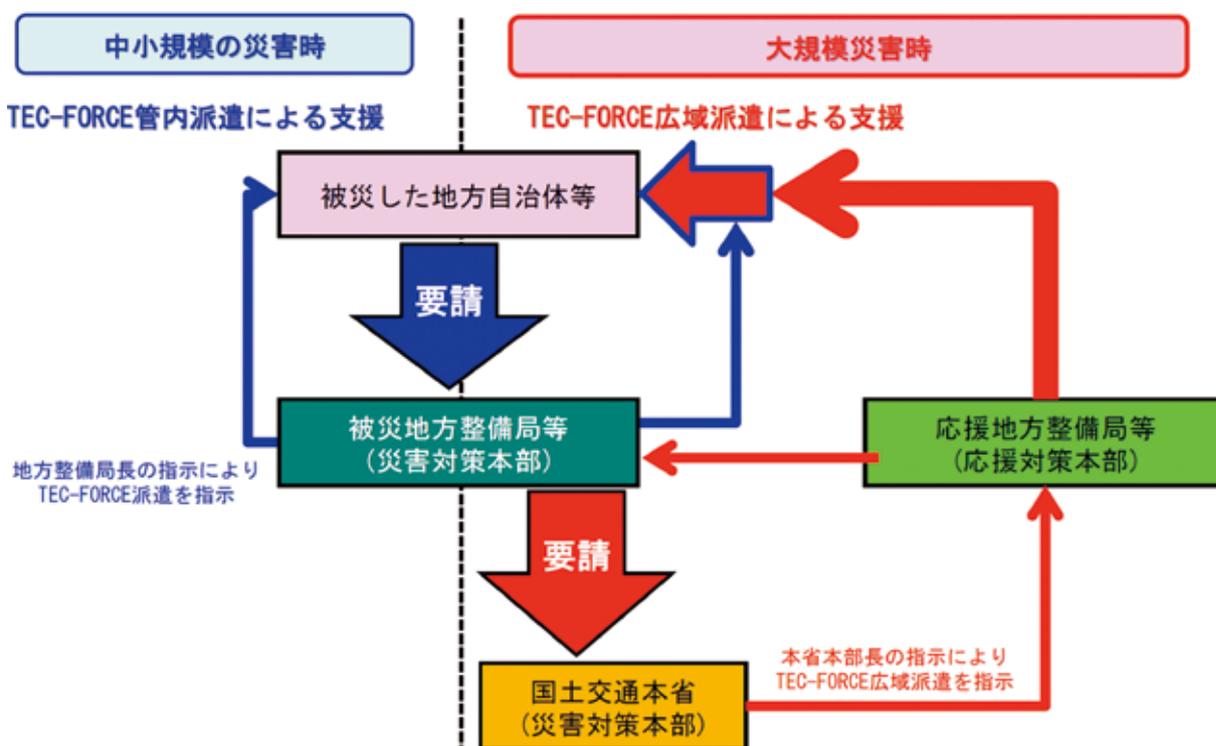


図 災害規模に応じた支援の仕組み

(出典:TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)について/国土交通省 水管理・国土保全局資料)

オ 災害派遣医療チーム(DMAT)【厚生労働省】

DMATは、大規模地震及び航空機・列車事故等の災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動を開始できる機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。

基本的に医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名で一隊を構成し、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を任務とする。

なお、災害対策基本法に基づく防災基本計画に、国、都道府県又は日本赤十字社等の役割として、DMATの派遣要請等について記載されている。

(P110・111「災害派遣医療チーム(DMAT)による活動」を参照)

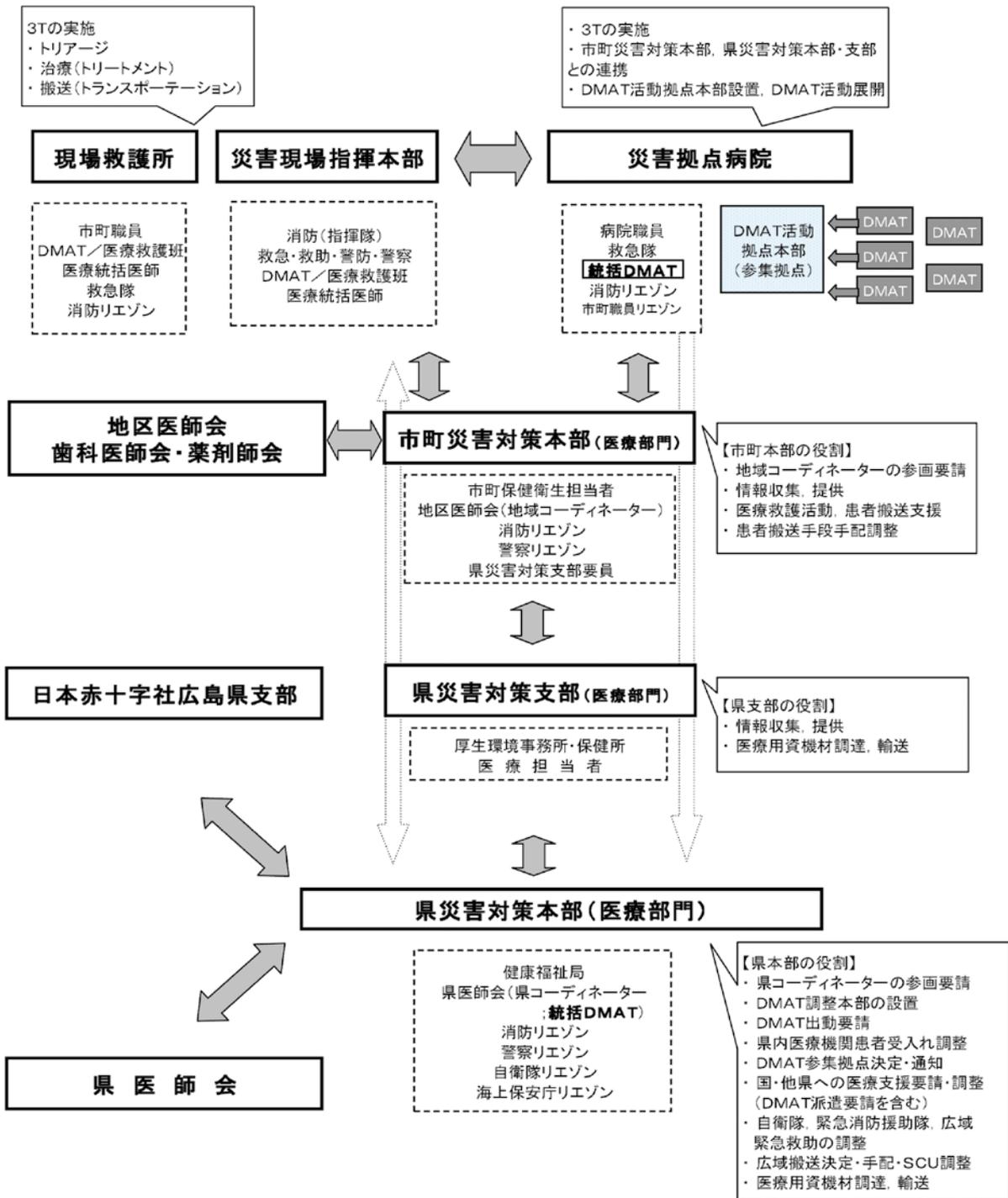


図 災害医療救護体制のイメージ
(出典: 災害時医療救護活動マニュアル/平成24年3月 広島県)

(2) 復旧期(中期以降)・復興期

① 地方自治法に基づく派遣

地方自治法第252条の17第1項の規定に基づく職員派遣であり、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を処理するため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し、職員派遣を要請することができる。

同法に基づき派遣される応援職員は、被災地等における災害査定などの社会基盤施設復旧業務、被災者の健康相談や戸別訪問などの業務を担い、派遣期間は原則として中長期にわたり、派遣職員の身分の異動(派遣先の身分と併任)を伴うこととなる。

なお、同法に基づく職員派遣のスキームについては、次の図のとおりである。

➤ 職員の派遣(第252条の17第1項)

第252条の17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

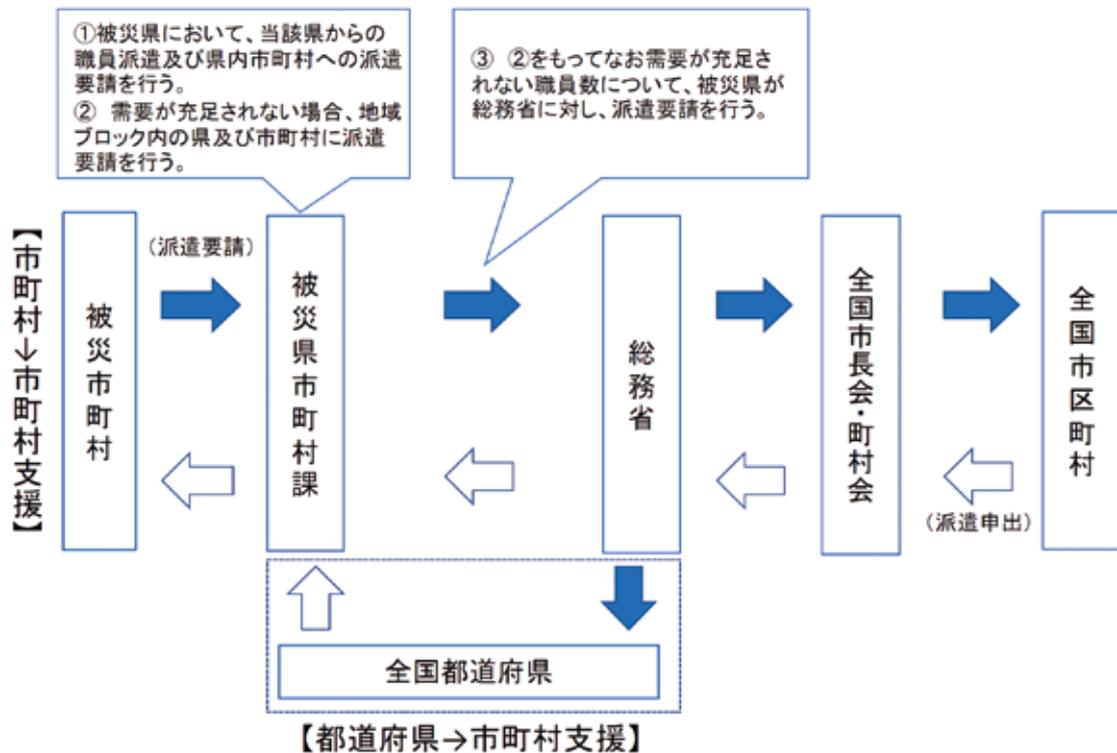


図 総務省と全国市長会・全国町村会による被災市町村への中長期の職員派遣のスキーム
(出典:総務省ホームページ/総務省と全国市長会・全国町村会による派遣スキーム)

2 本市への応援職員の派遣

(1) 被災市区町村応援職員確保システムによる派遣

今回の豪雨災害は、総務省において、平成30年3月に制度化された大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」が運用された初めての災害であったが、対口支援団体(カウンターパート)による支援や災害マネジメント総括支援員からの的確な助言などにより、災害応急対策や被災者支援の迅速化を図ることができた。

① 対口支援団体等による職員の派遣

本市では、静岡県が対口支援団体となり、同県内の21市11町も含め、7月9日(月)から8月31日(金)までの54日間で延べ1,372人(災害マネジメント総括支援員を含む。)にも上る応援職員の派遣を受け、避難所の運営支援や断水地域への給水活動、罹災証明書の発行、罹災証明書発行のための住家等の被害状況調査など、幅広い業務で支援を受けた。



応援職員による住家の被害状況調査

表 対口支援による応援自治体と応援職員の本業務内容

応援自治体(静岡県内市町)	応援職員の本業務内容
静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、牧ノ原市 (計21市) 東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町 (計11町)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営支援 ○断水地域への給水活動 ○罹災証明書の発行 (申請受付・交付業務) ○罹災証明書発行のための住家等被害状況調査 ○災害見舞金の申請受付 ○土木災害箇所の現地調査等

② 災害マネジメント総括支援員の派遣

災害マネジメント総括支援員は、7月9日(月)から19日(木)の間は兵庫県から、翌20日(金)から8月15日(水)の間は静岡県から各1名の派遣を受けた。

派遣決定までの動きとして、発災直後の7月8日(日)に広島県知事から市長に直接、電話による派遣希望の照会があり、副市長等との内部協議の上、直ちに派遣の要請を行った。

その後、総務省において派遣に関する調整が行われ、同日派遣が決定、翌9日(月)には災害マネジメント総括支援員が本市に到着し、同日から支援活動が開始された。



災害マネジメント総括支援員との協議

(2) 専門職種による人的・技術的支援

① 土木技術職員の中長期派遣

今回の豪雨災害では、市内各所において道路や河川をはじめ、橋梁や農林道、公共施設など、市民生活や経済活動の根幹を支えるインフラが大きな被害を受けた。

このため、被災した土木施設や農林水産業基盤施設等の早期復旧を図り、二次災害の発生防止や機能回復に努める必要があった。

しかしながら、前述のとおり、被災箇所は膨大な数に上り、現地調査や設計・積算、災害査定などの一連の業務を迅速に実施していく上で、災害復旧を担う本市の土木技術職員への業務負荷の増大と人員不足が懸念される状況となった。

このため、総務部人事課を通じて、地方自治法の規定に基づく中長期の職員派遣を要請した結果、他自治体から土木技術職員が派遣されることとなった。

なお、平成30年度における土木技術職員の中長期派遣は、対口支援団体である静岡県及び静岡市、旧軍港市である横須賀市及び舞鶴市に加え、富山市や明石市、鳥取市から派遣を受けた。

また、令和元年度においても同様に、総務省スキームによる土木技術職員の中長期派遣を要請し、静岡県、さいたま市、横須賀市、舞鶴市、高崎市、富山市、そして明石市から1年間の派遣を受けた。

表 本市への土木技術職員の中長期派遣の状況

自治体名	派遣期間	派遣人数	本市における所属(当時)
静岡県	H30年10/1(月)～R2年3/31(火)	14名	土木維持課川尻安浦土木出張所
鳥取市	〃 11/5(月)～H31年2/28(木)	4名	土木維持課、土木維持課農林土木室
舞鶴市	〃 10/22(月)～R2年3/31(火)	2名	土木維持課農林土木室
富山市	〃 10/18(木)～R2年3/31(火)	2名	
静岡市	〃 11/5(月)～H31年3/31(日)	1名	
横須賀市	〃 10/15(月)～R2年3/31(火)	1名	
さいたま市	H31年4/1(月)～R2年3/31(火)	1名	土木維持課川尻安浦土木出張所
高崎市	〃 4/1(月)～R2年3/31(火)	1名	土木維持課農林土木室
明石市	〃 2/1(金)～R2年3/31(火)	1名	
合 計		27名	

※派遣人数は延べ人数であり、人数の多い順に記載

※土木維持課農林土木室は、機構改革により令和元(平成31)年度から農林土木課に改編

コラム
～豪雨災害を通して～

災害復旧業務に従事して

静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課

主任 久保田 達也



西日本豪雨の発災から約8ヶ月が経過した平成31年4月に呉市土木部土木維持課川尻安浦土木出張所へ派遣となり、1年間、現地での災害復旧業務に従事しました。

赴任当時と比べれば市街地の復旧は進んでいるものの、郊外へ目を向ければ依然として被災の爪痕が数多く残っています。復旧工事は各箇所でも困難な課題も多く、未だ道半ばであり、より一層推進させることが重要となっています。

そうした中、地元の方々から私たちへいただいた感謝と期待のお言葉は大変励みになりました。私自身は微力でありましたが、ここでの経験を糧として静岡での業務に努めていきたいと思っております。

最後になりましたが、公私にわたりご気遣いいただいた呉市職員の皆様には心より感謝申し上げますとともに、呉市の一日も早い復旧・復興を願っております。

② 保健師の派遣(短期・中長期)

ア 保健師の短期派遣

被災地への保健師の派遣については、前述の厚生労働省の調整に基づく短期派遣のほかにも、複数の自治体から支援を受けた。

保健師の短期派遣に当たっては、7月10日(火)から同月27日(金)までの間に4自治体から保健師派遣についての打診があり、このうち神奈川県横須賀市及び京都府舞鶴市については、相互協定(災害時における旧軍港市相互応援に関する協定)による派遣、石川県能美市及び福岡県福岡市については、それぞれ人事担当部署を通じての自主的な派遣であった。

これら保健師の派遣については、福祉保健部保健所健康増進課が直接相手方と調整したが、こうした受援自体が初めてのことであったため、受入れに際しては、宿泊先や移動手段、特に業務場所までの地理的情報や道路事情(刻々と状況が変化する道路通行規制等)の情報提供が必要であり、これらの調整に労力を要する一面もあった。

こうした受入調整によって、同月20日(金)からは横須賀市の保健師による活動が開始され、次表に示すとおり、8月11日(土)までの間、4自治体から保健師等の派遣を受けた。

なお、これらの保健師等は、主に、厚生労働省の調整による派遣チームが活動する天応・安浦地区以外の地域における避難所等を中心に、被災者の健康相談、健康チェック、避難所の衛生対策などの活動を行った。(P113「保健師による保健活動」を参照)

表 保健師の短期派遣の状況(厚生労働省の調整による短期派遣を除く)

自治体名	派遣期間(移動日含む)	派遣人員及び主な活動内容	
横須賀市	7/20(金)～8/11(土)	派遣人員	14人(全て保健師) ※保健師2人1組を7回にわたり派遣
		活動内容	吉浦地区の避難所及び戸別訪問による健康相談等
舞鶴市	7/22(日)～8/7(火)	派遣人員	6人(全て保健師) ※保健師2人1組を3回にわたり派遣
		活動内容	川尻・安浦地域での戸別訪問による健康相談等
能美市	7/26(木)～8/3(金)	派遣人員	4人(保健師2人, 業務調整員2人) ※各1人ずつ2人1組で2回派遣
		活動内容	音戸・昭和地区の避難所での健康相談等
福岡市	8/7(火)～8/10(金)	派遣人員	4人(保健師2人, 業務調整員2人) ※4人1組で1回派遣
		活動内容	音戸・昭和地区での戸別訪問による健康相談等

イ 保健師の中長期派遣

前述の避難所を中心とした健康相談等の活動に加え、発災直後から見合せていた母子保健法に基づく乳幼児の健康診査など、通常業務の段階的な再開^{*}に伴って、本市の保健師への業務負荷の増大と人員不足が懸念される状況となった。

このため、総務部人事課を通じて地方自治法の規定に基づく中長期の職員派遣を要請した結果、被災者の健康相談や戸別訪問のほか、市保健師の通常業務の支援として、保健師の派遣を受けることになった。

こうした中長期の派遣により、各種健康診査等の通常業務についても応援保健師がサポートすることで市保健師の負担軽減につながり、引き続き被災者への戸別訪問等をきめ細かく行う体制を整えることができた。

なお、平成30年度においては、広島県大竹市、短期派遣においても支援を受けた石川県能美市、対口支援団体である静岡県及び同県内の3市(磐田市、富士市、熱海市)から保健師の中長期派遣を受けた。

また、令和元年度においても同様に、総務省のスキームによる保健師の中長期派遣を要請し、旧軍港市である横須賀市から1年間の派遣を受けた。



保健師による戸別訪問についてのミーティング(安浦地区)

※通常業務の再開

- 7月13日(金) 乳幼児健康診査の再開、精神保健相談の再開
- 7月18日(水) 東保健センターでの成人健康診査の再開
- 7月25日(水) 発達健診の再開
- 7月26日(木) 西保健センターでの成人健康診査の再開

表 保健師の中長期派遣の状況

自治体名	派遣期間 (移動日含む)	派遣人員	主な活動内容
大竹市	H30年9/18(火)～H30年11/30(金)	6人	天応地区(避難所等)の健康相談、戸別訪問
能美市	H30年11/1(木)～H30年12/28(金)	2人	天応地区の健康相談、通常業務の支援
静岡県	H30年10/18(木)～H30年11/30(金) H31年2/1(金)～H31年2/28(木)	3人	安浦地区の戸別訪問、安浦保健出張所の業務支援
磐田市	H30年12/1(土)～H30年12/28(金)	1人	安浦地区の戸別訪問、安浦保健出張所の業務支援
富士市	H31年1/4(金)～H31年1/31(木)	1人	安浦地区の戸別訪問、安浦保健出張所の業務支援
熱海市	H31年3/1(金)～H31年3/31(日)	1人	安浦地区の戸別訪問、安浦保健出張所の業務支援
横須賀市	H31年4/1(月)～R2年3/31(火)	1人	安浦保健出張所での被災者支援、通常業務の支援

これらの支援のほかにも、高知県から広島県(西部保健所呉支所)へ派遣されている保健師が、9月から4か月にわたり天応地区での健康相談や戸別訪問のほか、他市から本市に派遣された保健師の活動場所や日程調整等の業務の調整役として活動された。

表 広島県西部保健所呉支所への保健師の派遣(実質的な呉市への人的支援)

自治体名	呉市での従事期間	派遣人員	主な活動内容
高知県	H30年9/6(木)～10/31(水)	保健師1人(2か月従事)	派遣保健師の業務の調整 天応地区での健康相談、 天応地区での戸別訪問等
	H30年11/1(木)～12/28(金)	保健師2人(1か月単位で交代)	

心のケア 助っ人が力

高知から被災地に保健師・西川さん

県内の西日本豪雨の被災地では、他県から派遣された2人の保健師も避難所や仮設住宅を訪問し、被災者の心のケアに努めている。うち高知県の西川公恵さん(59)は、12人が犠牲になった呉市天応地区で、市の保健師とともに健康相談や生活支援を続ける。



会議で被災者支援のあり方について、語る西川公恵さん(中央)＝呉市

健康相談や生活支援

9日、天応地区の天応市民センターで、今後の支援のあり方を考えるため、地元の民生委員や市の職員らと交えた会議が開かれた。「雨やサイレン音を聞く」と、災害を思い出して気分が悪くなる。「仮設住宅の窓が少なく、湿気がこもる」などといった被災者の声が次々に報告された。司会を務めた西川さんは「水に触るだけでも抵抗がある人がいるかもしれない。調理した食事がとれているのかも気になる。しっかりとフォローしていきましょう」とまとめた。

呉に派遣されたのは9月3日。大量の土砂やがれきが随所に残り、「行き交う人も元気がなく、地区全体が苦しんでいるようだった」と振り返る。

避難所を訪れ、被災者の健康相談にあたった。「目立ったのが不眠や拒食の間

題。生活が一変している方で、被災された方の話をしっかりと聞いて、思いを受け止めることを心がけた」

9月14日に避難所が閉鎖されてからは、建設型の仮設住宅で暮らす人たちを訪問している。思い出すのは、東日本大震災の被災地に派遣された時のことだ。

今年末に派遣期間が満了となり、別の保健師と交代する。「生活の支援に区切りはない。聞き取って感じたい課題を共有し、しっかりと引き継ぎたい」と話している。

県外から50人以上

自治体職員ら復旧業務

西日本豪雨では、これまでに県外から派遣された自治体職員ら50人以上が、被災地の復旧や被災者の生活支援などにあたってきた。県人事課によると、11日現在も25府県からの46人が業務に携わっている。

職種別では、土木が20人で最も多く、林業11人、農業土木8人と続く。被災状況の確認や測量、原因調査といった災害査定や、査定に向けた準備に関わる職員が多いという。

(原田悠目)

高知県から派遣された保健師の活動について伝える新聞記事
朝日新聞(平成30年10月21日(日)朝刊)

③ 日本水道協会

7月8日(日)に、日本水道協会^{※1}に対して、「地震等緊急時対応の手引き」に基づく応援を要請し、同月10日(火)には、広島県廿日市市、熊本県熊本市、同県玉名市、宮崎県宮崎市の4事業体から給水車5台の応援を受けた。

その後も、同協会を通じて各地方支部からの給水支援が行われ、8月2日(木)の川尻地区の断水解消までの23日間(台風第12号の接近に伴い給水活動を中止した7月29日(日)を除く。)で、合計28事業体からの支援を受けた。

また、広範囲にわたる通水作業においても、7月14日(土)から同月18日(水)にかけて6事業体からの支援を受けた。(P123・124「関係機関による応急給水」を参照)



熊本市による旧小坪小学校での応援給水

※1 日本水道協会

水道の普及とその健全な発達を図るための諸事業を行うことにより、公衆衛生の増進に寄与することを目的として、水道事業を担当する自治体等で構成された公益社団法人

表 日本水道協会による支援の状況

応援内容	地方支部	事業体名
運搬給水	関東	【埼玉県】さいたま市
	中部	【愛知県】名古屋市、豊橋市 【三重県】伊賀市、松阪市 【福井県】福井市、敦賀市
	中国四国	【広島県】広島市、福山市、廿日市市 【岡山県】岡山市 【山口県】下関市、宇部市、下松市、山陽小野田市、萩市、光市、防府市、山口市
	九州	【熊本県】熊本市、玉名市、大津菊陽水道企業団、益城町 【宮崎県】宮崎市、日南市、延岡市、日向市、都城市
通水作業	中国四国	【山口県】下関市、岩国市、宇部市 【鳥根県】松江市、出雲市 【高知県】高知市

④ 日本下水道管路管理業協会

7月13日(金)に、日本下水道管路管理業協会^{※2}中国・四国支部広島県部会に対して、平成30年6月1日に締結した災害時復旧支援協定に基づく応援を要請し、同協会の応援隊として、同月15日(日)から広島県チームによる堆積土砂の吸引などの清掃作業が開始された。その後、同月24日(火)から鳥根県チーム、同月26日(木)からは愛媛県チームにより、浸水被害によって下水道管路内への土砂堆積が多く見られた安浦駅北側の地域での清掃作業が実施された。

表 日本下水道管路管理業協会による支援の状況

チーム名	活動期間	延べ人数
広島県	7/15(日)～8/9(木)	120.5人
鳥根県	7/24(火)～8/2(木)	27人
愛媛県	7/26(木)～8/4(土)	32人
計		179.5人



日本下水道管路管理業協会による清掃作業

※2 日本下水道管路管理業協会

下水道管路施設の管理に関する諸事業を行うことにより、国土の整備保全と市民生活における公衆衛生の向上を図り、もって公益の増進に寄与することを目的として、下水道管路施設管理業を営む法人等で構成された公益社団法人

⑤ 全国都市清掃会議

今回の豪雨災害により大量に発生した災害ごみを早急に集積し処理することが、被災後の市民生活を再建する上で喫緊の課題であった。

このため、7月12日(木)に環境省を通じて、全国都市清掃会議へ災害ごみ収集・運搬の応援を要請した。同月19日(木)に川崎市からの応援が決定し、以降、同市環境局収集計画課と応援部隊の宿泊場所等の受入準備や活動場所等について協議を重ねた。

そして、同月25日(水)に第1陣の応援部隊(集積車6台・職員14人)が本市に到着し、翌26日(木)から30日(月)までの間、天応・安浦地区において災害ごみの収集・運搬作業が行われた。

また、翌31日(火)には、撤収した第1陣に代わって第2陣(職員16人)が到着し、翌8月1日(水)から5日(日)までの間、安浦地区において収集・運搬作業が行われた。

翌6日(月)には第2陣が撤収し、川崎市からの支援は終了することとなったが、この間、市民生活の再建等に向けた多大なる支援を受けた。

表 川崎市による災害ごみの収集・運搬に係る時間経過等

日付	主な経過
7/12(木)	環境省を通じて全国都市清掃会議に災害ごみの収集・運搬の応援を要請
7/19(木)	川崎市からの応援決定(以降、受入体制等について協議開始)
7/25(水)	川崎市応援部隊第1陣到着(集積車6台・職員14人)
7/26(木)	出発式(8:00)の後、応援開始 ・地区:天応・安浦 ・期間:7/26(木)～30(月)
7/31(火)	第1陣撤収・第2陣到着(職員16人)
8/1(水)	応援開始(8:00～) ・地区:安浦 ・期間:8/1(水)～5(日)
8/6(月)	第2陣撤収



清掃活動開始に伴う本市での川崎市応援部隊の出発式



川崎市応援部隊による収集作業

(3) 他自治体からの人的・技術的支援

今回の豪雨災害により甚大な被害を受けた本市においては、発災直後から、避難所の運営や住家等の被害状況調査、罹災証明書等の交付、給水などの膨大な作業に追われる一方、情報や人員、また、各種対策のノウハウの不足等により、本市のみでの対応には限界があった。

こうした中、前述の「被災市区町村応援職員確保システム」による支援に加え、相互応援協定に基づく旧軍港市や中核市、さらには、広域応援協定に基づく関西広域連合の構成団体や中国ブロック内の市町等からも多くの応援職員の派遣を受け、これらの山積する作業に対応した。

なお、7月9日(月)から8月31日(金)までの54日間で、災害時の相互応援協定や広域応援協定により派遣を受けた地方公共団体を含む1府4県21市3町から人的支援を受け、派遣人数は実人数で155人、延べ人数では624人にも上った。

表 他団体からの職員派遣の状況

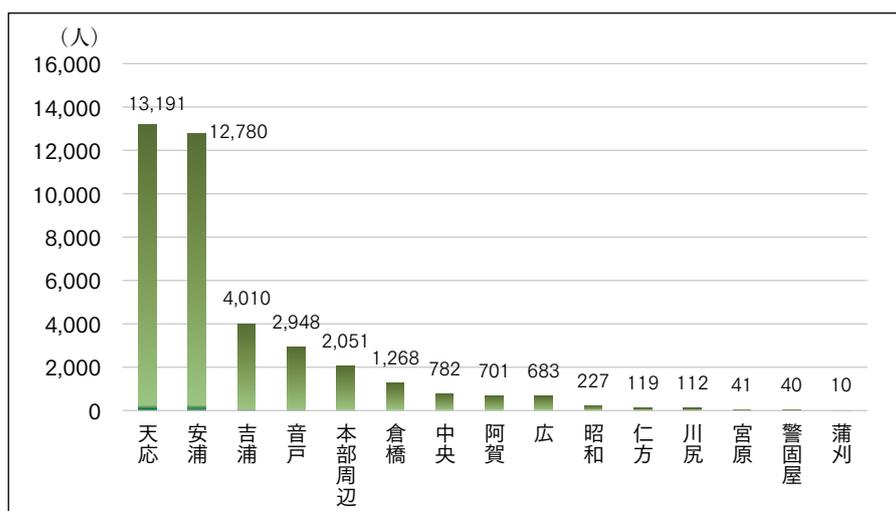
自治体名	派遣期間	派遣人数		対応業務	
		実人数	延べ人数		
宮城県多賀城市	7/10(火)～8/ 8(水)	9人	62人	住家等被害状況調査	
石川県能美市	7/20(金)～8/ 8(水)	7人	24人	避難所等支援, 給水等	
滋賀県	7/22(日)～7/27(金)	4人	12人	給水	
京都府舞鶴市	7/23(月)～8/ 2(木)	4人	22人	住家等被害状況調査	
大阪府	7/22(日)～7/27(金)	4人	11人	給水	
(大阪府)	高槻市	7/14(土)～7/16(月)	3人	9人	避難所等支援
	枚方市	7/14(土)～7/16(月)	4人	12人	
和歌山県	7/20(金)～7/27(金)	4人	14人	給水(※7/23(月)を除く)	
鳥取県琴浦町	7/21(土)～7/24(火) 7/29(日)～8/ 5(日)	6人	24人	住家等被害状況調査	
島根県	7/17(火)～8/12(日)	43人	134人	避難所等支援, 住家等被害状況調査	
(島根県)	松江市	7/26(木)～7/28(土)	2人	6人	避難所等支援
	浜田市	7/23(月)～7/25(水)	2人	6人	
	出雲市	7/19(木)～7/22(日)	2人	8人	
	益田市	7/29(日)～7/31(火)	2人	6人	
	安来市	7/26(木)～7/27(金)	2人	4人	
	雲南市	7/23(月)～7/25(水) 8/ 4(土)	4人	8人	
	飯南町	8/ 1(水)～8/ 3(金)	2人	6人	
山口県	7/17(火)～8/ 8(水)	21人	110人	避難所等支援, 住家等被害状況調査	
(山口県)	下関市	7/23(月)～7/27(金) 7/30(月)～8/ 3(金)	4人	20人	住家等被害状況調査
	宇部市	7/17(火)～7/22(日)	2人	12人	
	山口市	7/17(火)～8/ 8(水)	2人	10人	
	防府市	7/17(火)～7/22(日)	2人	12人	
	美祢市	7/23(月)～7/27(金)	2人	10人	避難所等支援
	萩市	8/ 4(土)～8/ 8(水)	4人	20人	
	長門市	7/25(水)～7/29(日)	2人	10人	
	柳井市	7/25(水)～7/29(日)	2人	10人	
山陽小野田市	7/28(土)～8/ 3(金)	4人	20人	避難所等支援, 住家等被害状況調査	
福岡県福岡市	8/13(月)～8/17(金)	4人	10人	住家等被害状況調査	
熊本県御船町	8/ 6(月)～8/11(土)	2人	12人	住家等被害状況調査	
合 計	1府4県21市3町	155人	624人		

第8章

広がる 支援の輪

表 くれ災害ボランティアセンターの主な活動経過

日付	主な活動経過
7/7 (土)	・呉市社会福祉協議会, くれ災害ボランティアセンター「大きな和」, NPO法人呉サポートセンターくれシェンド及び本市において, 災害ボランティアセンターの開設に向け協議
7/9 (月)	・構成団体に呉青年会議所が加わる
7/10 (火)	・市役所1階に「くれ災害ボランティアセンター(本部)」開設 (開所式開催, 被災者からのニーズ・ボランティア受付開始) ・天応, 安浦, 吉浦の各地区にサテライト開設 【閉所】天応:10/31(水), 吉浦:9/15(土), 安浦:H31年4/29(月) ・構成団体にコミサポひろしまが加わる
7/12 (木)	・構成団体に連合広島 呉地協が加わる
7/14 (土)	・倉橋サテライト開設(10/28(日)閉所)
7/15 (日)	・広サテライト開設 (7/26(木)閉所)
7/19 (木)	・音戸サテライト開設(10/27(土)閉所)
10/9 (火)	・本部はニーズ対応日, 天応・安浦サテライトは土日のみを受入に移行
11/1 (木)	・呉市社会福祉協議会ボランティアセンターへ移行(10/31(水):移行式開催)



(単位:人)

地区	人数
天応	13,191
安浦	12,780
吉浦	4,010
音戸	2,948
本部周辺	2,051
倉橋	1,268
中央	782
阿賀	701
広	683
昭和	227
仁方	119
川尻	112
宮原	41
警固屋	40
蒲刈	10
合計	38,963

図 地区別ボランティア活動人数(平成30年7月~平成31年4月末までの累計)



災害ボランティアセンター開所式(7/10撮影)



電話対応をする運営ボランティア

③ ボランティアへの支援

今回の豪雨災害では、広島県内の被災地の救援救助のために使用する車両の有料道路の無料措置が講じられ、本市を訪れる災害ボランティアについても、くれ災害ボランティアセンターが発行する「ボランティア活動(予定)証明書」を添付して居住市町村又は本市へ災害派遣等従事車両証明申請を行い、同証明書の交付を受けることで通行料金が無料となった。

また、災害ボランティアへの感謝の意を伝える取組として、市内の観光施設や宿泊・飲食等の民間事業者の協力により、大和ミュージアム等の観覧無料化をはじめ、飲食・宿泊料金の割引や各種特典の付与、入浴施設の無料入浴支援等のサービスを提供した。

なお、本市では、これらのサービス提供施設・店舗等に関する情報を市ホームページへ掲載し、より多くの災害ボランティアに利用していただくよう周知を図った。

表 災害ボランティアに対するサービスの例

区分	箇所数等	サービスの内容
観光施設	2か所	大和ミュージアム及び入船山記念館の観覧無料化
宿泊施設	4軒	災害ボランティア宿泊プラン(素泊まり一泊3,000円ほか)の提供 など
飲食店	32店舗	飲食代10%割引やドリンクサービス など

④ 他団体によるボランティア活動への支援

ア ボランティアバス・ボランティア船

土砂崩れ等により、一時、JR呉線や広島呉道路が不通となる中、被災した地域へ赴くボランティアの移動手段を確保するため、広島県社会福祉協議会によるボランティアバスやボランティア船のプロジェクトが実施された。

「広島ボランティアバスプロジェクト」は、広島駅又は三原駅から県内の災害ボランティアセンターに、また、「広島ボランティア船プロジェクト」は、国土交通省中国運輸局、独立行政法人海技教育機構(海技丸)、さくら海運株式会社(さくら直行便)の協力を得て、広島港から天応棧橋を経由し、くれ災害ボランティアセンター天応サテライトに、県内外のボランティアを送迎することを目的としてそれぞれ実施された。



ボランティアバス

➤ 7/21～10/28までの36日間運行
1往復/日 計1,102人乗車
(内訳)・広島市内 598人 ・広島県外 395人
・広島市外 109人(県内不明含む)
※運行日数は広島駅から呉行きの日数で、乗車人数は呉行きの乗車人数



ボランティア船

さくら直行便
(さくら海運)

➤ 7/23・24 (2日間)
「海技丸」運航 1往復/日 計79人乗船
➤ 8/6・8・17・22・29・30・31 (7日間)
「さくら直行便」運航
8/6～: 4往復/日, 8/16～: 2往復/日
計303人乗船

※乗車及び乗船人数は、広島県社会福祉協議会の公表数値。

イ ボランティア移送支援

発災直後の7月10日(火)早朝、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会が所有するリフト付きバス「ふじのくに愛輪2号(36人乗り)」が本市へ到着し、タオル1万枚をはじめ、飲料水や土のう袋などの多くの支援物資が届けられた。

その後、2回目の緊急支援物資の運搬のため、同月12日(木)に本市へ到着した「ふじのくに愛輪2号」は、翌13日(金)から9月9日(日)までの約2か月間、くれ災害ボランティアセンターへ貸し出され、同センターから活動へ向かうボランティアの移送用バスとして活躍した。

また、みえ災害ボランティア支援センターでは、三重県内外のボランティア希望者と本市をつなぐため、大型バスを活用した「みえ発！ボラパック」が企画・実施された。

同パックは、被災地におけるボランティア活動(2日間実施)を含む全4日間の行程で、7月31日(火)から10月9日(火)までの間、計9回実施され、延べ273人のボランティアが本市を訪れ、家屋内や敷地内に流入した土砂の撤去作業などの活動が行われた。



ボランティアを移送する「ふじのくに愛輪2号」



「みえ発！ボラパック」により本市で活躍するボランティア

ウ 救護ボランティア

猛暑が続く被災現場において、ボランティアによる土砂の撤去や家財の運び出し等の活動が続けられる中、熱中症や負傷等で医師の診断や手当が必要なボランティアが続出した。

くれ災害ボランティアセンターでは、こうした事態に対処するため、医師や看護師などの医療関係者を募るとともに、7月21日(土)から救護ボランティアの運用を開始し、8月1日(水)から9月2日(日)までの間、静岡県ボランティア協会を通じて、社会福祉法人聖隷福祉事業団(静岡県浜松市)から看護師の派遣を受けた(同事業団では、看護師2名体制を5日間ずつ、8次に分けて順次派遣)。

看護ボランティアは、ボランティアの活動現場を中心に地域を巡回し、ボランティアだけでなく、在宅被災者への支援を行うことで、熱中症患者の増加と重篤化を防ぐことができた。

また、救護ボランティア活動希望者は168人と予想以上に多く、切れ目のない手厚い救護体制となった。



ボランティアへの説明風景

2 各地域における「共助」事例

(1) 自治会・まちづくり協議会等による「共助」の取組

① 第2地区まちづくり委員会における取組

第2地区では、総世帯数1,972世帯のうち、休山中腹の565世帯が断水し、同地区の避難所である和庄小学校が給水所となった。同小学校では断水はなく、校庭に面した水道が開放され、多くの住民が給水に訪れた。

こうした中、第2地区まちづくり委員会の役員約15人が中心となって、給水活動の補助作業のほか、白米の炊き出しが行われ、7月7日(土)・8日(日)の2日間で約500食が提供された。また、翌9日(月)・10日(火)にはかき氷も提供された。



まちづくり委員会役員による炊き出しや
給水活動補助

第2地区まちづくり委員会による炊き出しでは、月2回実施している「地域見守り隊活動」における要援護世帯に関する情報共有が生かされ、独居高齢者が居住する近隣住民に炊き出しの配達を依頼するなど、きめ細やかな支援が行われた。

② 三条地区自治会連合会における取組

三条地区では、両城川に土砂が流れ込み、三条通り手前付近のグレーチングから土砂が吹き出した。このため、三条地区自治会連合会の地域住民延べ106人が協力し、7月中旬から下旬にかけて土砂撤去を4回実施し、約900袋の土のう袋に土砂を詰めて取り除いた。

しかし、両城川に流れ込んだ土砂の量は想像以上に多く、最終的には業者がバキュームカーで10日間吸引し、約190トンもの土砂を取り除くことができた。



地区住民による土砂撤去作業

子供から高齢者まで、地域住民が一体となって活動することは、コミュニティ機能の維持・向上や「共助」の意識の醸成をもたらし、地域の防災力の強化につながっていくことが期待できる。

このほか、地域住民や地元企業、小・中学生の有志等による給水支援活動や土砂の撤去、地下水や氷の提供、炊き出し等、各地域において「共助」の取組が展開された。

(2) 学生による給水支援活動

断水が長期化する中、給水拠点には地域の中学・高校生が自発的に参集し、給水場所の案内や給水補助、水の入ったタンク等の車やバイクまでの運搬、高齢者宅までの搬送など、給水支援活動が活発に行われた。

給水支援に参加した中学生の作文

今回の災害でたくさんの方が被害に遭ってしまった。だから、助かろうとして自分や家族のことばかり考えてしまう。でも、自分や家族が助かることだけでなく、一人暮らしのお年寄りや不便さがあるお年寄りが助かることも考えなければならないと思う。

お年寄りの方々は迷惑をかけまいと、遠慮してしまう。一言、「一緒に逃げましょう。」「一緒に助かりましょう。」という声かけが必要である。

この呉のまちでお年寄りのことを尊重しながら、共に生きていきたい。



両城中学校生徒による給水支援活動

～ このほか多くの学生からの温かい支援 ～



ボランティアセンターに集結した学生



ボランティアとして現地で汗を流す

コラム ～豪雨災害を通して～

自分たちにできること

和庄中学校OB 大下 文都



災害発生後は天気も良く、日も差していてかなり暑くて大変でした。それから、20ℓのタンクなどは水が入るととても重く、一日が終わると全身が筋肉痛のようになりました。

これを高齢者の方が運搬するとなるとかなり大変なのではないかと感じたのを覚えています。

また、災害発生後から自分に何かできないかなと考えていたので、地元の人に感謝の言葉をかけてもらえることが嬉しく、地域の人のお手伝いが少しだけでもできているのかなと実感できました。

そして、給水の手伝いをするに当たって、逆に迷惑にならないか、自分達にできることは何なのかを考えながら行動できたことが自分にとって大きな経験となったと感じています。

3 地域ボランティアとの連携

(1) 各地区における子育て支援

今回の災害において、特に被害が甚大であった天応・安浦地区の子育て世帯においては、子どもが通う保育所や幼稚園等の被災に伴う休所・休園措置の影響や、被災住居や周辺の復旧作業に加え、被災による不安感や環境の変化から受ける子どものストレス等、様々なことが重なり、子育て世帯への負担の増大が懸念された。こうした中、被災地において、保育士経験のある有志等がボランティアとして立ち上がり、国際NGOジョイセフをはじめとする団体や地域ボランティアの協力を得て、子どもの一時預かりや、親子の交流の場を提供する支援活動が実施された。

① 天応地区

託児を必要とする被災者の要望を受け、市内在住の保育士等が中心となり、JA呉天応支店2階を無償で借り受け、7月23日(月)に未就園児の一時預かりを行う「子どもおたすけ隊」を発足させた。

主な活動としては、乳幼児とその兄弟姉妹の一時預かりや、支援物資の提供、土砂撤去の手伝い等、被災した親子に寄り添った活動が実施された。

11月からは、趣旨に賛同する個人宅へと活動拠点を移し、周辺の環境の変化などにより、活動内容も育児相談や親子マッサージなど、参加者のニーズに応じたものへと変化した。なお、子どもおたすけ隊の活動は、12月7日(金)まで行われ、1日当たり最大約18組の親子が参加した。

表 子どもおたすけ隊の活動

活動日	月～金(9:00～16:00) 9月から月・金曜日に変更
活動期間	7/23(月)～12/7(金)
場所	8～10月:JA呉天応支店 11～12月:趣旨賛同個人宅

② 安浦地区

子連れでの復旧作業の難しさを経験した発起人が地域の有志3人に呼び掛け、被災により遊び場を失った親子の居場所を提供する「安浦子どもひろば たけちまる」を8月2日(木)に安浦会館で発足させた。

主な活動内容は、支援物資の提供や、ボランティアによる演奏会、出張動物園などのイベントを開催し、「子育て親子のSOS」と支援したいという気持ちを持ったボランティアをつなぐ場所として活動した。なお、この活動には1日当たり最大約40組の親子が参加した。

表 安浦子どもひろば たけちまるの活動

活動日	月・木(10:00～15:00)
活動期間	8/2(木)～H31年1/25(金)
場所	安浦会館



子どもおたすけ隊



安浦子どもひろば たけちまる

両地区とも、現在は、呉市すやか子育て支援センターが被災地等出張型ひろば事業として引継ぎ、子育て世帯のニーズに合わせた支援サービスを提供することで親子の心のケアなど寄り添い型の支援を行っている。

4 その他の支援

(1) 本市に寄せられた寄附金等

今回の災害に関して様々な方々から寄せられた金銭的支援のうち、義援金は、日本赤十字社を通じて広島県に送金され最終的に被災者へ配分される仕組みであり、災害対応を行う自治体に対する支援金とは性格が異なっている。このため、本市に対する金銭的支援については、寄附金として受納し、災害対応(被災者への見舞金、宅地等のがれき混じり土砂の撤去、被災者への入浴支援、道路や河川等の土砂撤去、被災施設の復旧工事等)の財源の一部として活用している。

① ふるさと納税を活用した災害復興支援金

発災後、本市に対する支援の申し出が寄せられる中で、ふるさと納税制度に関する事務を担当していた企画部企画課において、7月9日(月)から、ふるさと納税ポータルサイト(ふるさとチョイス)を活用した「災害復興支援金」の受付を開始した。

また、翌10日(火)には、本市と友好都市提携を結んでいる鳥取県大山町において、同サイトを活用した災害復興支援金の代理受納^{*}が開始され、同月13日(金)には茨城県常総市、8月7日(火)には石川県加賀市において、それぞれ代理受納が開始された。

なお、本市の被災状況や災害対応などが、様々なメディアを通して報道されることに伴い、海外在住者からの寄附の問合せが寄せられたことから、8月8日(水)から平成30年度末までの間、市ホームページにおいて、ポータルサイトの案内や寄附手順の手順等を英語で紹介する英語版対応ページを開設した。

こうした支援などによって、発災年度である平成30年度において本市が受納した災害復興支援金は、代理受納分と合わせて約1億9千万円となった。

なお、本市の災害復興支援金の受付は、現在も引き続き行っている。

^{*}代理受納

被災自治体の寄附受納事務の負担軽減を図るため、他の自治体において代理により寄附金を受け付けること。



呉市長(左側)へ代理受納の目録を手渡す
竹口大紀大山町長(右側)(11/12撮影)



災害復興支援金の英語版対応ページ

表 ふるさと納税を活用した災害復興支援金の状況(平成30年度)

区分	寄附件数(件)	寄附金額(円)	受付期間
呉市受納分(A)	3,906	123,010,233	7/9(月)~H31年3/31(日)
代理受納分(B)	3,770	72,784,077	
鳥取県大山町	2,420	43,863,187	7/10(火)~12/31(月)
茨城県常総市	1,077	22,326,890	7/13(金)~12/31(月)
石川県加賀市	273	6,594,000	8/7(火)~11/30(金)
合計(A+B)	7,676	195,794,310	

② 豪雨災害支援金(一般寄附金)

前述のように、ふるさと納税ポータルサイトの活用による「災害復興支援金」の受付を開始したが、当該サイトは個人向けの寄附受付のみに対応しており、市災害対策本部等に民間企業や各種団体から寄附の申し出に関する問合せが多数寄せられる状況となった。

こうした企業・団体等からの寄附の申し出に対応するため、7月17日(火)から総務部総務課を窓口として「豪雨災害支援金(一般寄附金)」の受付を開始し、翌18日(水)からは市ホームページに寄附手続や寄附申込書等を掲載して寄附を募った。

なお、受付開始当初は、これら企業・団体等からの申込件数が想定できなかったため、災害のための特例的な運用ではなく既定の受納手続に準じたことから、納付までの手続が煩雑となったほか、結果として、義援金や災害復興支援金と、それぞれ受付窓口が異なるなど、納付手続の迅速化や窓口の一元化等、利便性の面で課題が生じることとなった。

こうした事務処理上の課題があったものの、前述の災害復興支援金と同様に、国内外を問わず、数多くの方々から支援の申し出をいただいております。発災年度である平成30年度の受納額は、約6億4千万円となった。

このうち、民間企業や他の自治体、各種法人等の団体からの寄附は519件・約4億9千万円となっており、この中には、本市の復旧・復興を応援する趣旨で開催されたチャリティイベントの収益金等を寄附していただいたものなども含まれている。

また、個人からの寄附は289件・約1億5千万円で、このうち県外在住者からの申込件数が多くを占めるなど、本市に縁がある方々を含め全国各地から温かい支援をいただいた。

なお、豪雨災害支援金の受付は、現在も引き続き行っている。

災害義援金 (日本赤十字社)

お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて広島県に送金し、県内市町へ配分された後、呉市内の被災者の方にお届けするものです。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

災害復興支援金 (ふるさと納税)

ふるさと納税の制度を使って、「呉市」に対してご支援いただくものです。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

豪雨災害支援金 (一般寄附金)

災害復旧や被災者支援を行う「呉市」に対してご支援いただくものです。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

みなさまのご協力をお願いします。

△ 支援の内容をお知らせするページ

▽ イベントでの寄附受納の様子
いずれも呉氏(くれし)公式ツイッターより



表 豪雨災害支援金の状況(平成30年度)

区分	寄附件数(件)	寄附金額(円)	件数割合	金額割合
企業・団体等(A)	519	493,892,649	64.2%	77.1%
民間企業	225	400,356,341	27.8%	62.5%
行政機関	16	3,260,000	2.0%	0.5%
その他の団体	278	90,276,308	34.4%	14.1%
個人(B)	289	146,935,503	35.8%	22.9%
市内在住者	66	3,399,325	8.2%	0.5%
県内在住者	42	12,200,330	5.2%	1.9%
県外在住者	181	131,335,848	22.4%	20.5%
合計(A+B)	808	640,828,152	100.0%	100.0%

③ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用

前述のように、企業等からの寄附金を募る中で、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用が図られるよう、『住みたい行きたいまちづくり事業～平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて～』を地域再生計画として申請し、11月9日(金)に当該計画が地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の対象事業として、内閣総理大臣の認定を受けた。

この事業は、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向け、市民の暮らしやすさの向上の取組により、魅力ある住生活環境を取り戻し、定住・移住促進を図るため、通勤通学支援や中古住宅の購入支援、被災者への見舞金の支給等を行うとともに、災害で激減している観光客を呼び戻すため、観光施設の改修、復興イベントの開催やシティプロモーション活動等を行う内容となっている。

なお、認定された全体事業費は、平成30年度及び平成31年度(令和元年度)の2か年で、約5億3千万円となっている。

表 認定を受けた地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)対象事業の概要

事業名称	住みたい行きたいまちづくり事業 ～平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて～
事業年度	平成30年度～平成31年度(令和元年度)
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時スクールバスの運行や通勤支援としての臨時航路や臨時バスの運行 ・中古住宅購入者等への住宅取得費用助成 ・市独自の災害見舞金の支給 ・観光施設(安浦歴史民俗資料館, グリーンピアせとうちプール等)の改修 ・復興イベント, シティプロモーション活動の実施 等
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の社会増減 H29:△1,321人 ➡ H31:△750人 ・観光入込客数 H28:336.3万人 ➡ H31:340.0万人
概算事業費	526,515千円(H30:373,225千円, H31:153,290千円)

この地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の対象事業として認定を受けた『住みたい行きたいまちづくり事業～平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて～』に対し、11月21日(水)に株式会社ディスコから、当該制度を活用した寄附(2億5千万円)の申し出を受けた。



株式会社ディスコによる当該制度を活用した寄附の申し出(11/21撮影)
呉市長(左側)へ寄附申込書を手渡す株式会社ディスコ関家英之常務取締役広島事業所長(右側)

5 本市に寄せられた励ましのエール

今回の災害に際しての全国各地からの支援は、こうした寄附金の申し出だけでなく、避難所や被災現場での復旧活動に必要な支援物資の提供のほか、避難所における炊き出し、被災者を元気づけるイベントの開催など、民間企業やボランティア団体、個人などから様々な支援が行われた。

(P91～「避難所における被災者支援」を参照)

これらの心温まる支援は、現在も様々な形で継続されているが、資金や物資のみならず、災害からの復旧・復興に向けて取り組む市民に向けて、多くの方々から労りの言葉や励ましのメッセージが寄せられている。



市内の各避難所などには、災害ボランティア等からの寄せ書きや、全国からの励ましのメッセージが多数寄せられている。(写真左側：音戸町先奥地区、写真右側：安浦まちづくりセンター)



岩手県久慈市小久慈小学校の児童会から、被災した本市の小学校に贈呈された寄せ書き／小学校で回覧



北前船日本遺産認定自治体から寄せられた「激励のメッセージ(色紙)」／市役所1階に展示

第9章

復旧・復興 に向けて

1 復興に向けた体制への切替

(1) 呉市災害復興本部の設置

市災害対策本部を中心に応急救助や被災施設の応急復旧に取り組んできたことにより、発災から約2か月が経過する頃には、被災者への応急仮設住宅の提供、二次災害防止のための道路・河川の応急対策、主要幹線道路や公共交通機関の復旧が徐々に進み、災害応急対応として見通しが立てられる状況となった。

こうした状況を踏まえ、これまでの応急対策から本格的な災害復興のフェーズへ移行し、今後の復旧・復興の取組を着実に進めていく体制を整えるため、9月11日(火)15時に「呉市災害復興本部」(以下「市災害復興本部」という。)を設置し、市災害復興本部会議を開催した(同時刻をもって市災害対策本部を廃止)。

なお、市災害復興本部の事務局機能をはじめとする復興に係る総合調整を行う組織として、復興総室を設置(市長の直近下位の組織として呉市事務分掌条例を改正)した。

① 第1回 市災害復興本部会議

日時 平成30年9月11日(火)15時～
場所 呉市役所2階 防災会議室
議題 呉市災害復興本部の設置について
会議の内容

豪雨災害からの着実な復興を図るとともに、災害に強い幸せで魅力的な都市への復活・再生を推進するため、市長を本部長とする市災害復興本部を設置した。

市災害復興本部は、災害復興計画の策定に向けた検討及び計画の推進のほか、被災者支援や災害復旧などにも引き続き取り組むため、「災害復旧・復興に向けた組織体制」として、分野別に8つのプロジェクトチームを置き、豪雨災害からの着実な復興に向けた取組を部局横断的に推進(総合調整機能は復興総室が担当)することを確認した。



第1回 市災害復興本部会議

【本部長(市長)からの指示事項】

○復旧・復興の過程において、市民の皆様の気持ちを思いやり、寄り添い、そして正面から向き合うことで、市民の皆様の本音や思いをしっかりと理解するよう努めること。

○市民の皆様の立場になって取組を再確認し、市民目線でのニーズを酌み取ること。

また、各プロジェクトチームの取組について進行管理を徹底し、進捗状況の見える化や確実な情報提供に努めること。

② 第2回 市災害復興本部会議

日時 平成31年3月28日(木) 11時30分～
場所 呉市役所2階 防災会議室
議題 呉市復興計画について



第2回 市災害復興本部会議

会議の内容

呉市復興計画の策定に当たっては、呉市復興計画検討委員会を平成30年10月に設置して以来、被災箇所の現地視察を含め各委員からの貴重な意見、また、策定過程における地域の関係団体の方々との意見交換やパブリックコメントの実施など、市民の皆様からの声を丁寧に聞きながら計画を策定してきた。

復興計画では、『災害に強い幸せで魅力的な都市を目指して』という基本理念のもと、今後計画的に進めていくハードとソフトの両面の施策について体系的に整理し、①被災者の皆様一人ひとりに寄り添った『住まいと暮らしの再建』、②被災したインフラの早期復旧や強靱化によって市民の皆様が安心して暮らすことができる『災害に強い安全・安心なまちづくり』、③地域の産業・経済が活力を取り戻すだけでなく、被災する前以上にまちが活性化していくような『産業・経済の復興』、そして、④今回の災害を踏まえ、地域団体や企業の方々と一緒に防災力の向上を目指す『今後の防災・減災に向けた取組』という4つの基本方針を掲げ、豪雨災害からの着実で力強い復興に向けて取り組んでいくことを確認した。



図 呉市復興計画の基本理念と基本方針

【本部長(市長)からの指示事項】

- 復興計画を策定しただけではなく、市民の皆様のために丁寧に実行していくことが重要。計画の実行に当たっては、自分が担当する箇所だけではなく、計画をしっかりと読み込んで他の部署がどのようなことに取り組むのかを頭に入れて、市役所が一丸となって取り組むよう各職員に徹底すること。
- 天応大浜の市有地を候補地として災害公営住宅を整備することを前提とし、今後、ヒアリングやアンケートなどを通じて被災者の意向を丁寧に聞いていくこと。
- 被災された地域の方々の安心のため、次の出水期までに必要な対応について万全を期すること。
- 市民の皆様から、いろんな分野での問合せがあった場合でも、丁寧な対応ができるようにいろんな形で情報が伝わるように努めること。

③ 第3回 市災害復興本部会議

日時 令和元年7月4日(木) 14:00～
場所 呉市役所2階 防災会議室
議題 発災から1年間の主な取組について
会議の内容

会議に先立ち、豪雨災害から1年を迎えるに当たって犠牲者を追悼し、全員で黙とうした。

会議では、発災からこれまでの復旧・復興に向けた



第3回 市災害復興本部会議

1年間の主な取組について、各本部長から順次説明を行い、それぞれの進捗状況について庁内で情報共有するとともに、引き続き、着実に復旧・復興を進めていくことを確認した。

各本部長からの説明内容

- ・ 復旧・復興に向けたこれまでの主な取組について〔復興総室〕
- ・ 被災者の生活相談・見守り支援の状況、見舞金等一時金の支給状況について〔福祉保健部〕
- ・ 被災者の住まいの再建(災害公営住宅の整備の状況)について〔都市部〕
- ・ 災害廃棄物・土砂処理の進捗状況について〔環境部〕
- ・ 公共土木施設等の復旧状況、災害復旧事業の進捗状況の見える化の取組について〔土木部〕
- ・ 農林水産業施設の復旧状況について〔産業部(農林水産担当)〕
- ・ 上下水道施設の復旧状況について〔上下水道局〕
- ・ 商工業の復旧・復興の状況、観光の復興状況について〔産業部〕
- ・ 出水期に備えた取組について〔総務部(危機管理監)〕



図 第3回市災害復興本部会議資料(抜粋)

【本部長(市長)からの指示事項】

- 被災者の方を一人にしないということを徹底すること。被災された方は1年前のことを思い出して心が落ち込むこともあると思うが、引き続き地域支え合いセンターや保健師などが中心となって、直接事情をお聞きして、生活再建に向けた支援や心のケアをお願いしたい。
- インフラ関係の復旧事業の着実な実施に取り組むこと。様々な事情があつて復旧工事が進んでいない状況もあるが、令和2年度末までの完了に向けて努力していくこと。
- 被災者の支援や復旧の取組と同時に、呉市全体が元気になるような施策を進めることが必要。商工業や観光の振興だけでなく高齢者の健康維持施策を含め、より一層市民が元気になっていくように取組を進めること。
- この度の出水期には、豪雨災害での反省点についての見直しが必ずしもできていない。来年の出水期までには、避難情報の出し方やアンケート分析を基にした避難行動の喚起の方法、避難所の在り方などを含め、地域防災計画の改定を踏まえて必ず実施すること。

(2) プロジェクトチームの設置

呉市災害復興本部設置要綱(平成30年9月11日実施)第6条において、特定の課題に対応するため、本部にプロジェクトチームを置くことができる旨を規定しており、第1回市災害復興本部会議において、8つのプロジェクトチームが組織された。

その後、各取組の進捗状況に応じてプロジェクトの取組内容の見直しを適宜行い、令和元年6

月には、呉市復興計画の基本方針及び施策体系に合わせ、9つのプロジェクトチームに改編するとともに、平成31年4月からの市役所組織の変更を踏まえたプロジェクトチームの見直しを行った。

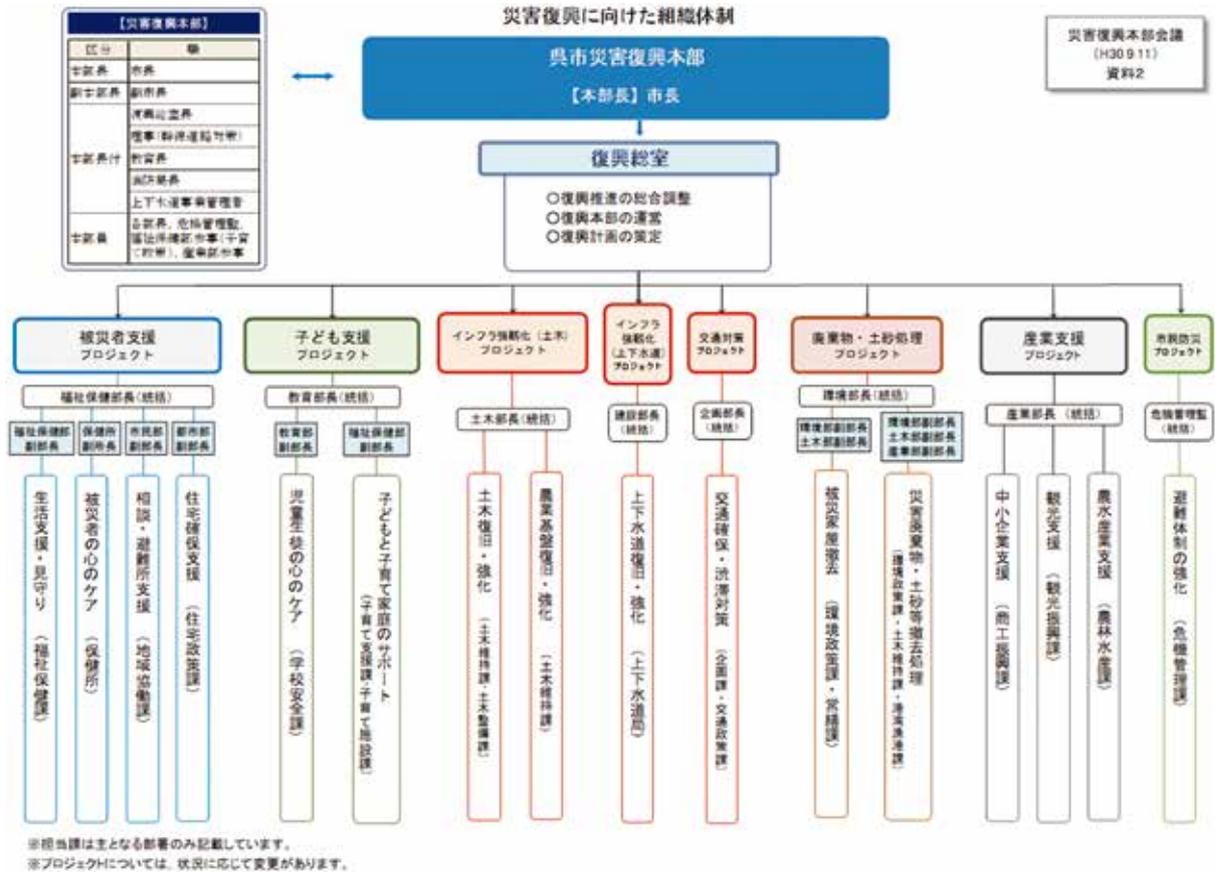


図 災害復興に向けた組織体制(第1回市災害復興本部会議資料から抜粋)

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた組織体制

(令和元年6月21日現在)



※担当課は主となる部署のみを記載しています。
※プロジェクトについては、状況に応じて変更があります。

図 平成30年7月豪雨からの復旧・復興に向けた組織体制(令和元年6月21日～)

(3) 呉市災害復興部長会議の開催

本市では豪雨災害からの着実な復旧・復興を図るため、各部局(プロジェクトチーム)における課題やそれぞれの取組の進捗状況などの情報を定期的に共有する場として、「呉市災害復興部長会議」を開催している。

なお、当該会議に参加するメンバーは、市災害復興本部における構成員に準拠している。

会議の主な内容

- ・平成30年7月豪雨災害の現状について(毎週定時報告)
人的被害、家屋等被害の状況、仮設住宅等の入居状況、交通機関・道路の状況等の報告
- ・各プロジェクトチームからの復旧・復興に関する報告
各取組の進捗状況、制度の周知、復興関連イベントの案内等
- ・その他豪雨災害からの復旧・復興に関するトピックス等の情報共有

当該会議は、原則として毎週火曜日(月曜日又は火曜日が祝日の場合は開会日時を変更)に開催しており、会議資料のうち公表が可能なものについては、市議会議員及び報道機関へ資料提供を行い、あわせて市ホームページに掲載するなど、豪雨災害からの復旧・復興に関する情報発信に努めている。

なお、当該会議は、9月26日(水)に第1回目の会議を開催して以降、ほぼ毎週開催し、令和2年3月末までに76回(平成30年度においては26回)開催した。

呉市災害復興部長会議 次第	
	平成30年12月26日(水) 10時～ 於 本庁舎4階 市長会議室
1	開 会
2	平成30年7月豪雨災害の現状について(第14報)
3	各部局(プロジェクトチーム)からの報告
①	地域支え合いセンターの年末年始の予定等について(福祉保健部(被災者支援プロジェクト))
②	被災者向け住宅供与の状況(都市部(被災者支援プロジェクト))
③	スクールカウンセラーの派遣による児童生徒の心のケア及び教職員を対象とした「児童生徒の心のケア」に関する研修(教育部(子ども支援プロジェクト))
④	公共災害復旧に係る事業進捗状況について(土木部(インフラ強靱化(土木)プロジェクト))
⑤	公共災害復旧工事等の箇所及び進捗予定などの公表について(土木部(インフラ強靱化(土木)プロジェクト))
⑥	宅地内土砂等の撤去について(土木部(廃棄物・土砂処理プロジェクト))
⑦	被災建築物等の撤去及び仮置場の状況について(環境部(廃棄物・土砂処理プロジェクト))
⑧	市内観光客数等の動向について(産業部(産業支援プロジェクト))
⑨	災害図上訓練の実施について(総務部(市民防災プロジェクト))
4	そ の 他
5	市長・副市長発言
6	閉 会

図 呉市災害復興部長会議の内容
(第14回会議(12/26開催)の次第)



図 市ホームページでの会議資料の公表

2 呉市復興計画

(1) 復興計画の策定

本市では、今回の豪雨により甚大な被害を受けた本市の復旧・復興に向けた基本理念を示すとともに、本市の更なる発展を目指し、今後取り組むべき施策を体系的に定めた復興の指針として、平成31年3月に「呉市復興計画」を策定した。

策定に当たっては、学識経験者や関係機関、関係団体、市民など16名の委員で構成する「呉市復興計画検討委員会(座長：東京大学復興デザイン研究体 羽藤英二教授)」を設置し、被災地への現地視察のほか、4回の会議を開催して各方面から幅広い意見を聴くとともに、計画(案)に対する市民意見公募手続(パブリックコメント)により提出された意見も参考とした。



検討委員会 第4回会議

表 呉市復興計画検討委員名簿(平成30年10月26日時点)

(50音順, 敬称略)

No.	氏名	機関・団体 役職名	備考
1	石坂 美苗	市民(くれワンダーランド構想推進会議委員)	
2	梅木 敏明	一般社団法人広島県観光連盟 専務理事	
3	香川 治子	呉市教育委員会 委員	
4	加納 誠二	国立高等専門学校機構本部事務局 教授	
5	亀山 博司	呉広域商工会 会長	
6	神田 佑亮	呉工業高等専門学校環境都市工学科 教授	
7	神津 善三朗	呉商工会議所 会頭	
8	小寺 洋 ^{*1}	広島県地域政策局 局長	
9	城 健康	呉市自治会連合会 会長	
10	田井中 靖久 ^{*2}	国土交通省中国地方整備局 建政部長	
11	田中 貴宏	広島大学大学院工学研究科 教授	
12	土田 孝	広島大学防災・減災研究センター センター長	
13	中本 克州	呉市社会福祉協議会 会長	副座長
14	羽藤 英二	東京大学復興デザイン研究体 教授	座長
15	平見 絵実	市民(くれワンダーランド構想推進会議委員)	
16	明神 政之	くれ災害ボランティアセンター 代表	

*¹平成31年4月1日～：西野博之

*²平成31年4月1日～：村上威夫

表 呉市復興計画検討委員会における会議の開催状況

区分	開催日	議題
第1回	H30年10/26(金)	・呉市の被災状況について ・呉市復興計画(仮称)策定に当たっての基本的な考え方について ・呉市復興計画検討委員会スケジュール(案)について
第2回	H30年11/28(水)	・現地視察に対する意見交換 ・商工業と観光への被害, 影響について ・東京大学からの報告 ・呉市復興計画(仮称)構成(案)について
第3回	H31年2/13(水)	・呉市復興計画(素案)について
第4回	H31年3/27(水)	・呉市復興計画(最終案)について
第5回	R元年9/17(火)	・呉市復興計画(地区計画)(素案)について

(2) 復興計画の概要

① 復興計画の対象と計画期間

復興計画は、市全体を計画の対象とし、また、発災から7年先の本市の姿を見据え、平成30(2018)年度から令和6(2024)年度までを計画期間として、豪雨災害からの復旧・復興に向け、段階的かつ着実に取り組むこととした。

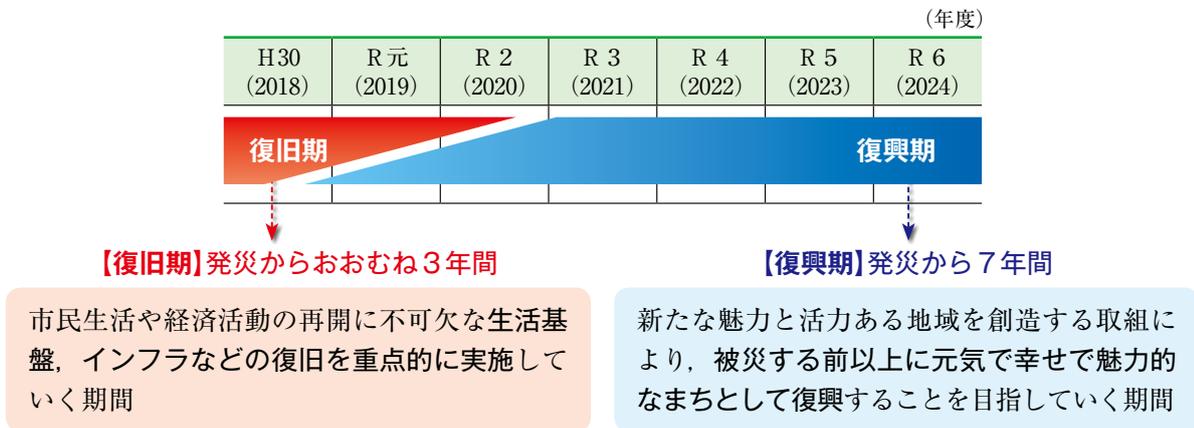


図 復興計画の計画期間

② 基本理念と基本方針

復興に向けての基本理念として、「災害に強い幸せで魅力的な都市を目指して」を掲げ、被災者の方々が被災前の当たり前の生活を取り戻すとともに、被災したインフラなどの早期の回復を図る取組が不可欠であり、さらに、単に被災する前の状態へ復活・再生することにとどまることなく、市民や企業が、イキイキ・わくわくと活動することができ、市民が今後も住み続けたいと思えるまち、そして、観光客が訪れてみたいと思えるような交流都市を目指し、次の4つの基本方針に基づき、復興に向けて取り組んでいる。

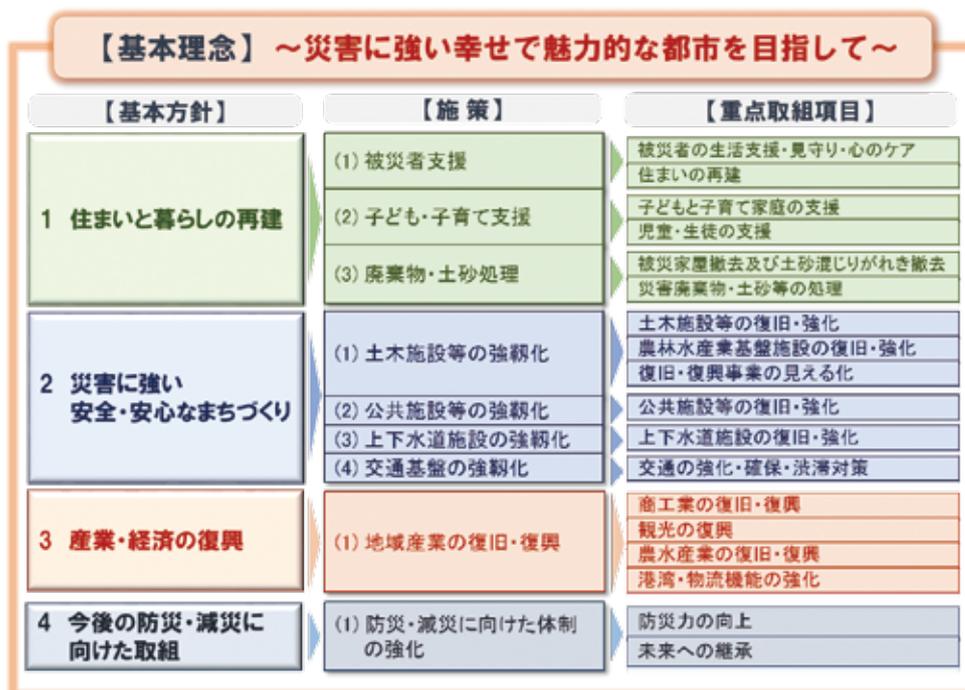


図 復興計画の基本理念と基本方針

③ 施策と主な取組

4つの基本方針に基づく施策と主な取組については、次のとおりである。

➤ 基本方針1 住まいと暮らしの再建

被災者の生活支援や見守り、心のケアに努めるとともに、恒久的な住まいの再建に向けた支援に取り組むなど、被災者への積極的な支援を行います。
また、子どもや子育て家庭、児童・生徒の心のケアや就学支援などを行うとともに、災害廃棄物などの迅速かつ適切な処理を推進します。
その他、被災者の悩みや課題解決のため、被災者一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな対応ができる体制を整備することで、住まいと暮らしの再建を全面的にバックアップします。

【施策と主な取組】

施策1-1 被災者支援

(1) 被災者の生活支援・見守り・心のケア

- ① 生活相談・心のケア等
- ② 生活再建支援
- ③ ボランティアと連携した被災者支援
- ④ 被災者に対する情報発信

(2) 住まいの再建

- ① 恒久的な住まいの再建

施策1-2 子ども・子育て支援

(1) 子どもと子育て家庭の支援

- ① 子どもと親の心のケア等
- ② 安全・安心な児童福祉施設等の整備

(2) 児童・生徒の支援

- ① 児童・生徒の心のケア等
- ② 就学支援

施策1-3 廃棄物・土砂処理

(1) 被災家屋撤去及び土砂混じりがれき撤去

- ① 早急な家屋撤去と土砂等の撤去

(2) 災害廃棄物・土砂等撤去処理

- ① 災害廃棄物等の早期処理



【地域支え合いセンター「みんなで体操」】



【呉市安浦中央保育所復旧記念式】

図 「基本方針1 住まいと暮らしの再建」の施策と主な取組

➤ 基本方針2 災害に強い安全・安心なまちづくり

国・県等の関係機関と連携し、被災した土木施設や農林水産業基盤施設などの早期復旧や機能強化、砂防・治山施設などの早期整備を図るとともに、こうした安全・安心なまちづくりと「今後の防災・減災に向けた取組」をあわせて取り組むことで、多重防御や多重避難の体制を進めていきます。
また、災害時の交通マネジメントの視点から、幹線道路ネットワークや公共交通の強化など、災害に強い交通体系の整備を進めるとともに、防災拠点としても機能する総合的な交通拠点としてJR呉駅周辺地域の再整備を検討するなど、災害に強い安全・安心なまちを目指します。

【施策と主な取組】

施策2-1 土木施設等の強靱化

(1) 土木施設等の復旧・強化

- ① 災害に強い道路、河川等の整備
- ② 災害に強い海岸線の整備
- ③ 災害に強い砂防・治山事業の推進

(2) 農林水産業基盤施設の復旧・強化

- ① 災害に強い農林水産業施設の整備

(3) 復旧・復興事業の見える化

- ① 一元的な情報発信

施策2-2 公共施設等の強靱化

(1) 公共施設等の復旧・強化

- ① 災害に強い公共施設等の整備

施策2-3 上下水道施設の強靱化

(1) 上下水道施設の復旧・強化

- ① 災害に強い上水道及び工業用水道施設の整備
- ② 災害に強い下水道施設の整備、浸水対策

施策2-4 交通基盤の強靱化

(1) 交通の強化・確保・渋滞対策

- ① 災害に強い交通体系の整備
- ② 代替交通の確保、渋滞対策
- ③ 災害に備えた新たな交通拠点の在り方検討



【被災した天応中学校】



【災害時BRT】
～呉1Cから広島県道路に進入するバス～
(提供：呉工業高等専門学校 神田研究室)

図 「基本方針2 災害に強い安全・安心なまちづくり」の施策と主な取組

基本方針3 産業・経済の復興

商工業や農水産業事業者に対して、事業活動の早期復旧に向け迅速かつ多様な支援を行うとともに、地域の魅力を観光に活かしていく工夫や観光復興に向けた観光プロモーションの展開など、災害からの復興に向けた機運を高め、観光客の増加を目指します。あわせて、災害に強い港湾・物流機能の強化などに取り組むことで、地域産業の復旧・復興を図ります。

【施策と主な取組】

施策3-1 地域産業の復旧・復興

(1) 商工業の復旧・復興	(2) 観光の復興
① 事業活動の早期復旧支援	① 観光客を呼び戻す取組
② 新たな産業の創造に向けた取組	
(3) 農水産業の復旧・復興	
① 農水産業施設の早期復旧支援	② 営農等経営支援
(4) 港湾・物流機能の強化	
① 災害に強い物流システムの構築	



【平成30年7月豪雨災害観光復興イベント】

図 「基本方針3 産業・経済の復興」の施策と主な取組

基本方針4 今後の防災・減災に向けた取組

今後の災害に備え、情報伝達方法や避難所の在り方などの見直しを進めるとともに、地域団体や民間企業と連携した防災力の強化を図っていきます。また、今回の災害の経験・記憶を風化させることなく、教訓として後世に伝えるため、防災教育の実施や災害遺構の保全の検討など、今後の防災・減災に向けた取組を進めます。

【施策と主な取組】

施策4-1 防災・減災に向けた体制の強化

(1) 防災力の向上	(2) 未来への継承
① 情報伝達方法の見直し	① 防災意識の向上と情報発信
② 避難行動の喚起	
③ 避難所の在り方の見直し	
④ 各主体における防災力の向上	
⑤ 井戸水の活用	
⑥ 住まいや地域の安全性の強化	



【防災リーダー研修】

図 「基本方針4 今後の防災・減災に向けた取組」の施策と主な取組

(3) 地区計画の策定

「呉市復興計画(地区計画) (以下「地区計画」という。)」は、今回の豪雨により特に大きな被害を受けた天応・安浦地区における復旧・復興に必要な施策の方向性や具体的な取組を取りまとめ、復旧・復興を着実に推進していくため、令和元年9月に策定した。

策定に当たっては、地域との協働により、まちづくりに関する考え方を共有しながら取り組むこととし、平成30年度から各地区(安浦地区は、安浦駅周辺地区、市原地区、中畑・下垣内地区の3地区)において、地域団体の関係者や地域住民で構成するワークショップを開催した。

そして、参加者が自ら考えた各地区の復旧・復興に向けた取組についての提案を参考に、呉市復興計画検討委員会等の意見を踏まえて地区計画として取りまとめた。

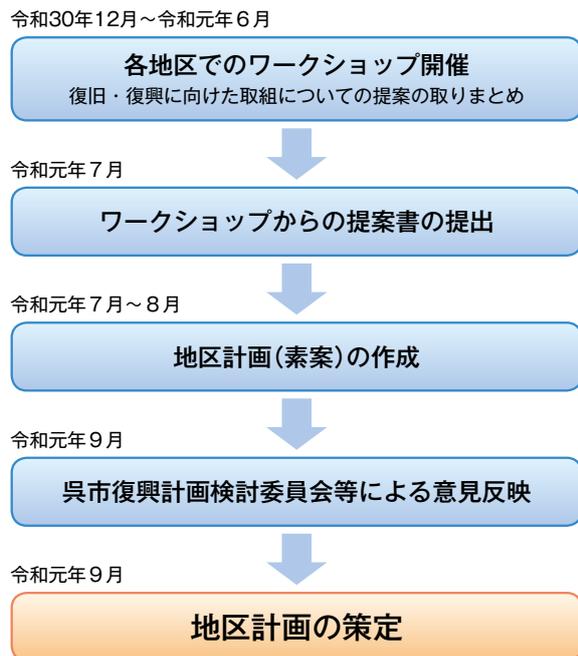


図 地区計画策定フロー

表 ワークショップのメンバー構成

区分	天応地区		安浦地区					
	人数	地区名	安浦駅周辺地区		市原地区		中畑・下垣内地区	
			人数	地区名	人数	地区名	人数	地区名
第1班	10人	地区全体	10人	駅周辺全体	8人	市原	10人	中畑
第2班	10人	大西	10人	三津口1区 内海3・4・6区			6人	下垣内
第3班	4人	東久保	8人	内海7・10・11区				
第4班	8人	下西	10人	内海8・9区 三津口10区 晴海園				
第5班	7人	大浜・三葉・本町						
第6班	7人	宮町						
計	46人		38人		8人		16人	

表 ワークショップの開催状況

区分	天応地区	安浦地区		
		安浦駅周辺地区	市原地区	中畑・下垣内地区
開催場所	天応まちづくりセンター	安浦まちづくりセンター	市原集会所	中畑自治会館
第1回	H31年1/20(日)	H31年1/20(日)	H30年12/22(土)	H30年12/22(土)
第2回	H31年2/10(日)	H31年2/9(土)	H31年2/2(土)	H31年2/2(土)
第3回	H31年3/24(日)	H31年3/23(土)	H31年3/16(土)	H31年3/16(土)
第4回	R元年5/25(土)	R元年5/26(日)	R元年6/2(日)	R元年5/25(土)
第5回	R元年6/15(土)			



天応地区



安浦駅周辺地区



市原地区



中畑・下垣内地区

(4) 地区計画の概要

① 地区計画の対象と計画期間

前述のとおり、地区計画は、今回の豪雨災害で、道路や河川等の社会基盤に加え、多くの家屋等が被害を受けた天応・安浦地区を計画の対象とし、復興計画と同じく発災から7年先の本市の姿を見据え、平成30(2018)年度から令和6(2024)年度までを計画期間として、豪雨災害からの復旧・復興に向け、段階的かつ着実に取り組むこととした。

② 地区計画の方向性

地区計画は、今後も自然災害により、再び同じような被災を繰り返さないためにも、ハード・ソフトを含めた防災・減災に向けた取組を進めていくとともに、地区内人口の減少や身近な商業施設の撤退等による地域活力の低下などの課題に対応していくため、被災する前以上に災害に強い幸せで魅力的なまちを目指し、復旧・復興に向けたまちづくりを進めていく。

③ 具体的な取組

ア 天応地区

天応地区においては、災害公営住宅の整備をはじめ、被災した天応中学校の天応小学校敷地を活用した小中一貫校の整備、砂防事業の推進、地区内道路の整備などに取り組む。

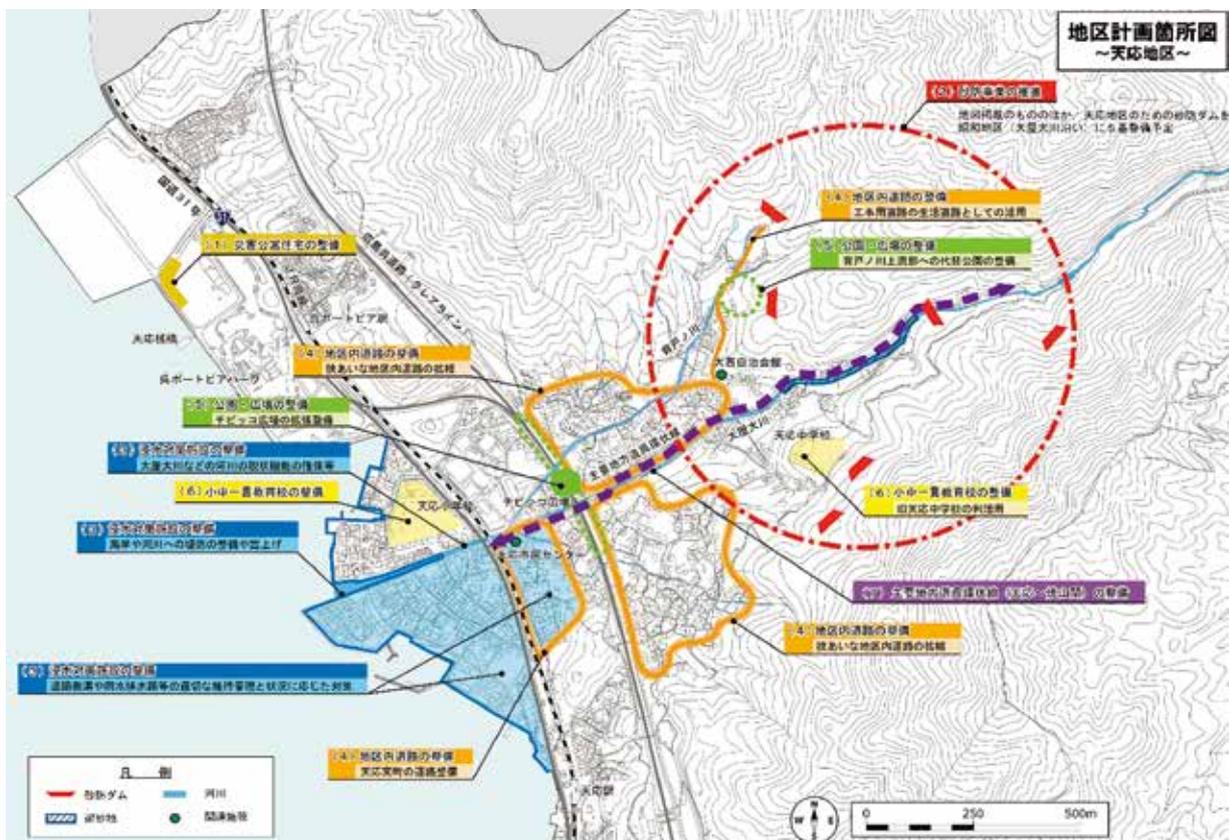


図 地区計画箇所図(天応地区)

イ 安浦地区

安浦地区においては、野呂川水系河川等の整備をはじめ、農地及び農業用施設の整備や地区内道路の整備、いなし広場の多目的利用の検討などに取り組む。

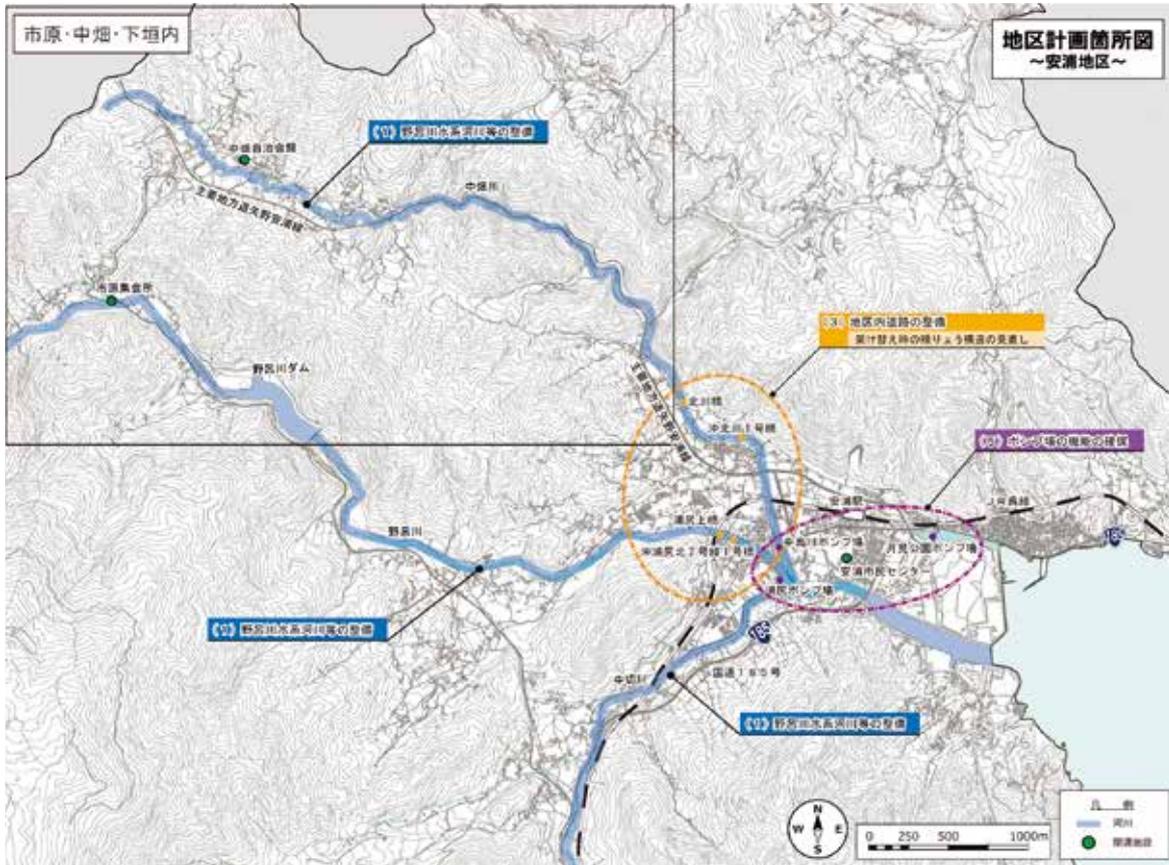


図 地区計画箇所図(安浦地区全体)

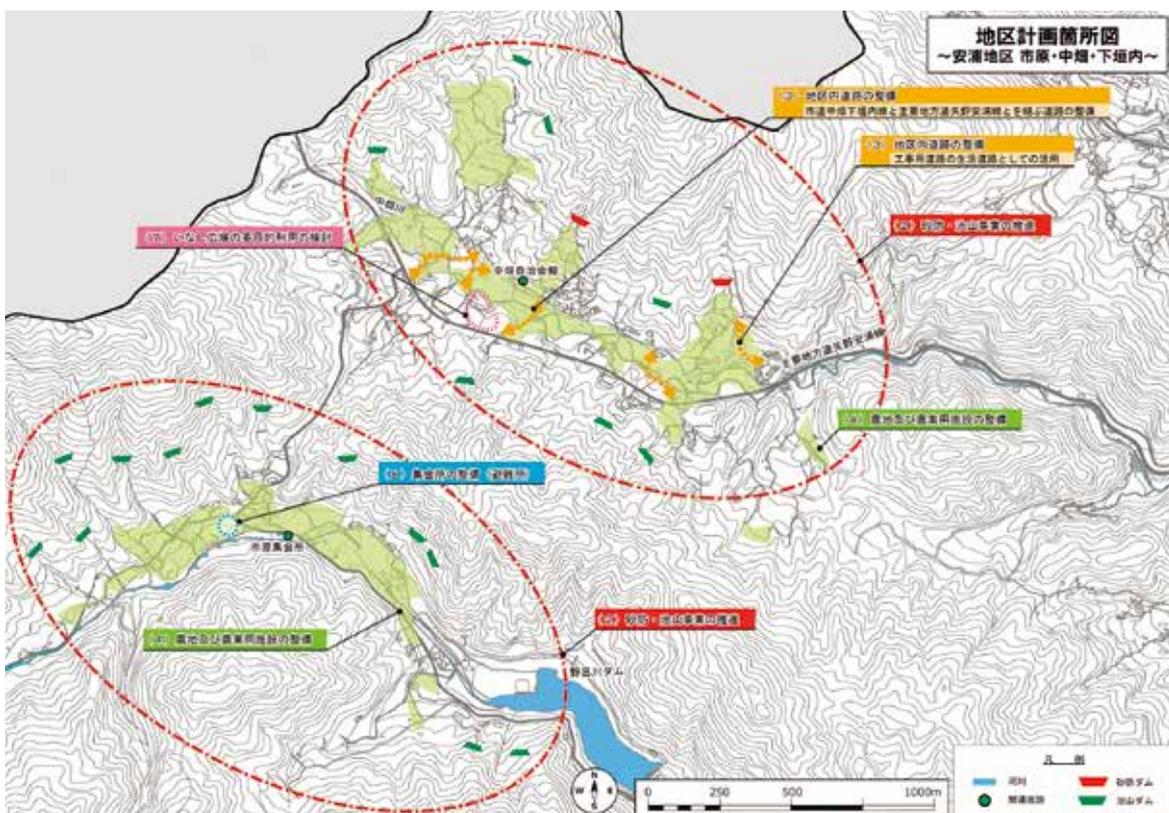


図 地区計画箇所図(安浦地区(市原・中畑・下垣内))

3 復旧・復興に向けた市民等との意見交換

(1) 各地区自治会連合会等との意見交換会

今回の豪雨災害における本市の応急対応等に関する課題の共有や、復旧・復興に向けた意見を復興計画策定の参考にするため、市内28地区の各地区自治会連合会及び地区関係団体の方々と市長との意見交換会を17会場で開催した。

開催期間 11月22日(木)から12月3日(月)までの7日間

開催場所 市内28地区(17会場)

開催時間 1会場につき、概ね1時間30分程度で実施

出席者 (市)市長, 復興総室, 総務部(危機管理監), 市民部, 土木部等の職員

(各地区)各地区の地域性などから参加者を自らで選出

自治会連合会, まちづくり委員会, 女性会, 赤十字奉仕団, 地区民生委員

児童委員協議会, 自主防災組織の関係者等

意見交換会は、発災直後から地域の活動を支えていただいた各地区関係団体の方々から、限られた時間の中で多くの意見をいただくため、市からの復旧・復興に向けた対応等の説明はできるだけ短縮し、意見交換の時間を確保するように努めた。



第2, 第3, 第4地区の意見交換会(12/1撮影)

表 各地区自治会連合会等との意見交換会の実施状況

開催日	時間	地区名	開催場所
11/22(木)	10:30~12:00	阿賀	阿賀市民センター
	14:00~15:30	第1(宮原)	宮原市民センター
	16:00~17:30	吉浦	吉浦市民センター
11/23(金)	10:30~12:00	広(西北部, 東部, 南部)	広市民センター
	15:30~17:00	仁方	仁方市民センター
	18:00~19:30	第8, 三条, 川原石	二川まちづくりセンター
11/26(月)	10:30~12:00	下蒲刈, 蒲刈, 豊浜, 豊	下蒲刈農村環境改善センター
	13:00~14:30	安浦	安浦まちづくりセンター三津口分館
	15:30~17:00	川尻	川尻市民センター
11/27(火)	15:30~17:00	天応	天応市民センター
	18:00~19:30	警固屋	警固屋まちづくりセンター
11/30(金)	18:00~19:30	第5, 第6, 中央	市民協働センター
12/1(土)	13:00~14:30	倉橋	倉橋市民センター
	15:30~17:00	音戸	音戸まちづくりセンター
	18:00~19:30	第2, 第3, 第4	市民協働センター
12/3(月)	10:30~12:00	郷原	郷原市民センター
	13:00~14:30	昭和	昭和まちづくりセンター

意見交換会では、災害時の対応についての課題(反省点)や今後の防災・減災に向けた取組などについて、様々な観点から次のような意見をいただいた。

○断水時の給水体制のあり方について

- ・給水時間短縮に向けた検討(給水箇所数、給水タンク容量の見直しなど)
- ・高地部の住民に配慮した給水拠点の設定、高齢者や子育て家庭等に配慮した給水方法の検討
- ・地域住民やボランティアの協力による給水や水の運搬支援のあり方

○断水時における井戸水の活用について

- ・地域にある井戸の把握、地域住民が情報共有・共同利用できる仕組みの検討
- ・共助の観点から、井戸水の検査手数料や井戸の設置費用に対する助成制度の創設

○避難行動のあり方、避難所の運営について

- ・避難行動に関する理解を深める啓発の必要性
- ・避難行動要支援者の避難についての具体的な支援体制の構築
- ・地域住民の意見を踏まえた避難所配置、地域住民による避難所運営の検討
- ・身近な施設(大学、高校、民間企業、マンションの一室等)の活用検討
- ・避難所における設備(手洗場、トイレ洋式化、テレビ、空調設備)等の充実

○情報伝達のあり方について

- ・防災行政無線は大雨の時に聞こえないため、補完する情報伝達方法の見直し
- ・パソコンやスマートフォン等での情報取得が困難な高齢者等への情報伝達方法の検討
- ・防災行政無線の運用方法の見直しや自治会(町内放送)を通じた情報提供方法の検討
- ・難聴地域への拡声子局の増設や戸別受信機の設置についての検討

○災害時の移動手段、交通対策について

- ・車を持たない住民への通院や買い物などでの移動支援のあり方
- ・道路復旧状況に合わせた柔軟なバス運行(臨時ダイヤ、折り返し運行など)

○復旧工事や制度拡充に関する要望について

- ・被災箇所の復旧情報や支援制度のスケジュールなどの提供(進捗状況の見える化)
- ・目に見えない危険箇所の確認や安全点検の実施
- ・県事業との連携強化、県に対する市からの要請
- ・砂防堰堤の整備や堰堤に堆積した土砂等の撤去、河川等に堆積した土砂等の浚渫
- ・浸水対策(ポンプ能力増強、排水路整備等)の充実
- ・ため池の調査や管理方法についての指導、徹底

○今後の防災・減災の取組について

- ・防災リーダーの有効活用
- ・支援物資の受入体制の改善、乳幼児向け物資の充実
- ・今回の災害を踏まえた訓練の実施、訓練方法の改善

○災害時における市の対応について

- ・市の問合せ窓口が分かりにくい
- ・市役所内の各部署の情報共有や連携が不十分



昭和地区で開催された防災まち歩き点検
(R元年5/18撮影)

(2) 災害時における支援団体との意見交換会

今回の豪雨災害における被災者支援や応急復旧等において、現地での支援活動に協力をいただいた各種支援団体(機関)の方々と、それぞれの活動や取組の中で得た教訓や課題等を共有し、今後の災害対応の参考とするため、「福祉」、「医療」、「産業」及び「官公庁」関係の団体・機関を対象として、関係分野ごとに意見交換会を開催した。

なお、意見交換会の開催状況及び主な意見は、次のとおりである。



福祉関係団体との意見交換会(H31年2/18撮影)

① 福祉関係団体との意見交換会

日 時 平成31年2月18日(月) 10:00～11:10

場 所 呉市役所 401会議室

参加団体(機関)	災害の教訓・課題等に関する意見
呉市社会福祉協議会 呉青年会議所 呉市民生委員児童委員協議会 呉市赤十字奉仕団 呉市女性連合会	○災害ボランティアセンターにおける団体間の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・平素から顔が見える関係をつくっておく必要性 ・各団体が抱えるスタッフ不足への対応など ○その他の意見 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における団体間での情報共有の必要性 ・避難場所の見直し(身近な避難場所) ・避難所の生活環境の改善(トイレの洋式化等)など

② 医療関係団体との意見交換会

日 時 平成31年2月18日(月) 19:00～20:40

場 所 呉市役所 202・203会議室

参加団体(機関)	災害の教訓・課題等に関する意見
呉市医師会 呉市歯科医師会 呉市薬剤師会 呉医療センター 呉共済病院 中国労災病院 済生会呉病院 呉市医師会病院	○急性期における情報の不足 <ul style="list-style-type: none"> ・早いタイミングでの各種災害情報の収集・提供が必要 ○災害対策本部への医療関係者の参加 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部と医療機関が有する情報の共有による迅速な対応 ○避難所における避難者に関する情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・迅速で効率的な医療活動の実施のための個人情報提供 ○行政と医療機関等の関係機関との平素からの連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における行政・医療等関係機関とのパイプが必要

③ 産業関係団体との意見交換会

日 時 平成31年 2月22日(金) 9:00～10:00

場 所 呉市役所 401会議室

参加団体(機関)	災害の教訓・課題等に関する意見
呉商工会議所 呉広域商工会 広島県中小企業家同友会呉支部	○市民の意識改革～賢く強い人間形成 ・行政依存ではなく、自分たちの力による地域づくり ○災害の教訓を継承していくための取組 ・過去の災害の記憶が風化したことによる被害の増大 ・学校教育等における教訓の継承

④ 官公庁関係との意見交換会

日 時 平成31年 2月22日(金) 10:30～12:00

場 所 呉市役所 201・202・203会議室

参加団体(機関)	災害の教訓・課題等に関する意見
海上自衛隊(呉地方総監部) 陸上自衛隊(第13旅団) 海上保安庁呉海上保安部 気象庁(広島地方気象台) 国土交通省中国地方整備局 広島県警(呉警察署, 広警察署) 広島県西部総務事務所呉支所	○豪雨災害対応時の教訓・課題 ・甚大な被害が発生した場合の現地対策本部の設置 ・被害の全容把握が困難であった反省から、情報の集約(一元化)に特化したチーム編成の検討 ・災害廃棄物等の集積場となる場所の事前設定 ○平時からの定期的な情報交換の場の設置 ・災害時における各関係機関との情報共有による連携強化が必要

(3) 地元企業等との懇談会

本市に事業所を有する企業の関係者との懇談会において、今回の豪雨災害の被害状況や復旧・復興の状況、今後の取組等についての意見交換を行った。

① 呉七社会各社代表者との懇談会

日 時 平成30年10月11日(木) 13:30～15:00

令和元年10月21日(月) 13:30～14:50

場 所 呉市役所 市長会議室

② 呉産業懇話会

日 時 平成30年11月13日(火) 11:55～13:30

令和元年11月26日(火) 11:55～13:25

場 所 東海大学校友会館 富士の間



呉七社会各社代表者との懇談会(R元年10/21撮影)

4 被災者の見守り・相談支援

(1) 地域支え合いセンターによる被災者支援

被災者の早期の生活再建に向け、広島県の「被災者支援・地域支え合いセンター構築事業」と連携し、被災者に対する見守り、日常生活上の相談支援や生活支援、サロンの開催等による住民同士の交流機会の提供と孤立防止支援、健康相談等による健康維持支援等に取り組むため、10月15日(月)に「呉市地域支え合いセンター」(以下「支え合いセンター」という。)を開設した。

支え合いセンターの開設に当たっては、応急仮設住宅等の入居申請状況や、罹災証明書の発行状況等から支援の対象見込者数の把握を行い、特に被害の大きい天応及び安浦地区の2か所に拠点を置き、呉市社会福祉協議会への委託により実施することとした(5人体制)。

また、支え合いセンターにおける支援の対象は、応急仮設住宅(建設型、借上型)の入居者及び被災に伴い公営住宅等へ入居した世帯(退去後の継続支援を含む。)とし、在宅の被災者については、市保健師等が対応することとした。なお、支え合いセンターが開設されるまでの間は、引き続き市保健師等が応急仮設住宅入居者等への支援を行った。

平成31年4月からは、新たに中央拠点を開設して、生活支援相談員の増員による体制の強化を図り、3拠点(8人体制)で、戸別訪問等を通じた見守りや相談支援をはじめ、支援対象者の状況把握、関係支援機関へのつなぎ、コミュニティ活動(サロン活動等)の支援など、被災者へ寄り添ったきめ細かい対応に努めている。



支え合いセンター開設時のチラシ



中央拠点開設時のチラシ



生活支援相談員による応急仮設住宅の訪問

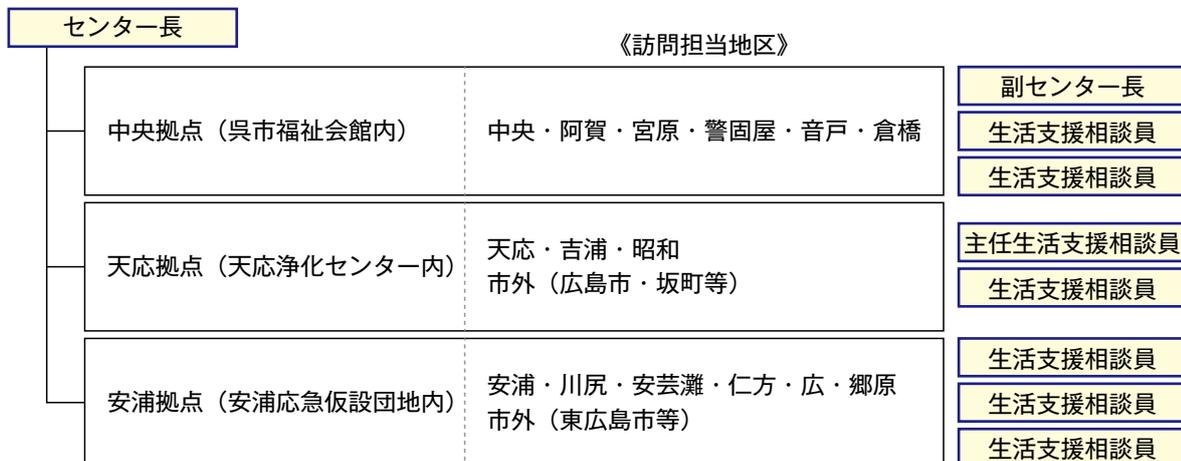


図 支え合いセンターの職員体制(令和2年3月末時点)

表 支援対象世帯数の状況と支え合いセンターの活動状況(令和2年3月末時点)

居住形態	支援対象世帯数(拠点別)				支援実施回数(延べ回数)				
	中央	安浦	天応	計	訪問	電話	来所	その他	計
応急仮設住宅(建設型)	-	7	27	34	789	229	3,074	607	4,699
応急仮設住宅(借上型)	19	21	21	61	848	413	97	235	1,593
公営住宅(市営、県営)	6	11	2	19	263	124	36	79	502
上記住宅退去者	36	88	46	170	492	294	255	217	1,258
計	61	127	96	284	2,392	1,060	3,462	1,138	8,052

表 サロン等の開催状況(令和2年3月末時点)

区分	実施回数		
	H30年度	R元年度	計
中央拠点	-	8	8
安浦拠点	124	93	217
天応拠点	151	173	324
計	275	274	549



安浦市原地区での茶話会(市原集会所)



支え合いセンター開設後、毎月「ささえあい通信」を発行し、被災者の住まいと暮らしの再建に向けて必要な情報を発信している。



専門機関と連携して被災者の住宅再建に向けた説明会を開催(R元年8/21撮影)



応急仮設住宅でのイベント開催による住民交流の促進写真は、フラガール全国きずなキャラバン2019の様子(天応応急仮設住宅・R元年10/5撮影)



地域での避難訓練に向けた地元住民との防災マップづくり(安浦・中畑自治会館)

(2) 在宅被災者への対応，遺族支援等

① 在宅被災者への戸別訪問，遺族へのケア

被災者の健康状態の把握については，7月9日(月)から地区担当保健師が，要支援世帯を中心に戸別訪問や電話等により，体調確認を開始した。このように，比較的早い対応ができたのは，本市が長年にわたり地区担当制で保健師活動を行ってきたことから，要支援者や避難所からの退去者，平時からケアが必要な世帯等について，各地区の民生委員等と緊密な連携が図られたためである。

7月13日(金)からは被害の大きい地区への戸別訪問^{*1}，8月24日(金)からは応急仮設住宅(借上型)の訪問を開始し，支え合いセンター開設までの間における健康相談や見守り等の支援を行った。

また，9月3日(月)に発足した「広島こころのケアチーム」との連携により，要支援者等のケース検討会や精神科医師，臨床心理士等による「こころの健康相談」を毎月開催するなど，本市の実情に合わせたサポートを受け，被災者の健康相談，こころのケアに関する支援を継続している。

前述のように，支え合いセンター開設以降は，保健師等が在宅の被災者への支援を行うこととなったが，支え合いセンターへの支援対象世帯の引継ぎに当たっても，重症の方や心身のケアが必要な方々については，引き続き保健師において支援を継続するとともに，10月18日(木)からは，被災者台帳を基に，住宅が半壊以上の被害を受けた世帯の戸別訪問を開始した。

また，今回の災害によって亡くなられた方の遺族や負傷された方への心身のケアについては，7月24日(火)から訪問を開始しており，呉市医師会が開催する呉市保健医療合同復興会議^{*2}の機会を通じて，支援方法等について精神科医師等から助言を受け，個別のケース会議を重ねながら訪問や電話，手紙等による支援を継続している。

現在もこうした在宅被災者や遺族及び負傷された方だけでなく，今回の災害によって健康状態が悪化された方などの戸別訪問を行っており，発災からこれまでの戸別訪問活動件数は，延べ6,445件に上っている。(令和2年3月末時点)



戸別訪問に向かう市保健師



保健師による被災者宅の戸別訪問



呉市保健医療合同復興会議
医師等からの専門的な助言は，保健師が活動する上で大きなサポートとなった。

^{*1}被害の大きい地区への戸別訪問

派遣による応援保健師のほか，介護支援専門員，訪問看護師，広島大学の学生ボランティア等の協力を得ながら7地区(吉浦地区，天応地区，昭和地区，阿賀地区，川尻地区，安浦地区，音戸地区)の自治会単位での戸別訪問を実施

^{*2}呉市保健医療合同復興会議

呉市医師会の主催による会議(従前の呉市医師会災害医療対策本部会議から移行)で，被災者に対する保健医療活動に関して専門的な見地から指導・助言を受けている。8月14日(火)に第1回会議を開催し，12月11日(火)までの間に計8回開催された。

② 被災者の健康相談・こころのケア

発災以降、保健師を中心に避難所における健康維持支援や戸別訪問等による見守り支援などを実施してきたが、保健出張所を設けていない天応地区においては、避難所が閉所(9月14日(金))された後も、引き続き天応まちづくりセンターに健康相談室を開設し、保健師のほか天応・吉浦地域を担当する包括支援センターや地域相談センターの協力を受け、健康だけでなく日常生活における困りごとの相談も受けている。

また、これまで天応・安浦地区で「こころのケア講演会」を開催するとともに、支え合いセンターのサロン活動と協力して定例的な健康教室を開催するなど、健康維持支援や孤立防止のための支援にも取り組んでいる。

このほかにも、広島こころのケアチームの支援のもと、各地域で実施される地区民生委員児童委員協議会や人権問題研修会の開催にあわせた研修会のほか、地域ごとに開催している防災研修や避難訓練等にも積極的に参画し、被災者の見守りやこころのケアについての啓発を行った。



支え合いセンターと連携した健康教室
(中央地区支え合いセンター茶話会)

表 こころのケア講演会の開催(平成30年度)

開催日時	開催場所	講演会の内容	
H30年12/26(水) 14時～16時	天応まちづくりセンター	第1部	講演会 「災害後に起こるこころとからだの変化」 講師 広島県こころのケアチーム 医師 中津 完
		第2部	お食事(栄養)相談, 血圧測定, はり灸マッサージなど
H31年3/17(日) 10時～12時30分	安浦保健出張所	第1部	講演会 「誰もが笑顔でいられる安浦をめざして」 講師 E-L I F Eカウンセリングセンター代表 臨床心理士 山田 晃靖
		第2部	健康チェック, ハンドマッサージ, 足湯など

安浦地区のこころのケア講演会は、安浦地区公衆衛生推進協議会主催の地域に根ざす健康づくり事業として実施



天応地区こころのケア講演会(第2部)での健康相談(写真左)と、はり灸マッサージ(写真右)



被災者へのこころのケアに当たっては、災害後の心身のサポートについて紹介する冊子「ともにまえへ」(広島県作成)を活用している。



地域の防災訓練でのこころのケアの研修
(音戸町早瀬地区・R元年5/28撮影)

5 災害復旧事業の進捗状況

発災直後から、被災箇所の復旧工事等の発注状況や完了の見通しなどについて、市民から多くの問合せがあり、復旧工事等を担当する土木部土木維持課や各地区の土木出張所(音戸倉橋・川尻安浦・安芸灘)において、その対応や要望の聞き取り等を実施した。

こうした中、市民の関心が高い災害復旧工事の進捗状況等をより多くの市民に周知するため、各市民センターにおいて「公共土木施設等災害復旧状況説明会」を開催し、工事の進捗状況等について説明するとともに、土木施設等に関する個別の相談会を開催した。

表 公共土木施設等災害復旧状況説明会の開催状況

開催日	開催時間	地区名	会場	出席者数
H31年2/24 (日)	9:00～	吉 浦	吉浦まちづくりセンター	約40人
	11:00～	昭 和	昭和まちづくりセンター	約30人
	14:00～	宮 原	宮原まちづくりセンター	約60人
	16:00～	天 応	天応まちづくりセンター	約50人
H31年3/2 (土)	9:00～	警固屋	警固屋まちづくりセンター	約30人
	11:00～	広	広まちづくりセンター	約30人
	14:00～	音 戸	音戸まちづくりセンター	約20人
	16:00～	倉 橋	倉橋体育館	10人
H31年3/17 (日)	9:00～	阿 賀	阿賀まちづくりセンター	15人
	11:00～	中 央	くれ協働センター(市役所1階)	7人
	14:00～	仁 方	仁方まちづくりセンター	約20人
	16:00～	郷 原	郷原まちづくりセンター	約30人
H31年3/21 (木)	9:00～	安 浦	安浦町市原集会所	約20人
	11:00～	安 浦	安浦町中畑自治会館	約50人
	14:00～	川 尻	川尻まちづくりセンター	約30人
	16:00～	安 浦	安浦まちづくりセンター	約90人
H31年3/23 (土)	10:00～	下蒲刈	下蒲刈農村環境改善センター	5人
	12:30～	蒲 刈	蒲刈市民センター	7人
	14:30～	豊 浜	豊浜まちづくりセンター	12人
	16:30～	豊	豊まちづくりセンター	6人

※開催時間は、おおむね1時間程度で設定

※説明内容：① 公共土木施設復旧の進捗状況と今後の見込み

② 農業用施設復旧の進捗状況と今後の見込み

③ 民地内土砂・ガレキ撤去の進捗状況と今後の見込み

④ 個々の災害復旧状況への意見や問合せへの対応



説明会開催状況(郷原まちづくりセンター)



説明会開催状況(安浦町中畑自治会館)

また、これらの復旧工事等の進捗状況について、市民がいつでも確認することができるよう、市が施工する復旧工事に加え、国や広島県が施工する工事についても、進捗状況や今後の見通し等に関する情報を各市民センター単位で取りまとめ、市ホームページで公開し、あわせて各市民センターへ掲示した。

【市ホームページで公開した情報】

- ① 災害復旧事業の主な流れ
- ② 災害復旧工事基本工程表
- ③ 公共災害復旧工事箇所一覧表(各地区ごと)
- ④ 工事箇所図(各地区ごと)

【運用開始(公開日)】

- 天応・安浦地区 平成30年12月28日(金)～
- その他の地区 平成31年2月1日(金)～
- ※国や広島県が施工する砂防・治山ダム等の事業についても、公表可能となった段階で順次掲載
- ※毎月初旬に最新の情報へ更新

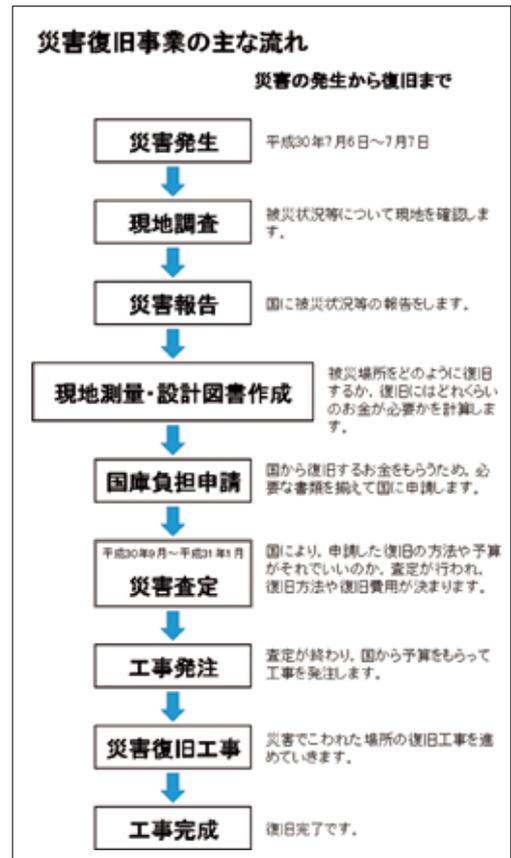


図 災害復旧事業の主な流れ

●呉市災害復旧工事 全体基本工程表 【優先順位を踏まえながら順次工事発注し、2020年度末までの復旧完了を目指す】



●災害復旧工事 施設別基本工程表

施設種別	基本的方針	2018年度(平成30年度)												2019年度												2020年度											
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
道路	市民生活に与える影響が大きい箇所から順次工事発注し、2019年度末までの復旧完了を目指す(大規模案件を除く)	地元協議・工事発注												災害復旧工事												大規模案件											
河川	人家等に被害があった箇所から順次工事発注し、2020年5月までの復旧完了を目指す(大規模案件を除く)	工事用道路借地等地元協議・工事発注												災害復旧工事												出水期 災害復旧工事 出水期 大規模案件											
橋りょう	市民生活に与える影響が大きい箇所から順次工事発注し、2020年度末までの復旧完了を目指す	地元協議・工事発注												土質調査・実施設計												災害復旧工事											
公園	2019年9月までの復旧完了を目指す(一部を除く)	工事発注												災害復旧工事												音戸/瀬戸公園											
農林道・水路等	利用状況等や施設の重要度を踏まえながら順次工事発注し、2020年度末までの復旧完了を目指す	地元協議・工事発注												災害復旧工事												災害復旧工事											
農地	所有者の意向確認後、順次工事発注し、2020年度末までの復旧完了を目指す	所有者意向確認・実施設計												工事発注												災害復旧工事											

図 災害復旧工事基本工程表

天応地区 公共災害復旧工事箇所一覧表

2019年3月31日現在
前回掲載より更新箇所を着色

完了見込みは概ねの予定であり、作業・工事の進捗により変わる場合があります。
災害関連砂防・治山事業については、用地取得等の状況により施工できない場合もあります。

呉市事業【災害復旧事業：土木施設】

地図番号	被災箇所・所在地	路線・河川名	事業概要	完了見込	進捗状況	
					着手	完了
市道-1	天応西条2丁目地内	天応西条福浦線	崩土撤去 安全柵復旧	完了	○	○
市道-2	天応西条3丁目地内	天応西条3丁目1号線	路肩復旧 (ブロック積)	2020年3月		
市道-132	天応西条3丁目地内	天応西条3丁目1号線	舗装・路肩復旧 (側溝ほか)	2019年5月末		
市河-1	天応大浜1丁目地内外	大屋大川	埋塞土撤去	完了	○	○
市河-2	天応西条3丁目地内外	青戸の川①	埋塞土撤去	完了	○	○
市河-3	天応西条3丁目地内	青戸の川②	埋塞土撤去	完了	○	○
市河-4	天応伝十原町	伝十原川	埋塞土撤去	完了	○	○
市橋-1	天応大浜2丁目地内	大浜2丁目1号線(天崎橋)	橋梁復旧	2019年8月末		

呉市事業【災害復旧事業：農林施設】

地図番号	被災箇所・所在地	路線・河川名	事業概要	完了見込	進捗状況	
					着手	完了
農水-1	天応東久保2丁目地内	天応東久保2丁目1号水路	ブロック積	2021年3月		
農水-2	天応東久保2丁目地内	天応東久保2丁目2号水路	ブロック積	2021年3月		

国土交通省事業【直轄砂防災害関連緊急事業】

地図番号	被災箇所・所在地	河川名	事業概要	完了見込	進捗状況	
					着手	完了
国砂-1	焼山町	大屋大川	砂防ダム	2020年3月	○	
国砂-2	天応町	大屋大川左支川	砂防ダム	2020年3月	○	
国砂-3	天応東久保2丁目	大屋大川(92隣e)	砂防ダム	2020年3月	○	
国砂-4	天応西条3丁目	青戸川支川(90d)	砂防ダム	2020年3月	○	
国砂-5	天応西条3丁目	青戸川支川(90f)	砂防ダム	2020年3月	○	

広島県事業【災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業】

地図番号	被災箇所・所在地	箇所名	事業概要	完了見込	進捗状況	
					着手	完了
県急傾-1	天応西条3丁目	天応西条3丁目20地区	法砕工	2020年3月	○	設計中

図 公共災害復旧工事箇所一覧表(天応地区)

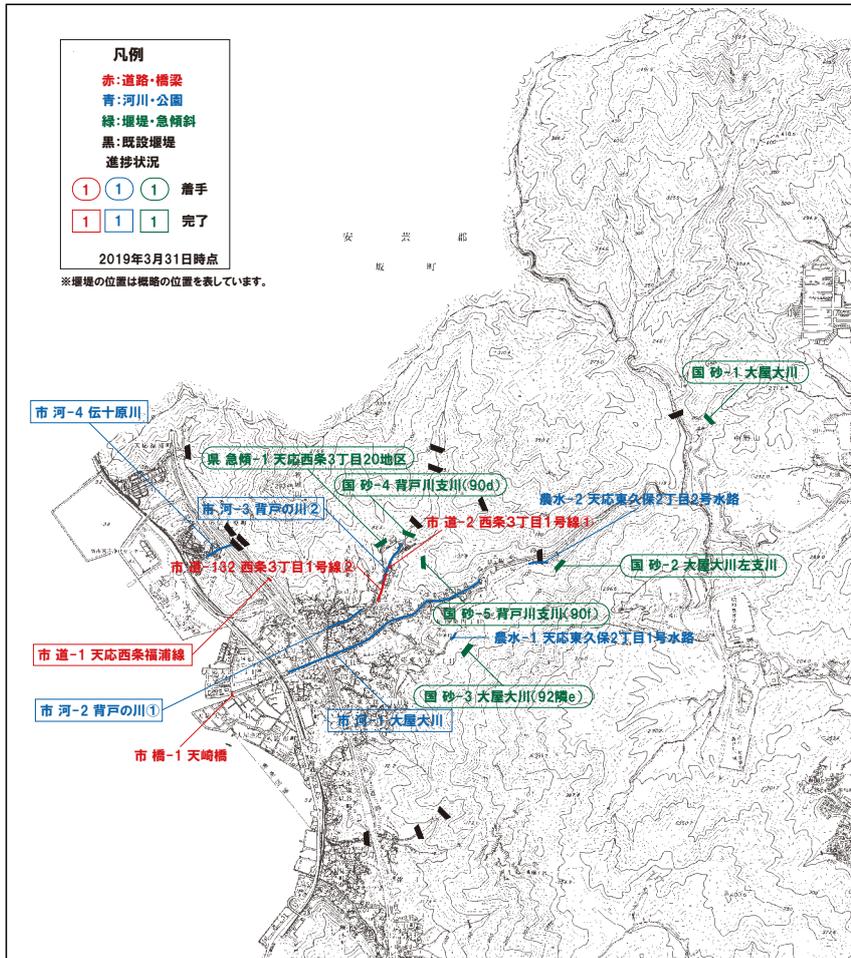


図 工事箇所図(天応地区)

6 交通基盤の復旧

(1) 幹線道路

ア 広島呉道路(クリアライン)

今回の豪雨により、本市と広島市とを結ぶ広島呉道路は、天応西 I C 付近での土砂流入による車線閉塞(6か所)や、天応東 I C 出入口アクセス道路への土砂堆積(1か所)が発生したほか、坂町水尻では前述のとおり、広島呉道路の区域外から発生した土砂の崩落により当該道路の盛土部分が崩落し、並行する J R 呉線と国道31号まで大量の土砂等が流入したことで、道路と線路の両方を塞ぐ大きな被害となった。

このため、国(国土交通省)と N E X C O 西日本においては、広島呉道路の早期復旧を検討するため、学識者による「広島呉道路災害復旧に関する検討委員会」を設置し、被災原因の解明や早期の通行再開に向けた復旧計画等についての検討が行われ、7月20日(金)に開催された第2回委員会において、復旧の目標時期を同年11月と示した。

こうした中、広島市と本市との間のルートを早期に確保するに当たり、被災区間に隣接するベイサイドビーチ坂の駐車場を迂回路として利用することで、7月11日(水)深夜には国道31号の全線を開通することができた。

これにより、復旧工事等の作業スペースに余裕が生じ、広島呉道路、国道31号、そして J R 呉線とともに、効率的な復旧工事が可能となった。

加えて、工事ヤードにおける関係機関の施工調整や昼夜連続での施工等により、広島呉道路は当初の目標時期より2か月早い9月27日(木)に復旧が完了し、同日15時から通行を再開した。



広島呉道路復旧開通式(天応東 I C : 9/27撮影)

イ 国道31号

坂町水尻において被災した国道31号は、ベイサイドビーチ坂の駐車場を迂回路とすることで、7月11日(水)深夜には全線開通することができた。

その後、本線の復旧工事の実施に当たっては、作業スペースの確保や関係機関との施工調整等により効率的な復旧工事が可能となったことで早期に復旧が完了し、9月12日(水)5時30分に迂回路通行から本線通行への切り替えを終えた。



復旧完了に向け工事が進む広島呉道路と国道31号(坂町水尻 : 9/8撮影)

(2) J R 呉線

今回の豪雨により J R 西日本管内では、橋桁流出や土砂流入をはじめ、盛土流出や斜面崩壊、土砂堆積など、甚大かつ広範囲にわたる被害が発生した。それらの中でも、J R 呉線においては、海田市駅以東の各地で線路への大量の土砂流入や斜面崩壊等が発生したほか、信号・踏切等を制御する回線の断絶等の被害も発生した。

このため、発災当初、広駅と坂駅間の開通は平成30年11月中、また、J R 呉線全線の開通は平成31年1月中とされ、長期の運休を余儀なくされるとの見通しが J R 西日本より発表された。

こうした中、沿線市民等からの早期の運転再開の要望に応えるため、比較的被害が軽微であった広駅と呉駅間において、広駅に停車中の車両(3両編成×2本)を使用し、8月20日(月)から暫定的な部分運行が行われた。

また、坂町水尻の土砂崩落箇所では、J R 西日本や国(国土交通省)、N E X C O 西日本による施工調整や効率的な復旧作業により、当初の予定より2か月早い9月9日(日)に広駅と坂駅間の運行が再開された。

そして、その他の被災箇所においても復旧工事が順調に進められ、安芸川尻駅と広駅間は10月14日(日)に、安浦駅と安芸川尻駅間は同月28日(日)に、そして、J R 呉線全線は当初の予定より1か月早い12月15日(土)にそれぞれ運行が再開された。

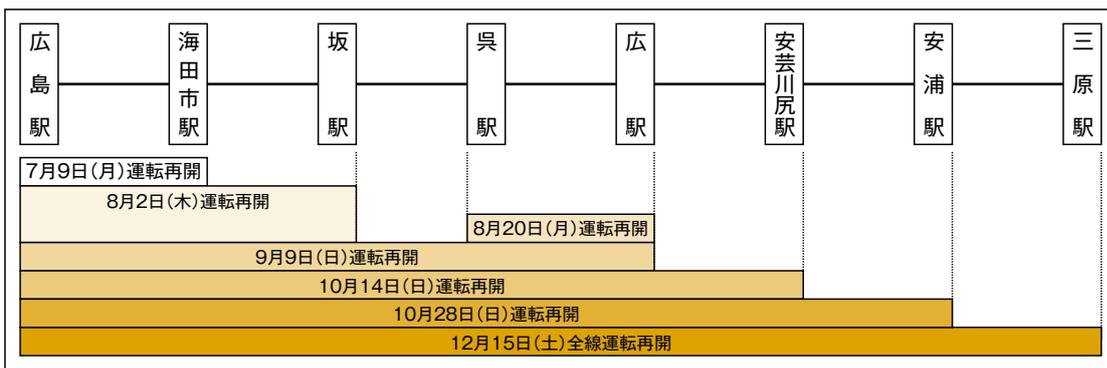


図 J R 呉線復旧状況



J R 呉線全線運転再開イベント(呉駅：12/15撮影)

中国新聞(平成30年12月16日(日)朝刊)

7 観光客を呼び戻す取組

今回の豪雨災害からの復旧・復興に向けた本市の元気な姿を全国に発信し、大きく減少した観光客を再び呼び戻すため、産業部観光振興課が中心となり、各種イベントを開催するとともに、広島県が観光庁の補助金を活用して実施した宿泊支援事業(13府県ふっこう周遊割)の利用促進や民間事業者等が企画・実施するイベントに対する積極的な支援を行った。

さらに、令和元年は日本遺産の認定を受けた呉鎮守府が明治22年に開庁してから130年の節目の年であったことから、これを豪雨災害からの復興に向けての好機ととらえ、様々な集客イベントを連携して開催した。

(P193「ふっこう周遊割説明会」を参照)

表 主な観光イベント

イベント名		開催日	開催場所
映画「この世界の片隅に」ロケ地の場所を見よう会 呉編		8/20(月)	大和ミュージアム
映画「この世界の片隅に」野外上映会		9/1(土)	美術館通り
雨上がれプロジェクト(経済産業省)帆船「みらいへ」		9/15(土)	大和波止場
観光復興コンサート(呉海上自衛隊音楽隊)		10/14(日)	大和ミュージアム
呉海自カレーフェスタ2018		11/18(日)	海上自衛隊呉基地
西日本豪雨復興応援アート展		H31年3/20(水) ～4/6(土)	呉市立美術館別館
復興応援 呉ご当地キャラ祭		R元年5/11(土)・12(日)	大和波止場
待っとなるよ呉 観光キャン ペーン	この世界の片隅にスタンプラリー	R元年7/20(土) ～R2年2/16(日)	大和ミュージアム ほか
	復興リレーイベント	R元年11/1(金) ～R2年3/15(日)	野呂高原ロッジ、 県民の浜 ほか
	呉 夜のまちあるきツアー	R元年11/22(金)・12/7 (土), R2年2/1(土)	屋台通り、夕呉ク ルーズ ほか



「この世界の片隅に」野外上映会(美術館通り)



帆船「みらいへ」(大和波止場)



観光復興コンサート(大和ミュージアム)



復興応援 呉ご当地キャラ祭(大和波止場)

表 主な観光PR活動

観光PR活動(参加イベント)名	開催日	開催場所
ツーリズムEXPO	9/20(木)~23(日)	東京ビックサイト
JALせとうち宝しまキャンペーン2018	10/5(金)	広島空港
JR鹿児島中央駅イベント	10/12(金)~14(日)	JR鹿児島中央駅
NEXCO西日本復興イベント	10/27(土)・28(日)	宮島SA
復興観光キャンペーン	11/8(木)	JR品川駅
東京旅行社等PR・「まるごとHIROSHIMA博2018」出展	11/16(金)~18(日)	東京都
えひめ・松山産業まつり	11/24(土)・25(日)	松山市
台湾での観光PRイベント	11/30(金)~12/2(日)	台北市内のカフェ
まつえ食まつり	H31年2/3(日)	松江市
呉地域観光PR事業	H31年3/20(水)	関西国際空港



鹿児島中央駅



品川駅



台北市

表 主な情報発信活動

- JTB時刻表11月号(10月25日(木)発行)
- JAL機内誌「SKY WARD」11月号(10月27日(土)発行)
- Hanako11月号(平成30年10月末発行)
- JR西ナビ12月号(平成30年11月発行)
- じゃらんnet掲載(12月20日(木)~平成31年3月31日(日))
- 台湾旅行社向け雑誌「旅奇」2月号掲載(平成31年1月末発行)

こうした取組を重ねることで、令和元年7月の市内の主要観光施設等の入館者数は、豪雨災害発生前の平成29年7月の水準まで回復し、大和ミュージアムの入館者数についても、平成29年の水準を上回る月が見られるなど、本市への観光客は順調に回復していった。

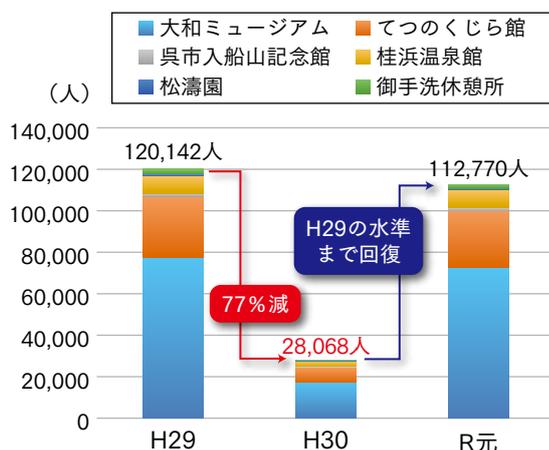


図 各年7月の主要観光施設等の入館者数

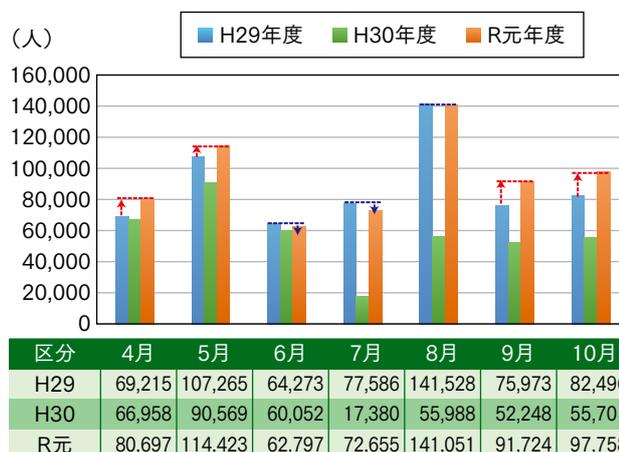


図 大和ミュージアム入館者数

8 平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式

- 日時 令和元年7月6日(土) 10時から
- 場所 くれ絆ホール

豪雨災害発生から1年を迎えるに当たり、犠牲になられた方々を追悼するため、「平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式」を執り行った。

式典開催に当たっては、遺族の心情を最優先に配慮することとして、事前に遺族の状況などを確認した上で、追悼式の実施について遺族全員に個別で説明を行ったところ、多くの遺族から、「市が犠牲者のことを忘れずに追悼式を行ってくれることはありがたい」等の賛同をいただいた。

式典は、遺族・来賓を含む約470名の参列のもと、令和元年7月6日(土) 10時から開式され、黙とう、呉市長式辞、広島県知事・広島県会議長・呉市議会議長の追悼の辞、遺族代表の言葉と続き、最後に参列者全員で白菊の献花を行い、終了した。

当日は、市役所本庁舎をはじめとする呉市所管施設において、半旗掲揚により弔意を表すとともに、正午にサイレンを吹鳴し、市民の皆様において1分間の黙とうを捧げた。

また、式典終了後も国際ソロプチミスト呉広場(市役所本庁舎1階シビックモール)及び各市民センターにおいて献花台を設け、市内各地で犠牲者への祈りが捧げられた1日となった。



呉市長式辞

式辞

本日ここに、ご遺族、ご来賓、そして多くの市民の皆様のご出席のもと平成三十年七月豪雨災害犠牲者追悼式を執り行います

昨年の豪雨災害において、呉市では二十八名もの尊い命が失われました

突然の出来事により最愛の肉親を

失われたご遺族におかれましては

悲しみの癒える日はなかったのではな

いかと拝察いたします

ここにあらためて亡くなられた皆様

に対し、心より哀悼の意を表します

そして、被災された皆様に心から

お見舞い申し上げます

本市におきましては、災害発生以降

市民の皆様のご努力はもとより、全国

の皆様からいただいた物心両面にわた

るご支援とご声援を力に、被災者の方

一人ひとりに寄り添った生活支援や

インフラの復旧・強靱化など、豪雨災

害からの復旧・復興に向け、取り組ん

でいるところでございます

豪雨災害から一年を迎える今日

こうした取組が、少しずつ形として

見え始めているところでございます

しかしながら、被災された皆様にとりましては、豪雨災害を境として、穏やかな生活が一変したこととお察しいたします

一日も早く幸せな日常を取り戻すことができるよう、被災された皆様のお気持ちに寄り添い、呉市長として常に全力で努力してまいります

郷土呉は、これまでも自然災害に見舞われてまいりましたが、そのたびに困難を乗り越えてきた歴史があります

このたびの災害から学んだ教訓を、市民の皆様とともに確実に後世に伝えるとともに、呉市が「災害に強い幸せなまち」となるよう市民の皆様と力を合わせて取り組んでまいります

最後に、ご遺族の皆様のご多幸とご健勝を心からお祈りして式辞といたします

令和元年七月六日

呉市長 新原 芳明

遺族代表の言葉(抜粋)

家族を愛し、地域を愛し、自然を愛した父でした。
父が私たち家族にしてきてくれたことを考えると、日に日に父の偉大さを感じます。
父がやり残したこと、やりたかったこと、私はそれを見つめながら、父が教えてくれた前向きでいること、笑顔でいることの大切さを受け継ぎ、感謝の気持ちを持って大切に生きていこうと思いました。

現在、こうして私たちがゆっくりでも前に進めているのは、そばに来て励まし、背中を押してくださった方々並びに遠くから応援・支援をしてくださった方々のお陰と心から思っております。

また、災害当初から助けてくださったボランティアの皆さんの大きな力にも、とても感謝しております。
本当にありがとうございました。

遺族代表 高取 久美子



平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式 次 第

- 1 開 式
- 2 黙 禱
- 3 式 辞 呉市長
- 4 追悼の辞 広島県知事
広島県議会議員
呉市議会議員
- 5 遺族代表の言葉
- 6 献 花
- 7 閉 式



黙とう



献花



国際ソロプチミスト呉広場に設置した献花台



祭壇

9 災害の記憶を未来へ～水害碑の設置～

本市では、豪雨や台風などによる被害を受けやすく、これまでも土砂崩れや高潮による浸水などにより、市民の生命や財産などが甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験をしてきた歴史がある。

その度に、わたしたちの先人は、災害による犠牲者の慰霊や災害を繰り返さないという願いと誓いの表明、そして、災害の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくための足掛かりとして水害碑(石碑やモニュメント等)を設置してきた。

今回の豪雨災害で大きな被害を受けた市内の各地域においても、自治会やまちづくり協議会が中心となって水害碑(石碑)が設置され、災害の記憶として未来へ継承していく。



【設置主体】

冠崎自治会

【設置年月】

令和元年6月

【所在地】

阿賀南9丁目付近

【概要】

豪雨災害で被災した旧説教所跡地に設置された水害碑と被災状況を記した説明板



【設置主体】

安浦まちづくり協議会

【設置年月】

令和元年7月

【所在地】

安浦町中央4丁目3

【概要】

安浦まちづくりセンター敷地内に設置された豪雨災害の被害状況を記した石碑



【設置主体】

中畑自治会

【設置年月】

令和元年7月

【所在地】

安浦町大字中畑付近

【概要】

地倉神社の境内に設置された水害碑

コラム
～豪雨災害を通して～

復旧・復興に向けて～鎮魂の鐘撞堂建設～

阿賀町冠崎自治会 会長 山岡 秀幸



平成30年7月大規模な土石流災害により、94年の歴史があった冠崎説教所は全壊しました。地区住民の「心の拠り所」として永く説教所の存在に慣れ親しんできた私たちにとっては、非常に残念なことであり、悲しいことでもありました。

それと同時に、今を生きる私たちには、この経験、そして、史実を次の世代に伝承する義務があると強く感じました。

こうした中、説教所跡地の今後のことを考えた時に、地区住民にとって最良の案は如何にあるべきか、説教所の再建も含め、大変悩み、苦慮しました。

その結果、倒壊した説教所の下敷きになっていた喚鐘を「鎮魂の鐘」として鐘撞堂を建設し、あわせて、桜の植樹や石碑の建立などを行い、憩いの場としてメモリアルパークを整備したのです。

この場所を通して、豪雨災害の記憶を途絶すことなく、未来へ伝えていきたいと思っています。

倒壊した説教所跡地に再建された「鐘撞堂」▶



資料編

参考資料

参考資料 1 発災から1年間の主な出来事と災害への対応

【凡例】

- ・時刻の記載があるものは当該時刻に行われた対応等を示し、時刻の記載がないものは概ね記載位置に該当する時期に行われた対応等を示す。
- ・「市(災害対策本部・災害復興本部)、国、県等の対応」中、【国】と表記し青色の文字で記載があるものは国の対応を、【県】と表記し緑色の文字で記載があるものは広島県(県の要請によるものを含む。)の対応を、その他のものは市等の対応を示す。

【平成30年度】

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部)、国、県等の対応
7/5(木)	大雨注意報発表[8:08] 洪水注意報発表[16:33] ➤JR呉線(三原駅～広駅間)の運行休止[18:20]	<ul style="list-style-type: none"> ・災害監視体制[8:08] 【県】災害対策本部設置[17:15] (庄原市に県内最初の土砂災害警戒情報が発表)
7/6(金)	大雨警報発表[5:40] 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:市内全域)[7:45] ➤東広島・呉自動車道(阿賀IC～黒瀬IC)雨量超過による事前通行規制[7:50] 洪水警報発表[10:06] ➤JR呉線(広駅～海田市駅間)の運行休止[17:30頃] 避難準備・高齢者等避難開始発令(洪水:二河川)[18:00] 土砂災害警戒情報発表[18:10] 避難勧告発令(土砂:昭和・安浦・郷原)[18:20] ➤広島呉道路雨量超過による事前通行規制[18:42] 避難勧告発令(土砂:市内全域)[19:10] 避難勧告発令(洪水:二河川)[19:30] 大雨特別警報発表[19:40] 避難勧告発令(洪水:黒瀬川)[20:00] ➤県送水施設(6号トンネル)の水位低下を確認[20:10頃] 避難指示(緊急)発令(土砂:市内全域)[21:05] 避難指示(緊急)発令(洪水:二河川)[21:15] 避難指示(緊急)発令(洪水:野呂川)[21:30] 避難指示(緊急)発令(洪水:黒瀬川)[21:40]	<ul style="list-style-type: none"> ・災害注意体制発令[5:40] ・水防第1体制発令(消防局)[5:40] ・市立小・中学校臨時休業 ・市立高等学校授業打ち切り ・水防1号招集(消防局/蒲刈・大崎下島出張所のみ)[14:00] ・一時待機所開設(昭和市民センター)[16:40] ・災害警戒体制発令[17:00] ・水防第2体制発令・水防本部設置、水防2号招集[17:00] (消防局/毎日勤務者全員、隔日勤務者の1/3招集) ・一時待機所開設(広市民センター、きんろうプラザ)[17:00] 【県】第1回災害対策本部員会議開催[17:00] ・災害対策本部体制[19:00] ・土砂災害による救助要請第1報(天応)[19:46] ・水防第3体制発令、3号招集(消防局/全職員招集)[19:50] ・避難所からの支援要請を受け待機保健師の招集開始[20:30] 【県】第2回災害対策本部員会議開催[20:30] 【県】知事から消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援要請[20:30] 【県】知事から陸上自衛隊第13旅団長へ災害派遣要請[21:00] 【県】県DMAT調整本部設置[22:10] 【県】安芸消防署にDMAT活動拠点本部設置[23:28] 【国】海上自衛隊呉警備隊及び呉基地業務隊の偵察隊が安浦町へ向け基地を出発[23:45]
	【災害により通行止めとなった主な道路(区間)】 <ul style="list-style-type: none"> ・(一)焼山吉浦線(焼山～吉浦間)[19:45] ・(国)375号(石内)[20:20] ・(主)呉環状線(天応～焼山間)[20:45] ・(主)呉環状線(苗代～郷原間)[21:05] ・(国)31号(小屋浦・水尻)[21:40] ・(国)375号(上段原橋)[22:00] ・(主)呉環状線(阿賀南8丁目)[22:30] ・(国)185号(仁方町川尻越)[23:00] 	  <p>(主)呉環状線(天応～焼山間) (国)185号(仁方町川尻越)</p>
7/7(土)	大雨特別警報解除・大雨警報発表[10:50] ➤災害救助法の適用決定(適用日:7/5)	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議開催(第1回)[4:00] 【県】第3回災害対策本部員会議開催[7:30] 【県】広島DPAT調整本部、活動拠点本部設置[10:10] 【県】広島熊野道路の通行料金無料措置の開始[～9/8]

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
7/7(土)	<p>▶広域断水の発生[12:00] 天応・吉浦・宮原・警固屋・倉橋・音戸・阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区の全部, 蒲刈・中央地区の一部</p> <p>洪水警報解除(洪水注意報発表)[15:35]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市消防局から呉医療センター DMAT隊へ出動要請 市所管の芸術・文化施設, スポーツ施設, 観光施設等臨時休館(施設の復旧状況や周辺の道路事等に応じて順次開館) 公立保育所休所 応急給水拠点(40か所)の設置による給水開始[12:00] 市民配布用消毒液の配布開始 市保健師による巡回相談等の開始(安浦地区) 緊急消防援助隊(島根県大隊)が到着し天応地区で活動開始 市ホームページへの市長メッセージ「呉市民の皆様へ」の掲載 蒲刈(向地区除く)・豊浜・豊地区への送水切替(逆送)[23:17]
7/8(日)	<p>▶東広島・呉自動車道で緊急車両の通行確保</p>  <p>多くの支援物資が運び込まれたくれ絆ホール</p>  <p>海上自衛隊による入浴支援 (写真提供:海上自衛隊)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給水拠点での応急給水(本日以降, 9:00～21:00) 災害廃棄物等の一時仮置場の指定・受入開始(市内17か所) 災害土砂等の仮置場の指定・受入開始(呉ポートピアパーク多目的広場) 支援物資の備蓄倉庫として絆ホールを平土間化 市保健師による巡回相談等の開始(天応地区) きんろうプラザの帰宅困難者一時待機所の閉所 市上下水道局から日本水道協会へ給水等の応援要請 【国】平成30年7月豪雨非常災害対策本部設置 【国】海上自衛隊による給水支援(呉基地・係船堀地区(～7/20)) 【国】海上自衛隊による入浴支援(係船堀地区(～7/20), からす小島乗員待機所(～7/16)) 【国】国土交通省によるリエゾンの派遣(～8/24) 【国】国土交通省の船舶による物資(非常食・飲料水等)の海上運搬 【国】海上保安庁の巡視艇による透析患者の搬送(川尻港～阿賀マリノポリス(～7/9)) 【県】本市への備蓄物資(第1便)が絆ホールへ到着 【県】本市への災害マネジメント総括支援員の派遣に関する照会⇒ 県へ支援を要請する旨を回答
7/9(月)	<p>土砂災害警戒情報解除[4:00] 大雨警報解除(大雨注意報発表)[4:23] 避難指示(緊急)一部解除[8:30] (安浦地区の一部は継続)</p> <p>▶開設避難所134か所, 避難者数1,418人 (今回の豪雨災害における最大値を記録)</p> <p>▶国道31号(1車線)開通(バイサイドビーチ坂の駐車場を迂回路として利用)</p> <p>▶JR呉線(広島駅～海田市駅間)運転再開</p>  <p>土砂により埋塞された国道31号 (坂町水尻:7/8撮影)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中・高等学校臨時休業(～7/12) 市役所来庁者駐車場出入りゲートの常時開放(～7/23) 市所管施設において半旗掲揚の対応(～9/10) 災害復旧関連品購入手続の簡素化 ふるさと納税ポータルサイトによる災害復興支援金の受付開始 仮安置所(旧五番町小学校教室)の設置(～7/19) 災害マネジメント総括支援員着任 兵庫県 平田支援員(～7/19) 対口支援団体(静岡県)等による応援職員活動開始(～8/31) 県へ保健師チームの派遣を要請 中央公園臨時給水拠点の開設 学校等プール水の生活用水としての提供開始(～8/2) くれ絆ホールを仮の備蓄倉庫として運用開始(～8/24) 被災した宅地崖に関する相談受付及び現地調査開始 直営での災害ごみや避難所の生活ごみの収集開始 市保健師による被災者の訪問や電話での体調確認等の開始 【国】被災者生活支援チーム設置 【国】国土交通省の船舶による物資(非常食・飲料水等)の海上運搬 【国】TEC-FORCE被災状況調査班(道路)による道路の被災状況調査(～7/24) 【国】厚生労働省の調整による保健師チームの派遣決定 【国】海上保安庁による島嶼部への医療関係者の搬送(仁方港～丸谷港ほか)

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
7/10(火)	<p>➢東広島・呉自動車道全線の通行再開 (一般交通開放)</p> <p>➢広仁方停車場線(戸田側)通行(片側交互)確保 (片側交互通行) →仁方(戸田地区)から広(長浜地区)間の孤立 状況解消</p>  <p>くれ災害ボランティアセンターの受付窓口を訪 れた多くのボランティア希望者</p>  <p>市災害対策本部で被災状況や今後の方針につ いて協議する県知事(左)と市長(左から三人目)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部調整会議 くれ災害ボランティアセンターの開設 くれ災害ボランティアセンターサテライトの開設 吉浦(～9/15), 天応(～10/31), 安浦(～H31年4/29) 市ホームページトップ画面を緊急災害時専用トップ画面へ切替 住宅被災者を対象とした市営住宅の入居募集(第1次分)の受付 開始(～7/20) 一部の保育所で保育再開 災害土砂等の仮置場の指定・受入開始(市内29か所) 呉市医師会医療救護班による救護活動開始 日本赤十字社広島県支部へ医療支援(救護班等の派遣)要請 日本水道協会による応援給水開始(～8/2) 県環境保健協会による井戸水無料検査の受付開始(～7/12) 鳥取県大山町による災害復興支援金代理受納開始(～12/31) 【国】平成30年7月豪雨緊急物資調達・輸送チーム設置 【国】内閣府防災(被災者行政担当)による災害救助法担当者説明 会の開催(会場:広島市) 【国】陸上自衛隊による入浴支援(呉ポートピアパーク(～8/5)) 【国】海上自衛隊による給油支援(～7/12) 【国】国土交通省の船舶による物資(非常食・飲料水等)の海上運 搬(広長浜・川尻・安浦地区) 【国】TEC-FORCE高度技術指導班によるヘリコプターでの被災 状況調査(天応地区) 【国】海上保安庁の船舶による物資(非常食・飲料水等)の海上運 搬 【国】広島地方気象台からの応援職員の派遣(～8/24) 【県】知事が市災害対策本部を訪問 【県】小屋浦トンネル管理用施設の土砂搬出開始 【県】県DMAT調整本部の活動拠点本部の活動終了 【県】災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)派遣の打診
7/11(水)	<p>➢国道185号仁方町(川尻越)片側交互通行, 川尻 トンネル通行可能</p> <p>➢国道31号全線開通(ベイサイドビーチ坂の駐車 場を仮設迂回路として利用)</p>  <p>陸上自衛隊による支援物資の配送</p>  <p>陸上自衛隊による給水支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部調整会議 罹災証明書交付申請書の受付開始 災害廃棄物等(災害ごみ, 土砂等)の受入開始 広多賀谷多目的広場(9:00～16:00) 応急復旧対策期間中の安芸灘大橋無料開放を県知事へ要請 阿賀マリノ上屋を備蓄倉庫として運用開始(日本通運(株)配送) 県民の浜, グリーンピアせとうちにおいて市民・ボランティア への入浴施設の無料提供開始(～11/11) 大和ミュージアム, 入船山記念館の開館時間短縮による営業再開 豪雨災害に伴う補正予算要求に関する庁内通知 国境なき医師団による医療活動開始(～7/13) 広島弁護士会呉地区会による無料法律相談(～12/27) 【国】内閣府による家屋被害判定調査基準に関する研修会開催 【国】陸上自衛隊による支援物資の配送開始(～7/23) 【国】陸上自衛隊による給水支援開始(～8/2) 【国】国土交通省の船舶による物資(非常食・飲料水等)の海上運 搬 【国】国土交通省による給水支援の実施 広多賀谷岸壁及び阿賀マリノ岸壁(～7/15) 【国】経済産業省のプッシュ型支援によるスポットクレーンの提供 【国】海上保安庁による漂流物の回収(～8/13) 【県】安芸灘大橋通行料金の無料措置実施(～8/3) 【県】県薬剤師支援チームによる支援活動開始(～8/12)

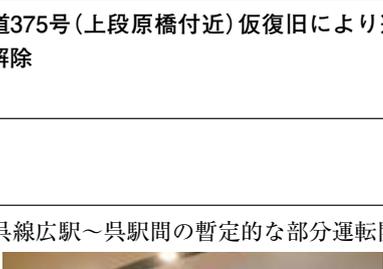
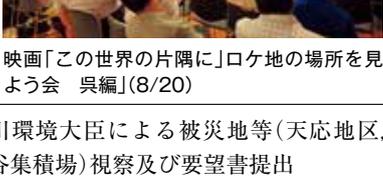
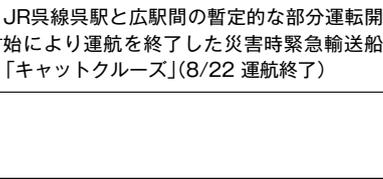
月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
7/12(木)	<p>➤断水解消／中央西部(低地部)</p>  <p>海上保安庁による給水支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部調整会議 固定資産税及び都市計画税に係る減免申請の受付開始 安浦地区での入浴施設への送迎支援開始(～10/1) 環境省を通じた全国都市清掃会議への災害ごみ収集・運搬の応援要請 日本赤十字社広島県支部による豪雨災害義援金の受付開始 日新製鋼(株)及び(株)淀川製鋼所へ送水再開 【国】国土交通省の船舶「清流丸」による物資の海上輸送(阿賀マリノふ頭) 【国】国土交通省による入浴支援「清龍丸」の船内浴室を利用した入浴支援(～7/19) 【国】国土交通省による給水支援／下蒲刈丸谷栈橋(～7/16) 【国】TEC-FORCE被災状況調査班(砂防)による土砂災害箇所の被災状況調査(7/12～25) 【国】港湾関係TEC-FORCEによる漂流物調査・回収(～8/17) 【国】厚生労働省の調整による保健師チームの合流・活動開始(～8/31) 【国】海上保安庁による給水支援／川原石西ふ頭 【県】市への県営住宅の無償提供
7/13(金)	<p>避難指示(緊急)発令(土砂:天応)[13:25] 避難指示(緊急)一部解除(土砂:天応)[16:10] 避難指示(緊急)解除(土砂:天応), 避難勧告発令(土砂:天応地区の一部)[19:55]</p> <p>➤被災者生活再建支援法の適用(適用日:7/5) ➤広島県道路(仁保IC～坂北IC)通行規制解除 ➤断水解消／中央西部(高地部), 吉浦</p>  <p>日本下水道管路管理業協会からの支援車両</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第2回)(以降, 原則として毎日15時に開催し, 報道機関にも公開) 災害義援金の受付開始(募金箱を市内19か所に設置) 一部の小・中学校で授業を再開 一部の児童会で運営を再開 総合体育館を自衛隊災害派遣部隊の宿营地として提供(～8/5) 市ホームページへ住宅の応急修理に関する情報を掲載 宮原浄水場への通水開始, 水道管への充水作業開始 吉浦地区の給水拠点終了 日赤医療救護班による救護所の運営開始(～8/3) 日赤災害医療コーディネーターチームによる支援開始(～8/3) 国, 県へ二次災害防止のための支援強化を要請 陸上自衛隊へ避難指示地域(天応地区)の現地調査のためのヘリコプターの出動要請 市上下水道局から日本下水道管路管理業協会へ支援要請 茨城県常総市による災害復興支援金代理受納開始(～12/31) リフト付きバス(静岡県ボランティア協会所有)によるボランティアの移送支援開始(～9/9) ジャパンマリンユナイテッド(株)へ送水再開 【国】普通交付税の繰上げ交付の決定(現金交付日:7/17)
7/14(土)	<p>避難勧告解除(土砂:天応地区の一部), 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:天応地区の一部)[11:30] 避難準備・高齢者等避難開始一部解除(土砂:天応地区の一部)[14:50] 避難指示(緊急)解除(洪水:安浦)により, 市内全域避難指示解除(避難準備は継続)[19:35]</p> <p>➤特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定(閣議決定, 同日政令公布・施行) ➤石井国土交通大臣による被災地(天応地区)視察及び要望書提出 ➤宮原浄水場給水開始 ➤断水解消／阿賀(低地部), 天応(一部), 蒲刈(向地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第3回) 罹災証明書等の発行に係る被災家屋等の現地調査開始 罹災証明届出書交付申請書の受付開始 本部事務局「避難所対策班」を「避難所長期対策班」へ改編 市役所1階に「被災者支援窓口」を設置 くれ災害ボランティアセンター／倉橋サテライト開設(～10/28) 【国】国土交通省による入浴支援「青雲丸」の船内浴室を利用した入浴支援(～7/16) 【国】陸上自衛隊による道路啓開等の実施(～8/5)

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
7/15(日)	▶小此木防災担当大臣による被災地(天応地区)視察及び要望書提出 ▶断水解消/阿賀(高地部一部), 広(一部), 仁方(低地部), 宮原(一部), 警固屋(低地部), 中央(高地部一部)	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第4回) 陸上自衛隊へ消毒等による防疫活動を依頼 くれ災害ボランティアセンター/広サテライト開設(~7/26) 緊急消防援助隊(島根県大隊)活動終了 日本下水道管路管理業協会による下水道清掃作業開始(~8/9) 災害派遣精神医療チーム(広島DPAT)による避難所での精神保健活動開始(以降, 7/20・23・31, 8/7) 【県】避難所, 小・中学校へスクールカウンセラーの派遣開始
7/16(月)	▶小野寺防衛大臣へ自衛隊派遣に対するお礼のため表敬(護衛艦かが) ▶断水解消/中央(高地部一部), 宮原(一部), 警固屋(高地部), 広(一部), 仁方(高地部), 下蒲刈(下島・三之瀬), 天応(西条)	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第5回) 国土交通大臣へ港湾施設管理を要請(港湾法第55条の3の3) 日本介護支援専門員協会へ派遣支援を要請 避難所訪問による罹災証明書の取得支援(2地区5避難所) 中央・宮原・広・仁方・蒲刈地区の給水拠点終了 JRATによる避難所でのリハビリテーション支援開始(~7/18・21・24, 8/2・9・23・30) 【国】海上自衛隊による入浴支援(川尻中学校グラウンド(~8/3)) 【国】国土交通省による呉港港湾管理権限代行開始(~8/15)
7/17(火)	▶断水解消/警固屋(見晴), 阿賀(冠崎・大入), 川尻(小仁方), 下蒲刈(大地蔵), 音戸, 倉橋(北部)  陸上自衛隊による災害ごみの収集・運搬作業	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第6回) 被災地を対象とした避難勧告等の発令基準の特例運用の制定(対象地区:吉浦・広・天応・音戸・安浦地区) 罹災証明書及び罹災証明届出書の交付開始 災害時BRTによる本市と広島市を結ぶ緊急輸送バスの運行開始(~9/27) 被災し通学困難となった児童生徒への通学支援実施(~3/22) 豪雨災害支援金(一般寄附金)の受付開始 住宅の応急修理の受付開始, 専用ダイヤル設置 セーフティネット保証4号認定の指定公告(指定期間:7/5~) 天応・安浦・昭和地区で民間委託による災害ごみ収集開始 警固屋・阿賀・下蒲刈地区の給水拠点終了 個人からの支援物資受入を一時休止(市ホームページ掲載) グリーンピアせとうちでの安浦中央保育所の代替保育開始(~8/4) 被災した安浦保健出張所を川尻保健出張所内へ移転 【国】陸上自衛隊による災害ごみの収集・運搬支援開始 【国】陸上自衛隊による市内小・中学校の消毒作業(~7/18) 【国】経済産業省のプッシュ型支援による業務用クーラー, ルームクーラーの提供 【県】災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)活動開始(~8/31) 【県】リハビリチーム(理学療法士・作業療法士等)による避難所での支援開始(~8/23)
7/18(水)	▶稲山消防庁長官(野田総務大臣代理)による被災地(安浦地区)視察 ▶断水解消/倉橋(南部)  災害土砂等の仮置場となった呉ポートピアパーク駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第7回) 市議会災害対応連絡会議 都市交通の専門家等で構成する「呉市渋滞対策委員会」設置 呉ポートピアパーク駐車場を災害土砂等仮置場に指定・受入開始 総合スポーツセンター及び野外活動センターを自衛隊災害派遣部隊の宿营地として提供(~7/22) 老人福祉施設みはらし荘において入浴支援開始(~7/31) 川尻地区での入浴施設への送迎支援開始(~8/3) 天応地区での入浴施設への送迎支援開始(~9/7) くらはし桂浜温泉館において入浴支援開始(~11/11) 音戸・倉橋地区の給水拠点終了 日赤こころのケアチームによる避難所巡回相談開始(~8/31) 災害支援ナースによる避難所での夜間看護開始(~8/31)

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
7/18(水)		<ul style="list-style-type: none"> 県医師会JMATによる避難所巡回指導(安浦まちづくりセンター) 広島司法書士会呉支部による無料法律相談(~12/27) 【県】市長への災害救助法の実施に関する事務の一部委任(適用日:7/5)
7/19(木)	▶断水解消/倉橋(大迫, 鹿島)  道路の防疫作業 (出典:陸上自衛隊第13旅団ホームページ)	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第8回) 3号招集から1号招集に変更(消防局) 川尻地区を中心に井戸水無料検査の受付開始(~7/25) 避難行動要支援者への支援物資の配布(~7/25) 川尻地区における巡回車による給水を開始 くれ災害ボランティアセンター/音戸サテライト開設(~10/27) 第1回高齢者支援に関する調整会議開催 日本介護支援専門員協会による被災地区の全戸訪問開始 【国】陸上自衛隊による安浦地区での防疫作業(~7/21) 【国】国税庁が被災者への申告等の期限延長について告示
7/20(金)	▶断水解消/安浦, 天応(西条・東久保), 倉橋(長谷)  短期派遣保健師等による戸別訪問のためのミーティング	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第9回) 災害マネジメント総括支援員着任 静岡県 望月支援員(~7/28) 国税に準じた市税の申告・納付等に関する期限の延長を告示 借上型応急仮設住宅への入居受付開始(~11/30) 安浦地区の給水拠点終了 フタムラ化学㈱へ上水道施設を利用して工業用水を暫定供給 呉市医師会内に呉市医師会災害医療対策本部を設置 県医師会JMATによる避難所巡回指導(天応まちづくりセンター) 県介護支援専門員協会による被災地区の全戸訪問開始 短期派遣保健師による被災地での活動開始(~8/11) 【国】経済産業省のプッシュ型支援による空気清浄機, 加湿器, 掃除機の提供
7/21(土)	▶安倍内閣総理大臣被災地視察(安浦地区)及び県内自治体関係者との意見交換会 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第10回) 緊急輸送バスの始発時刻に合わせた呉駅西駐車場の開場時刻の繰上げ(~10/31) 救護ボランティアの運用を開始 【国】TEC-FORCE道路啓開班による道路啓開等の実施(市道中畑下垣内線(~7/24)) 【国】環境省地方環境事務所職員の応援派遣(環境部環境政策課常駐(~8/23)) 【県】県保健師がリエゾンとして市保健所に配置
7/22(日)	安浦町市原地区を視察する安倍内閣総理大臣(7/21)	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第11回) 長期断水地区での罹災証明書の取得支援(戸別訪問と現地調査)
7/23(月)	▶大崎下島循環線(御手洗~沖友間)通行止め解除  TEC-FORCEによる背戸の川の土砂撤去作業	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第12回) 災害見舞金等の申請受付開始 天応・安浦市民センターに住宅の応急修理の相談窓口設置 応急対応を要する緊急災害復旧工事等に係る発注・契約事務の迅速化・簡素化(7/31にも実施) 【国】陸上自衛隊による市内小・中学校校庭の消毒作業(~7/24) 【国】自衛隊による物資配送支援終了 【国】TEC-FORCE道路啓開班による背戸の川土砂撤去(~8/27) 【国】海技教育機構(海技丸)によるボランティア海上輸送(宇品港~天応港(~7/24)) 【県】建設型応急仮設住宅の建設場所(天応・安浦)及び戸数(各40戸)を公表

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
7/24(火)	<p>➤激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定 (閣議決定, 7/27政令公布・施行)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第13回) 【国】TEC-FORCE道路啓開班による道路啓開等の実施 (市道川尻本線1号(～7/28))
7/25(水)	 <p>川崎市応援部隊による収集作業(7/26)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第14回) 「減免のお知らせ」チラシの申請受付窓口等での配布開始 呉市渋滞対策委員会を「呉市渋滞・交通対策チーム」へ改組 安浦地区における集中的な被災家屋調査の実施(～7/28) 川崎市から災害ごみ収集応援部隊(第1陣)到着 国土交通大臣へ港湾施設管理の追加要請 【国】同日付で港湾施設の直轄管理について告示 【国】航路における沈没物その他物件の除去(～8/15), 泊地における沈没物その他物件の除去(～9/24)
7/26(木)	 <p>川尻中学校での洗濯支援サービス「お洗濯ひろば」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第15回) 市議会災害対応連絡会議 川崎市応援部隊による災害ごみの収集・運搬作業開始(～8/6) 罹災証明書発行に係る被災家屋等の再調査の申請受付開始 住宅被災者を対象とした市営住宅の入居募集(第2次分)を公募、受付を開始 洗濯支援サービス開始(東部中継センター・川尻中学校(～8/3)) 広島県道路(坂北IC料金所)へのバス専用レーン設置(～9/27) 口腔ケアチームによる避難所での訪問指導
7/27(金)		<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第16回) 【国】TEC-FORCE活動拠点の設置/災害対策本部車を天応小学校グラウンドに配備(～8/27)
7/28(土)	<p>避難勧告発令(土砂:天応・吉浦・音戸・安浦の一部), 避難準備・高齢者等避難開始発令(土砂:上記以外の市内全域[15:20])</p> <p>➤仮橋設置により安浦地区(女垣内地区)の孤立状況が解消し, 市内の孤立状況が全て解消</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第17回) 罹災証明書発行に係る被災家屋等の再調査開始 【国】東広島・呉自動車道阿賀IC出口(先小倉交差点)に左折レーンを増設
7/29(日)	<p>暴風・波浪警報発表[1:04]</p> <p>大雨警報(土砂災害・浸水害)発表[4:10]</p> <p>避難勧告発令(台風接近:市内全域)[9:00]</p> <p>暴風・波浪警報解除(強風・波浪注意報発表)[10:10]</p> <p>大雨警報解除(大雨注意報発表)[13:39]</p> <p>避難勧告一部解除(台風接近)[14:40] (天応・吉浦・阿賀・音戸・安浦の一部は継続)</p> <p>避難勧告一部解除(台風接近)[17:10] (安浦の一部は継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第18回) 災害マネジメント総括支援員着任 静岡県 青島支援員(～8/6) ※台風第12号の接近により応急復旧活動等(給水拠点, ボランティア, 避難所巡回支援等)を中止
7/30(月)	<p>避難勧告解除(台風接近), 避難準備・高齢者等避難開始発令(安浦の一部)[8:30]</p> <p>➤矢野安浦線(黒瀬町乃美尾～安浦町下垣内)通行止め解除(片側交互通行へ移行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第19回) 柳迫第1ポンプ所の代替仮設ポンプの試運転(通水テスト) 災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」(呉中央棧橋～川尻西港棧橋間)の運航開始(～8/22) 【県】安浦地区建設型応急仮設住宅の着工(～8/30完成)
7/31(火)	<p>➤呉環状線(警固屋8丁目)通行止め解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第20回) 市議会災害対応連絡会議 市議会から市長へ「平成30年7月豪雨に関する要望書」を提出 【県】県による災害救助法及び被災者生活再建支援制度等担当者説明会の開催 【県】天応地区建設型応急仮設住宅の着工(～8/29完成)

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
8/1(水)		<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第21回) 仮設ポンプによる川尻地区への給水開始[22:00] 浸水地域(安浦地区)での家屋の委託消毒(~8/7) 第2回高齢者支援に関する調整会議開催
8/2(木)	<ul style="list-style-type: none"> 断水解消/川尻地区 JR呉線(海田市駅~坂駅間)運転再開 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第22回) 川尻地区の給水拠点終了 家屋・土砂混じりがれき撤去の受付開始(電話・窓口) 企業通勤バスの広島呉道路の優先通行開始(~9/27) 【国】平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ発表
8/3(金)		<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第23回) 市ホームページへ市長メッセージ「観光業はじめ中小企業・小規模事業者の皆様へ」を掲載 個人からの支援物資受入の停止(市ホームページ掲載) 【国】予備費の使用について閣議決定(第1弾 1,058億円) 【国】中小企業庁が被災中小企業者へのグループ補助金, 持続化補助金等の支援制度を発表 【県】安芸灘大橋通行料金無料措置終了(8/4・24:00~有料)
8/4(土)	<p>天応地区における豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会(8/4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会(天応) 建設型応急仮設住宅の入居希望受付開始(~8/13) 呉市医師会JMATによる避難所の医療救護活動開始(~8/12)
8/5(日)	<p>安倍内閣総理大臣被災地視察(天応地区)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 口腔ケアチームによる避難所での訪問指導
8/6(月)	 <p>平成30年7月豪雨災害に係る黙とう(市災害対策本部会議(第24回)(8/6))</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第24回) 市ホームページへ市長メッセージ「市民の皆様へ(平成30年7月豪雨災害から1か月を経過して)」を掲載 水防第2体制に変更(消防局) 旧五番町小学校を物資の備蓄倉庫として運用開始 旧三津口小学校での安浦中央保育所の代替保育開始(~3/2) 県復興支援特別融資制度の創設に伴う認定事務受付開始(認定期間:~H31年1/31) 災害時緊急輸送船「さくら直行便」(天応桟橋~広島宇品港)の運航開始(~8/31)
8/7(火)		<ul style="list-style-type: none"> 災害マネジメント総括支援員着任 静岡県 杉原支援員(~8/15) 災害対応のため8月補正予算専決処分, プレスリリース 災害時緊急輸送船「キャットクルーズ2」(呉中央桟橋~仁方桟橋間)の運航開始(~8/22) 石川県加賀市による災害復興支援金代理受納開始(~11/30)
8/8(水)	<p>豊浜大橋の夜間通行止め解除(通日の片側交互通行へ移行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページへ災害復興支援金の英語版対応ページを掲載 市ホームページへ被災した中小企業者への支援策を掲載
8/9(木)		<ul style="list-style-type: none"> 国道31号坂町区間(坂駅南から水尻までの片側2車線区間)へバス及び災害関係車両等の専用レーン設置(~9/7) 【県】平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会を設置
8/10(金)	<p>罹災証明の発行に係る他自治体の応援職員の派遣終了(8/10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明の発行に係る他自治体応援職員の派遣終了 市政だより9月号(8月10日発行)への被災された方々に対する市長メッセージ掲載及び「平成30年7月豪雨 被災された方の生活支援(冊子版)」折込

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
8/11(土)	<ul style="list-style-type: none"> ➤国道185号仁方町(川尻越)の片側交互通行解除 ➤呉環状線(苗代～郷原)の片側交互通行 	<ul style="list-style-type: none"> • 吉浦上城町ほか一部地域の特例基準(土砂災害)運用解除 • 広石内3丁目, 4丁目の特例基準(洪水災害)運用解除 • 罹災証明交付申請受付終了時間の変更(20:00⇒17:15に変更)
8/12(日)		<ul style="list-style-type: none"> • 天応福浦町, 天応伝十原町の特例基準(土砂災害)運用解除
8/13(月)		<ul style="list-style-type: none"> • 議会協議会開催 (議題)平成30年7月豪雨による被害状況及び対応について • 音戸地区の避難所(先奥老人集会所)閉所
8/14(火)	 国道185号仁方町(川尻越)の片側交互通行解除(8/11)	<ul style="list-style-type: none"> • 呉市保健医療合同復興会議開催(第1回) 【国】知事からの撤収要請に伴い, 自衛隊の災害派遣等を終了 【県】災害対策本部を廃止し, 災害復旧・復興本部へ移行
8/15(水)		<ul style="list-style-type: none"> • 呉市豪雨災害義援金配分委員会開催(1次配分額決定) • 王子マテリア(株)へ県工業用水の増量給水
8/16(木)		<ul style="list-style-type: none"> • 建設型応急仮設住宅入居者の決定(天応40世帯, 安浦17世帯)
8/17(金)	 国道375号(上段原橋付近)仮復旧(8/18)	<ul style="list-style-type: none"> • 災害義援金の申請受付開始 • 各学校の状況に応じて2学期を繰り上げて開始 • 豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会(安浦町市原地区) • 「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金(観光庁)」説明会
8/18(土)	➤国道375号(上段原橋付近)仮復旧により通行止め解除	<ul style="list-style-type: none"> • 川尻地区の避難所(川尻まちづくりセンター)閉所 • 豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会(安浦町中畑・下垣内地区)
8/19(日)		<ul style="list-style-type: none"> • 豪雨災害からの応急復旧と今後の取組についての説明会(安浦町地区(全体))
8/20(月)	➤JR呉線広駅～呉駅間の暫定的な部分運転開始 	<ul style="list-style-type: none"> • 広地区の避難所(長浜老人集会所)閉所 • 被災児童・生徒への学用品等の支給開始 • 今後の工事発注見込みの精査(入札契約制度検討委員会) • 「災害時バス位置情報提供システム」試行運用開始(~9/7) • 中小企業等を対象とした支援制度に係る市全体説明会(広) • 映画「この世界の片隅に」ロケ地の場所を見よう会 呉編」開催
8/21(火)	 映画「この世界の片隅に」ロケ地の場所を見よう会 呉編」(8/20)	<ul style="list-style-type: none"> • 昭和地区の避難所(第3団地老人集会所)閉所 • 中小企業等を対象とした支援制度に係る安浦地区説明会(安浦) • 小規模事業者「持続化補助金」の申請開始 • 広島県行政書士会呉市支部による出張相談(~8/31)
8/22(水)	➤中川環境大臣による被災地等(天応地区, 広多賀谷集積場)視察及び要望書提出 	<ul style="list-style-type: none"> • 公費撤去等に関する相談会(環境省・広島県・熊本市) • 災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」の運航終了 • 中国木材(株)へ上水道施設を利用して工業用水を暫定供給
8/23(木)		<ul style="list-style-type: none"> • 市災害対策本部会議(第25回) 【国】中国財務局による災害復旧事業(起債)の災害査定 【県】県による災害復旧事業(起債)の災害査定
8/24(金)	 JR呉線呉駅と広駅間の暫定的な部分運転開始により運航を終了した災害時緊急輸送船「キャットクルーズ」(8/22 運航終了)	<ul style="list-style-type: none"> • 市災害見舞金の支給(振込)開始 • 絆ホールの備蓄倉庫としての運用終了 • 被災家屋等の再調査に係る他自治体応援職員の派遣終了 • 保健師等による応急仮設住宅(借上型)への戸別訪問開始
8/26(日)		<ul style="list-style-type: none"> • 天応小・中学校の授業再開等に係る保護者説明会
8/27(月)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】総務省中四国管区行政評価局行政相談課による特別相談(8/27, 9/11・25の計3回)

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
8/28(火)		<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページへ「11府県ふっこう周遊割」について掲載 被災児童・生徒の就学援助についての通知 (第1回申請締切: 9/21, 最終締切: 12/28) 浸水地域(天応地区)での家屋の委託消毒(~8/30)
8/29(水)		<ul style="list-style-type: none"> 事業者(JA等)への農林水産関係支援事業についての説明会 【県】天応地区応急仮設住宅完成(40戸)
8/30(木)	完成した建設型応急仮設住宅(天応地区)	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務できる工事件数の緩和 吉浦地区の避難所(吉浦まちづくりセンター)閉所 【県】安浦地区応急仮設住宅完成(40戸)
8/31(金)		<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部会議(第26回) 「11府県ふっこう周遊割」による宿泊支援(~11/30) ※9/21以降予約分から制度変更 日赤こころのケアチームによる活動終了
9/1(土)		<ul style="list-style-type: none"> 映画「この世界の片隅に」野外上映会の開催(美術館通り)
9/2(日)		<ul style="list-style-type: none"> 建設型応急仮設住宅への入居者説明会, 鍵渡し(入居開始)
9/3(月)	完成した建設型応急仮設住宅(安浦地区)	<ul style="list-style-type: none"> 浸水地域(川尻地区)での家屋の委託消毒(9/3・5) 【県】広島県地域支え合いセンター開設 【県】広島こころのケアチーム開設 【県】中小企業等グループ補助金の復興事業計画公募開始
9/5(水)		<ul style="list-style-type: none"> 各省庁へ被災状況の説明と今後の支援について要望 (国土交通省, 海上保安庁, 総務省, 消防庁)
9/6(木)		<ul style="list-style-type: none"> 各省庁へ被災状況の説明と今後の支援について要望 (環境省, 農林水産省, 中小企業庁, 内閣府, 財務省等)
9/7(金)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】予備費の使用について閣議決定(第2弾 616億円) 【県】広島熊野道路通行料金無料措置終了(~9/8(土) 0:00)
9/9(日)	➤JR呉線広駅~坂駅間の運転再開	
9/10(月)		<ul style="list-style-type: none"> 市議会9月定例会開会(~9/21) 豪雨災害復旧・復興対策特別委員会の設置 申し合わせにより一般質問, 議案質疑を取りやめ 「平成30年7月豪雨からの復旧・復興に関する決議」可決 呉市事務分掌条例改正案を可決(復興総室の設置) 庁舎セキュリティ機能を災害対応モードから通常モードへ切替
9/11(火)	復旧が完了した国道31号	<ul style="list-style-type: none"> 市災害復興本部の設置(市災害対策本部を廃止) 第1回市災害復興本部会議(市役所防災会議室) [15:00] 市災害復興本部に8つのプロジェクトチームを設置 水防体制解除(消防局) [16:00] 市議会災害対応連絡会議の廃止 罹災証明等申請受付の市役所1階特設会場終了 【県】「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」策定
9/12(水)	➤国道31号の復旧完了	<ul style="list-style-type: none"> 環境部環境政策課内に「家屋・がれき撤去班」を設置
9/13(木)		<ul style="list-style-type: none"> 個人からの支援物資受入終了(市ホームページ掲載) 王子マテリア(株)へ上水道施設を利用して工業用水を暫定供給
9/14(金)		<ul style="list-style-type: none"> 天応地区の避難所(天応まちづくりセンター)閉所
9/15(土)		<ul style="list-style-type: none"> 雨上がれプロジェクト(経済産業省)帆船「みらいへ」一般公開
9/18(火)		<ul style="list-style-type: none"> 8月補正予算(専決処分の承認), 9月補正予算議決 吉浦長谷町, 天応西条1~4丁目ほか一部地域, 安浦大字女子畑ほか一部地域の特例基準(土砂災害)の運用解除

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
9/19(水)		<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋や土砂混じりがれきの撤去に係る「公費撤去・費用償還」申込受付開始 呉市災害廃棄物等処理実行計画策定
9/21(金)	➤行幸啓(呉ポートピアパーク)	<ul style="list-style-type: none"> 市議会「平成30年7月豪雨災害における特別の財政支援を求める意見書」可決 【国】中国財務局による金融相談会(安浦まちづくりセンター)
9/25(火)		<ul style="list-style-type: none"> 経営体育成支援事業第一次申請受付開始(～12/27) 【国】中国財務局による金融相談会開催(呉ポートピアパーク)
9/26(水)		<ul style="list-style-type: none"> 第1回市災害復興部長会議 ※以降, 原則毎週火曜日に開催
9/27(木)	➤広島呉道路の復旧完了・通行止め全線解除(呉IC～坂北IC間の通行止め解除)	<ul style="list-style-type: none"> 広島呉道路復旧開通式(天応東料金所前)
9/28(金)		<ul style="list-style-type: none"> 市議会豪雨災害復旧・復興対策特別委員会
10/1(月)		<ul style="list-style-type: none"> 阿賀マリノポリス地区内ストックヤードでの災害土砂等受入開始 「13府県ふっこう周遊割」による宿泊支援(10/1～H31年1/31)
10/2(火)		<ul style="list-style-type: none"> 安浦地区の避難所(安浦まちづくりセンター)を閉所 ⇒ 避難所への避難者解消 浸水地域(天応地区)での家屋の委託消毒(～10/3)
10/4(木)	広島呉道路復旧開通式(天応東IC: 9/27)	<ul style="list-style-type: none"> 【国】中国財務局による災害復旧事業(起債)の災害査定 【県】県による災害復旧事業(起債)の災害査定
10/11(木)		<ul style="list-style-type: none"> 呉七社会各社代表者との懇談会での豪雨災害の被害状況等に関する意見交換
10/14(日)	<ul style="list-style-type: none"> ➤石田総務大臣による被災地(安浦地区)視察 ➤JR呉線安芸川尻駅～広駅間の運転再開 	<ul style="list-style-type: none"> 海上自衛隊呉音楽隊による観光復興コンサート
10/15(月)		<ul style="list-style-type: none"> 「呉市地域支え合いセンター」開設
10/16(火)		<ul style="list-style-type: none"> 呉市豪雨災害義援金配分委員会開催(2次配分額決定)
10/17(水)		<ul style="list-style-type: none"> 国税庁の告示にあわせ市税の申告・納付等の期限を指定
10/18(木)		<ul style="list-style-type: none"> 保健師等による住宅が半壊以上の被害を受けた世帯への戸別訪問開始
10/22(月)	➤山本防災担当大臣による被災地(天応地区)視察	
10/26(金)		<ul style="list-style-type: none"> 呉市復興計画検討委員会第1回会議
10/27(土)		<ul style="list-style-type: none"> がんばろう広島! B&G海遊び・マリンスポーツ体験
10/28(日)	➤JR呉線安浦駅～安芸川尻駅間の運転再開	
10/30(火)		<ul style="list-style-type: none"> 【県】平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会(第2回)
10/31(水)		<ul style="list-style-type: none"> くれ災害ボランティアセンター業務を終了 災害援護資金貸付の申請受付終了
11/1(木)		<ul style="list-style-type: none"> くれ災害ボランティアセンターから呉市社会福祉協議会ボランティアセンターへ移行 豪雨に関する県民の避難行動等の検証のための県との合同面接調査実施(～12/20)
11/5(月)	呉市復興計画検討委員会第1回会議(10/26)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者・小規模事業者グループ補助金交付申請に係る説明会(安浦・広地区) 被災家屋や土砂混じりがれきの撤去に係る費用償還決定通知書の送付及び支払開始
11/9(金)		<ul style="list-style-type: none"> 本市の「住みたい行きたいまちづくり事業～平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて～」が地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)対象事業に認定

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
11/12(月)		【国】中国財務局による災害復旧事業(起債)の災害査定 【県】県による災害復旧事業(起債)の災害査定
11/13(火)		・呉産業懇話会での豪雨災害の被害状況等に関する意見交換
11/18(日)		・呉海自カレーフェスタ2018
11/20(火)		・被災者を対象とした市営住宅(抽選住宅)優先募集(~12/5) ・呉税務署と共同で雑損控除等についての説明会を開催(~12/9)
11/21(水)		・企業版ふるさと納税を活用した寄附の申し出((株)ディスコ)
11/22(木)	広地区自治会連合会等との意見交換会(11/23)	・自治会連合会等との意見交換会(阿賀・宮原・吉浦地区)
11/23(金)		・自治会連合会等との意見交換会 (広・仁方・中央(第8・三条・川原石)地区)
11/26(月)	▶呉環状線(天応~焼山間)仮復旧により通行止め解除	・自治会連合会等との意見交換会 (安芸灘(下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊)・安浦・川尻地区)
11/27(火)		・自治会連合会等との意見交換会(天応・警固屋地区)
11/28(水)		・呉市復興計画検討委員会第2回会議
11/30(金)		・市議会豪雨災害復旧・復興対策特別委員会 ・自治会連合会等との意見交換会(中央(第5, 第6, 中央)地区) ・借上型応急仮設住宅の入居受付終了
12/1(土)		・呉ポートピアパーク及び狩賀賀海浜公園の再開園 ・自治会連合会等との意見交換会 (倉橋・音戸・中央(第2, 第3, 第4)地区)
12/3(月)	下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区自治会連合会等との意見交換会(11/26)	・自治会連合会等との意見交換会(郷原・昭和地区)
12/4(火)	▶上蒲刈循環線(向~田戸間), 大崎下島循環線(大浜~沖友間)通行止め解除	
12/14(金)		・吉浦新出町と音戸町先奥3丁目の特例基準(土砂災害)の運用解除 【国】「防災・減災, 国土強靱化のための3か年緊急対策」閣議決定
12/15(土)	▶JR呉線全線の運転を再開(三原駅~安浦駅間の復旧)	・JR呉線全線運転再開イベント(呉駅1番ホーム・安浦駅ホーム)
12/16(日)		・恩送り復興支援イベント「NO RAIN NO RAINBOW」開催(天応小学校体育館)
12/17(月)		・家屋等の公費撤去に係る現地立会調査開始 【県】平成30年7月豪雨災害復興基金条例が県議会で可決
12/22(土)		・地区計画策定のためのワークショップ開催(安浦町市原地区, 中畑・下垣内地区)
12/26(水)		・こころのケア講演会の開催(天応まちづくりセンター) 【国】中国財務局による災害復旧事業(起債)の災害査定 【県】県による災害復旧事業(起債)の災害査定
12/27(木)		【県】平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会(第3回)
12/28(金)	▶倉橋大向釣士田線(西宇土)通行止め解除	・市ホームページへ災害復旧工事の進捗状況等を掲載(天応・安浦)
1/7(月)		・家屋及び土砂混じりがれきの公費撤去開始
1/20(日)		・地区計画策定のためのワークショップ開催(安浦駅周辺地区, 天応地区)
1/29(火)		【県】平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画(緊急事業)公表
2/1(金)		・市ホームページへ災害復旧工事の進捗状況等を掲載(全地区)

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
2/2(土)		<ul style="list-style-type: none"> 地区計画策定のためのワークショップ開催(安浦町市原地区, 中畑・下垣内地区)
2/9(土)		<ul style="list-style-type: none"> 地区計画策定のためのワークショップ開催(安浦駅周辺地区)
2/10(日)		<ul style="list-style-type: none"> 地区計画策定のためのワークショップ開催(天応地区)
2/13(水)		<ul style="list-style-type: none"> 呉市復興計画検討委員会第3回会議
2/18(月)		<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係団体, 医療関係団体との意見交換会
2/19(火)		<ul style="list-style-type: none"> 市議会豪雨災害復旧・復興対策特別委員会
2/21(木)		<ul style="list-style-type: none"> 呉市復興計画(案)に対するパブリックコメントの実施(~3/22)
2/22(金)		<ul style="list-style-type: none"> 産業関係団体, 官公庁関係団体との意見交換会 呉市豪雨災害義援金配分委員会開催(3次配分額決定)
2/23(土)		<ul style="list-style-type: none"> 中国財務局との共催による住宅再建無料相談会開催
2/24(日)		<p>公共土木施設等災害復旧状況説明会 (吉浦まちづくりセンター・2/24)</p>
2/25(月)		<ul style="list-style-type: none"> 安浦保健出張所復旧完了 天応中学校生徒を対象とした防災対策工事現場見学会開催
2/26(火)		<ul style="list-style-type: none"> 国道31号の渋滞緩和効果の検証のため通勤交通強靱化に向けた社会実験の実施(~2/28)
3/2(土)		<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設等災害復旧状況説明会(警固屋・広・音戸・倉橋地区)
3/3(日)		<ul style="list-style-type: none"> 安浦中央保育所復旧記念式(翌日から保育を再開) グリーンピアせとうちで復興支援トレイルランニング大会(GREEN-GO-ROUND)開催
3/11(月)	<p>分別した土砂等の海上搬出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 阿賀マリノポリス地区から広島港出島地区へ分別した土砂等の海上搬出を開始
3/16(土)	<p>➤JR呉線通常ダイヤでの運行再開／一部区間(かるが浜駅～天応駅間, 小屋浦駅～水尻駅間)の徐行運転終了(3/15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画策定のためのワークショップ開催(安浦町市原地区, 中畑・下垣内地区) 呉市医師会主催による呉地域医療・保健活動検証会開催
3/17(日)		<ul style="list-style-type: none"> こころのケア講演会の開催(安浦保健出張所) 公共土木施設等災害復旧状況説明会(阿賀・中央・仁方・郷原地区)
3/20(水)		<ul style="list-style-type: none"> 西日本豪雨復興応援アート展(呉市立美術館(~4/6))
3/21(木)		<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設等災害復旧状況説明会(安浦・川尻地区) 【県】野呂川ダムの検討結果等に関する説明会(安浦地区)
3/22(金)		<p>【国】【県】災害復旧事業等に係る起債の早期同意</p>
3/23(土)		<ul style="list-style-type: none"> 地区計画策定のためのワークショップ開催(安浦駅周辺地区) 公共土木施設等災害復旧状況説明会(下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区)
3/24(日)	<p>➤石井国土交通大臣による被災地(天応・安浦地区)視察</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画策定のためのワークショップ開催(天応地区)
3/27(水)		<ul style="list-style-type: none"> 呉市復興計画検討委員会第4回会議
3/28(木)		<ul style="list-style-type: none"> 第2回市災害復興本部会議 「呉市復興計画」策定・公表
3/29(金)	<p>➤広島呉道路(クリアライン)の財政投融資を活用した4車線化の事業許可</p>	<p>【国】【県】災害復旧事業等に係る起債の同意</p>
3/31(日)		<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋や土砂混じりがれきの公費撤去・費用償還の受付終了

【令和元(平成31)年度】

月日	気象・避難情報と主な出来事	市(災害対策本部・災害復興本部), 国, 県等の対応
4/1(月)		・災害公営住宅への入居仮申込み受付開始(~4/15)
4/9(火)		【県】平成30年7月豪雨に関する県民の避難行動のアンケート調査の実施
4/15(月)		・呉市地域支え合いセンター中央拠点開設 (呉市社会福祉協議会内)／市内3拠点で運営
4/25(木)		・日本遺産「呉鎮守府」開庁130周年記念事業実行委員会設立
5/7(火)		・経営体育成支援事業第二次申請受付開始(~6/28)
5/11(土)		・復興応援 呉ご当地キャラ祭(5/11・12)
5/17(金)		【県】平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画(緊急事業・激特事業等)公表
5/25(土)	復興応援 呉ご当地キャラ祭 (大和波止場・5/11・12)	・地区計画策定のためのワークショップ開催 (安浦町中畑・下垣内地区, 天応地区)
5/26(日)		・地区計画策定のためのワークショップ開催(安浦駅周辺地区)
6/1(土)		・二級水源地から広地区ユーザーへの工業用水の供給再開
6/2(日)		・地区計画策定のためのワークショップ開催(安浦町市原地区)
6/3(月)		【県】豪雨災害義援金受付期間の延長(令和2年6月末まで)
6/4(火)		・被災者を対象とした市営住宅の優先募集(~6/12)
6/10(月)		・市議会豪雨災害復旧・復興対策特別委員会
6/15(土)		・地区計画策定のためのワークショップ開催(天応地区)
6/21(金)		・復興計画の施策体系及び4月の組織改正に伴う復旧・復興に向けた組織体制の変更
6/28(金)		・呉市豪雨災害義援金配分委員会書面審議(4次配分額決定)
7/4(木)	平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式 (くれ絆ホール・7/6)	・市議会豪雨災害復旧・復興対策特別委員会 ・第3回市災害復興本部会議
7/6(土)		平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式(くれ絆ホール)

参考資料2 時系列表（発災から市災害対策本部設置期間の主な災害対応）

主な対応項目	7月																														
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
災害体制	[Blue bar]																														
災害対策本部体制(非常体制)	[Blue bar]																														
災害対策本部会議	[Blue bar]																														
避難所対策	[Yellow bar]																														
帰宅困難者支援	[Yellow bar]																														
避難所の開設	[Yellow bar]																														
人命救出・捜索活動	[Red bar]																														
緊急消防援助隊	[Red bar]																														
陸上自衛隊	[Red bar]																														
海上自衛隊	[Red bar]																														
警察	[Red bar]																														
医療救護活動	[Red bar]																														
災害派遣医療チーム(DMAT)	[Red bar]																														
呉市医師会救護班	[Red bar]																														
日本赤十字社・医療救護班	[Red bar]																														
日本赤十字社・災害医療コーディネートチーム	[Red bar]																														
呉市医師会救護班(広島JMAT)	[Red bar]																														
保健衛生活動	[Red bar]																														
市保健師	[Red bar]																														
応援保健師(厚労省調整等)	[Red bar]																														
日本赤十字社・こころのケアチーム	[Red bar]																														
災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	[Red bar]																														
広島県薬剤師支援チーム	[Red bar]																														
災害支援ナース	[Red bar]																														
災害派遣精神医療チーム(DPAT)	[Red bar]																														
リハビリチーム	[Red bar]																														
被災者支援窓口の設置	[Yellow bar]																														
被災者支援窓口(市役所1階)	[Yellow bar]																														
被災者支援臨時相談窓口(天応地区)	[Yellow bar]																														
被災者支援臨時相談窓口(安浦地区)	[Yellow bar]																														
災害廃棄物の撤去・処理	[Yellow bar]																														
災害廃棄物、土砂等の仮置場指定・受入	[Yellow bar]																														
災害ごみの受入(広多賀谷多目的広場)	[Yellow bar]																														
全国清掃会議による応援(川崎市応援)	[Yellow bar]																														
被災家屋・土砂混じりがれき撤去の受付	[Yellow bar]																														
罹災証明書等の発行	[Yellow bar]																														
罹災証明書の交付申請受付	[Yellow bar]																														
罹災証明届出書の交付申請受付	[Yellow bar]																														
被災家屋等の現地調査	[Yellow bar]																														
再調査の申請受付	[Yellow bar]																														
被災家屋等の再調査	[Yellow bar]																														
一時的な住まいの確保	[Yellow bar]																														
住宅の応急修理受付・支援	[Yellow bar]																														
市営住宅の一時入居	[Yellow bar]																														
応急仮設住宅(借上型)入居開始	[Yellow bar]																														
応急仮設住宅(建設型)建設工事	[Yellow bar]																														
応急仮設住宅(建設型)入居開始	[Yellow bar]																														
災害見舞金等の支給	[Yellow bar]																														
災害見舞金等の申請受付	[Yellow bar]																														
災害義援金の申請受付	[Yellow bar]																														
ボランティアセンター	[Yellow bar]																														
くれ災害ボランティアセンター	[Yellow bar]																														
給水支援	[Blue bar]																														
応急給水拠点の設置による給水(設置地区)	[Blue bar]																														
巡回車による給水(川尻地区)	[Blue bar]																														
学校等プール水(生活用水)提供	[Blue bar]																														
陸上自衛隊	[Blue bar]																														
海上自衛隊	[Blue bar]																														
国土交通省	[Blue bar]																														
日本水道協会	[Blue bar]																														
入浴支援	[Blue bar]																														
市観光施設等の入浴施設の提供	[Blue bar]																														
陸上自衛隊(入浴施設設置/呉ポートピアパーク)	[Blue bar]																														
海上自衛隊(艦船等浴室利用/係船堀)	[Blue bar]																														
海上自衛隊(川尻中学校)	[Blue bar]																														
国土交通省(船舶浴室利用)	[Blue bar]																														
入浴施設への送迎支援	[Blue bar]																														
天応地区での送迎支援	[Blue bar]																														
安浦地区での送迎支援	[Blue bar]																														
川尻地区での送迎支援	[Blue bar]																														
※災害対応のうち主な活動を記載している。 ※活動期間には台風の接近により中止したものも含んでいる。	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				

【国による主な支援内容一覧】

区分		支援の内容	参照頁
自衛隊	陸上自衛隊	市災害対策本部へのリエゾンの派遣	50～53
		被災者や行方不明者の救出・捜索活動	106・107
		給水拠点における給水支援等	123
		支援物資の輸送支援	154・155
		危険物除去や道路啓開等の応急復旧活動	179
		浸水地域における防疫活動	134
		入浴支援(入浴施設の提供等)	131～133
	海上自衛隊	市災害対策本部へのリエゾンの派遣	50～53
		被災者や行方不明者の救出・捜索活動	106～108
		艦艇等による給水支援等	123
		支援物資の輸送支援・給油支援	154・155
		がれき撤去支援	179
入浴支援(入浴施設の提供等)	131～133		
国土交通省	TEC-FORCE	市災害対策本部へのリエゾンの派遣	50～53
		活動拠点(災害対策本部車)の設置	180
		高度技術指導班によるヘリコプター調査	180
		道路班及び砂防班による被災状況調査	180
	TEC-FORCE (港湾関係)	河川土砂撤去及び道路啓開	181
		港湾業務艇等による緊急物資輸送等	154
		港湾業務艇等による給水支援	123
		大型浚渫兼油回収船等による入浴支援	131～133
		港湾業務艇等による漂流物の調査・回収	182
		港湾施設管理の権限代行	182
その他の省庁	経済産業省	物資・給油支援	154・155
		プッシュ型支援による避難所の環境改善	95
		断水地域における洗濯支援	128
		給水再開支援(柳迫ポンプ所仮復旧支援)	183
	総務省	被災市区町村応援職員確保システム等による応援職員の派遣	208・209
	厚生労働省	全国各地からの保健師チームの派遣調整	113
		給水再開支援(柳迫ポンプ所仮復旧支援)	183
	環境省	地方環境事務所職員の応援派遣	137
	財務省・金融庁	相談ダイヤルの設置	156・157
	警察庁	警察災害派遣隊の派遣	108
	消防庁	緊急消防援助隊の派遣	109
	気象庁	広島地方気象台職員(防災気象官)の派遣	50～53
	海上保安庁	巡視艇による透析患者や医療関係者等の搬送	127
巡視艇による給水支援		123	
巡視艇による漂流物の回収		182	

平成30年7月豪雨災害 呉市災害記録誌

令和2年(2020年)7月

発行:呉市(復興総室)
〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号
TEL:0823-25-3100 (代表)

※本誌の文章や写真等について、無断での複製・転載・改編はおやめください。

